

海外消防情報
シリーズ

5

韓国の消防事情 (新版)

[2014年3月]



大韓民国

Republic of Korea

海外消防情報センター

編集者はしがき

海外消防情報センターでは、海外消防情報シリーズの一巻として「韓国の消防事情」を2001年9月に刊行いたしました。

その後、韓国においては、2004年6月に消防防災庁が設置され、災害関連業務の一元化が図られるなど、大きな制度の改正が行われました。

このため、各方面から「韓国の消防事情」の抜本的な改訂が待たれていたところです。

このたび、かつて自治体国際化協会ソウル事務所長として勤務された経験をお持ちの全国市町村国際文化研修所学長 田中健氏に執筆をお願いし、ようやく改訂版を刊行できる運びとなりました。

田中氏におかれては、ご多忙中のところ、精力的に最新の情報を収集され、韓国の消防制度についてこれまでになく広範な解説書を得ることができました。

我が国と韓国の間の人々の交流は、年々盛んになっております。本書が、両国の交流に携わる各方面の皆様に活用されることを願ってやみません。

2014年3月

海外消防情報センター長
西村清司

韓国消防事情 目次

まえがき

I 韓国の消防防災の法体系とその発展経過	1
1. 安全行政部及び消防防災庁の所管法令	1
2. 他の政府各部の所管法令	1
3. 災難及び安全管理基本法に規定される関係機関	2
4. 韓国の消防防災に関する近代以降の発展の経過	3
5. 韓国消防防災庁の機能、政策課題及び主要事業	6
(1) 消防防災庁の機能及び政策課題	7
(2) 消防防災庁の予算及び主要事業	8
II 韓国の消防防災組織	15
1. 消防防災組織の体系	15
2. 消防防災庁	18
(1) 消防防災庁の設立目的	18
(2) 組織・体制	19
(3) 本庁各局等の主要業務	20
(4) 中央消防学校	21
(5) 中央民防衛防災教育院	23
(6) 中央119救助団	25
3. 広域自治団体の消防組織	28
(1) ソウル消防災難本部	28
(2) 江原道消防本部	34
4. 義勇消防隊	36
5. 義務消防隊	43
6. 主な消防関係団体	44
(1) 韓国消防産業技術院 (KFI)	44
(2) 韓国消防安全協会 (KFSA)	47
(3) 大韓消防共済会	50
(4) 消防産業共済組合	54
(5) 大韓民国在郷消防同友会	57
III 消防公務員制度	58
1. 消防公務員制度の基本的枠組み	58
(1) 職業公務員制	58
(2) 階級制	58

(3) 消防公務員の公務員法上の分類	60
2. 消防公務員の任用	61
(1) 募集・選抜	61
(2) 任用権者	63
(3) 昇進	64
(4) 評定制度	67
(5) 消防公務員の定年	69
3. 報酬、年金等	70
(1) 報酬	70
(2) 年金・医療	75
IV 消防財政	82
1. 国家及び地方自治団体の消防防災に係る歳出予算の大枠	82
2. 地方自治団体の消防予算	82
(1) 現況	82
(2) 地域資源施設税	84
V 消防施設等及び火災予防に関する安全管理	87
1. 消防施設設置及び維持・管理等	88
(1) 建築許可等の同意等	88
(2) 特定消防対象物に設置する消防施設等の維持・管理等	89
2. 防災	95
(1) 防災性能基準以上の防災対象物品の設置義務のある特定消防対象物	95
(2) 防災処理業の登録等	96
3. 消防対象物の安全管理	99
(1) 特定消防対象物	99
(2) 消防安全管理対象物	100
(3) 消防安全管理者	101
(4) 消防計画	103
(5) 共同防火管理者選任対象特定消防対象物	103
(6) 特定消防対象物の勤務者及び居住者に対する消防訓練等	104
(7) 消防施設等の自主点検	105
4. 消防施設管理士等	106
(1) 消防施設管理士	106
(2) 消防施設管理業	108
(3) 消防施設業	110
(4) 消防技術者	114

5. 消防用品の品質管理	118
(1) 型式承認等	118
(2) 性能認証等	121
(3) 優秀品質製品に対する認証	123
(4) 収集検査	124
6. 危険物施設に対する安全管理	124
(1) 危険物の貯蔵及び取り扱いの制限	124
(2) 危険物施設の設置及び変更等	127
(3) 危険物施設の安全管理	130
(4) 危険物の運搬等	136
(5) 監督及び措置命令	137
VI 救助・救急	139
1. 119救助・救急に関する法律の制定	139
2. 救助・救急基本計画等	141
(1) 基本計画	141
(2) 執行計画	141
(3) 市・道執行計画	141
3. 救助隊・救急隊の編成・運用	142
(1) 119救助隊（救助隊）	142
(2) 国際救助隊	144
(3) 119救急隊（救急隊）	146
(4) 航空救助・救急隊	148
4. 救助・救急活動	149
VII 災難管理制度	152
1. 災難及び安全管理基本法の特徴	152
2. 組織・機構	154
(1) 災難管理を実行する組織（災難管理責任機関等）	154
(2) 政策の審議・総括・調整を行う組織（中央安全管理委員会等）	160
(3) 対策の総括・調整・指示を行う組織（中央災難安全対策本部等）	165
(4) 緊急救助活動の指揮・統制を行う組織（中央緊急救助統制団等）	170
3. 災難及び安全管理基本法が定める活動	171
(1) 安全管理計画	171
(2) 予防及び対備	175
(3) 応急対策	184
(4) 緊急救助	187

(5) 災難の復旧	191
(6) 財政及び補償等	197

VIII 民防衛.....200

1. 民防衛とは	200
2. 民防衛の活動	201
(1) 運営組織	201
(2) 民防衛計画	202
(3) 民防衛の準備	203
(4) 民防衛隊	205
(5) 教育訓練	210
(6) 動員	212
(7) 補償等	213
(8) 収拾及び復旧	216
(9) 民防衛の警報	216

まえがき

韓国の消防防災制度は大きな発展を遂げている最中にあります。「漢江の奇跡」と言われた1960年代以降の経済発展はその成熟度を高めつつ現在も続いており、国民のニーズの高まりに応えようとする政府や地方自治団体の機能と活動は大きく広がってきました。このことは消防防災分野に限らず韓国の行政分野のすべてについて言えることですが、消防防災の分野はとりわけその変化が大きい分野のひとつであろうと思います。民主化が大きく進んだ1990年代以降、国民生活の安全は以前にも増して重要な関心事となり、時に発生した災害や惨事を教訓としつつ組織、制度、業務内容が大胆に見直されてきました。その一側面として1970年代以降の消防防災に関する政府の組織の変遷をみてみますと、1975年7月に従前の治安本部消防課が「内務部民防衛本部」（民防衛局と消防局の2局を配置）となり、1995年7月には「内務部民防衛災難統制本部」（民防衛局、消防局、防災局、災難管理局の4局を配置）に改められています（この間1992年には広域自治団体による自治消防制度が発足）。この「内務部民防衛災難統制本部」を前身として2004年6月に行政自治部（内務部は1998年2月に行政自治部に名称変更）に所属する「消防防災庁」が設置されたのですが、これにより、消防防災庁は、同じく行政自治部に所属する「警察庁」（1991年11月設置）と並ぶ、より位置づけの高い機関となったわけです。ちなみに「行政自治部」は、2008年2月には「行政安全部」に、さらに2013年3月には「安全行政部」に名称が変更されていますが、この名称の変化にも「安全」に対する認識の高まりを窺うことができるのではないのでしょうか。

韓国の消防防災制度の特徴は、消防防災庁が「災難管理」（自然災難及び社会災難の予防、対備、対応及び復旧のために行う全ての活動を指します。）に関して非常に広範かつ強力な権限を有すること及び「民防衛」という戦時等をも想定した国民の自衛的動員体制を有していることであろうと思います。韓国においても様々な災難に対してそれぞれ所管の政府機関等が関与していますが、2004年3月に制定された「災難及び安全管理基本法」により、中央政府諸機関の関係において安全行政部及び消防防災庁を中心とする体制が法的にも整備され、特に災難管理を専門的に担当する消防防災庁は災難管理全般に関する政策立案から災難現場での対応までを含む非常に重要な役割を担うようになりました。また、中央政府と地方自治団体の関係という点から見ますと、韓国の地方自治の歴史は比較的浅く（1991年に地方議会議員選挙が復活、自治団体の首長選挙が実施されたのは1995年）、ここ10数年間における急速な地方分権の進展と国民の意識の変化がある一方、中央政府と地方自治団体の間には制度的にも実態的にも上下関係が色濃く残っているようです。消防防災の分野も例外ではなく、むしろ、消防防災庁及び地方自治体の消防本部を通ずる階級制度を基礎とした消防公務員制度の体系の中で運用されていること、戦時等をも想定した「民防衛」が沿革的に消防防災の中で重要なウェイトを有していること等とも関連し、より集権的な体制及び運用となっているのではないかと考えられます。

いずれにせよ、韓国の消防防災や災難管理の制度等からは学ぶ点がたくさんあります。様々な災難に迅速に対応するための効率的・効果的な制度設計や運用体制をはじめ、大災害等の非常時に備えて国民に対する民防衛等の教育訓練を怠らない安全確保に関する社会的素地、国民目線で安心安全を一層高めていこうとする消防防災機関の取り組み姿勢、そして必要とあれば制度や運用を機敏かつ大胆に改めていこうとする行政関係者の即断力等がそうです。いずれも大変韓国らしいとすることができるように思います。本書は著者の力量不足のため、そういう韓国の消防防災制度等の一端を紹介するに留まるものではありますが、幾分なりともご参考になる点があれば幸いです。なお、執筆に当たっては、海外消防情報センターの藤原利紘様、大平充夫様、そして西村清司様に各般の御指導と暖かい励ましを頂き、総務省消防庁からは貴重な資料と情報を頂戴いたしました。また、資料収集等に当たっては韓国図書のパ宣映様にご尽力とご助言を頂きました。多くの皆様方のご支援に心から感謝を申し上げます。

2014年3月

田 中 健

I 韓国の消防防災の法体系とその発展経過

1. 安全行政部及び消防防災庁の所管法令

韓国の消防防災に関する法律のうち特に基本的なものとして次のような法律がある。

- ・ 災難及び安全管理基本法
- ・ 民防衛基本法
- ・ 消防基本法
- ・ 消防公務員法
- ・ 公務員年金法（消防公務員を含む国家公務員、地方公務員に適用される。）
- ・ 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律
- ・ 消防施設工事業法
- ・ 危険物安全管理法
- ・ 119 救助・救急に関する法律

* 韓国における消防防災の主務官庁は安全行政部（「部」は日本の「省」に相当）及び安全行政部に置かれる消防防災庁である。

* 韓国政府法制処法令情報センターの法令検索上、「災難及び管理基本法」、「民防衛基本法」、「公務員年金法」の 3 つの法律は安全行政部所管として表示され、それ以外の法律は消防防災庁所管として表示される。

* 「消防基本法」、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」、「危険物安全管理法」の 4 つの法律は、2003 年 5 月の法律改正により、従来の「消防法」が分割され、個別の法律となったものである。

《消防防災庁が所管するその他の法律》

義務消防隊設置法、消防公務員保健安全及び福祉基本法、大韓消防共済会法、大韓民国在郷消防同友会法、多重利用業所の安全管理に関する特別法、超高層及び地下連繫複合建築物災難管理に関する特別法、消防産業の振興に関する法律、自然災害対策法、災害救護法、地震災害対策法、災害軽減のための企業の自立活動支援に関する法律、災害危険改善事業及び移住対策に関する特別法、貯水池・ダムの安全管理及び災害予防に関する法律、急傾斜地災害予防に関する法律、小河川整備法、風水害保険法、遊船及び渡船事業法

* 消防防災庁所管法令は、法律が 23、これに関する大統領令が 30、安全行政部令が 29 ある。

2. 他の政府各部の所管法令

防災（災難及び安全管理）に関しては、200 余の関連法律等があるとされ（「재난관리론（災難管理論）」イ・ジェウン他著 p 193）、個別法や業務の所管も政府の各部にまたがっている。安全行政部及び消防防災庁以外の部が所管する主要な法律には次のようなものがある。

- ・ 農漁業災害対策法（農業・漁業災害 [農林畜産食品部]）
- ・ 山林法（山林災害 [農林畜産食品部・山林庁]）
- ・ 河川法（風水災害 [国土交通部]）

- ・ダム建設及び周辺地域地位等に関する法律（風水調節被害〔国土交通部〕）
- ・防潮堤管理法（農産物災害〔農林畜産食品部〕）
- ・港湾法（海上災害〔海洋水産部〕）
- ・水難救護法（遭難事故〔海洋水産部・海洋警察庁〕）
- ・下水道法（環境汚染〔環境部〕）
- ・応急医療に関する法律（応急措置・後送〔保健福祉部〕）
- ・警察官職務執行法（現場指揮〔安全行政部・警察庁〕）
- ・建築法（建築物崩壊〔国土交通部〕）

3. 災難及び安全管理基本法に規定される関係機関

2003年4月に制定された「災難及び安全管理基本法」（自然災難、人為災難、社会災難に分かれていた従前の法体系を一元化し関係法律や部処の間の連携を強化する韓国の災難管理の基本法。同法による災難管理制度については、本稿「Ⅶ 災難管理制度」で記述する。）に規定される「国家安全管理基本計画」による災難類型ごとの主管機関は次のとおりである。

〈国家安全管理基本計画及び執行計画の管理現況〉

区分	国家安全管理基本計画（34 類型）		国家安全管理執行計画 （消防防災庁所管 11 類型）
	災難対策	主管機関	
類 型 別 (16)	風水害対策	消防防災庁	風水害対策
	雪害対策	消防防災庁	雪害対策
	干ばつ災難対策	消防防災庁	干ばつ対策
	地震災難対策	消防防災庁	地震対策
	津波対策	消防防災庁	津波（地震、暴風）対策
	航空災難対策	国土海洋部	落雷対策
	鉄道災難対策	国土海洋部	暴炎対策
	道路災難対策	国土海洋部	爆発・大型火災対策
	海上災難対策	国土海洋部	建築物等施設物災難対策
	放射能防災対策	教育科学技術部	夏季水遊び災難対策
	電気・油類・ガス災難対策	知識經濟部	遊・渡船安全対策
	爆発・大型火災対策	消防防災庁	—
	建築物等施設物災難対策	消防防災庁	—
	通信災難対策	放送通信委員会	—
	有毒物・環境汚染事故対策	環境部	—
	産業災難対策	労働部	—

海外 災 難 (6)	在外公館等海外災難対策	外交通商部	—
	北朝鮮訪問国民安全対策	統一部	—
	海外災難死傷者支援対策	保健福祉家族部	—
	海外建設現場安全対策	国土海洋部	—
	海外観光客安全対策	文化体育観光部	—
	海外進出企業体災難対策	知識經濟部	—
そ の 他 重 要 災 難 (12)	災難放送対策	放送通信委員会	—
	防災気象対策	気象庁	—
	遊・渡船安全対策	消防防災庁	—
	生物安全対策	保健福祉家族部	—
	山火事防止対策	農林水産食品部(山林庁)	—
	文化財安全対策	文化財庁	—
	水利施設及び防潮堤災難対策	農林水産食品部	—
	文化・レジャー関連施設安全対策	文化体育観光部	—
	交通安全対策	安全行政部	—
	保育施設等安全対策	保健福祉家族部	—
	児童安全総合対策	教育科学技術部	—
	軍の人力・装備支援及び自衛施設災難対策	国防部	—

資料：消防防災庁「2012 消防防災主要統計」p 26（注：主管機関の名称は当時のもの）

4. 韓国の消防防災に関する近代以降の発展の経過

(1) このことについて、*「재난관리론（災難管理論）」* p 194）では、韓国戦争以降から今日までを次の4段階に区分している。

[初期段階]

- ・韓国戦争（1950年6月25日～1953年7月27日-休戦）以後1970年代まで
- ・戦争の惨禍の記憶により、民防衛基本法等の社会的災難と関連した法令が登場する。

[分化段階]

- ・1980～90年代
- ・自然災難及び人為災難と関連する農漁業災害対策法、消防法（1958年）、鉄道法、道路法、建築法等の個別法が整備される。

[統合段階]

- ・1990年代後半からの各種災害と災難の頻繁な発生に伴い、多様な災難関連個別法の統合が試みられる。
- ・自然災害に関連しては自然災害対策法に、人為災難に関連しては災難管理法に統合

[体系化段階]

- ・ 災難の特性上の既存法体系の多元化と法律間の連携性不足等の問題点を解決するための統合の必要性が台頭
- ・ 2004 年 3. 11 災難及び安全管理基本法として体系化される。

(2) また、韓国の消防制度の発展過程につき、「소방행정학개론 (消防行政学概論)」(著者：ヤン・キグン、ユ・ソンイル、ソン・ユンソク、イ・ジュホ、パク・ジョンミン) は、創設期から成熟期まで 4 段階に区分し、次のように記述している (同書 P46～49)。韓国の消防制度の発展を理解するうえで興味深い内容であることから、長くなるが引用する。

① 創設期：朝鮮及び日本統治地時代の消防政策

韓国の消防政策の創設期は、「禁火都監」が設置された朝鮮王朝時代とされる。「三国史記」に消防に関する記述が現れているが、これには大火災に関する記録のみで、消防政策に関する記述はない。現在の消防政策の源流は、朝鮮王朝時代に見いだされる。すなわち、朝鮮時代の「経国大典」の編纂において、禁火法令の骨格が整えられ、世宗 8 年 (1426 年) 2 月に、漢城府 (都の行政、司法を司った官庁) の中で 2 回の大火が発生したにもかかわらず禁火に関する組織がなく、その必要性が提起され、韓国最初の消防官署である「禁火都監」が設置された。このような朝鮮王朝時代の消防は、主に火災鎮圧がその関心事であった。

日本統治地時代の総督府が 1910 年に設置され、その外局として警務総監部が置かれ、武断統治の中核的役割を担った。警務総監部には、庁長官房のほか、機密課、警務課、保安課の 3 課が置かれていたが、消防の業務は保安課の中の消防係の分掌であった。また、1937 年の日中戦争の勃発により、日本は、(中略) 戦争の本格化に従い防空の重要性を勘案し、1939 年に警務局に防護課を設置し、防空と消防の事務を管掌させた。一方、地方消防行政は道の警務部が担当した。1919 年以後、警務総監部が総督府内の警務局に改編され、各道の警務部は道の内局第三課である警察課となった。さらに、警察部の中には、警務課、高等警察課、保安課及び衛生課などの 4 課が置かれ、消防の事務は保安課の分掌となった。日本統治時代の消防政策は警察治安政策の一部として、火災の予防と鎮圧を中心に展開された。

一方、米国軍政は、1945 年 9 月に朝鮮総督府を引き継いだ後、軍政庁長官の下に朝鮮政務局を部に変更し課の中の一部を処にするなど各部署の名称を変更し、米軍政統治機能を確保した。その後米国政府は、警務局警備課の消防業務と通信業務を合わせて消防課を設置し、1945 年 11 月には消防課を消防部に改めるとともに、道の警察部にも消防課を設置した。続いて 1946 年、軍政法第 66 号により消防部及び消防委員会を設置し、消防を警察から分離して自治化が始まった。1947 年、南朝鮮過度政府の成立後は、同委員会を執行機構として消防庁を設置し、庁長 1 名と書記長 1 名を置き、軍政諮問 1 名を配置し、総務課、消防課、予防課を置くこととなった。一方、消防署の増設については、日本統治時代末期までのソウルの京城、龍山、ソンドンの消防署と仁川、釜山の 5 か所の消防署から、米軍

政の自治消防体制に転換され、以後、50 余箇所の消防派出所が増設される等、消防政策に多くの関心を見せ始めた時期である。

② 定着期：大韓民国政府樹立以後の消防政策

消防政策の定着期は、大韓民国樹立以後であるといえる。1948 年、大韓民国政府が樹立されると、その年の 9 月に中央消防委員会が内務部治安局に、各道の消防庁が地方警察局に置かれるなど、米軍政下の消防庁と自治消防機構は警察機構に引き継がれ、消防行政は警察行政体系に吸収された。

消防行政は警察行政の一部として扱われることとなったが、実際の運用面では地方自治団体の行政と密接な協調体制を成すべき必要性により、1970 年 8 月に法令第 2489 号により政府組織法が改定され、内務部の消防の機能を削除し消防事務を地方自治団体の固有事務とする根拠が整えられた。しかし、ソウルと釜山において消防事務を自治事務としようとしたが、自治事務を引き継ぐための制度的根拠が整えられていなかった。このため警察局で消防事務を取り扱ってきたが、1972 年 6 月にソウルと釜山で消防本部が設置され、消防事務を官掌することとなった。その他の道では警察局消防課において官掌したが、1973 年 2 月に地方公務員法が制定され、消防公務員の身分が、国家公務員は警察公務員に、地方公務員は地方消防公務員に、その身分が二元化される等消防行政体制に大きな変化がもたらされた。

1975 年 7 月、法令第 2772 号及び第 2776 号により、政府組織法及び民防衛基本法が改定及び制定され、内務部に民防衛本部を設置し、従前の治安本部消防課を改編して民防衛本部の中に民防衛局と消防局を設置した。ここに、消防は民防衛本部傘下で存続することとなり、消防は民防衛の業務の体制の一分野としての位置を占めることとなった。

このように、1970 年から 1992 年までの制度を見ると、基本的に、ソウル特別市と広域市においては広域自治団体を中心として自治消防制度として運用され、市・郡においては国家が消防事務を遂行するという、国家消防と自治消防が二元化されて運用された。

③ 発展期：広域自治消防行政体制としての消防政策

消防政策の発展期は、今日の広域消防体制の根幹をなす 1992 年からであるといえることができる。すなわち、1992 年 1 月、国家消防と自治消防の二元化された消防制度は、広域自治消防体制へ転換された。すなわち、政府組織法第 3 条により国家機関として規定された特別地方行政機関から、地方自治法第 104 条に根拠を持つ地方自治団体に直属する機関となり、9 の道に消防本部を置き、16 の市・道（ソウル特別市、広域市及び道を指す。）を中心とする広域自治消防体制に転換された。

一方、大型の災害の発生に伴い、政府は 1995 年 7 月 18 日、災害管理法を制定・公布して応急段階の応急救助及び救難の指揮・統制権を消防官署長に付与したことにより、消防組織において政府が緊急救助・救難を主導的に遂行できるようにした。また、自然災害時の人命救助業務も消防が担当するよう規定し、事実上すべての災害の救助・救難業務を担

当するようにした。中央の組織としては、内務部傘下の民防衛本部を民防衛災難統制本部と名称を改め、消防局は、民防衛災難統制本部の民防衛局、防災局、災難管理局とともに、その傘下に所属することとなった。そして、1999 年企画予算委員会が主導した中央政府経営診断の結果、防災局を廃止し、民防衛防災局と消防局の体制に縮減された。このように、1992 年以降、今日の広域消防行政体制が整えられ、消防政策においても緊急救助及び救急政策が展開され、消防政策の領域が拡大した。

④ 成熟期：消防防災庁以降の消防政策

消防政策の成熟期は、消防に関する専任機関である消防防災庁が設立された 2004 年からであるといえる。1990 年代中頃以降繰り返し起きた大型災難により、国民の生命・財産を守るため、行政自治部民防衛災難統制本部を前身として、2004 年 6 月 1 日に消防防災庁が設置された。

消防防災庁の設立目的と機能は次の通りである。

まず、災難関連業務の一元化を通じた政策審議及び総括調整機能の強化である。すなわち、各種の災難から国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を保護するため国家及び地方自治団体の災難及び安全管理体制を確立しようとするものである。

二つ目に、災難予防に対する認識を高め、予防への投資の強化を目的とする。これは、費用ではなく投資の概念をもって災難予防事業への投資を拡大しようとするものである。

三つ目は、救助、救急及び現場の収拾等現場対応体制の強化のためである。このために、緊急救助統制団を新設した。

四つ目は、自治団体の災難管理機能及び民官協調体制を強化しようとするものである。すなわち、災難関連の地方組織及び機能の改編と、民官協力を通じた現場中心の対応体制の強化を目的とするものである。

五つ目は、安全意識を高めるための国民向けの広報等、予防活動体制の確立である。このため、国民の安全意識を強化する安全文化運動を実施するため計画をたてる。

「災難及び安全管理基本法」等 19 の法律の執行を通じ、各種の災難から国民の生命と財産を守る国家災難管理及び消防業務の中核的役割を遂行する機能を持たせるものである（消防防災庁ホームページ）。このような、消防行政組織の改編は、現代社会の複合的で大型化している災難に対処する方案であるとされる。

5. 韓国消防防災庁の機能、政策課題及び主要事業

上記のような経緯から、前掲の「国家安全管理基本計画」や以下に記述する「2014 年度予算概要」等々に示されるように、韓国消防防災庁は、伝統的な消防業務（警防、予防、救助、救急）のみならず各種災難への対応業務を幅広く主管しており、また、後述するように、災難対応の基本法である「災難及び安全管理基本法」や「民防衛法」においても政策立案や業務遂行等防災全般に係る政府の中核的役割を担う機関として位置づけられている。さらに、大規模火災等

の場合に消防防災庁長が直接消防隊を編成して火災鎮圧及び人命救助等の活動をすることができると（消防基本法第 11 条の 2）、「中央 119 救助団」という実働部隊を直属で保有していること、消防産業の振興に関する法的根拠（「消防基本法」第 7 章の 2 消防産業の育成・振興及び支援等、「消防産業の振興に関する法律」等）に基づき消防産業の発展に対する支援・振興を図っていること等、消防防災庁は災害の現場や関連産業の振興においても直接的な役割を担っている。

（１）消防防災庁の機能及び政策課題

ア．消防防災庁の主要な機能として次の 4 項目が掲げられている（消防防災庁「2014 年度予算概要」）。

（自然災難管理）

- ・ 自然災難総合対策、災害予防事業、災難復旧・救護
- ・ 防災基準管理、風水害保険、気候変化・地震対応等

（人的災難管理）

- ・ 人的災難予防対策、水遊び及び遊・渡船安全、災難兆候情報管理
- ・ 脆弱施設安全管理、特殊災難対備、災難対応訓練等

（消防〔救助・救急〕）

- ・ 消防安全総合対策、消防制度及び火災予防、火災調査・鑑識
- ・ 火災防護管理、救助・救急、消防施設・装備管理、航空安全管理等

（民防衛運用）

- ・ 民防衛隊組織・編制、教育・訓練、民防衛施設・装備運用等

イ．2013 年 4 月に公表された消防防災庁「2013 年業務報告」によれば、2013 年の国全体で見た消防防災に係る大きな課題として、次の 4 項目が示されている。

【課題 1】ユビキタス型国民中心安全網構築

- ・ モバイル基盤のスマート型災難管理体系構築
パソコンを基盤とした現行災難管理情報システムを現場中心のモバイル機器を基盤としたシステムに変更するための開発等
- ・ U-119 申告サービス環境の改善
既存の音声のみ対応の 119 申告システムを文字、映像も可能なものに多様化（SMS、MMS 等を通じた 119 申告サービス開始）等
- ・ 現場中心の U-安全管理システム具現
消防隊員の現場安全保護のためのモバイルシステム構築、U-IT 基盤施設物安全管理システム構築

【課題 2】洪水、山崩れ等災害の心配のない安全な国土の実現

- ・ 2013 年災害予防事業推進
災害危険地域整備 217 カ所、庶民密集危険地域整備 109 カ所、急傾斜地崩壊危険地域整備 47 カ所、消火栓整備 358 カ所、雨水貯留施設設置 28 カ所
- ・ 都市河川流域総合治水計画樹立支援

【課題 3】消防公務員の段階的増員

- ・実質的 3 交替勤務実施による不足人員の段階的増員
職務分析等通じた正確な追加所要組織及び人力算出（特に救急隊、救助隊、状況室等の激務部処を優先）
- ・義勇消防隊組織活用、不足消防力補強
義勇消防隊（3,447 隊、94,177 人）運用活性化及び消防官署未設置地域の専担義勇消防隊の設置拡大（2012 年 220 隊→2017 年 416 隊）

【課題 4】119 救急移送情報共有システム構築

- ・国家緊急移送情報網の共同活用体系構築
救急活動・応急医療情報のリアルタイム共同利用による応急患者蘇生率向上（リアルタイム応急医療情報照会及び救急活動情報伝送体系構築）、中央 119 救急状況管理センター設置による救急状況コントロールタワーの役割遂行等

ウ．また、消防行政の要改善事項として、同「2013 年業務報告」は次のことを挙げている。

【課題 1】被害住民が望む支援サービス提供

- ・問題点：被害住民に対する税制、電気、通信、融資等の支援措置が各機関に分散し分りにくい。また、申請様式が複雑・多様で分りにくい。
- ・対応：「被害住民生活安全支援センター」を設置し統合したサービスを提供、申請手続き・申請様式の標準化等（2013 年中に実施）

【課題 2】国家防災資源共同活用体系構築

- ・問題点：災害対応のための防災資源（人力、装備、資材）を各部署が開発・管理しており災害現場での共同活用のための協議体系が未熟
- ・対応：防災資源の標準化、統合運用マニュアルやデータベース構築、共同活用のための業務協約締結（2013 年中（一部 2014 年中）に実施）

【課題 3】国家安全基準登録・調整制度の導入

- ・問題点：部処別開発による安全基準の単独制定及び運用が行われている。
- ・対応：国家安全基準統合管理のための安全基準登録制度導入（現在各部処それぞれで運用されている安全基準を、中央安全対策本部長（安全行政部長官）に登録して総括・調整する方式にするため、「災害及び安全管理基本法」を改正）

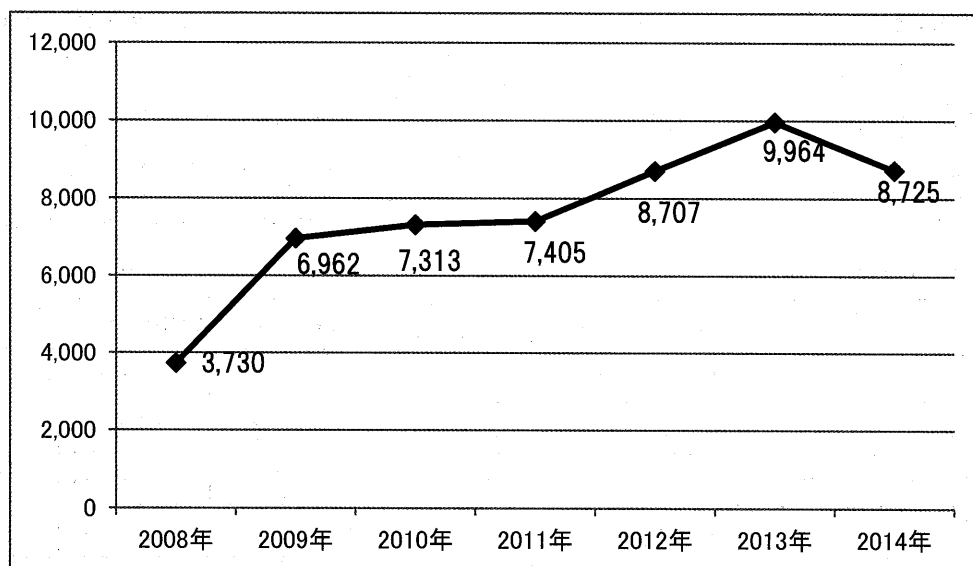
(p183④参照)

(2) 消防防災庁の予算及び主要事業

消防防災庁の 2014 年度予算の概要は次ページのグラフ及び表が示す通りである（消防防災庁「2014 年度予算概要」より作成）。2014 年度の歳出予算は、一般会計及び特別会計（農漁村構造改善特別会計、広域地域発展特別会計、革新都市建設特別会計）を合わせ 8,725 億ウォンであり、歳出予算の規模は、過去 6 年間で 2.4 倍（2014 年の最終的歳出推計額ベースでは更に高い伸び率になる可能性あり。）になっている。同庁の役割が著しく高まってきたことがこの数値からも窺える。

○最近7年間の予算額の推移

[単位:億円]



(筆者注: 2013 年度予算は当初に比べ最終的な歳出推計額が 12%程度増加しており、
2104 年度も同様に当初予算に比べ増加する可能性がある。)

○2014 年予算編成基本方向

2014 年度	(参考) 2012 年度
1. 災難に強い国の建設のための災害予防インフラ構築 ・気候変動、気象異変等に備えた対応基盤体系構築 ・災害危険地域及び小河川整備、雨水貯留施設設置事業への持続投資 ・消防安全体験センター等体験中心の国民安全教育施設拡充 2. 安全な国民保護力量提供及び消防先進化推進 ・民防衛及び国民参加訓練内実化、住民待避施設及び非常給水施設補強 ・特殊消防装備補強・管理、先進化及び性能を第一とした消防設計の後押し 3. 災難脆弱階層・地域の安全事故予防強化 ・災難心理安全支援、私有財産被害復旧費支援等の災難事後管理強化 ・夏季水遊び人命被害軽減及び生活安全事故予防活動強化 4. 実用的・科学的災難管理技術開発及び情報化事業	1. 災難に強い国の建設のための災害予防インフラ構築 ・災害危険地区及び小河川整備、雨水貯留施設設置事業への持続投資 ・消防安全体験センター等体験中心の国民安全教育施設拡充 2. 国家非常事態時における国民保護力量向上及び消防先進化推進 ・民防衛実戦教育及び国民参加訓練強化、老朽民防衛警報・待避施設補強 ・対テロ及び特殊装備補強、消防装備管理先進化及び性能を第一とする消防設計支援 3. 災難脆弱階層及び脆弱地域の安全事故予防強化 ・災難脆弱世帯老朽安全施設整備及び水遊び安全事故予防活動強化 ・災難心理安全支援、私有財産被害復旧費支援等の災難事後管理強化 4. 実用的・科学的災難管理技術開発及び情報化事業

推進 ・ 災難現場に適用可能な実用的消防防災 R & D 投資 拡大 ・ 災難予防分野へ先端 I T 基盤の災難管理情報化の 持続推進	業推進 ・ 災難現場に適用可能な実用的消防防災 R & D 投 資拡大 ・ 災難予防、化学生物放射能分野等へ先端 I T 基 盤の災難管理情報化事業の持続推進
---	---

* 2013 年度は 2014 年度とほぼ同様

○ 2014 年度予算概要（歳出ベース）

[単位：百万円]

区 分	2012 年 (A)	2013 年 (B)	2014 年 (C)	増 減 [それぞれ右蘭は増減率：％]			
				(B)－(A)		(C)－(B)	
一 般 会 計	646,309	726,845	657,243	80,536	12.5	△69,602	△9.6
人 件 費	36,882	38,509	45,292	1,627	4.4	6,783	17.6
基 本 経 費	11,732	12,232	12,326	500	4.3	94	0.8
主要事業費	597,695	676,104	599,625	78,409	13.1	△76,479	△11.3
農漁村構造改善特別会計	226,855	258,461	209,355	31,606	13.9	△49,106	△19.0
広域地域発展特別会計	358	350	500	△8	△2.2	150	42.9
革新都市建設特別会計	7,170	10,813	5,428	3,643	50.1	△5,385	△49.8
計	880,692	996,469	872,526	115,777	13.1	△123,943	△12.4

* 人件費：基本給・手当等の公務員の報酬の支出経費

基本経費：官署運営費、旅費等機関運営のための基本的経費

主要事業費：災難管理分野 67 事業

* 農漁村構造改善特別会計：「農林漁業民の生活の質向上及び農山漁村地域開発促進に関する特別法」

及び「小河川整備法」による災害の危険性が高い小河川整備のための予防投資

広域地域発展特別会計：済州特別自治道における 119 救助装備拡充（119 救助装備拡充及び 119 市民
水上救助隊運用事業の済州特別自治道勘定）

革新都市建設特別会計：国家均衡発展政策の一環である公共機関地方移転のための中央 119 救助本部
庁舎新築事業

○ 事業種類別予算内訳

[単位：百万円]

区 分	2012 年 (A)	2013 年 (B)	2014 年 (C)	増 減 [それぞれ右蘭は増減率：％]			
				(B)－(A)		(C)－(B)	
○ 災難・民防衛対応	14,122	13,215	12,866	△907	△6.4	△349	△2.6
○ 消防政策管理	30,753	60,505	77,444	29,752	96.7	16,939	28.0
○ 防災管理	743,069	829,625	677,674	86,556	11.6	△151,915	△18.3
○ 消防防災 R & D	26,297	27,503	31,274	1,206	4.6	3,771	13.7
○ 災難情報化	17,094	14,158	12,496	△2,936	△17.2	△1,662	△11.7
○ 消防防災行政支援	49,357	51,463	60,772	2,106	4.3	9,309	18.1
総 計	880,692	996,469	872,526	115,777	13.1	△123,943	△12.4

○主要事業

消防防災庁の2014年度予算概要に記載された各会計の事業のうち、2014年度予算額が10億ウォン以上のものは下表のとおりである。自然災害への対応に係る分野を中心に各般の事業を行うが、金額的に見ると「災害危険地域整備」、「雨水貯留施設設置」、「私有財産被害復旧費支援」等の地方自治団体への補助金交付事業が大宗を占めている（ちなみに、2013年消防防災庁予算中の国庫補助金としての支出額は856,118百万ウォンであり、同庁予算の全体額996,469百万ウォンの86%である。）。

① 一般会計

(新規事業)

[単位：百万ウォン]

事業名	2013年度	2014年度
1. 中央119救急状況管理センター構築	—	2,385
2. 中央119救助団大邱庁舎出動装備補強	—	3,374
3. 特殊事故対応団施設装備支援	—	20,340
4. 災害状況室世宗市移転	—	10,060

(継続事業)

[単位：百万ウォン]

事業名	2013年度	2014年度
1. 民防衛教育訓練	2,424	2,122
2. 民防衛施設装備拡充	6,351	6,243
3. 民防衛警報施設運営	2,013	1,686
4. 国民安全放送運用及び災害政策広報	1,144	1,227
5. 消防公務員心身健康管理	785	1,266
6. 消防安全体験センター建設	14,900	1,954
7. 消防補助人力養成及び運用	14,196	15,703
8. 対テロ及び特殊消防装備補強	1,850	3,165
9. 消防装備検査・検収センター設置	1,600	1,255
10. 多目的大型消防ヘリコプター補強	10,000	14,983
11. 中央消防学校教育支援	1,898	2,192
12. UN防災研修員及びUNISDR東北アジア事務所負担金	1,695	1,680
13. 災害危険地域整備	379,360	352,350
14. 雨水貯留施設設置	63,308	65,500
15. 風水害保険	12,966	14,241
16. 災害管理優秀自治団体支援	1,380	1,380
17. 防災教育運営	1,378	1,283
18. 私有財産被害復旧費支援	20,000	20,000

19. 人的災難安全技術開発（R & D）	2,795	3,213
20. 自然被害予測及び低減研究開発（R & D）	9,746	10,501
21. 次世代核心消防安全技術開発（R & D）	6,965	7,168
22. 特殊災難現場緊急対応技術開発（R & D）	3,100	4,883
23. 白頭山火山監視・予測及び対応技術開発（R & D）	3,000	3,000
24. 災難安全技術開発基盤構築（R & D）	2,833	2,509
25. 統合指揮無線通信網運営（情報化）	4,483	3,431
26. 国家災難管理情報システム構築（情報化）	3,744	3,120
27. 消防情報システム構築（情報化）	4,439	3,183
28. 非常災難通信網運営（情報化）	284	1,613

上記のうち、2014 年度予算額が 100 億ウォン以上の事業の個別的内容は以下の通り。

ア.（新規事業）3. 特殊事故対応団施設装備支援（203 億ウォン）

【要旨】頻発する危険物事故及び BRNE (Chemical, Biology, Radiology, Nuclear, Explosive) 事故に専門的に対応する国家レベルの専任対応団を新設、施設装備を支援
 ＊専門担当対応団は、国家政策調整会議の「化学事故、特殊事故対応団設置」決定（2013. 7. 5）に基づき新設が決定されている。

【内訳】個人保護装備補強（20 種類、182 点：31 億ウォン）、多目的除毒等出動車両補強（6 種類、2 台：163 億ウォン）、庁舎建築設計（基本設計、実施設計 7 億ウォン）

イ.（新規事業）4. 災難状況室世宗市移転（100 億ウォン）

【要旨】消防防災庁の世宗市（新行政首都）への移転（2014 年 11 月）に伴う災難状況室構築及び消防総合状況室移転

【内訳】中央災難安全対策本部移転（87 億ウォン）、消防総合状況室移転（12 億ウォン）

ウ.（継続事業）7. 消防補助人力養成及び運用（157 億ウォン）

【要旨】消防官署の不足する消防人力拡充のための消防補助人力（義務消防隊、公益勤務要員）養成及び運用のための地方自治団体への補助金（義務消防隊 2002 年度～継続、公益勤務要員 2008 年度～継続：補助率 100%）等

【内訳】消防補助人力養成及び運用（人件費、被服費、一般需用費等を対象：149 億ウォン）、消防補助人力管理・運用費（陸軍訓練所委託教育等：8 億ウォン）

エ.（継続事業）10. 多目的大型消防ヘリコプター補強（149 億ウォン）

【要旨】応急患者移送及び特殊・大型災難事故時の人員・装備の迅速投入による国家の緊急救助対応、早期収拾能力向上のためのヘリコプター購入（2013～2015 年度）

＊「多目的大型消防ヘリコプター導入基本計画」（2013. 2. 6）に基づくもの

【内訳】ヘリコプター購入代金（中途金）（機体価格 480 億ウォン×31.175%＝149 億ウォン）

オ. (継続事業) 13. 災害危険地域整備 (3,523 億円)

【要旨】(1) 台風、豪雨等自然災害による各種災害脆弱要因解消のための整備事業を体系的に推進するための地方自治団体への補助金 (1998 年度～継続：補助率 50%)

(2) 急傾斜地崩壊危険地域整備 (2012 年度～継続：補助率 50%)

(3) 庶民密集危険地域整備 (2012～2014 年度：補助率 50%)

【内訳】災害危険地域整備 (災害危険地域整備 253 カ所：2,934 億円、急傾斜地崩壊危険地域整備 47 カ所：189 億円、庶民密集危険地域整備 107 カ所：400 億円)

カ. (継続事業) 14. 雨水貯留施設設置 (655 億円)

【要旨】集中豪雨時に雨水を一時貯留して低地帯の常習浸水被害を予防するとともに、貯留された水を代替水資源として活用する雨水貯留施設を整備するための地方自治団体への補助金 (2009 年度～継続：補助率 50%)

【内訳】雨水貯留施設整備 (27 カ所：655 億円)

キ. (継続事業) 15. 風水害保険 (142 億円)

【要旨】風水害による政府の無償復旧費支援制度を補完し、住民の自立的な危険管理強化及び防災意識高揚を図る保険事業実施 (民間の保険会社への補助、2006 年度～継続)

*保険料支援：55%～86%、保険金：復旧費基準の 90%まで支給

【内訳】保険料支援 (住宅、温室風水害保険料：140 億円、広報等：2 億円)

ク. (継続事業) 18. 私有財産被害復旧費支援 (200 億円)

【要旨】地方自治団体が支出する被害復旧費に対する国庫補助金 (2011 年度～継続：補助率 70%)。

*支援分野：死亡・失踪・負傷者慰労金、救護費、生計支援、住宅損壊、住宅浸水、農耕地流失、農作物農薬代播き直し代、家畜、ビニールハウス・畜舎等農林施設、水産生物、漁船、養殖施設等復旧

予備費での支出時の行政手続きの履行等の遅延問題を補完するため迅速な支援体系を構築 (復旧計画確定後の復旧費支援所要期間を 30 日から 7 日に短縮)

【内訳】住宅、農作物等の私有施設支援 (200 億円)

ケ. (継続事業) 20. 自然被害予測及び低減研究開発 (R&D) (105 億円)

【要旨】科学技術を基に、気候変化により起こり得る自然災害被害を予測し低減する自然災害対応技術・システムの研究開発のための出捐金 (2003 年度～継続)

*中小河川洪水予報・警報体系構築等継続事業 17 件、浸水災害軽減標準モデル開発及び管理技術の高度化等新規事業 5 件

【内訳】研究開発事業 100 億円、事業団運営 5 億円

② 農漁村構造改善特別会計

(継続事業)

[単位：百万円]

事業名	2013 年度	2014 年度
1. 小河川整備	238,461	209,355

2014 年度予算額が 100 億円以上の事業の個別的内容

ア. (継続事業) 1. 小河川整備 (2,093 億円)

【要旨】 災害の危険性の高い未整備小河川の体系的整備のための地方自治団体への補助金
(1995 年～継続：補助率 50%)

* 治水、利水と自然環境が調和した多目的小河川整備

【内訳】 2013 年度整備分 248 km×526 百万円、設計・補償一式等÷2,093 億円)

③ 広域地域発展特別会計

該当無し。

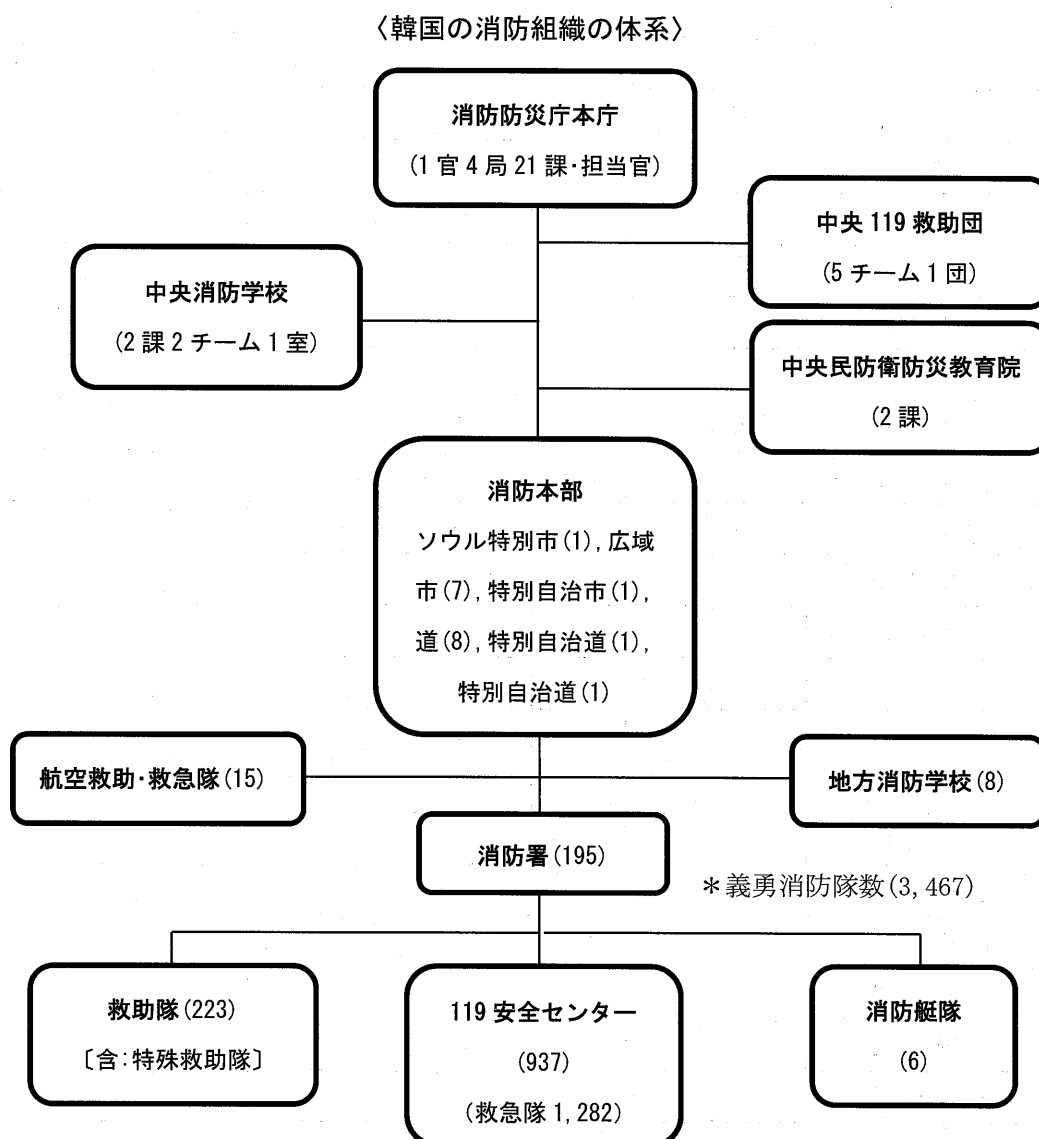
④ 革新都市建設特別会計

該当無し。

Ⅱ 韓国の消防防災組織

1. 消防防災組織の体系

韓国の消防組織の体系は、下記の図〈韓国の消防組織の体系〉のように、法令や制度運用等の政策業務を中心的に担う国家機関である消防防災庁と、業務の執行や現場対応を担当する広域自治団体（ソウル特別市、広域市、世宗特別自治市、道、済州特別自治道。これらの地方自治団体は、地方自治法上「市・道」と称され（地方自治法第3条第2項）、この呼称は消防防災関連法令においても同様である。）の消防本部・消防署に二元化されている。消防防災庁には、中央消防学校、中央民防衛防災教育院及び中央 119 救助団隊が付属している。市・道には、17 の消防本部（各市・道により、「消防本部」のほか、「消防災難本部」、「消防安全本部」、「消防防災本部」という名称あり。）があり、航空救助・救急隊（大田、世宗、京畿2を除く 15 の消防本部）、地方消防学校（8 の消防本部＝ソウル特別市、釜山広域市、仁川広域市、光州広域市、京畿道第1、江原道、忠清南道、慶尚北道）及び消防署が設置されている。



*2013 年 1 月 1 日現在

資料：「2013 消防行政資料及び統計」p4、30、消防防災庁ホームページ

韓国の消防官署数及び消防公務員の人員数の状況は、それぞれ下記の表〈韓国の消防官署〉及び次ページの表〈韓国の消防公務員人員数〉のとおりである。消防公務員数は、国家消防公務員及び地方消防公務員合わせて 38,850 人、消防署数は 195 である（2012.12.31 現在）。消防公務員数等は毎年増加している（2010.12.31 現在 36,711 人）が、人口（韓国の人口は約 5,000 万人）当たりで比較した場合の消防公務員数や消防署数は日本より少ない。

*韓国の消防体制の日本との比較については、「クレアレポート No.349 消防体制の日韓比較と韓国中央 119 救助隊の紹介」（財自治体国際化協会発行）が詳しい。

〈韓国の消防官署〉

（2012.12.31 現在）

区 分	消防本部	消防学校	消防署	119 安全センター	救助隊	航空救助・救急隊	消防艇隊	救急隊	119 地域隊
合 計	18	9	195	937	223	15	6	1,282	547
消防防災庁		1			1	1		1	
市 計	8	4	63	331	72	6	3	396	32
ソウル特別市	1	1	23	115	26	1		140	
釜山広域市	1	1	11	53	12	1	2	53	1
大邱広域市	1		7	45	7	1		49	7
仁川広域市	1	1	8	47	10	1	1	59	12
光州広域市	1	1	5	22	5	1		32	
大田広域市	1		5	25	5			31	
蔚山広域市	1		4	20	6	1		27	4
世宗特別市	1			4	1			5	8
道 計	10	4	132	606	150	8	3	885	515
京畿道 1	1	1	23	112	26	1		154	42
京畿道 2	1		11	49	12			68	32
江原道	1	1	14	62	15	1		94	53
忠清北道	1		9	38	13	1		69	28
忠清南道	1	1	13	62	16	1		71	121
全羅北道	1		10	49	10	1		67	48
全羅南道	1		12	53	14	1	1	87	105
慶尚北道	1	1	16	79	20	1		117	54

慶尚南道	1		20	81	20	1	2	129	28
濟州特別自治道	1		4	21	4			29	4

資料：「2013 消防行政資料及び統計」 p 30

〈韓国の消防公務員人員数〉

(2012. 12. 31 現在)

職級 区分	計	消防 総監	消防 正監	消防 監	消防 准監	消防 正	消防 領	消防 警	消防 尉	消防 長	消防 校	消防 士
合 計	38,850	1	1	8	32	272	887	2,217	2,744	5496	10,903	15,839
国家職計	263	1	1	8	19	20	31	45	53	39	38	8
消防防災庁本庁	95	1		2	6	11	19	27	24	4	1	
中央消防学校	54			1		4	6	10	11	6	8	8
中央 119 救助団	91				1		6	8	18	29	29	
市・道所属	23		1	5	12	5						
地方職計	38,587	0	0	0	13	252	856	2,172	2,691	5,907	10,865	15,831
ソウル	6,359				5	28	109	306	341	721	1,619	3,230
釜山	2,559				2	14	56	153	126	391	814	1,003
大邱	1,959					11	37	114	85	242	512	958
仁川	2,246					13	51	94	128	357	693	910
光州	1,092					8	28	66	83	174	327	406
大田	1,139					9	30	83	80	173	364	400
蔚山	835					7	21	59	71	147	223	307
世宗	130				1	1	3	11	11	23	39	41
京畿	6,176				3	42	160	373	416	931	1,750	2,501
江原	2,253					17	55	143	202	405	766	665
忠清北	1,456					11	37	88	117	204	448	551
忠清南	1,986					16	51	114	269	576	430	530
全羅北	1,970					13	42	92	139	273	518	893
全羅南	2,066					15	47	121	123	289	621	850
慶尚北	2,934					19	53	140	233	437	766	1,286
慶尚南	2,780				1	22	59	176	230	482	805	1,005
済州	647				1	6	17	39	37	82	170	295

*市・道所属国家職(23 人)の内訳

消防本部長 16 人(ソウル 消防正監 1 人、釜山、京畿、仁川、全南、慶北 消防監 5 人、市・道 消防准監 10 人) 地方消防学校長 7 人(ソウル、京畿 消防准監 2 名、釜山、光州、江原、忠清、慶北 消防正 5 人)

別に、定員 5 人あり：国防大学院 1 人（消防監）、世宗研究所 1 人（消防准監）、大統領室 1 人（消防准監 1 人）、國務總理室（消防正 1 人）、研究団地 1 人（消防警）

（資料：「2013 消防行政資料及び統計」 p 50）

＊中央民防衛防災教育院には消防職の公務員は配置されていない。

なお、消防組織は、国家の災難管理全体の中において中心的役割を担う機関でもある。「災難及び安全管理基本法」（2004 年 3.11 制定）は、自然災難、人為災難、社会的災難の 3 つの種類を包括する防災の基本法であるが、同法に基づく活動（大規模災害に関する安全管理計画樹立、予防及び対応、応急対策、緊急救助、復旧等）において中心のかつ現場での実働部隊として活動するのは消防組織である。「災難及び安全管理基本法」及び同法に関連した消防組織の役割等については後述する。

2. 消防防災庁

（1）消防防災庁の設立目的

2004 年 3 月 11 日、「災難及び安全管理基本法」が公布され、2004 年 6 月 1 日に消防防災庁が設置された。消防防災庁は、行政自治部「民防衛災難統制本部」を前身とするものであり、現在は、行政自治部から名称が変更された安全行政部に置かれる（政府組織法第 34 条第 6 項）。

【政府組織法第 34 条（安全行政部）】

第 1 項 安全行政部長官は、（中略）安全管理政策及び非常対備、民防衛、災難管理制度に関する事務を管掌する。

第 6 項 消防、防災、民防衛の運用及び安全管理に関する事務を管掌するため安全行政部長官所属に消防防災庁を置く。

第 7 項 消防防災庁に庁長 1 名と次長 1 名を置き、庁長は政務職又は消防公務員をあて、次長は消防公務員又は高位公務員団に属する別定職国家公務員を補する。この場合、庁長と次長のうち 1 名は消防公務員を補さなければならない。

従来、韓国の中央政府の災難管理行政体系は既存の様々な組織にまたがっていたが、災難管理の一元化を図るため消防防災庁に統合され運用されることとなったものである。同庁ホームページでは、消防防災庁の「設立目的」として、次の 5 項目が示されている。

① 災難管理業務体制の一元化を通じた災難管理担当機能強化

- ・各種災難から国土を保全し、国民の生命、身体、財産を保護するため国家及び地方自治団体の災難管理体制を確立

② 災難予防に対する認識の高揚と予防投資の強化

- ・費用ではなく、投資の概念により災難予防事業の投資を拡大

③ 救助・救急及び現場収拾等現場対応体制の強化

- ・中央（消防防災庁）及び地域緊急救助統制団運用

④ 自治団体の災難管理機能及び民官協調体制の強化

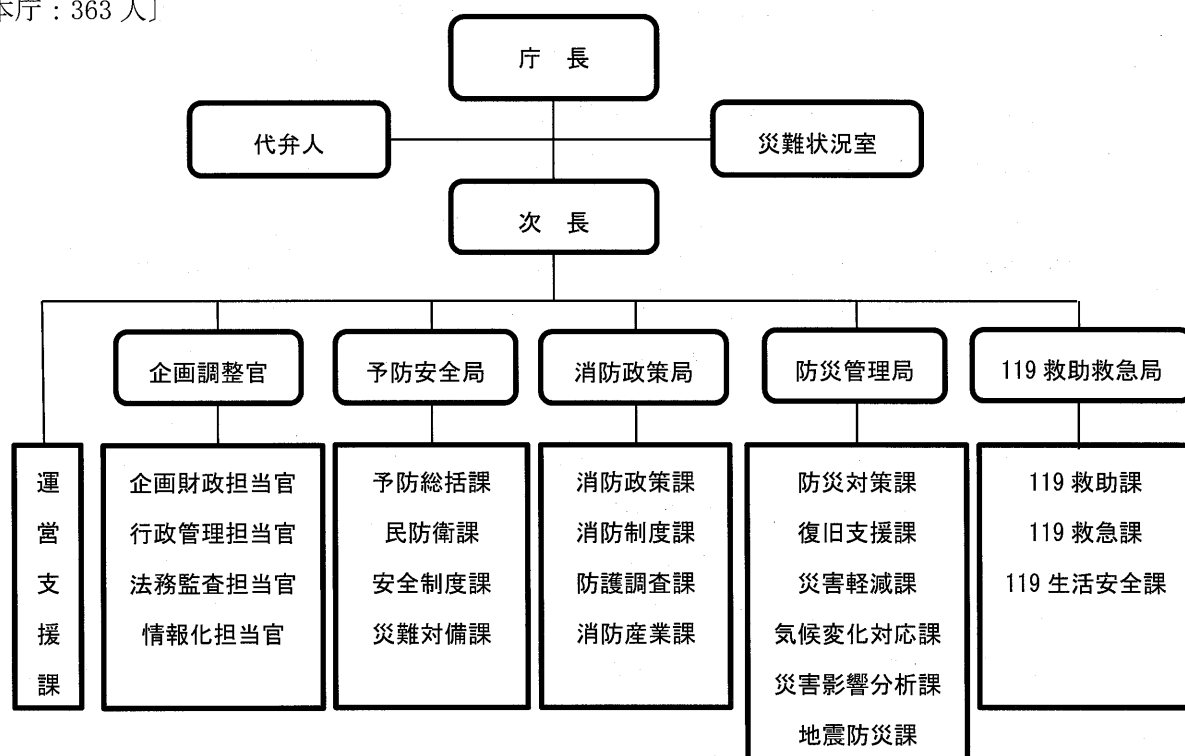
- ・ 災難関連地方組織の装備及び民官協力を通じた現場中心の対応体制の強化
- ⑤ 安全意識高揚のための対国民広報等予防活動体制の確立
- ・ 対国民安全意識強化のための安全文化運動の実施

(2) 組織・体制

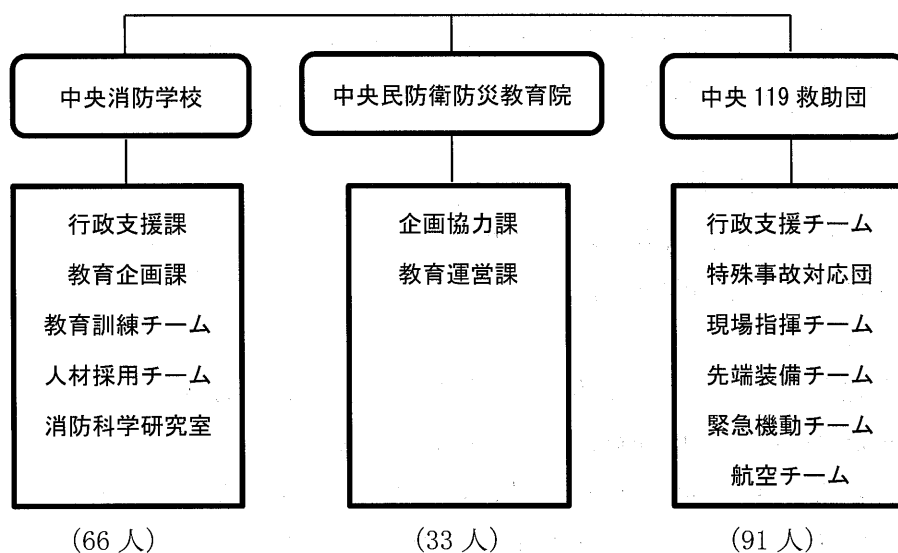
消防防災庁は、設立以後における数回にわたる組織改編を経て、現在は下図のような組織体制となっている（人数は2013年3月時点）。

〈消防防災庁組織図〉

〔本庁：363人〕



〔所属機関：190人〕



現在、本庁及び3つの所属機関があり、2013年3月時点の職員数は、本庁に363人（内、政務職1、別定職5、一般職242、消防職94、技能職21）、所属機関に190人で計553人である。本庁各局等の主要業務等は下記（3）のとおりであり、また、各所属機関の主要業務等は下記（4）～（6）のとおりである（「消防防災庁とその所属機関職制〔大統領令第23968号〕」、消防防災庁「2013業務推進計画」、中央消防学校「2013年度教育訓練計画」、中央119救助団「2013主要業務推進計画」、同「2012年度中央119救助団教育訓練計画」、中央民防衛防災教育院「2014年課程別教育日程」、各機関ホームページ、「소방행정학개론（消防行政学概論）」）。

（3）本庁各局等の主要業務

① 代弁人（代弁人は3級消防準監又は4級若しくは4級相当の別定職を補する）

- ・ 庁長、次長のブリーフィング等重要政策に関する対国民教育・広報に関する事項
- ・ 言論機関に関連した業務の支援・協調・行事及び統計管理
- ・ 報道資料管理・分析・報告、誤報・歪曲報道に対する対応及び健全な批判の分析・管理
- ・ 消防防災庁ニュース等サイバー広報に関する事項
- ・ 政策顧客管理（PCRM）サービスの運用と広報実績の管理及び広報業務の評価
- ・ 庁内業務の対外政策発表事項管理及びブリーフィング支援に関する事項
- ・ 電子ブリーフィング運用及び支援に関する事項

② 災難状況室（室長は3級消防準監又は4級の職員を補する）

- ・ 災難対策総合状況の管理・総括調整
- ・ 常時モニタリングシステム構築・運用
- ・ 災難進行状況の把握及び伝達・処理
- ・ 行政統計の維持・分析及び年報の発刊

③ 運営支援課（課長は3級消防準監又は4級の職員を補する）

- ・ 保安及び官印管理
- ・ 公務員の任用・服務・教育訓練、その他の人事事務
- ・ 文書の分類・収発・統制・編纂・保存及び管理
- ・ 所属公務員の年金・給与及び福利厚生
- ・ 物品の購買及び調達
- ・ 国家非常事態に対する諸般の計画の樹立・総合及び調整
- ・ 職場予備軍及び民防衛隊の管理

④ 企画調整官（企画調整官は高位公務員団に属する一般職公務員を補する）

- ・ 政策や計画の樹立、予算編成・執行、国会・政党との協調
- ・ 組織・定員管理、革新と成果の管理、規制改革、法務、監査
- ・ 国家災難管理情報システム、統合無線網の運用・管理等

⑤ 予防安全局（局長は高位公務員団に属する一般職公務員又は消防監を補する）

- ・ 災難対応安全韓国訓練実施、生活安全中心の民防衛改善
- ・ 災難関連予防政策の企画・運用
- ・ 人的災難の点検・管理、遊・渡船の安全管理等

⑥ 消防政策局（局長は消防監を補する）

- ・ 消防力基準の管理、施設・装備標準管理
- ・ 消防安全総合対策の樹立、消防制度の研究、多重利用業安全管理
- ・ 火災原因調査、義勇消防隊の管理等

⑦ 防災管理局（局長は高位公務員団に属する一般職公務員を補する）

- ・ 中央災難安全対策本部の運用、自然災難対策の推進、災難の予報・警報
- ・ 自然災難復旧、罹災民救護、被害調査・分析、特別災難地域の宣布
- ・ 自然災害の軽減推進、地域安全度診断、防災基準管理、風水害保健の運用等

⑧ 119 救助救急局（局長は消防監を補する）

- ・ 緊急対応計画の樹立、中央緊急救助統制団の運用、緊急救助活動及び対テロ人命救助・救急活動
- ・ 119 国際救助隊の編成・運用、応急患者案内・相談及び指導
- ・ 救助救急基本計画の樹立、航空機事故の搜索・救助及び事故調査等

（４）中央消防学校（校長は消防監を補する）

① 設立経緯・施設概要等

1978 年 9 月 4 日に国内最高の消防教育機関として京畿道水原（スウォン）市に消防学校が設立された。1986 年 12 月 31 日に現在の忠清南道天安（チョナン）市に新築移転され、1995 年 5 月 16 日に中央消防学校に改称された。なお、1995 年 10 月 19 日には中央消防学校に中央 119 救助隊が設置されたが、1997 年 5 月 27 日に同救助隊は内務部直属機関として分離された。なお、施設敷地を中央民防衛防災教育院と同じくしている。

中央消防学校の施設規模等は次のとおりである。

- ・ 施設面積：敷地面積 260,886 m²
- ・ 職員数（2013 年 3 月時点）：66 人（消防職 54 人、一般職 7 人、研究職 5 人）
- ・ 予算額（2013 年度）：8,829 百万ウォン

② 所管事業

「消防防災庁とその所属機関職制」第 13 条が示す職務は次のとおりである。

- ・ 消防公務員、消防幹部候補生及び義務消防員に対する災難類型別緊急救助対応に関する職務訓練及び消防教育訓練政策研究

- ・ 学生、義勇消防隊員及び民間ボランティア等に対する消防安全体験教育等対国民安全教育訓練
- ・ 火災の予防及び緊急救助対応等に関する消防政策の研究と消防技術の開発・普及
- ・ 火災原因及び危険性化学物質成分に対する科学的研究と消防技術の開発・普及
- ・ 消防技術の研究開発計画の樹立
- ・ 消防技術の研究開発事業の支援

中央消防学校の主要業務は、韓国における最高の消防教育機関として消防公務員等に対する教育訓練実施と消防関連の各種試験を管理することであり、2013 年度の教育課程及び試験は次のとおりである。なお、消防公務員に係る任用権の一部が消防学校長に委任されている（p59～p63 参照）。

《教育訓練》

区 分	課程数	総回数	総人数	課 程 例
新 任 教 育	2 課程	4 回	305 人	消防幹部候補生課程(3 週×1、41 週×1) 消防士新任教育課程(24 週×2)
指揮力量教育	3 課程	9 回	347 人	消防政策管理者課程(12 週×1) 消防領指揮力量教育(2 週×2) 等
専 門 教 育	25 課程	65 回	3,030 人	予防行政専門家課程(1 週×1) 救急隊長養成課程(2 週×1) 1 級応急救助士臨床修練課程(9 週×3) 地震災難対応課程(1 週×1) 現場指揮課程Ⅱ、Ⅲ(各 1 週×1) 緊急対応実務者Ⅰ課程、Ⅱ課程(各 3 日×16) 等
サイバー 専 門 教 育	27 課程	159 回	26,620 人	消防法令Ⅰ課程(3 週×5) 安全管理Ⅰ課程、Ⅱ課程(各 3 週×5) 消防戦術Ⅰ課程、Ⅱ課程(各 3 週×5) 予防行政Ⅰ課程、Ⅱ課程(各 3 週×5) 応急医学課程(3 週×8) 臨床応急医学Ⅰ課程、Ⅱ課程、Ⅲ課程(各 3 週×8) 等
特 別 教 育	4 課程	5 回	190 人	義勇消防隊長課程(2 日×1) 女性義勇消防隊長課程(2 日×1) 等
委 託 教 育	1 課程	1 回	25 人	消防防災専門学位教育(年中)
受 託 教 育	4 課程	16 回	2,090 人	国際緊急救助対応課程(2 週×1) 義務消防実務教育課程(4 週×4) 社会服務要員教育課程(4 週×9) 等
対国民教育	2 課程	40 回	4,000 人	消防現場体験課程(1 日～1 週×30)

				応急措置課程(1日×10)
合 計	68 課程	300 回	36,607 人	

(「中央消防学校 2013 年度教育訓練計画」より作成)

《消防関連の試験》

区 分	実 施 時 期 等	実 施 権 者	任 用 等
幹部候補生選抜試験	毎年 1 回 1 月	中央消防学校長(消防防災庁長が委任)	2014 年選抜人数 30 人 (男性 27 人、女性 3 人)
消防公務員公開競争採用試験	市・道別新規採用が必要なとき年 1～2 回	市・道知事	地方消防士に採用
消防公務員特別採用試験	毎年市・道知事の要請に応じ実施	中央消防学校長(消防防災庁長及び市・道知事が委任)	地方消防士に採用
地方消防尉昇進試験	毎年 1 回 9 月	中央消防学校長(消防防災庁長が委任)	地方消防尉、消防尉に任用
義務消防員選抜試験	毎年 4 月、11 月の 2 回	中央消防学校長	1 回 300 名選抜
火災調査官資格試験	毎年消防防災庁長の施行計画により実施	中央消防学校長(消防防災庁長の内部委任)	消防防災庁訓令に基づく火災調査官資格試験

(中央消防学校ホームページ掲載資料より作成)

(5) 中央民防衛防災教育院 (院長は高位公務員団に属する一般職公務員を補する)

① 設立経緯・施設概要等

1987 年 1 月 1 日に、「内務部中央民防衛学校」として開校した民防衛のための教育訓練機関である。1998 年 12 月に行政自治部国家専門行政研修院「民防衛教育課」に、2004 年 6 月には消防防災庁開設に伴い同庁「民防衛教育館」に、さらに 2006 年 3 月には国立防災研究所と統合して「国立防災教育研究院」に改編され、そして 2011 年 10 月 25 日に国立防災研究所が分離されて「中央民防衛防災教育院」に名称変更され現在に至っている。所在地は、忠清南道天安(チョナン)市で、中央消防学校と敷地を同じくしている。

本院の施設規模等は次のとおりである。

- ・施設概要：教育施設(講義室、情報化教育場等) 利便施設(生活館、休憩室、防災情報館、運動施設等)、安全体験センター(生活応急体験場、消火器・煙・地震・化学生物放射能安全・地下鉄安全等各種の災害・避難体験場等)
- ・職員数(2013 年 3 月時点)：33 人(一般職)
- ・予算額(2014 年度)：3,615 百万ウォン

② 所管事業

「消防防災庁とその所属機関職制」第 16 条が示す職務は次のとおりである。

- ・民防衛・災難及び安全管理分野の職務に従事する国及び地方自治団体の公務員及び民間

人等の教育訓練

・民防衛・災難及び安全管理分野の教育訓練技法の研究・開発

《教育訓練》2014 年度の教育訓練計画は、次の通りである。

分 野		課程数	総回数	教育人数	課 程 例
民 防 衛 教 育	基本教育課程	4 課程	10 回	385 人	(公務員)民防衛実務課程(5 日間×6) (公務員)民防衛管理者課程等(3 日間×1) 等
	専門教育課程	18 課程	82 回	3,955 人	(公務員)警報実務課程(3 日間×3) (公務員)化学生物放射能実務課程(5 日間×2) (民間人)民防衛講師課程(2 日間×2) (民間人)地域民防衛隊長課程(2 日間×14) (民間人)志願民防衛隊幹部課程(2 日間×2) (民間人)志願民防衛隊課程(2 日間×28) 等
	計	22 課程	92 回	4,340 人	
災 難 安 全 教 育	基本教育課程	8 課程	20 回	705 人	(公務員)自然災害管理実務課程(5 日間×2) (公務員)災難安全管理者課程(2 日間×8) 等
	専門教育課程	43 課程	83 回	2,530 人	(公務員)災難状況管理専門課程(3 日間×2) (公務員)特定管理対象施設点検実務課程 (5 日間×4) (公務員)河川管理実務課程(5 日間×3) (公務員)学校安全管理責任者課程 (校長、教頭各々3 日間×3) (民間人)地域自律防災団課程(3 日間×4) (民間人)安全モニター奉仕団災難安全対応力 量強化課程(2 日間×6) 等
	計	51 課程	103 回	3,235 人	
職 務 教 育		2 課程	8 回	240 人	(公務員)災難管理力量強化課程(3 日間×7) 等
生活安全教育		2 課程	43 回	2,700 人	(民間人)生活安全体験課程(1 日間×1) 等
国 際 教 育		4 課程	4 回	60 人	(外国人)UN ISDR 都市防災力量強化課程 (17 日×1) 等
サイバー教育		25 課程	250 回	16,000 人	(公務員等)災害救護一般課程、気候変化対応 課程、人的災難管理課程、民防衛教育訓練 実務課程、「わかりやすい公職行動綱領」、 「ソーシャルメディアの理解と活用」 等
合 計		106 課程	500 回	26,575 人	

*教育人数合計 26,575 人(公務員 20,085 人、民間人 6,430 人、外国人 60 人)

(6) 中央 119 救助団 (団長は消防準監を補する)

① 設立経緯・施設概要等

大規模災害 (1994 年の聖水大橋崩壊事故、1995 年の三豊百貨店崩壊事故等) を契機として、1995 年 12 月 27 日に、国家的次元の災害対応のための救助機関として中央消防学校所屬下に中央 119 救助隊が発足した。1997 年 5 月には行政自治部直屬機関として組織改編され、2011 年 1 月 28 日に中央 119 救助団に昇格している。1997 年には航空隊が設置されたほか大韓民国国際救助隊が本救助団に置かれた。また、2001 年には仁川国際空港高速道路救助救急隊が設置されている。庁舎は当初ソウル市道峰 (トボン) 区に開設されたが、1999 年 7 月 28 日に京畿道南楊州 (ナムヤンジュ) 市に移転した。

本救助団の施設規模等は次のとおりである。

- ・施設面積：庁舎延べ面積 9,668 m²、敷地面積 100,533 m²

訓練施設 5 (総合訓練タワー、山岳救助訓練場、水難救助訓練場、特殊救助訓練場、都市探索訓練場)

- ・職員数 (2013 年 3 月時点)：91 人 (消防職) [他に契約職 22 人]
- ・予算額：29,997 百万ウォン (2013 年度)

② 所管事業

「消防防災庁とその所屬機関職制」第 21 条が示す職務は次のとおりである。

- ・各種大型・特殊災害事故の救助、現場指揮及び支援
- ・災害類型別救助技術の研究・普及及び救助隊員の教育訓練
- ・市・道知事の要請があったとき団長が必要であると判断する災害事故の救助及び支援
- ・その他中央緊急救助統制団長 (消防防災庁長) が必要であると判断する災害事故の救助及び支援

* 大韓民国国際救助隊

前述のように、1997 年に大韓民国国際救助隊 (KOSAR : Korea 119 Search & Rescue) が中央 119 救助団に置かれた。同救助隊設置の経緯等は次のとおりである。

ア. 国際救助隊は、1997 年 8 月の米国領グアムで発生した大韓航空旅客機墜落事故を契機に海外での大規模事故発生時の人命救助遂行のため組織されたもの

イ. 設置の根拠法は「119 救助・救急に関する法律」である (同法第 9 条に基づき、(1)消防防災庁長は、国外において大型災害等が発生した場合、在外国民の保護又は災害発生国に対する人道主義的救助活動のため、国際救助隊を編成し運用できる (2)消防防災庁長は、外交通商部長官との協議を経て、国際救助隊を災害発生国へ派遣することができる)。

ウ. 国際救助隊は、中央 119 救助隊員及び消防基本法に基づき国際救助隊員として編成されている市・道消防公務員で構成され、中央 119 救助団長は、国際救助団長としての役

割を遂行する。

- ③ 中央 119 救助団の保有装備、出動実績、教育訓練に係る事業は次のとおりである（中央 119 救助団の 2012 年度及び 2013 年度の「主要業務推進計画」より）。

《保有装備等》

ア. ヘリコプター、車両

ヘリコプター	指揮車	バス	救助 工作車	化学車	消防ポン プ車	救急車	その他
3	1	1	3	1	1	2	9

*ヘリコプター3機（中型機 AS365N2：2機、大型機 EC225LP：1機）

イ. その他人命救助装備等

区分	計	機動	鎮圧	救助	救急	通信	測定	補助	保護	その他
種類	760	13	6	140	82	43	44	10	30	392
数量	5,983	19	72	1,340	142	280	91	75	1,200	2,764

*遠隔操作可能自走ロボット、水中映像探知機、地中音波探知機を含む。人命救助犬（4頭）あり。

《出動実績（1995 年度～2012 年度）》

ア. 国内

区 分	計	96 年度	97 年度	98 年度	99 年度	00 年度	01 年度	02 年度
出動件数	3,631 件	36	14	25	31	43	224	373
救助人数	5,354 人	516	62	408	787	25	288	301

03 年度	04 年度	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度	10 年度	11 年度	12 年度
236	178	197	268	328	326	322	387	329	314
160	143	130	1,280	206	259	160	194	226	209

（2011 年度主要出動事例）

- ・京畿-光明KTX脱線事故救助活動（2.11）
- ・江原道三陟市ナムヤン洞中央市場崩壊事故 14 人救助（2.16）
- ・京畿道漣川郡民間ヘリコプター墜落事救助（4.4）
- ・江原道江陵市ソグムガン周辺山林航空機墜落事故救助（5.5.～5.6）
- ・ソウル市江東区チョノ洞 4 階建て建築物崩壊埋没者 1 人救助（7.21）
- ・ソウル市瑞草区パンベ洞の暴雨による山崩れ埋没者 12 人救助（7.27）
- ・京畿道東豆川市の集中豪雨による浸水被害 36 人救助（7.28）

（2012 年度主要出動事例）

- ・ナロ（羅老）号（韓国初の宇宙ロケット）発射に関連した近接配置（10.23～10.26、

11.26～11.30)

- ・慶尚北道チョンソン郡野山失踪者捜索・救助（10.18～から 0.22）
- ・慶尚北道亀尾市（株）ヒュプグルロボル火山ガス漏出事故（6.27～28）
- ・台風「サンバ」慶尚南道、全羅南道地域前進配置（9.16～17）
- ・京畿道パジュ市イムジン江失踪者 1 名捜索救助（9.7～9.8）
- ・台風「ボルラベン」全羅南道地域前進配置（8.26～8.28）
- ・ソムジン江軽飛行機墜落事故失踪者 2 名捜索救助（4.15～4.16）
- ・忠清北道タニョン郡南漢江一帯失踪者 1 名捜索救助（4.9～4.10）
- ・核安保サミット対備化学生物放射能迅速対応チーム前進配置（3.23～2.27）
- ・ソウル江南区駅南洞テリムビル工事現場埋没者 2 名救助（1.10）

イ. 国外

1995 年の発足以来 15 件（トルコ、タイ、日本等 13 か国）、371 人救助（負傷者 1 人、死者 370 人）

＊東日本大震災及び津波に際しては、3.12～3.23 の 12 日間に 18 の遺体を収容及び物資を支援

《教育訓練》

ア. 出動に備えた中央 119 救助団の隊員に対する教育訓練のほか、市・道の救助隊員、関係機関の要員等を対象とする、次のような教育訓練を実施している（2013 年度）。

（専門受託訓練課程）

- ・冬季水難救助教育・訓練課程（25 人、1 回、2 週間〔合宿〕）
- ・新任ハンドラー入門課程（10 人、1 回、6 週間〔合宿〕）
- ・航空機捜索管理者課程（25 人、1 回、3 週間〔合宿〕）
- ・国際都市探索専門救助教育・訓練課程（50 人、1 回、2 週間〔合宿〕）
- ・風水害対応専門救助教育・訓練課程（25 人、1 回、3 週間〔合宿〕）
- ・特殊航空救助教育・訓練課程（25 人、1 回、3 週間〔合宿〕）
- ・CBRN テロ対応教育・訓練課程（25 人、1 回、2 週間〔合宿〕）

（ワークショップ）

- ・全国 119 救助隊長ワークショップ開催（2013 年 11 月）

イ. また、海外の救助隊員を対象とする次のような訓練課程を実施している。

（国家別救助隊員教育課程）

- ・モンゴルからの 20 人、1 回、2 週間〔合宿〕
- ・訓練内容：都市探索救助、水難救助、航空救助、化学生物放射能対応等

（韓国国際協力団（KOICA）ODA 課程）

- ・SAARC（南アジア地域協力連合）8 か国〔インド、パキスタン、バングラディシュ、ス

リランカ、ネパール、ブータン、モルジブ、アフガニスタン] のから 16 人、1 回、2 週間〔合宿〕

・訓練内容：都市探索救助、水難救助、航空救助、化学生物放射能対応等

3. 広域自治団体の消防組織

韓国においては、地方の消防業務は広域自治団体（ソウル特別市、広域市、世宗特別市、道、済州特別自治道の 16 団体）が所管する。広域自治団体の消防本部の名称には、「消防本部」、「消防防災本部」、「消防防災本部」、「消防安全本部」4 種類がある。本然の消防業務のみを行うところは「消防本部」と、消防業務に加え人為及び自然災害業務を行うところは「消防防災本部」や「消防防災本部」と、その他のガス安全管理、危険物安全管理業務まですべて含めて担当するところを「消防安全本部」と称する（「消防行政学概論」 p 124）。それぞれの名称を使用する広域自治団体は以下の通りである。

- ・「消防本部」＝釜山、大田、蔚山、世宗、江原道、忠清北道、慶尚南道、慶尚北道、全羅南道、全羅北道
 - ・「消防防災本部」＝ソウル、京畿道、京畿道第 2
 - ・「消防防災本部」＝済州道
 - ・「消防安全本部」＝仁川、大邱、光州、忠清南道
- * 広域自治団体の数は 17 であるが、京畿道が、水原市に京畿道消防防災本部、議政府市に京畿道第 2 消防防災本部を設置していることから、韓国には全部で 18 の消防（災害/防災/安全）本部がある。

以下、代表例として、ソウル特別市消防防災本部及び江原道消防本部を紹介する。言うまでもなくソウルは韓国の首都であり（人口約 1 千万人、面積 605 km²）、消防組織としても抜きん出た存在である。一方、江原道は、消防組織としては平均的な規模であるといえる（人口規模は道としては小さい部類に属する（人口約 150 万人、面積 16,874 km²））。

（1）ソウル消防防災本部

① 組織

ソウル消防防災本部の組織構成は、次ページの〈ソウル消防防災本部組織図〉のとおりである。本庁は、消防行政課、災害対応課、予防課、安全支援課、消防監査班、特殊救助団から構成されている。各課等の所管業務は次のとおりである。

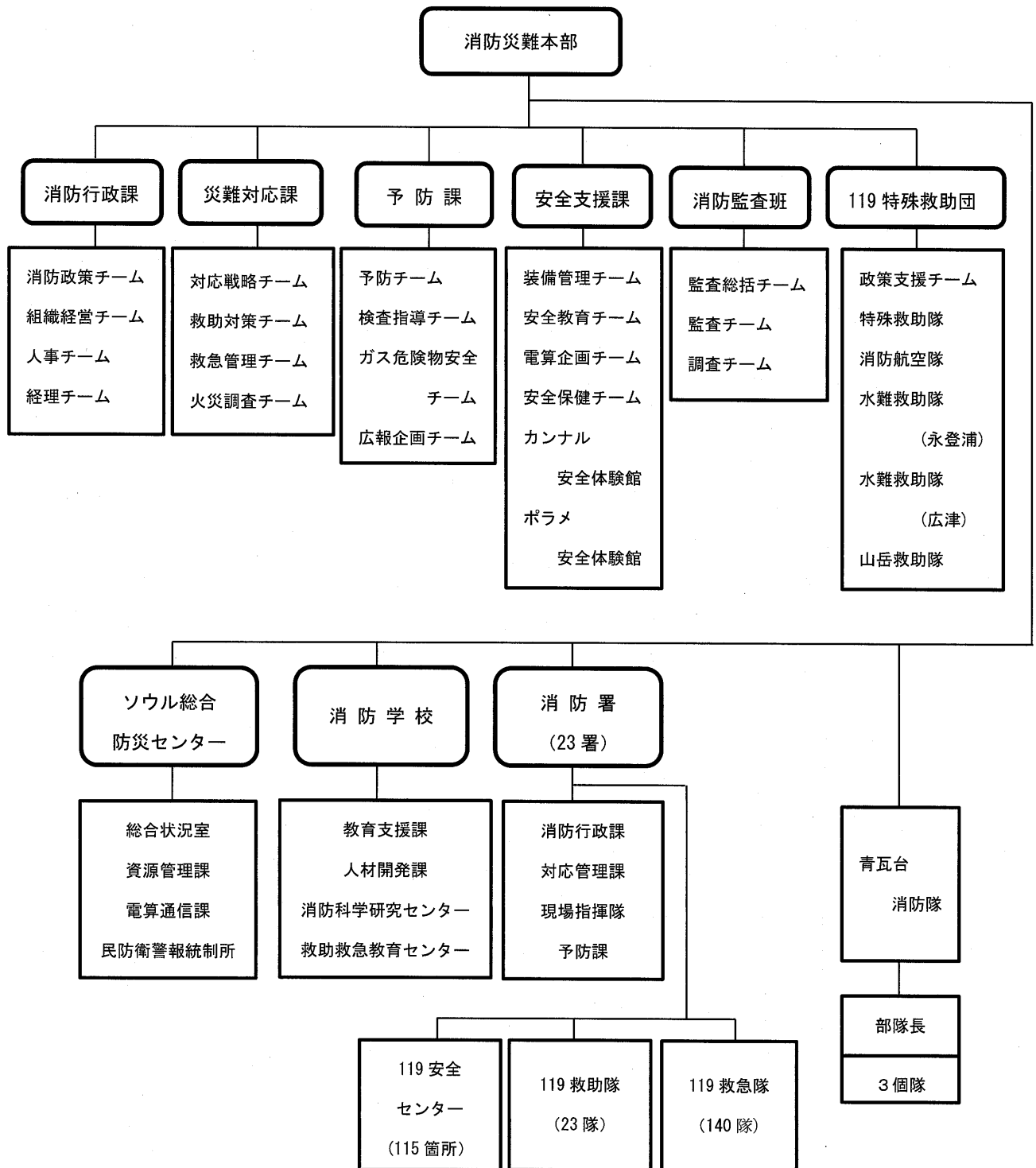
・消防行政課

消防政策の企画、本部及び傘下機関予算編成、人事企画、新規採用、懲戒委員会の業務

・災害対応課

火災鎮圧業務の企画及び対策樹立、救助及び救急業務、火災原因及び被害調査に関する事項等の業務

〈ソウル消防災難本部組織図〉



(ソウル消防災難本部ホームページ(2014 年 1 月時点)及びソウル消防災難本部「2013 主要業務計画」等より)

・ 予防課

火災警戒地区管理、民願指導、消防検査計画樹立等の業務

・ 安全支援課

消防装備管理運用に従った基本計画、消防安全教育基本計画樹立運用等の業務

・消防監査班

清廉度向上総合対策樹立等の総括、自己監査企画運用、陳情民願及び不正を行った職員の調査方針樹立等の業務

・119 特殊救助団

特殊災難現場での人命救助活動及びチーム員の支援等の業務

消防署は23設置されており（概ね各区に1署。区の数25）、また消防学校を有する。

なお、2001年7月には、ソウル特別市には韓国の広域自治団体において初めて総合防災センターが設けられた。同センターは、全ての災難や災害に係る市民からの通報を119に一元化し、受付から出動、状況処理、緊急救助、応急復旧等の現場活動遠隔指揮まで統合管理することを目的としている。

② 人力及び消防車両等

ソウル市消防災難本部の職員数及び消防車両等数は次の通りである（「ソウル市消防災難本部2013主要業務計画」のデータ（数値は2013年1月1日現在）より）。

ア．職員数

6,463人（消防職：6,361人、一般職28人、技能職54人、契約職18人、別定職2人）

＊なお、ソウル市の義勇消防隊隊員は4,529人（男性1,424人、女性3,105人）、義務消防員は28人、公益要員は107人（この人数は、2012年1月1日現在のもの）。

＊消防官署数及び消防公務員数についての詳細（数値は2012年12月31日現在）は、P15の〈韓国の消防官署〉、P16の〈韓国の消防公務員人員数〉参照。

イ．消防車両等

総計	特装車（674台）													
	高架車	屈折車	放水塔車	ポンプ車	タンク車	化学車	除毒車	救急車	救助工作車	救助バス	指揮車	排煙車	照明車	巡察車等
996	26	29	2	142	119	23	2	142	24	26	25	14	11	85

一般車（137）				その他（174台）		消防ヘリ	救助艇
貨物車	油槽車	教育用車	行政車	オートバ	トラレー		
24	1	13	99	170	8	3	4

③ 主要施策及び予算

主要施策及び予算は次のとおり（ソウル消防災難本部「2013 年の主要業務計画」掲載）。

《主要施策》

ア. 重要対象消防安全対策の強化

(1) 高層建築物の消防安全管理強化

- ・火災脆弱要因の改善及び消防施設正常作動の維持管理
- ・専門教育訓練を通じた火災対応力量の向上
- ・建築物関係者の自律予防環境の構築の支援

(2) 長屋等火災脆弱住居施設の重点管理

- ・脆弱地域別特性及び多角的火災予防対策の推進
- ・安全点検及び火災情報提供等を通じた消防安全網の構築
- ・対応力量強化のための住民参加消防訓練の実施

(3) 多重利用施設の安全対策推進

- ・多重利用業所の危険度等級分類を通じた体系的な管理
- ・百貨店等、民・官合同非常口安全点検
- ・模範事業場選定を通じた安全管理力量の向上

(4) 伝統文化遺産の火災予防活動展開

- ・文化財等の火災予防体系構築
- ・火災初期対応力強化
- ・住民の自律的な消防安全管理誘導

(5) 地下施設物及び工事現場の特別管理

- ・消防施設補強等施設別特性を考慮した火災予防活動の展開
- ・地下施設物の火災に対する迅速・正確な対応基盤の構築
- ・工事現場の溶接・ウレタン作業及び危険物に対する管理強化

イ. ソウル型災難対応体系構築

(1) 現場指揮及び対応活動基盤の強化

- ・消防車出動障害地域住宅火災鎮圧対策樹立
- ・現場指揮官及び鎮圧隊員教育訓練の強化
- ・消防戦術能力向上を通じた火災初期対応力強化
- ・災難現場へ 5 分間以内到着率向上
- ・消防用水施設補強及び維持管理体系の改善

(2) 最精鋭マルチ特殊救助隊員の養成

- ・現場に強いマルチ特殊救助力量の強化
- ・災難の類型・時期・特性別専門救助訓練の実施
- ・民間病院と連携した 119 航空救急体系の構築

(3) 災難類型別緊急対応体系の補強

- ・バンポ水難救助隊新設

- ・山岳及び水難事故予防・対応体系の強化
 - ・風水雪害対策対備 119 緊急機動団及び現場指揮所の運用強化
 - ・有毒物取扱対象集中管理体系の構築
- (4) 病院到着前応急医療品質の高度化
- ・応急現場接近及び移送の迅速性の確保
 - ・救急隊員の応急処置能力向上プログラムの運用
 - ・119 救急隊と応急医療機関間の協力体系強化
 - ・現場 CPR 実施率向上（43.5%→45%）のための市民教育拡大
- (5) 119 総合状況管理機能の強化
- ・119 指令システム補強及び性能改善
 - ・効率的状況管理による初期対応能力強化
 - ・応急患者に対する「救急サービス品質管理」による蘇生率向上
 - ・119 状況処理要員の専門性確保
- (6) 現場活動中心の義勇消防隊運用
- ・義勇消防隊長（隊員）選任の透明性向上及び現場活動の強化
 - ・義勇消防隊の対市民奉仕活動の活性化
 - ・義勇消防隊の教育訓練及び活動状況の点検
 - ・現場活動支援及び優秀義勇消防隊インセンティブ付与
- ウ. 119 安全福祉具現
- (1) 障害者が安全なソウルづくり
- ・視覚・聴覚・身体等障害別特性を考慮した危機対処マニュアルの開発
 - ・安全事故・火災等災難発生時の緊急の助け要請プロトコルの開発・普及
 - ・独居障害者に合わせた安全管理体系の構築
- (2) 低所得層住宅基礎消防施設の普及
- ・基礎消防施設の無料設置
 - ・タイマー型ガス遮断器の無料普及
 - ・低所得層のガス施設改善
- (3) 市民密着型の生活安全強化
- ・停電時の昇降機閉じ込め等同時多発生活安全事故対応力強化
 - ・主要生活安全事故「事前相互補完性」等の予防活動展開
 - ・迅速な現場出動及び生活安全隊の専門性向上
 - ・意見収斂及び教育訓練を通じた生活安全隊の活性化
- (4) 火災被害市民への希望探し
- ・火災被害家庭共同支援のための民・官協力ネットワークの構築
 - ・火災により精神的ショック受けた市民のための心理相談治療支援
- (5) 脆弱階層に合わせた救急サービスの提供
- ・「U-安心コール」システム補強及び対象者拡大

- ・有権機関と連携した野宿者保護サービス強化
- ・社会的保護階層に合わせた便宜サービス提供
- ・応急医療支援拡大のための 119 救助隊の多様化

(6) 体験中心の市民安全教育の拡大

- ・年齢・階層別安全体験プログラムの開発・運用
- ・安全リーダー育成及び安全教育コンテンツの多様化
- ・心肺蘇生術教育プログラムの高度化
- ・「安全テーマ」体験行事開催及び市民疎通強化

エ. 消防組織内部力量の高揚

(1) 消防官署補強及び 3 交替人力拡充

- ・消防安全サービス拡大のための官署新設：2 箇所
- ・老朽消防庁舎の現代化：2 箇所
- ・消防公務員 3 交替勤務拡大（86.7%→92.6%）

(2) 公務による死傷者予防及び健康管理強化

- ・保健安全管理対策樹立及び教育訓練活性化
- ・現場活動隊員保護装備補強及び改善
- ・ストレス管理及び Healing 健康管理プログラム強化

(3) 消防車両補強及び効率的維持管理

- ・老朽消防車両更新
- ・消防車両の予防点検のための特別機動班の運用
- ・消防車の効率的運用のための再配置

(4) 消防行政情報システムの高度化

- ・業務統合再設計による消防行政情報システムの現代化
- ・国際標準遵守及びウェブ互換性
- ・行政業務支援のための総務・人事システムの新規構築

(5) 市民とともに行う清廉な消防の具現

- ・反腐敗管理システムの運用
- ・清潔で透明な清廉組織文化拡散
- ・積極的な現場行政を通じた疎通の活性化
- ・市民親和的な民願行政業務の推進

オ. 力点推進事業

消防行政タウン建設

- ・世界最高水準の消防教育訓練施設建設

事業期間：2013 年～2022 年

建設場所：恩平（ウンピョン）区津寛（チングァン）洞

面積：54,790 m²

所要予算：2,917 億ウォン

《2013 年度一般会計予算（歳出予算）》

〔単位：千円〕

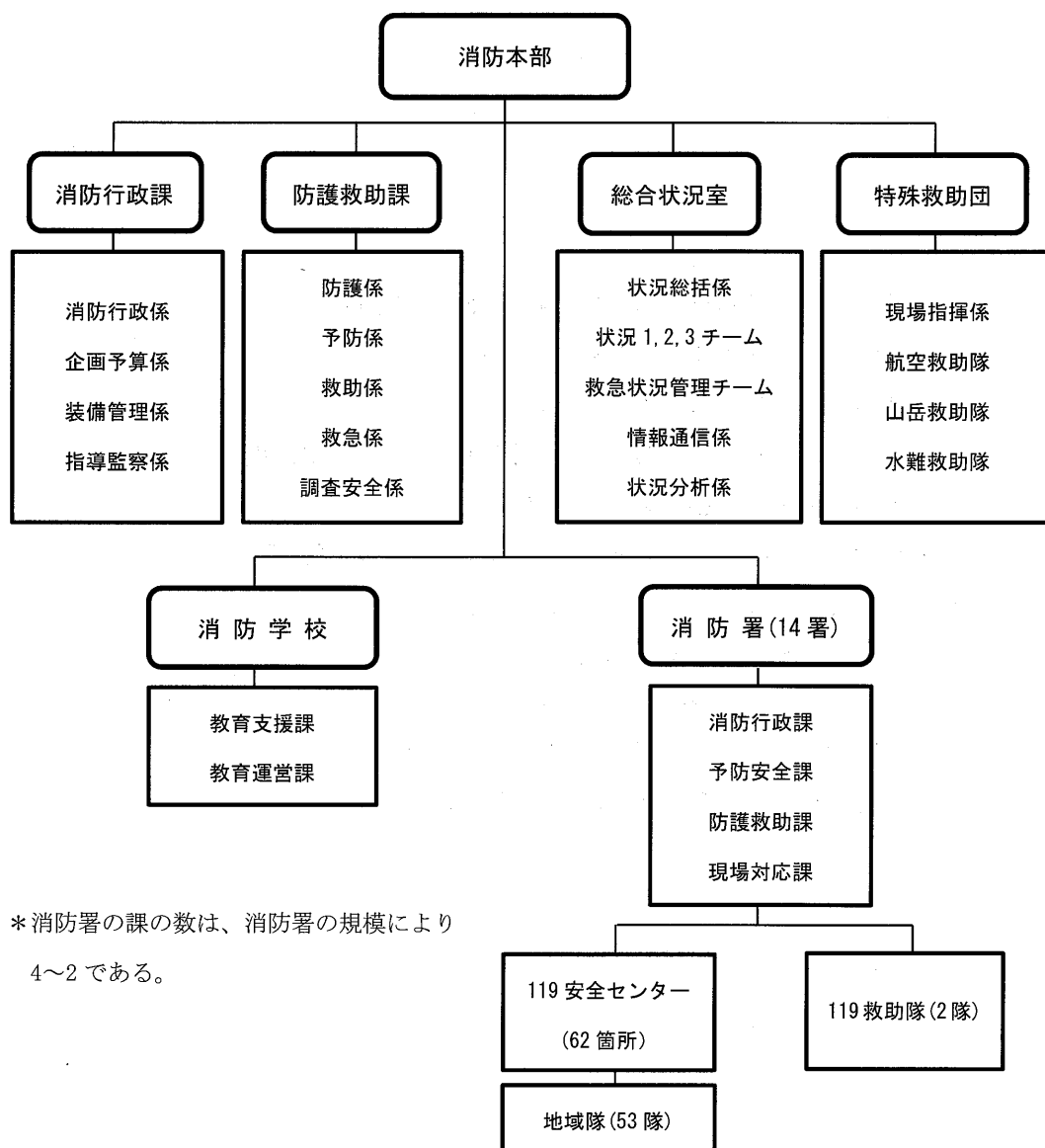
区分	2012 年度 (右蘭は構成比：%)		2013 年度 (右蘭は構成比：%)		増減 (右蘭は増減率：%)	
行政運営経費	21,770,073	16.8	24,177,004	19.8	2,406,931	11.1
基本経費	21,770,073	16.8	24,177,004	19.8	2,406,931	11.1
財 務 活 動	55,741	-	81,279	0.1	25,538	45.8
事 業 費	108,018,352	83.2	97,926,454	80.1	△10,091,898	△9.3
計	129,844,166	100.0	122,184,737	100.0	△7,659,429	△5.9

＊ソウル市は、消防公務員の人件費を同市財務局で計上（2013 年：408,313 百万円）。従って、ソウル市消防災難本部の予算額は、上記表の金額と財務局計上分の人件費を合算した額（2013 年：530,497 百万円）となる。

（２）江原道消防本部

① 組織

〈江原道消防本部組織図〉



＊消防署の課の数は、消防署の規模により
4～2 である。

(江原消防本部ホームページ(2014年1月時点)及び消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」より)

② 人力及び消防車両等

江原道消防本部の職員数及び消防車両等数は次の通りである(江原道消防本部「2013 消防行政統計年報」のデータ(数値は2013年1月1日現在)より)。

ア. 職員数 (現員)

2,247人(消防職:2,245人、技能職2人)(2013年1月1日現在) *義務消防員:72人

イ. 消防車両等

総計	ポンプ車	水タンク車	化学車			高架車	屈折車	排煙車	救急車			救助車	掘削機	調査車
			高性能	生化学	一般				特殊	重患者	シルバー			
565	150	33	3	1	7	10	15	9	87	10	4	14	2	15

行政車	指揮車	巡察車	診断車	バス	貨物車	油槽車	山岳救助車	装備運搬車	安全体験車	S N G	消防ヘリ		その他車両	
											10	14	ト呼空 レー気 ラー吸 ー充 器填	トボ レー ラー ート
34	16	14	50	13	16	2	18	16	1	1	1	1	4	18

③ 主要業務・予算

江原消防本部ホームページでは、主要業務として、火災鎮圧、安全管理・安全教育、救助救急サービス、生活安全、状況管理の5項目が掲げられている。

《2013年度予算(歳出予算)》

[単位:千ウォン]

区分	2012年度 (右蘭は構成比: %)		2013年度 (右蘭は構成比: %)		増減 (右蘭は増減率: %)	
人件費	102,489,724	70.4	123,119,763	71.9	20,630,039	20.1
物件費	24,151,518	16.6	24,942,533	14.6	791,015	3.3
経常移転	6,662,997	4.6	6,464,225	3.8	△198,772	△3.0
資本支出	12,232,085	8.4	16,684,688	9.8	4,452,603	36.4
計	145,536,324	100.0	171,211,209	100.0	25,674,885	17.6

(江原道消防本部「2013 消防行政統計年報」のデータより作成)

4. 義勇消防隊

義勇消防隊（略称は「義消隊」）とは、火災その他の各種災難の防止とその収拾に積極的に参加して住民の生命、財産の保護と地域の発展を図るために、各市・邑・面の単位で、その地域に居住する住民の中から奉仕と犠牲的精神を持つ者により組織される、無報酬の自律的奉仕団体である。義勇消防隊は、「日本の植民地時代の消防組にはじまり、警防団という名称で引き継がれ運用されてきたが、1958年の消防法制定時に、火災鎮圧業務が持つ非常時性と予算の効率性という二つの側面を考慮し初めて法律に導入されてその設置規定が整えられた」（「消防行政学概論」P141）。

設置の根拠法は消防基本法（第7章〔第37条～第39条の2〕）である。具体的には、次のとおり。

- ① 消防本部長又は消防署長は、消防業務を補助させるため、特別市、広域市、市、邑、面に義勇消防隊を置くことができる（同法第37条第1項）

義勇消防隊は2013年1月1日現在で3,467隊、隊員数は約9万4千人であり、詳細は次ページの表〈義勇消防隊の隊数及び隊員数〉のとおりである。隊員の内その3分の1に相当する約3万1千人が女性隊員であることが特徴的であるといえる。なお、表中「地域隊」とは「地域義勇消防隊」の略称であり、必要に応じ義勇消防隊の傘下に区域を分けて設置されるものである。また、「専担義消隊」とは「専担義勇消防隊」の略称であり、消防官署が設置されていない地域で火災鎮圧等の消防活動を遂行するために設置される。「専門義消隊」とは「専門義勇消防隊」の略称であり、特殊目的のために専門資格を所持する者等で構成されるものである。

隊員数総計の94,216人は、前年（消防防災庁「2012消防防災主要統計」）の97,250人に対し、3,034人の減（△3.1%）である。内訳をみると、市地域の隊員の減少幅は比較的小さい（本隊隊員及び地域隊員合わせ△1.5%）のに対し、郡地域の隊員の減少幅が大きい（同△4.0%）。また、男性隊員が大幅に減少（本隊男性隊員及び男性地域隊員合わせて△4.2%）しているのに対し、女性隊員は微増（本隊女性隊員及び女性地域隊員合わせて+0.4%）している。

- ・市地域隊員計（本隊隊員及び地域隊員：50,667人→49,895人 △1.5%）
- ・郡地域隊員計（本隊隊員及び地域隊員：39,436人→37,866人 △4.0%）
- ・男性隊員計（本隊男性隊員及び男性地域隊員：59,329人→56,865人 △4.2%）
- ・女性隊員計（本隊女性隊員及び女性地域隊員：30,774人→30,896人 0.4%）

なお、義勇消防隊員の年齢別構成、勤務期間別構成及び職業別構成は、それぞれ次ページ以降の表〈義勇消防隊員の年齢別構成〉、〈義勇消防隊員の勤務期間別構成〉及び〈義勇消防隊員の職業別構成〉のとおりである。年齢構成をみると40歳台及び50歳台前半の者で全体の7割強、勤務期間をみると10年未満の者で全体の7割強、職業別にみると農業従事者及び商業従事者が主婦以外の義勇消防隊員の7割弱である。

〈義勇消防隊の隊数及び隊員数〉

〔単位：隊、人〕

区分		隊 数							隊 員 数						
		本隊男性隊	本隊女性隊	男性地域隊	女性地域隊	専担義消防隊	専門義消防隊	計	本隊男性隊	本隊女性隊	男性地域隊	女性地域隊	全担義消防隊	専門義消防隊	計
市地域	市	164	156	438	123	2	29	912	7,000	6,057	8,806	2,279	61	542	24,745
	邑	96	96	20	5	4	4	225	4,022	3,550	410	132	99	130	8,343
	面	374	239	76	10	79	1	779	10,755	5,265	1,442	177	2,030	51	19,720
	計	634	491	534	138	85	34	1,916	21,777	14,872	10,658	2,588	2,190	723	52,808
郡地域	邑	117	115	28	4	2	18	284	5,263	4,273	536	74	47	337	10,530
	面	580	430	101	10	133	13	1,267	16,406	9,006	2,225	83	2,875	283	30,878
	計	697	545	129	14	135	31	1,551	21,669	13,279	2,761	157	2,922	620	41,408
総計	市	164	156	438	123	2	29	912	7,000	6,057	8,806	2,279	61	542	24,745
	邑	213	211	48	9	6	22	509	9,285	7,823	946	206	146	467	18,873
	面	954	669	177	20	212	14	2,046	27,161	14,271	3,667	260	4,905	334	50,598
	計	1,331	1,036	663	152	220	65	3,467	43,446	28,151	13,419	2,745	5,112	1,343	94,216

*設置基準 市・邑地域：1個隊60人（女性隊50人）、面地域：1個隊30人（女性隊30人）、

地域隊：市・邑・面地域 1個隊20人（消防防災庁「2013消防行政資料及び統計」p119）

〈義勇消防隊員の年齢別構成〉

〔単位：人〕

区分		計	20-30 歳	31-40 歳	41-45 歳	46-50 歳	51-55 歳	56-60 歳	61-65 歳	65歳 以上
計	計	94,216	568	11,298	19,439	25,934	24,536	10,546	1,892	3
	本隊男性隊	43,446	353	5,927	8,798	10,804	11,609	4,972	981	2
	本隊女性隊	28,115	102	2,905	6,224	7,672	7,441	3,242	565	-
	地域隊等	22,619	113	2,466	4,417	7,458	5,486	2,332	346	-
市地域	計	52,808	351	6,191	10,841	15,364	13,512	5,734	814	1
	本隊男性隊	21,777	208	2,899	4,005	6,151	5,663	2,470	380	1
	本隊女性隊	14,872	63	1,461	3,449	4,114	3,995	1,579	211	1
	地域隊等	16,159	80	1,831	3,387	5,099	3,854	1,685	223	-
郡地域	計	41,408	217	5,107	8,598	10,570	11,024	4,812	1,078	2
	本隊男性隊	21,669	145	3,028	4,793	4,653	5,946	2,502	601	1
	本隊女性隊	13,279	39	1,444	2,775	3,558	3,446	1,663	354	-
	地域隊等	6,460	33	635	1,030	2,359	1,632	647	123	1

（消防防災庁「2013消防行政資料及び統計」p120）

〈義勇消防隊員の勤務期間別構成〉

〔単位：人〕

区分		計	1年未満	1－5年	6－10年	11－15年	16－20年	21－25年	26－30年	31年以上
計	計	94,216	9,419	32,995	24,537	13,942	8,096	3,708	1,181	338
	本隊男性隊	43,446	4,022	13,975	11,481	5,882	4,627	2,326	859	274
	本隊女性隊	28,151	3,011	11,875	7,869	3,030	1,584	700	80	2
	地域隊等	22,619	2,386	7,145	5,187	5,030	1,885	682	242	62
市地域	計	52,808	6,415	19,318	13,643	7,682	3,548	1,590	478	134
	本隊男性隊	21,777	2,400	7,367	5,597	3,002	2,010	986	305	108
	本隊女性隊	14,872	1,921	6,238	4,160	1,585	703	226	39	－
	地域隊等	16,159	2,094	5,713	3,886	3,095	833	378	134	26
郡地域	計	41,408	3,004	13,677	10,894	6,260	4,548	2,118	703	204
	本隊男性隊	21,669	1,622	6,608	5,884	2,880	2,615	1,340	554	166
	本隊女性隊	13,279	1,090	5,637	3,709	1,445	881	474	41	2
	地域隊等	6,460	292	1,432	1,301	1,935	1,052	304	108	36

(消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」 p 120)

〈義勇消防隊員の職業別構成〉

〔単位：人〕

区分		計	農業	漁業	商業	建設土木	畜産業	主婦	その他
計	計	94,216	27,651	1,811	22,778	2,241	1,594	20,716	17,425
	本隊男性隊	43,446	18,513	1,007	13,518	1,655	1,051	352	7,350
	本隊女性隊	28,151	4,655	233	3,271	20	177	16,836	2,959
	地域隊等	22,619	4,483	571	5,989	566	366	3,528	7,116
市地域	計	52,808	11,286	579	13,319	1,240	781	13,803	11,800
	本隊男性隊	21,777	7,767	183	6,992	805	480	349	5,201
	本隊女性隊	14,872	1,515	23	1,487	11	65	10,002	1,769
	地域隊等	16,159	2,004	373	4,840	424	236	3,452	4,830
郡地域	計	41,408	16,365	1,232	9,459	1,001	813	6,913	5,625
	本隊男性隊	21,669	10,746	824	6,526	850	571	3	2,149
	本隊女性隊	13,279	3,140	210	1,784	9	112	6,834	1,190
	地域隊等	6,460	2,479	198	1,149	142	130	76	2,286

(消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」 p 121)

- ② 義勇消防隊はその地域の住民の中から希望する者で構成され、その設置、名称、区域、組織、任免、定員、訓練、検閲、服制、服務、運用等については各市・道の義勇消防隊設置条例により定められる（消防基本法第 37 条第 2 項）。例として「京畿道義勇消防隊設置条例」の主要な規程の概略を示す。

《京畿道義勇消防隊設置条例の主要な規程の概略》

第2条（設置）

- ・義勇消防隊（義消防）は、京畿道知事の命を受け、京畿道消防災難本部長（消防本部長）、消防署長が男・女義消防を設置することができる。
- ・各義消防の管轄区域は、市・郡・区・邑・面・洞等行政区域の消防与件を勘案して消防署長が定め、必要がある場合は地域隊を設置することができる。
- ・消防署は、「専門義勇消防隊（専門義消防）」、「専担義勇消防隊（専担義消防）」を設置することができる。
- ・消防本部長、消防署長は、道知事の命を受け、義消防相互間の情報交換、隊員の福祉向上等義消防の健全な発展のため、京畿道に「義消防連合会（連合会）」を、消防署に「義消防連合隊（連合隊）」を置く。

第5条（組織）

- ・義消防及び専門・専担義消防には、隊長、副隊長、監事、部長、班長及び若干名の顧問を置く。
- ・地域隊には、隊長、部長、班長、監事を置く。
- ・連合隊には、隊長、副隊長、事務局長、監事及び若干名の顧問を置く。
- ・連合会には、会長、副会長、事務局長、監事及び若干名の顧問を置く。

第7条（任用）

- ・連合隊長及び義消防隊長は、一定の資格（義消防での5年以上の勤務経験、教授・教師・弁護士・市民団体代表等地域の著名人士であること等）を備えた者の中から、市長・郡守、道議会議員、義消防員、消防公務員等の推薦を受け、第11条に規定する「義消防運営委員会」の審議を経て、消防署長の提請（提出して任命を請うこと）により、道知事が任命する。
- ・副隊長以下の隊員は、公開募集、消防公務員又は義消防員の推薦により、管轄の消防署長が任命する。
- ・連合会長は、一定の資格（義消防での5年以上の勤務経験、教授・教師・弁護士・市民団体代表等地域の著名人士であること等）を備えた者の中から、消防本部長、消防署長、義消防隊長、地域著名人士の推薦を受け、義消防運営委員会の審議を経て道知事が任命する。

第9条（任期等）

- ・連合会長及び連合隊長、義消防隊長の任期はそれぞれ3年とし、1回に限り再任することができる。

第10条（解任）

- ・道知事又は消防署長（任命権者）は、連合会長、連合隊長、義消防隊長、隊員が一定の事項（地域外への移住、心身障害、職務怠慢・職務上の義務不履行、正当な事由なく連続して3回以上教育・訓練に参加等）に該当したときは、解任しなければならない。

第 11 条（義消防隊運営委員会の構成）

- ・消防署に置く義消防隊運営委員会は、一定の資格（義消防隊での 5 年以上の勤務経験、教授・教師・弁護士・市民団体代表等地域の著名人士であること等）を有する者及び消防署の課長等 7 名で構成する。委員長は委員が互選し、委員は消防署長が任命又は委嘱する。
- ・道に置く義消防隊運営委員会は、一定の資格（義消防隊での 5 年以上の勤務経験、教授・教師・弁護士・市民団体代表等地域の著名人士であること等）を有する者、消防署長、消防本部課長等 9 名で構成する。委員長は行政第 1 副知事がなり、委員は道知事が任命又は委嘱する。

第 12 条（義消防隊運営委員会の機能）

- ・任用、再任、解任等に係る審議

第 14 条（定年）

- ・隊員の定年は 63 歳とする。

第 15 条（定員）

- ・市・郡・区地域は 100 名以上 150 名以下。邑・面・洞地域は 30 名以上 60 名以下。専門義消防隊と専担義消防隊は 30 名以下。

第 17 条（動員命令）

- ・道知事、消防本部長、消防署長は、火災、救助・救急その他災難状況の対備・対応、復旧のため、義消防隊員を動員することができる。
- ・動員命令を受けた義消防隊員は、迅速に出動し、任務を誠実に遂行しなければならない。

第 23 条（教育・訓練）

- ・義消防隊長は、消防署長の命を受け、隊員の業務遂行に必要な教育・訓練を、原則として月 1 回、3 時間以上実施しなければならない。
- ・義消防隊長は、消防学校長が実施する義消防隊長の教育・訓練を履修しなければならず、履修しない義消防隊長の資格は制限され得る。

第 25 条（出動手当）

- ・消防、その他災難業務（教育・訓練、広報活動等を含む。）の遂行のための出動又は動員に対して、予算の範囲内で手当を支給する。
- ・手当は、1 日につき「公務員報酬規程」の消防士 3 号俸給月額を 30 で除した金額とする。

第 26 条（災害補償）

- ・隊員が消防災難業務（動員による出動、教育・訓練等）により疾病にかかり、負傷し又は死亡したときは補償金が支給される。
- ・災害補償の種類は、療養補償、障害補償、葬祭補償、遺族補償。
- ・災害補償金の支給対象と手続等は本条例の別表 1 で規定。

第 27 条（奨学金）

- ・道知事は、消防災難業務遂行に顕著な功労があったり、他者への模範となる隊員の子弟に対し、予算の範囲内で奨学金を支給することができる（支給基準：高等学校等在学生（隊員の子弟中 1 名に限る））。

第28条（褒賞）

- ・「京畿道褒賞条例」に定めるところにより褒賞を行うことができる。

【別表1】

1. 災害補償の支給基準

種類	支給対象	支給基準
療養 補償	消防その他災害業務遂行のために出勤し又は 動員され負傷し又は疾病にかかった場合	診療費、治療費、手術費、薬剤費、入院費 を支給。但し、治療費は完治するまで。
障害 補償	消防その他災害業務遂行のために出勤し又は 動員され負傷し又は疾病にかかり、完治した後 身体障害が生じた場合	身体障害等級別障害補償金を支給。但し、 身体障害が複合した場合は最も重い障害 に該当する等級により支給
葬祭 補償	消防その他災害業務遂行のために出勤し又は 動員され死亡した場合に、その遺族又は葬祭を 行う者へ支給	「公務員報酬規定」に定める地方消防士10 号俸俸給月額額の3か月分を支給
遺族 補償	消防その他災害業務遂行のために出勤し又は 動員され死亡した場合、その遺族へ支給	「公務員報酬規定」に定める地方消防士10 号俸俸給年額の10年分を支給

2. 障害補償の支給手続き

請求人（本人又は遺族）、請求期間（障害発生時から6月以内）、「災害補償審査委員会」の構成（消防署単位に設置。委員は「消防署義勇消防隊運営委員会」を準用）、審査期間（請求日から30日以内）、審査結果通報期間（議決日から7日以内）等を規定

3. 身体障害等級表及び等級別障害補償額

ア. 身体障害等級表

1級～8級までの身体障害の内容、程度を規定

イ. 身体障害等級別障害補償表

等 級	補 償 金
1 級	遺族補償金の100/100
2 級	遺族補償金の88/100
3 級	遺族補償金の76/100
4 級	遺族補償金の64/100
5 級	遺族補償金の52/100
6 級	遺族補償金の40/100
7 級	遺族補償金の20/100
8 級	遺族補償金の10/100

- ③ 隊員は非常勤である（消防基本法第 38 条第 1 項）。消防本部長や消防署長が招集し（同条第 2 項）、その指揮・監督を受け消防業務の補助を行う（同条第 3 項）。

〈義勇消防隊の活動状況〉

〔単位：回、人〕

区 分		火災鎮圧	人命救助・救急	火災警戒勤務	教育訓練	火災広報	その他	計
回数	2011 年	10,139	1,666	11,670	39,471	27,836	46,631	137,359
	2012 年	11,657	1,712	18,003	37,097	22,303	47,928	138,700
人員	2011 年	106,451	11,381	234,082	1,060,652	649,346	355,346	2,417,258
	2012 年	176,570	10,661	152,001	881,753	412,480	289,480	1,922,945

資料：消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p101、「2012 消防防災主要統計」p136

- ④ 報酬は支払われないが、業務の遂行や訓練に対して条例に定めるところにより手当が支給され（消防基本法第 39 条第 1 項）、また、消防の業務や訓練により疾病にかかったり、負傷、死亡したときは、市・道の条例が定めるところにより補償金が支給される（同条第 2 項）。手当及び補償金の額の水準については、京畿道義勇消防隊設置条例（前掲）によれば、「出勤手当」は、1 日につき「公務員報酬規程」の消防士 3 号俸給月額を 30 で除した金額、補償金は、障害補償 3 級を例にとった場合の障害補償の場合、「公務員報酬規定」に定める地方消防士 10 号俸給年額の 10 年分の 76/100 に相当する金額である。

なお、義勇消防隊の士気高揚を図るため、下表のような手当、奨学金等の措置が行われている。

〈義勇消防隊の士気高揚に係る 2012 年度予算の状況〉

〔単位：回、千ウォン〕

区 分	総 合 計		出 動 手 当 支 給		
	延人数	総金額	回数	延人数	金額
計	1,295,703	56,112,859	123,203	1,169,031	34,780,863
市	744,143	35,002,661	87,396	666,615	20,045,722
郡	551,560	21,110,248	35,807	502,416	14,735,141

区 分	子 弟 奨 学 金					
	計		高等学校		大学	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
計	5,168	5,612,402	1,626	1,605,239	3,542	4,007,163
市	2,656	2,957,627	1,050	1,101,253	1,606	1,856,374
郡	2,512	2,654,775	576	503,986	1,936	2,150,789

区分	被 服 費		災害補償費		体育大会等支援			そ の 他	
	人数	金額	人数	金額	回数	人数	金額	回数	金額
計	64,086	4,454,021	548	185,728	455	56,870	1,053,047	7,802	15,719,594
市	39,908	2,871,780	543	178,401	238	34,421	694,004	4,695	11,999,262
郡	24,178	1,582,241	5	7,327	217	22,449	359,043	3,107	3,720,332

資料：消防防災庁「2012 消防防災主要統計」 p 136

- ⑤ 災難管理のための自律的奉仕活動の効率的運営及び相互協力増進のため、全国義勇消防隊連合会が設立されている（消防基本法第 39 条の 2）。また、各市・道の義勇消防隊設置条例により、市・道単位の義勇消防隊連合会が設置されている（前掲「京畿道義勇消防隊設置条例」第 2 条参照）。

5. 義務消防隊

義務消防隊とは、「義務消防隊設置法」（2001 年 8 月 14 日施行）により消防業務を補助するため設置されるもので、義務消防員と消防公務員で構成される（同法第 2 条）。義務消防員とは、「兵力法」第 25 条第 1 項第 1 号に規定する転換服務者（徴兵された者のうち、義務消防隊設置法による消防業務補助任務を行う義務消防員予定者として消防防災庁長からの推薦を受け、国防部長官が転換服務をさせた者）から任用される。志願者は公開競争選抜試験を経て選拔され、陸軍訓練所での基礎軍事教育（4 週間）及び中央消防学校での消防教育（4 週間）を受けた後、消防本部、消防署、救急隊等に配置され勤務する。現行の服務期間は 1 年 11 か月であり、階級は、二防、一防、上防、首防、特防に区分される（義務消防隊設置法施行令第 14 条）。

義務消防員制度は、大韓民国の転換服務・代替服務制度（徴兵による軍務に替え他の公益的な任務に服すること）の一つであり、同種の制度が警察、海洋警察にもある（戦闘警察巡警制度〔1982 年創設〕、海洋戦闘警察巡警制度〔2010 年創設〕）。義務消防員の階級は、軍隊の階級（二等兵、一等兵、上等兵、兵長等）や戦闘警察巡警の階級（二警、一警、上警、首警、特警（戦闘警察隊設置法第 2 条の 4））に対応している。

本制度は、2001 年 3 月 4 日のソウル特別市ホンジェ洞住宅火災（消防公務員 6 名殉職、3 名負傷）及び同年 3 月 7 日の釜山広域市ヨンサン洞ビル火災（同 7 人殉職、5 名負傷）を契機とし、消防行政需要に対して大きく不足する消防活動の現場における人力拡充を図ることを目的として 2001 年に創設された。現在の定員は 2,000 人（2006 年 5 月 19 日以前は 3,000 人）であるが、実際の配置人員数はこれを大幅に定員を下回っており、2012 年 12 月 31 日現在で 650 人が勤務している。なお、義務消防員を志願する者は多く、競争倍率は相当に高いといわれている。

〈義務消防員の定員及び現員配置状況〉

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
定員	154	80	70	78	50	50	52	390	130	120	130	130	130	228	169	39	2,000
現員	9	6	5	13	2	3	3	108	72	52	94	43	56	88	82	176	650

資料：消防防災庁「2013 消防防災主要統計」 p 95

〈充員状況〉

区分	総計	02 年	03 年	04 年	05 年	06 年	07 年	08 年	09 年	10 年	11 年	12 年
割当	6,484	1,292	1,292	1,500	800	400	400	320	240	160	80	620
募集	6,590	1,285	1,312	1,533	805	410	410	327	248	170	90	600
任用	6,533	1,285	1,314	1,503	797	402	405	321	248	169	89	564

資料：消防防災庁「2013 消防防災主要統計」 p 95

6. 主な消防関係団体

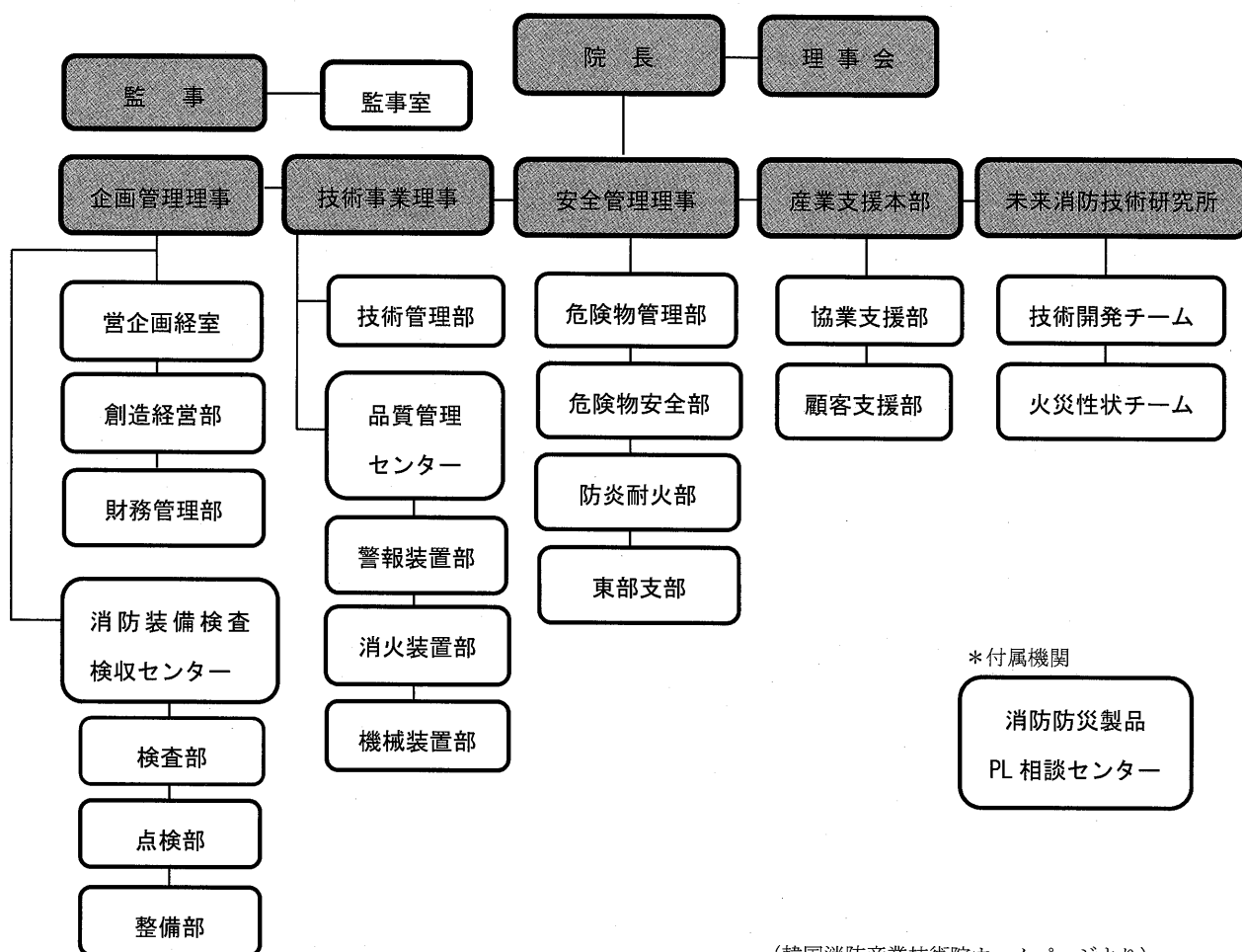
(1) 韓国消防産業技術院 (KFI)

「消防産業の振興に関する法律」第 14 条に基づき設立された特殊法人である。韓国消防検定協会（1977 年 6 月 1 日設立。1979 年 7 月 1 日に韓国消防検定公社に改称）を前身とし、同法の施行に伴い 2008 年 12 月 8 日に開設された。同法の規定によるものを除き民法の財団法人の規定が準用される（第 14 条第 4 項）。なお、消防防災庁長は韓国消防産業技術院の施設及び運営に必要な経費を予算の範囲内で出損、支援することができる（同条第 5 項）。本社所在地は京畿道龍仁（ヨンイン）市にあり、ほかに江原道三陟（サムチョク）市に消防産業研究所、蔚山広域市に東部支部蔚山事務所、全羅南道麗水（ヨス）市に東部支部麗水事務所がある。役職員数は 150 人程（2013 年 2 月時点）である。

なお、「消防基本法」は、2008 年 1 月に新設された第 7 章の 2（第 39 条の 3～第 39 条の 7）において消防産業の育成・振興及び支援等を規定している。すなわち、国家は、消防産業（消防用機械・器具の製造、研究・開発及び販売等に関する一連の産業）の育成・振興のための計画樹立等行政上・財政上の支援施策を取らなければならないこと（消防基本法第 39 条の 3）、消防産業と関連する技術開発を促進するため技術開発を実施する者に対する資金を出損することができること（同法第 39 条の 5）、国家等の研究機関に消防技術の研究・開発を行わせることができること（同法第 39 条の 6）等が規定されており、韓国消防産業技術院（以下「技術院」という。）は第 39 条の 6 第 1 項に列挙された機関の一つである。

① 組織

〈韓国消防産業技術院組織図〉



(韓国消防産業技術院ホームページより)

② 業務

消防産業の振興に関する法律第14条第3項に列挙される技術院の業務は、次のとおり多岐にわたる。

- ・消防産業の育成と消防産業技術振興のための政策・制度の調査・研究
- ・消防産業の基盤造成及び創業支援
- ・消防産業専門人力の養成支援
- ・消防産業発展のための消防装備普及の拡大とマーケティング支援
- ・消防産業発展のための国際協力及び海外進出支援
- ・消防事業者の品質管理能力と専門性向上に必要な事業
- ・消防装備の品質確保、品質認定及び新技術・新製品に関する認定業務
- ・消防産業に関するデータベース構築・運営、出版、技術講習及び広報
- ・消防用機械・器具、消防施設及び危険物安全に関する調査・研究・技術開発及び支援
- ・「危険物安全管理法」第8条第1項後段によるタンク安全性能試験
- ・この法律又は他の消防防災関係法令が規定する事業で消防防災庁長が委託する事業
- ・その他技術院の設立目的を達成するために必要な事業

技術院の主要な具体的事業は、消防用品の試験・検査（型式承認、性能認証、製品検査、KFI 認定、防災性能検査）、危険物貯蔵タンク等の安全検査、危険物性状判定試験等である。その実施件数は、データがやや古いが、下表のとおりである（2011 年度事業計画より）。

《検定・検査・試験等件数等》

区分		単位	2011 年（計画）		2010 年成果	
			数量	金額(千円)	数量	金額(千円)
消防 機器 検定	型 式 承 認	件	772	1,505,906	1,053	1,503,810
	製 品 検 査	千個	2,361	7,582,872	28,819	8,539,901
	防 災 性 能 検 査	千個	12,947	1,307,884	12,865	1,171,177
	性能(見本品、事前製品)試験	千個	8,356	1,306,169	12,349	1,957,993
危 険 物 タ ン ク 検 査 等		基	3,946	4,411,622	7,107	4,342,626
危険物製造所完工検査及び技術検討		件	17	48,468	25	67,304
危 険 物 性 状 分 析		件	334	94,568	520	134,458
KFI 認定	KFI 認定及び設計審査	件	148	177,873	199	197,388
	KFI 製品検査	千個	328	484,076	432	506,877
依頼試験及び委託手数料		件	16,297	1,370,586	14,102	1,496,748
外部受注外部受託研究		件	-	8,500,000	21	8,539,745
合 計		-	-	26,790,024	-	28,458,027

（韓国消防産業技術院ホームページより）

- * 技術院は、消防用品の型式承認、性能認証及び製品検査（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律第 6 章 消防用品の品質管理（第 36 条～第 40 条の 2））を専門的に遂行する「製品検査専門機関」として指定されている（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律第 42 条、消防用品の品質管理等に関する規則第 6 条第 1 項、第 22 条第 1 項）。
- * 技術院は、防災対象物品の防災性能検査（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律第 13 条）の実施機関とされている（消防用品の品質管理等に関する規則第 3 条第 1 項）。
- * KFI 認定とは、技術院の自主事業として、消防用機械器具の性能、形状、構造、材質等を審査し認定するもの
- * 危険物の製造所等を設置しようとする者は市・道知事の許可を受けなければならない（危険物安全管理法第 6 条）が、技術院が行う検討を受けその結果が基準に適合する場合、市・道知事は許可しなければならない（危険物安全管理法施行令第 6 条第 2 項）。また、危険物タンクの設置等をしようとする者はその完工検査に先立ち市・道知事が行うタンク安全性能検査を受けなければならないが、技術院が行うタンク安全性能試験を受けている場合はタンク安全性能検査の全部又は一部を免除することができる（危険物安全管理法第 8 条第 1 項）。
- * 市・道知事が行うタンク安全性能検査及び危険物の製造所等に係る完工検査のうち一定のものについては技術院に委託することができる（危険物安全管理法第 30 条、同法施行

令第 22 条第 1 項第 1 号及び第 2 号)。

③ 財務《歳入歳出》

[単位：百万ウォン]

			2011 年決算	2012 年決算	2013 年予算
収 入	政府支援収入	補 助 金	753	1,356	1,645
		事業収入	17,720	14,057	11,686
		委託収入	17,274	19,267	17,812
		独占収入	640	1,294	1,105
		小 計	36,387	35,974	32,248
	その他事業収入		28	18	97
	付 帯 収 入		1,272	914	616
	そ の 他		4,136	11,869	10,089
	収 入 合 計		41,823	48,775	43,050
支 出	人 件 費		7,568	10,702	13,694
	経 常 運 営 費		5,282	5,133	6,584
	事 業 費		16,086	23,310	19,821
	そ の 他		12,887	9,630	2,951
	支 出 合 計		41,823	48,775	43,050

(韓国消防産業技術院ホームページより)

(2) 韓国消防安全協会 (KFSA)

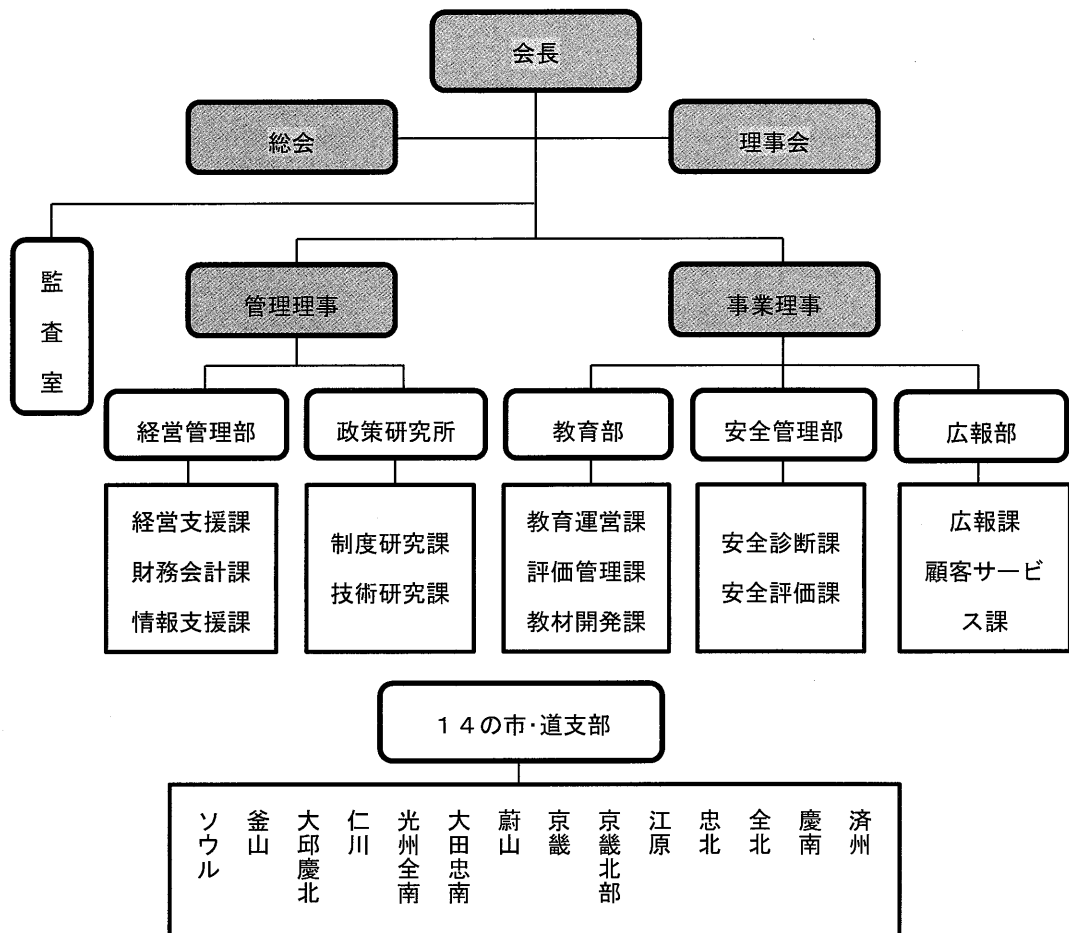
消防基本法第 8 章 (第 40 条～第 44 条) に基づく特殊法人であり、消防技術や安全管理技術の向上及び広報等を目的として 1980 年 10 月 7 日に設立された。所在地はソウル特別市永登浦 (ヨンドゥンポ) 区である。本法に規定されることを除き民法の社団法人の規定が準用される (同法第 40 条)。会員となる資格を有する者は以下のとおりである (同法第 42 条)。

- ・「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」又は「危険物安全管理法」による登録をし又は許可を受けた者 (団体が会員)
- ・「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」又は、「危険物安全管理法」による消防安全管理者、消防技術者又は危険物安全管理者として選任又は採用された者 (個人が会員)
- ・その他消防に関する学識や経験が豊富な者として大統領令で定める者 (個人が会員)

① 組織

組織は次ページの図のとおりである。なお、全国の市・道に 14 の支部がある。

〈韓国消防安全協会組織図〉



(韓国消防安全協会ホームページより)

② 業務

消防基本法第 41 条に列挙される協会の業務は次のとおりである。

- ・ 消防技術と安全管理に関する教育及び調査・研究
- ・ 消防技術と安全管理に関する各種刊行物発刊
- ・ 火災予防と安全管理意識高揚のための対国民広報
- ・ 消防業務に関し行政機関が委託する業務
- ・ その他会員の福利増進等定款に定める事項

本協会の具体的な主要業務は、消防教育、消防広報、消防施設点検等である。このうち、消防教育に関し、本協会は、消防安全管理者、危険物安全管理者等に対する実務教育及び講習を行っている。これらの実務教育及び講習は、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」(第 41 条) 及び「危険物安全管理法」(第 28 条、同法施行規則第 78 条第 1 項) に基づき受講等が義務付けられているものであり、それぞれの法律の施行規則により、韓国消防安全協会は、これらの講習、実務教育の実施機関に指定されている(「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行規則」第 29 条、第 36 条及び「危険物安全管理法施行規則」第 78 条第 2 項及び同規則別表 24)。

《2013 年教育計画》

区分			計画人数 (人)	学級編成 (人)	教育回数 (回)	教育日数 (日)
実務教育	消防安全管理者		27,758	100	196	196
	消 防 技 術 者		34,306	100	357	357
	危険物安全管理者		50,957	100	529	529
	危 険 物 運 送 者		6,237	100	95	95
	小 計		119,258	-	1,177	1,177
講習教育	消防安全管理者	公 共 機 関	6,350	100	68	340
		特 級	210	100	3	30
		1 級	2,650	100	31	155
		2 級(正規)	22,700	100	299	916
		2 級(免除)	1,490	100	16	48
	危険物	安全管理者	11,100	100	113	339
		運 送 者	5,050	100	53	106
		統 合 者	900	100	9	36
	小 計		50,450	-	522	1,970
	合 計		169,708	-	1,699	3,147

(韓国消防安全協会ホームページより)

③ 財務

《歳入予算》

[単位：千ウォン]

科 目		2013 年	2012 年	2011 年	2010 年
	会 費 収 入 等	12,822,337	13,705,387	12,024,485	12,451,626
	事 業 収 入	8,565,127	8,190,287	7,370,235	7,537,063
	雑 収 入	724,254	651,572	613,960	482,059
	剰 余 金	1,427,181	872,640	958,398	1,215,860
	特別会計転出金	0	(245,360)	(555,926)	(540,516)
一 般 会 計 合 計		23,538,899	23,184,526	20,411,152	21,451,626
	剰 余 金	0	5,000,000	-	-
	一般会計転入金	0	245,360	555,926	540,516
	特 別 会 計 合 計	0	5,245,360	555,926	540,516
総 計		23,538,899	28,429,886	20,967,078	21,992,142

《歳出予算》

[単位：千ウォン]

科 目		2013 年	2012 年	2011 年	2010 年
	資 本 形 成	812,269	1,068,947	386,915	819,366
	一 般 事 業 費	997,254	1,063,881	1,007,103	999,851

	行政官庁委託事業費	2,678,929	3,075,404	2,690,790	3,278,227
	一般管理及び事務費	18,902,015	17,825,961	16,371,568	16,184,423
	予 備 費	148,432	150,333	8,776	169,759
	一 般 会 計 合 計	23,538,899	23,184,526	20,411,152	21,451,626
	資 本 支 出	0	5,000,000	300,994	263,995
	奨 学 金	0	245,360	254,932	276,521
	特 別 会 計 合 計	0	5,245,360	555,926	540,516
	総 計	23,538,899	28,429,886	20,967,078	21,992,142

(韓国消防安全協会ホームページより)

(3) 大韓消防共済会

大韓消防共済会（以下、本稿において「共済会」と記す。）は、消防公務員の共済制度（ここでいう「共済制度」とは、会員組織により職務による死亡、負傷に対する支援を行うもの。後述する「公務員年金法」による年金・医療の給付を補完する機能を果たしている。）を運営するための法人である。当初 1984 年 10 月 29 日の内務部長官による「社団法人大韓消防共済会設置許可」を受け民法に基づき設立されたが、1991 年 11 月 30 日に制定された「大韓消防共済会法」（以下本稿において「共済法」という。）により、従前の「社団法人大韓消防共済会」は、同法に基づく特殊法人となった（共済法附則第 2 条）。所在地は、ソウル特別市松坡（ソンパ）区松坡大路にある消防共済会館内である。共済会は政治活動が禁止されており、また、その役員は政党の党員となることが禁止されている（共済同法第 4 条）。

① 組織

共済会は会員組織であり、一般会員（消防公務員、消防業務を担当する公務員、共済会役職員等）、特別会員（消防公務員等で負担金を払わない者）及び退職会員（退職した消防公務員等）で構成される（共済法第 7 条）。会員数は、2013 年 12 月時点で 32,227 人であり、ここ数年毎年 1 千人程度増加している。また、共済会には、議決機関として代議員会及び運営委員会が、執行機関として理事長及び理事が、そして監査機関として監事が置かれる（共済法第 9 条第 1 項）。市・道には支部が、消防署等には分会が置かれている。

ア. 代議員会及び運営委員会

代議員は会員の中から選出され、その数は 30 人以内の範囲で定款により定めらる（共済法第 10 条第 1 項、第 2 項）。任期は 3 年である（同条第 3 項）。代議員会の構成員は、理事長、消防防災庁消防政策課長、中央消防学校行政支援課長、消防防災庁消防政策局長が指名する消防公務員 2 名及び市・道会員の中から選出された 21 名の代議員である（定款第 9 条）。

運営委員会は、理事長及び代議員会で選出された代議員 6 名で構成される（共済法第 12 条第 1 項）。代議員会で選出された委員の任期は 3 年である（定款第 14 条）。

代議員会及び運営委員会の議決事項は次のとおりである。

【代議員会の議決事項】（共済法第 11 条第 2 項、定款第 12 条）

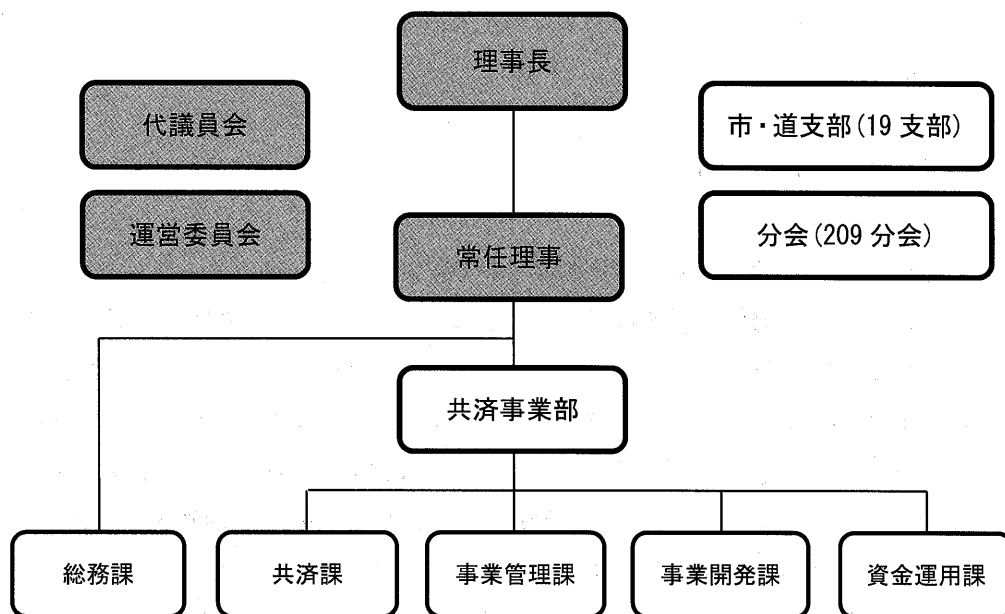
1. 定款の変更
2. 理事長、理事及び監事の選出
3. 事業の基本計画及び予算の審議
4. 決算の承認
5. 理事会及び運営委員会が代議員会の議決を経ることが必要と認める事項
6. その他定款で定める事項
 - ・ 運営委員会委員の選出（定款第 12 条）
 - ・ 共済会の解散（定款第 12 条）

【運営委員会の議決事項】（定款第 16 条）

1. 諸規定の制定、改定又は廃止
2. 事業運営に関する細部計画
3. 代議員会会議に付する事項
4. 代議員会が委任する事項
5. 役員候補者の推薦
6. その他理事長が会議に付する事項

*上記のうち、規定の制定、改定又は廃止については、運営委員会での審議に先立ち消防防災庁長に協議しなければならない。

〈大韓消防共済会組織図〉



（共済会ホームページより）

イ. 役員

理事長及び理事は代議員会で選出され、消防防災庁長の承認が必要である（共済法第14条第1項）。任期は3年、監事の任期は2年である。

ウ. 事務機構

事務機構等としては、総務課のほか、共済事業部に共済課、事業管理課、産業開発課、資金運用課が置かれている。また、市・道には支部長を、消防署等には分会長が置かれており、支部長は市・道消防本部の本部長、分会長は消防署長等である（定款第24条第1項、第2項）。

② 業務（共済法第17条）

ア. 共済法が掲げる事業は、次のとおりである。なお、5～7の事業は任意事業という位置付けである。

1. 会員に対する給付の支給
2. 会員のための福祉厚生施設の設置・運営
3. 会員の子女に対する奨学事業
4. 緊急助成のための事業
5. 消防関連職務遂行中死傷した会員に対する支援事業
6. 殉職した消防公務員の遺族又は公務により負傷し退職した消防公務員の家族に対する支援事業
7. 共済会の目的を達成するために必要な範囲での受益事業

イ. 上記アの法定事業以外の事業で定款が定める事業は以下のとおりである（定款第26条第1項）。

1. 会員に対する貸与
2. 基金造成のための事業

ウ. 会員のための給付の種類（定款第26条第2項等）

給付には、退職給与、殉職給与、死傷給与、公傷給与、終身・一括受託給与、特別慰労金、生活安定貸与金等がある。このうち、主要な給付の概要は次のとおり。

1. 退職(脱退)給与＝会員が退職したとき、加入金（3万円～300万円）の払い込み期間に応じ支給。払込金に対する年5.1%で複利計算した金額が基本となる。
2. 殉職給与＝会員が、公務員年金公団から遺族補償金の決定通知書を受けた場合に支給される。支給金額は加入金の額に応じ100万円～200万円。
3. 死傷給与＝会員が疾病、交通事故により死傷したとき支給される。支給金額は加入金の額に応じ60万円～100万円。
4. 公傷給与＝公務員が公務遂行中に負傷し、公務員年金公団から公務上の療養承認決定

書を受けた場合支給される。支給金額は加入金の額に応じ 20 万ウォン～40 万ウォン。

エ．共済会は、その経営目標として運用による資産の増大を掲げており、会員増によるほか、金融商品への投資等により、資産額は、2010 年が 3, 104 億ウォン、2011 年が 3, 523 億、2012 年が 4, 168 億ウォン、2013 年が 4, 775 億ウォン、2014 年目標が 5, 487 億ウォンと大幅に増加している。

《資産運用現況》

[単位：億ウォン]

区 分	2012 年	2011 年	2010 年
金 融 商 品	3, 765	3, 152	2, 755
定期預金等	699	333	209
株 式	273	160	97
債 券	955	1, 155	1, 000
受益証券	1, 651	1, 186	1, 129
投資貸付金	187	318	320
貸 与 金	183	172	158
未収利子等	79	55	44
不 動 産 等	141	144	147
資 産 総 計	4, 168	3, 523	3, 104

(共済会ホームページより)

《財産運用収益現況》

[単位：億ウォン]

区 分	2013 年計画	2012 年実績	2011 年実績	2010 年実績
資金運用事業	218. 5	247. 3	168. 6	177. 6
会員貸与事業	11. 0	11. 5	10. 6	10. 1
貸 貸 事 業	29. 0	27. 5	26. 1	22. 1
その他事業	0. 5	1. 0	0. 3	0. 1
収 益 計	256	287	206	210

(共済会ホームページより)

③ 財務

共済会の財政は、会員の負担金及びその他収入により賄われる（共済法第 18 条第 1 項）。国家又は地方自治団体は共済会の保護育成や事業支援のため補助金を支給することができる（同 8 条第 2 項）。なお、上記②ア 5 の消防関連職務遂行中死傷した会員に対する支援事業の財源には国家又は地方自治団体の補助金が、同 6 の殉職した消防公務員の遺族又は公務により負傷して退職した消防公務員の家族に対する支援事業の財源には寄託された寄付金が当てられる。

《損益の状況》

〔単位：億ウォン〕

区 分	2012 年	2011 年	2010 年
収 益 計	331	206	210
金 融 収 益	291	169	178
会 員 貸 与 収 益	12	11	10
貸 付 収 益 等	28	26	22
支 出 計	132	101	81
目 的 事 業 費	4	6	4
資 産 運 用 費	44	9	5
販売及び管理費等	19	17	16
管 理 費	10	10	
会員退職・脱退付加金支給金	55	59	47
経 常 利 益	199	105	129
特 別 損 益	136	99	93
会 員 会 費 付 加 金 増 加 額	133	94	86
法 人 税 費 用	3	5	7
当 期 純 利 益	63	6	36

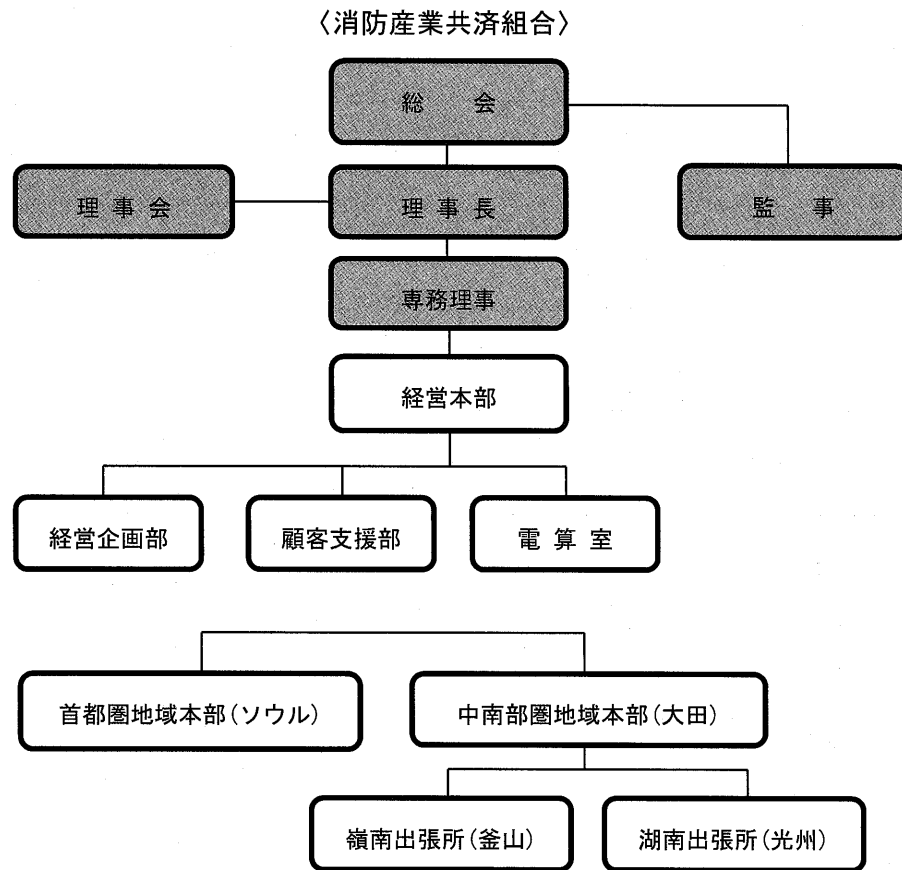
(共済会ホームページより)

(4) 消防産業共済組合

消防産業共済組合（以下「共済組合」という。）は、2008年6月に制定された「消防産業の振興に関する法律」の第7章 消防産業組合（第23条～第33条）の規定により2009年4月に設立された特殊法人である。ソウル特別市瑞草（ソチョ）区に所在する本社のほかに、2つの地域本部（首都圏地域本部〔ソウル市〕、中南部圏地域本部〔大田市〕）と2つの出張所（嶺南出張所〔釜山市〕、湖南出張所〔光州市〕）がある。

共済組合は、消防事業者の自律的な経済活動促進を図り消防産業の健全な発展のため「各種の資金貸付や保証等を行う」ことを目的とするもので、消防防災庁の許可を受けて消防事業者が設立したものである（同法第23条第1項）。ここでいう「消防事業者」とは、消防産業（消防施設等の製造・販売、防災対象物品の防災処理、消防施設設計・工事・監理、危険物運搬容器製作・販売、危険物製造所等の設計・施工、危険物タンクの製作・販売）と関連する経済活動を営む者をいう（同法第2条）。同法に規定するものを除き、民法の社団法人に関する規定及び商法の株式会社に関する規定が準用される（同法第23条第5項）。共済組合の基本財産は、組合員の出資金、共済掛金、預託金、消防産業関連機関・団体や公共機関の出損金で造成される（同法第25条）。

① 組織



(消防産業共済組合ホームページより)

《組合員数等》

[単位：件、百万ウォン]

区 分	業体数	出資金	口座数
2009 年	1,098	24,729	49,458
2010 年	3,249	86,921	173,843
2011 年	4,664	103,530	207,060
2012 年	4,828	108,065	216,131

(消防産業共済組合ホームページより)

② 業務

同法第 24 条が列挙する事業は以下の通り。

- ・ 消防装備開発及び消防人力の技術向上等消防事業体の経営安定に必要な資金の貸付及び投資
- ・ 消防装備の共同委託販売又は製造用部品の共同購入
- ・ 公共機関・団体に対する消防装備の普及支援
- ・ 消防事業者が、消防装備開発及び消防人力の技術向上並びに消防事業体の経営安定に必要な資金を金融機関から借り入れようとする場合の債務保証
- ・ 消防事業による義務履行に必要な履行保証
- ・ 消防事業体に関するデータベースの構築・運用
- ・ その他消防基本法等関連法令に定める事項

《保証業務》

〔単位：件、百万ウォン〕

区 分	保 証 実 績			
	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
件 数	3,079	7,731	18,433	23,180
保証金額	60,555	112,493	136,414	144,842

《融資業務》

〔単位：件、百万ウォン〕

区 分	融 資 実 績			
	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
件 数	361	933	1,090	1,135
融資金額	4,939	12,619	158,199	15,572

(消防産業共済組合ホームページより)

③ 財務

《損益》

〔単位：千ウォン〕

		2011 年	2010 年
営 業 収 益	保 証 手 数 料	537,486	431,990
	内(入札保証手数料)	(13,663)	(2,264)
	(契約保証手数料)	(292,361)	(187,502)
	(瑕疵保証手数料)	(119,552)	(62,616)
	(前払金保証手数料)	(97,096)	(175,713)
	(下請保証手数料)	(1,703)	(3,686)
	(認可・許可保証手数料)	(26)	(18)
	(工事履行保証手数料)	(13,079)	(105)
	融 資 金 利 子	389,134	204,069
	共 済 手 数 料	142,071	76,880
計		1,068,692	712,939
営 業 費 用	人 件 費	1,919,321	1,708,639
	経 費	1,771,528	1,551,283
	減 価 償 却 費	390,149	436,487
	貸 倒 れ 償 却	35,103	72,955
	退 職 給 与	423,167	286,631
	代位弁済準備金転入額	792,586	1,261,500
計		5,331,856	5,317,497
営 業 収 支		△4,263,163	△4,604,558
営 業 外 収 支		3,490,640	1,105,420
(利 子 収 益)		(3,439,422)	(1,100,960)
当 期 純 損 益		△772,523	△3,499,137

(消防産業共済組合損益計算書より)

*営業費用中、「経費」には、旅費交通費、公共料金、需用費、事務室管理費、支給手数料、業務推進費、税金公課金、医療福利費、電算業務費、行事費、年次手当、勤労費、共済保険料等の勘定科目が含まれる。

*当期純損失は資本金（大部分が出資金）取り崩しで補填

(5) 大韓民国在郷消防同友会

① 「大韓民国在郷消防同友会法」(2012年3月21日施行)による消防防災庁長の認可法人であり、会員相互間の親睦を図ることを通じて消防の経験と知識を共有・発展させ、消防の先進化と社会公益の増進に寄与することを目的としている(法第1条)。本法に規定することを除き民法の社団法人の規定が準用され、会員資格は、正会員(退職消防公務員)及び名誉会員(現職消防公務員)の2種類である(法第5条)。なお、消防同友会は政治活動が禁止されている(法第6条第3項)。

② 組織

本部がソウル特別市に置かれるほか、支部(ソウル特別市庁、広域市庁、道庁)及び支部の会(消防署所在地)を置くこととされている(法第6条)。

③ 業務

法第4条が規定する消防同友会の事業は次のとおりである。

- ・ 会員相互の扶助を通じた親睦を図るための事業
- ・ 会員の福祉増進及び権益増進に係る事業
- ・ 国民の消防安全意識向上のための事業
- ・ 国民の消防安全と火災予防に必要な事業 etc.

なお、2012年4月19日に開催された設立総会における挨拶の中で消防防災庁長は、「退職消防公務員の活動を助けるための大韓民国在郷消防同友会法の制定と消防同友会創立は、大きな意味があることであり」、「厳しい環境の中で黙々と職務を遂行しながらも適当な処遇を受けることができない消防公務員の現実を勘案するとき、消防同友会の活動は消防官としての矜持と自負心を高めものである」旨述べている(2012.04.19付「消防防災新聞記事」)。

Ⅲ 消防公務員制度

韓国の消防公務員制度の基本的事項を規定しているのは、1982年に制定された「消防公務員法」(1982. 12. 31 公布)である。同法は、国家消防公務員及び地方消防公務員の任用、教育訓練、服務、身分保障等に関し、「国家公務員法」及び「地方公務員法」の特例を定めるものである。なお、他に関係する主な法令に、「公務員年金法」、「消防公務員任用令」、「消防公務員昇進任用規定」、「消防公務員懲戒令」、「公務員報酬規定」、「地方公務員報酬規定」等がある。

1. 消防公務員制度の基本的枠組み

(1) 職業公務員制

韓国の国家公務員法は、その第2条において、公務員を、経歴職と特殊経歴職に分け、経歴職公務員を「実績と資格に基づき任用され、その身分は保障され終身公務員として勤務することが予定される公務員」と定めており、消防公務員についてもこの規定が適用される。すなわち、実績主義と職業公務員制が消防公務員制度の基本である。

なお、消防公務員に対する社会的評価は高い。このことについて「韓国社会は、伝統的に公職に対する社会的評価が高い。その原因は、官尊民卑思想を基礎として官僚が支配者として君臨し、特権を享受して豊かになる前近代的・非民主的思考方式にも一部起因する。しかし、これからは、国民の公僕として民主主義的公職観が確立され消防公務員の公共奉仕と犠牲精神に対する社会的評価が高まらなければならない。また、IMF以後、民間部門では身分保障が制度としてできなくなっているのとは異なり、公務員は、身分保障による職業の安定性等が高い社会的評価の主要な原因となっているようである。」(前述「消防行政学概論」P182)といわれる。

(2) 階級制

消防公務員の階級は「消防基本法」第2条に定められており、国家公務員である消防公務員(国家消防公務員)は11階級に、地方公務員である消防公務員(地方消防公務員)は10階級に区分される。それぞれ、後述する一般職公務員の階級の何級に相当するかという対比がなされる。

〈消防公務員の階級区分〉

消防職	国家	消防 総監	消防 正監	消防 監	消防 准監	消防 正	消防 領	消防 警	消防 尉	消防 長	消防 校	消防 士
	地方		地方 消防 正監	地方 消防 監	地方 消防 准監	地方 消防 正	地方 消防 領	地方 消防 警	地方 消防 尉	地方 消防 長	地方 消防 校	地方 消防 士
比較		次官 級	1級 相当	2級 相当	3級 相当	4級 相当	5級 相当	6級 相当	6級 相当	7級 相当	8級 相当	9級 相当

ちなみに、韓国では、消防や警察、軍隊に限らず、階級制が社会に幅広く浸透しているといわれており、公務員（一般職公務員、技能職公務員：p61 の公職の分類参照）については、これをを1級から9級までの階級に分けている（国家公務員法第4条第1項）。階級制は、朝鮮王朝時代の階級制（朝鮮時代の正一品～従九品）の伝統を引き継ぐものとされ、その伝統は今日の韓国の「行政文化の形成に非常に大きな影響を及ぼし、階級制的公職分類は、政府組織、軍組織等をはじめ、社会の殆どの分野へ広範囲に制度化され」、「今でも職務を中心にするより、人を中心にして、公務員を1級から9級まで分けている。人を中心とした分類は、政府だけではなく、一般の企業においても広く制度化されているのが実情である」（「消防行政学概論」P184）とされる。

〈階級区分（一般職公務員〔職列：行政〕の場合）〉

階級及び職級						
3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
副理事官	書記官	行政事務官	行政主事	行政主事補	行政書記	行政書記補

*公務員任用令別表1より抜粋

*従来の1級（管理官）、2級（理事官）及び3級の一部の公務員は、2006年に導入された「高位公務員団」に所属することとされ、国家公務員法第4条の規定の適用が除外されている。

なお、消防公務員の階級、職位及び警察公務員との対比は次の表のとおりである。

〈階級構造〉

消 防 公 務 員		警 察 公 務 員		一般職
階 級	職 位	階 級	職 位	
消防総監	消防防災庁長	治安総監	警察庁長、海洋警察庁長	-
消防正監	消防防災庁次長 ソウル本部長	治安正監	警察庁次長、ソウル地方警察庁長、釜山地方警察庁長、京畿地方警察庁長、警察大学長	管理官
消 防 監	消防政策局長、119救助救急局長、中央消防学校長、釜山・仁川・全南・慶北本部長、京畿本部長	治 安 監	本庁局長、地方警察庁長 警察総合学校長	理事官
消防准監	消防防災庁課長、ソウル・釜山・京畿・本部課長、京畿消防学校長、大邱・光州・大田・世宗・その他道本部長	警 務 官	本庁局長 地方警察庁長・次長	副理事官
消 防 正	消防防災庁担当、地方消防学校長、中央消防学校課長、道課長、消防署長	総 警	警察署長 本庁課長	書記官
消 防 領	消防本部担当、署課長	警 正	地方庁課長、署課長	事務官

消 防 警	消防署課長・係長、119 安全センター長、救助救急隊長	警 監	警察署課長・係長、地区隊長	主 事
消 防 尉	救助救急隊長、119 安全センター長、安全センター副センター長	警 尉	警察署主任 地区隊副隊長	
消 防 長	119 安全センター副センター長、班長	警 査	班長	主事補
消 防 校		警 長		書記
消 防 士		巡 警		書記補

(資料：2013 年消防防災庁「消防行政資料及び統計」 p 275)

また、「階級の身分化」という指摘もある。これについては「階級制では、階級は人に対し常に付いて回る。階級により報酬も決められる。従って、人と階級・報酬が常に一緒になるということである。階級は、すなわち身分を象徴するものとして理解される。特に、上位階級に上がるほど社会的評価が高くなるため、これを身分の上昇とを感じるようになり、階級を身分と同一視する傾向が強くなる。従って、階級制の基盤を有する韓国の公職社会で、昇進は公務員のもっとも重要な関心事である。」(「消防行政学概論」P185) という記述は興味深い。

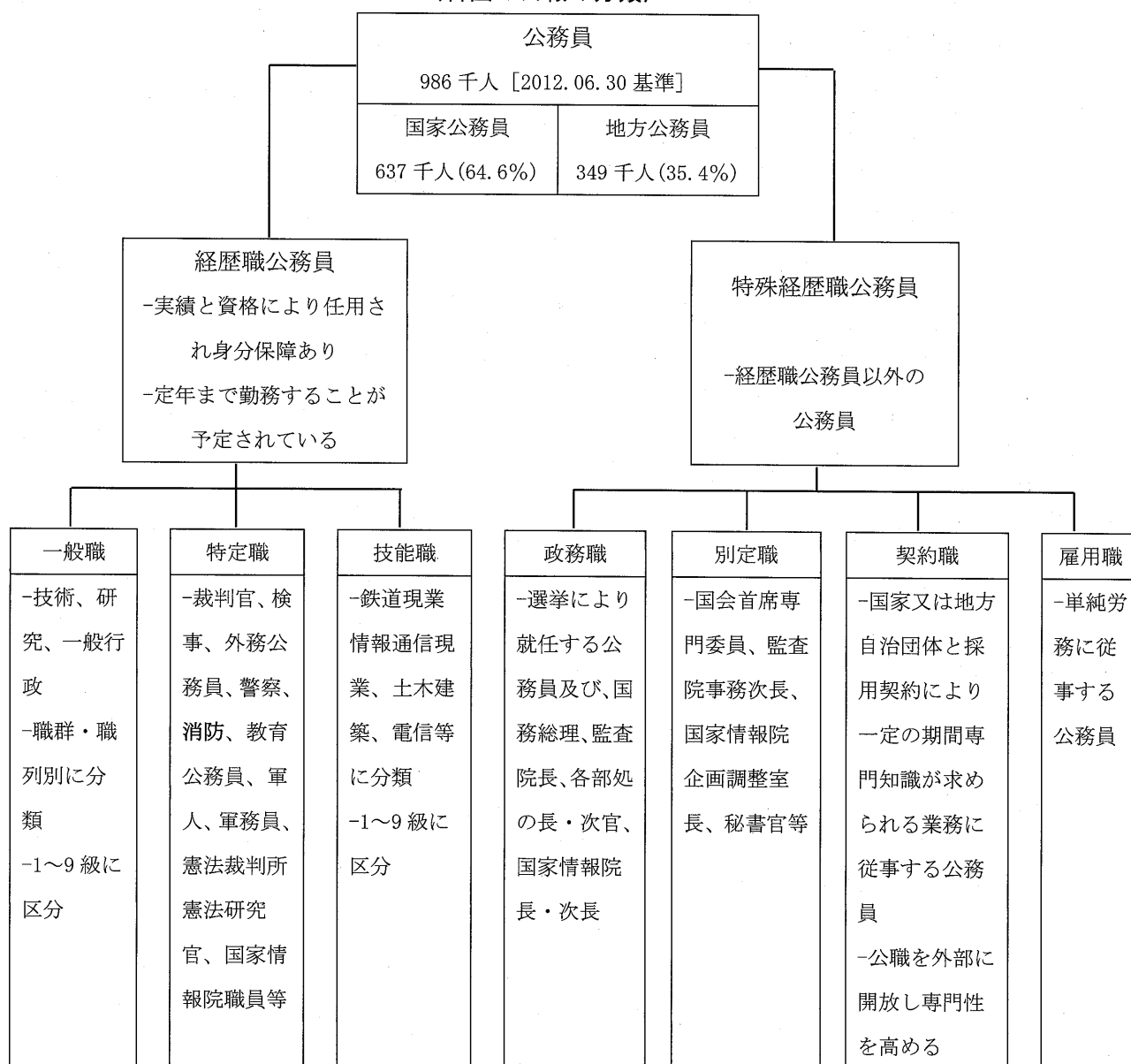
なお、韓国の公務員制度の基本である国家公務員法は、「職位」(一人の者が担当して遂行することができる職務と責務)、「職級」(職務の種類、困難性、責任の度合いが類似した職務の郡)、「職列」(職務の種類が類似し、その責任と困難性の程度が異なる職務の群)、「職群」(職務の性質が類似する職列の郡)、「職類」(同一の職列内の担当分野が同一の職務の郡)の用語が用いられており、「公務員の職級(階級)分類は、職位分類制の形式を加味している。しかし、等級という用語は用いていない等、職位分類制の導入は実質的ではない宣言の水準に留まっている」(「消防行政学概論」P188) とされる。

(3) 消防公務員の公務員法上の分類

消防公務員は、公務員法上の「特定職公務員」である。特定職公務員とは、裁判官、検事、外務公務員、警察、消防、教育公務員、軍人等特殊分野の業務を担当する公務員のことである(国家公務員法第2条第2項第2号。消防公務員は、過去においては一般職公務員、別定職公務員に分類されていたことあり。1983年11月以降は特定職公務員)。

なお、公務員(国家公務員と地方公務員)の公職の分類は、実績主義と身分保障の有無により、大きく経歴職公務員と特殊経歴職公務員に区分される。経歴職公務員とは、実績と資格により任用され、その身分が保障され、定年になるまで勤務することが予定される公務員であり、一般職公務員、特定職公務員、技能職公務員に区分される(同条第2条第2項)。特殊経歴職公務員とは、経歴職以外の公務員として職業公務員制の適用を受けない公務員である。特殊経歴職公務員は、政務職公務員、別定職公務員、契約職公務員、雇用職公務員に区分される(同条第3項)。(次ページの〈韓国の公職の分類〉参照)

〈韓国の公職の分類〉



(「消防行政学概論」 P194 より [数値は 2012. 06. 30 基準に変更])

2. 消防公務員の任用

任用に関しては、消防公務員法のほか、「消防公務員任用令」、「消防公務員昇進任用規定」、「消防公務員懲戒令」(いずれも大統領令)等に詳細な定めがあり、全国的に統一された運用が行われている。

(1) 募集・選抜

韓国の消防公務員新規採用方法には、公開採用(公開競争試験による新規採用)と特別採用(特別採用試験による新規採用)がある(消防公務員法第6条)。公開競争試験は、消防領、地方消防領、消防士、地方消防士、幹部候補生(消防尉・地方消防尉)を対象にして行われ、特別採用は全階級を対象に実施される(実際上は、職制・定員の改廃により免職となった者を3年以内に元の階級で再採用する場合、任用予定職に相応する勤務実績等を有する

者を採用する場合等、中間幹部職に対する特別採用が極一部では実施されているほかは、大部分が公開競争採用試験により消防士、地方消防士として新規採用され、その後の内部昇進により任用されている。）。

新規採用試験の実施権者は、国家消防公務員及び地方消防領以上の地方消防公務員については消防防災庁長、地方消防警以下については市・道知事である（消防公務員法第9条第1項～第3項）。但し、大統領令により一部下部機関等に委任されており、実際のその実施権者は下表のとおりである。

〈消防公務員採用試験実施権者〉

階級 区分	消防 総監	消防 正監	消防 監	消防 准監	消防 正	消防 領	消防 警	消防 尉	消防 長	消防 校	消防 士	消防幹部 候補生
国家	消防防災庁長						市・道知事					消防
地方							市・道知事					学校長

＊中央消防学校長が実施する場合：消防に関する専門技術教育を受けた者に対する消防警、地方消防警以下の特別採用試験、消防幹部候補生選抜試験、義務消防員に任命されて所定の服務を終えた者に対する消防士、地方消防士の特別採用試験の実施権の委任（消防公務員任用令第34条第1項）

（資料：2013年消防防災庁「消防行政資料及び統計」p68）

採用に関しては、「消防公務員任用令」、「消防公務員任用令施行規則」が試験（筆記試験〔1次：選択式、2次：論文式〕、体力試験、身体検査、面接試験、実技試験）等の内容、方法、手続き、判定基準等を含め詳細に規定しており、例えば、消防公務員受験資格や公開競争採用試験の筆記試験科目は下表のとおりである。

〈消防公務員受験資格〉

学力	年齢（消防公務員任用令別表2）	身体条件（消防公務員任用令施行規則別表5）
制限なし （特別採用の一部については例外あり） （施行規則第23条第8項）	（公開採用） -消防士、地方消防士：21才以上40才以下 -消防領、地方消防領以上：25才以上40才以下 （特別採用） -消防士、地方消防士：20才以上40才以下 -消防校・長、地方消防校・長：20才以上40才以下 -消防尉・警、地方消防尉・警：23才以上40才以下 -消防領、地方消防領以上：20才以上45才以下	-体格：健康で手や足が完全で胸、腹、口、口腔、内臓の疾患がないこと -胸囲：身長のおよそ2分の1以上 -視力：二つの目の裸眼視力が各々0.3以上 -聴力：完全 -色覚：色覚異常（色盲又は赤色弱）がないこと -血圧：高血圧（収縮期血圧が145mmHg超過、拡張期血圧が90mmHg超過）又は低血圧（収縮期血圧が90mmHg未満、拡張期血圧が60mmHg未満）ではないこと -運動神経：発達しており神経及び身体に各種疾患の後遺症による機能的障害がないこと

〈消防公務員公開競争採用試験筆記試験科目〉

〔消防領、地方消防領〕（消防公務員任用令別表 3）

第 1 次 試 験 科 目	第 2 次 試 験 科 目	
	必 修 科 目	選 択 科 目
韓国史、憲法、英語	行政法、消防学概論	物理学概論、化学概論、建設工学概論、刑法、 経済学から 2 科目

〔消防士、地方消防士〕（消防公務員任用令別表 3）

第 1 次 試 験 科 目	
必 修 科 目	選 択 科 目
国語、韓国史、英語	消防学概論、行政法総論、消防関係法規、社会、科学、数学から 2 科目

備考 1. 消防学概論は、消防組織、災難管理、燃焼・火災理論、消火理論分野とし、分野別詳細は消防防災庁長が定める。

2. 消防関係法規は次の各法令とする。

消防基本法・同法施行令・施行規則、消防施設工事業法・同法施行令・施行規則、消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律・同法施行令・施行規則、危険物安全管理法・同法施行令・施行規則

〔消防幹部候補生〕（消防公務員任用令別表 4）

	必 修 科 目 (4)	選 択 科 目 (2)
第 1 次筆記試験	英語、韓国史、憲法、 消防学概論	行政法、行政学、民法総則、刑法、刑事訴訟法、経済学、自然科学概論、化学概論、物理学概論、機械学概論、電気工学概論、情報通信工学概論、建築工学概論、電子工学概論から 2 科目

備考 1. 消防学概論は、消防組織、災難管理、燃焼・火災理論、消火理論分野とし、分野別詳細は消防防災庁長が定める。

（２）任用権者

消防公務員の任用（新規採用、昇進、転補（同一職位内での異動）、派遣、降任、休職、職位解除、停職、降等、復職、免職、解任及び罷免をいう（消防公務員法第 1 条）。）に係る任用権者は、国家消防公務員については大統領である（消防防災庁長の推薦、安全行政部長官提請の後、国務総理を経由。但し、消防准監以下の転補、休職、職位解除、降等、停職及び復職は消防防災庁長が行う（同法第 5 条第 1 項第 1 号））。また、消防警以下については消防防災庁長が任用する（同条第 1 項第 2 号）。なお、任用権は下位機関に一部委任されており（同条第 3 項、消防公務員任用令第 3 条）、実際に任用を行う者は次ページの表のとおりである。なお、任用権者に関する制度及び運用は、一般職の国家公務員の任用と基本的に同じである。一般職国家公務員の場合も、5 級以上の公務員（消防領以にが相当）については所属官庁の長

官の提請の後、国務総理を経て大統領が任用し、6 級以下（消防警以下に相当）については所属官庁の長官が任用する。下部機関への委任規定も同様に定められている。

また、地方消防公務員の任用権者は市・道知事である（同条第 2 項）が、一部権限は地方消防学校長、消防署長等に委任されている。なお、地方自治団体間人事交流については、消防防災庁長が調整を行う。

〈国家消防公務員の任用権者〉

階級 任用区分	消防 総監	消防 正監	消防 監	消防 准監	消防 正	消防 領	消防 警	消防 尉	消防 長	消防 校	消防 士
新規採用	大統領 (安全行政部長官提請) (消防防災庁長推薦)						消防防災庁長				
免 職							消防学校長				
罷 免											
解 任											
昇 進											
降 任											
職位解除											
停 職											
復 職											
休 職											
転 補											
派 遣											
	消防防災 庁長	市・道知 事	消防学 校長	安全行政部長官が任用							
	* 消防機関間の人事交流は						安全行政部長官が任用				

* 消防正、消防領の新規任用、昇進、免職は、国務総理専決

(資料：2013 年消防防災庁「消防行政資料及び統計」 p 67)

(3) 昇進

昇進は、すぐ下位の階級にある消防公務員の中から、勤務成績・経歴評定その他能力の実証に基づき行われる（消防公務員法第 12 条第 1 項）。具体的な昇進任用には、「審査昇進任用」、「試験昇進任用」、「特別昇進任用」及び「勤続昇進任用」の 4 種類がある。なお、2008 年 12 月に「待遇公務員」制度が新設された。

《審査昇進任用及び試験昇進任用》

消防准監、地方消防准監以下の階級への昇進は「審査昇進」による。ただし、消防領、地方消防領以下の階級への昇進については、大統領令が定める比率により昇進試験の方法を併用することができることとされ（消防公務員法第 12 条第 2 項）、この場合、審査昇進任用と試験昇進任用の任用方法別の任用比率は、階級別に昇進任用予定者数の各々 50% である（消防公務員昇進任用規定第 4 条第 2 項）。

昇進審査は年 2 回行われる。昇進審査をするための審査機関として、消防防災庁に「中

中央昇進審査委員会」が、消防防災庁、市・道及び中央消防学校に「普通昇進審査委員会」が置かれ、階級別「昇進審査対象者名簿」に基づき昇進候補者が審査選抜される（同法第13条第1項及び第2項）。昇進候補者として選抜された者については、所属機関の長により階級別に「審査昇進候補者名簿」が作成される（同法第13条第3項）。消防准監、地方消防准監以下の階級への昇進は、「審査昇進候補者名簿」の順位による。ただし、消防領、地方消防領以下の階級への昇進のうち試験による場合は、成績順位に従い登載される「試験昇進候補者名簿」の順位による（消防公務員法第12条第4項）。

＊消防正、地方消防正以下の階級の消防公務員に対しては大統領令（消防公務員昇進任用規定）が定めるところにより階級別に「昇進審査対象者名簿」が作成される（消防公務員法第12条第3項）。勤務成績評定点、経歴評定点、教育訓練成績評定点、保有資格・学位等により名簿登載時の順位が決められる。名簿作成権者は、消防領以上の国家消防公務員及び消防防災庁所属消防公務員については消防防災庁長（中央消防学校又は中央119救助団所属消防警以下の国家消防公務員については中央消防学校長又は中央119救助本部長）、地方消防公務員については市・道知事（地方消防学校、ソウル総合防災センター又は消防署所属地方消防長以下の地方消防公務員については地方消防学校長、ソウル総合防災センター長又は消防署長）である（消防公務員昇進任用規定第11条第1項及び第2項）。

＊「中央昇進審査委員会」（同規定第17条、第19条）

- ・管轄＝消防准監への昇進審査
- ・委員5～7人で構成（委員は審査対象者より上位の階級の公務員又は外部の専門家の中から消防防災庁長が任用又は委嘱。委員長は消防防災庁長が指名）

＊「普通昇進審査委員会」（同規定第18条、第19条）

- ・管轄＝「消防防災庁、市・道の普通昇進審査委員会」は消防正以下の国家消防公務員及び所属地方消防公務員の昇進審査、「中央消防学校の普通昇進審査委員会」は消防尉以下の昇進審査
- ・委員7～9人で構成。地方消防尉以下の昇進に係る事前審査のため、消防機関別に（消防防災庁、中央消防学校、中央119救助団を除く。）「昇進審査事前審議委員会」（委員7～9人）を置くことができる（委員及び委員長は、審査対象者より上位の階級の公務員等の中からそれぞれの機関の長が任用又は委嘱）

＊昇進に必要な最低勤務年数が階級別に定められている（同規定第5条第1項）。

消防正・地方消防正：4年、消防領・地方消防領：3年、消防警・地方消防警：3年
消防尉・地方消防尉：2年、消防長・地方消防長：2年、消防校・地方消防校：1年
消防士・地方消防士：1年

昇進試験を行う場合の試験実施権者は、国家消防公務員については消防防災庁長、地方消防公務員については市・道知事である（消防公務員法第9条第1項、第3項）が、下表のように委任されている。また、筆記試験科目は下表のとおりであり（消防公務員昇進任

用規定施行規則別表 8)、面接試験も行われる。

〔昇進試験実施権者〕

階級 区分	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校
	↑ 消防警	↑ 消防尉	↑ 消防長	↑ 消防校	↑ 消防士
国 家	中央消防学校長			消防学校長	
地 方				市・道知事	

(資料：2013 年消防防災庁「消防行政資料及び統計」 p 69)

〔昇進試験筆記試験科目〕

区 分	科目数	2 次試験科目
消防領・地方消防領、 消防警・地方消防警昇進試験	3	行政法、消防法令Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 選択科目 1 科目(行政学、組織学、財政学)
消防尉・地方消防尉昇進試験	3	行政法、消防法令Ⅳ、消防戦術
消防長・地方消防長昇進試験	3	消防法令Ⅱ、消防法令Ⅲ、消防戦術
消防校・地方消防校昇進試験	3	消防法令Ⅰ、消防法令Ⅱ、消防戦術

(備考) 1. 消防法令Ⅰ：消防公務員法(同法施行令、施行規則を含む。以下、各法についても同じ)

2. 消防法令Ⅱ：消防基本法、消防施設設置維持及び安全管理に関する法律

3. 消防法令Ⅲ：危険物安全管理法、多重利用業所の安全管理に関する特別法

4. 消防法令Ⅳ：消防公務員法、危険物安全管理法

5. 消防戦術：火災鎮圧・救助・救急関連業務遂行のための知識・技術及び技法

《特別昇進任用》

殉職したり、特に優秀な消防公務員(有功者)に対して1階級(特に手本となる功績を挙げて殉職した場合は2階級)昇進させるものである(消防公務員法第14条)。具体的基準等は大統領令(消防公務員昇進任用規定第6章(第38条～第42条))に定めがあり、有功者に対する特別昇進は消防領又は地方消防領以下の階級への昇進に限られる(特別な功績がある者が名誉退職した場合は階級に制限なし。)。なお、有効者に対する特別昇進の適用に当たっての最低勤務年数は、通常の場合(同規定第5条第1項)の3分の2以上である。

特別昇進任用は、消防防災庁長又は市・道知事が必要と認めれば随時実施することができる。特別昇進の審査は、国家消防公務員については消防防災庁「中央昇進審査委員会」が、地方消防公務員については、市・道に設置された「普通昇進審査委員会」が行う(2階級特別昇進の場合は委員会審査を省略可)。

《勤続昇進任用》

一定の期間ある階級に勤続して在職した者は、消防校、地方消防校、消防長、地方消防長、消防尉、地方消防尉、消防警、地方消防警の階級へ「勤続昇進」することができる（消防公務員法第 12 条の 2）。

勤続昇進に必要な昇進前の階級での勤続期間は次のとおり。

- ・消防士、地方消防士を消防校、地方消防校に昇進させる場合：5 年以上
- ・消防校、地方消防校を消防長、地方消防長に昇進させる場合：6 年以上
- ・消防長、地方消防長を消防尉、地方消防尉に昇進させる場合：7 年 6 月以上
- ・消防尉、地方消防尉を消防警、地方消防警に昇進させる場合：12 年以上

なお、昇進させる者の成績要件、数や比率、手続き等について消防公務員昇進任用規定に定めがある（同規定第 6 条）。

《待遇公務員》

昇進に必要な最低勤務年数（消防公務員昇進任用規定第 5 条第 1 項）以上勤務し、勤務成績が優秀な者を直近上位の階級に処遇するものである。2008 年 12 月に制度が新設された（消防公務員昇進任用規定 第 7 章（第 43 条））。一般職や技能職の公務員についても同様の制度が設けられており、昇進停滞という状況にあつて勤務意欲を高めることを目的とするといわれる。

待遇公務員として選抜されるためには、消防領、地方消防領、消防正、地方消防正については 7 年以上、それ以下の階級については 5 年以上の期間勤務することが必要である（同規程施行規則第 36 条第 1 項）。

（４）評定制

消防正、地方消防正以下の消防公務員に対しては、勤務成績の評定が行われ、評定の結果は昇進、転補、特別昇級、成果賞与金支給、教育訓練及び補職管理など各種人事管理に反映される（消防公務員昇進任用規定第 7 条第 1 項）。勤務評定は、勤務成績、職務遂行能力、職務遂行態度及び発展性等が評価され、評定対象者の階級別に評定結果が、原則として、秀 2 割、優 4 割、良 3 割、可 1 割の分布比率になるように評定される（同条第 2 項、第 3 項）。評定の点数は、序列を定めるための準備段階であつて、評定点数がそのまま昇進に反映されるのではない。また、勤務成績評定の結果は公開されない（同条第 4 項）。なお、消防准監以上の階級の者については、目標管理制評定により評定者と評定対象者が合意した目標の達成度が評定される。

勤務成績評定は、年 2 回実施され、毎年 6 月 30 日と 12 月 31 日を基準とする（消防公務員昇進任用規定施行規則第 4 条）。勤務評定には 1 次評定と 2 次評定があり、評定者は次ページの表〈勤務成績評定の評定者〉のとおり（同規則第 6 条、同別表 1）、また、勤務成績評定項目は〈勤務成績評定表〉のとおりである（同規則第 5 条、同別紙書式）。

〈勤務成績評定の評定者〉

職 級		所 属	1 次評定者	2 次評定者
国 家 職	消 防 正	消防防災庁	所属局長	次長
		中央消防学校	中央消防学校長	次長
		中央 119 救助本部	消防政策局長	次長
		地方消防学校	所属市・道本部長	次長
	消 防 領	消防防災庁	所属課長・チーム長	所属局長
		中央消防学校	中央消防学校長	消防政策局長
		中央 119 救助本部	中央 119 救助本部長	消防政策局長
	消 防 警 以下	消防防災庁	所属課長・チーム長	所属局長(直属部署は次長)
		中央消防学校	所属課長・室長	中央消防学校長
		中央 119 救助本部	所属チーム長	中央 119 救助本部長
地 方 職	地方消防正	消防官署	市・道消防本部長	副市長または副知事
	地方消防領 地方消防警	消防本部	所属部署長(課長等)	市・道消防本部長
		消防署	署長	
		地方消防学校	消防学校長	
		ソウル総合防災センター	ソウル総合防災センター所長	
	地方消防尉 以下	消防本部	所属部署長(課長等)	市・道消防本部長
		消防署	所属部署長(課長、安全センター 長、救助隊長)	消防署長
		地方消防学校	所属部署長(課長等)	消防学校長
		ソウル総合防災センター	所属部署長(課長等)	ソウル総合防災センター所長

(資料:消防公務員昇進任用規定施行規則第 6 条及び別表 1)

〈勤務成績評定表〉

勤務実績				職務遂行能力				職務遂行態度		
消防尉・地方消防尉以上 :7 点				消防尉・地方消防尉以上:10 点				消防尉・地方消防尉以上:8 点		
消防長・地方消防長以下:10 点				消防長・地方消防長以下 : 8 点				消防長・地方消防長以下:7 点		
消防尉・ 地 方 消 防 尉 以 上	職 務 の 量 (3 点)	職務遂 行の 正確性 (2 点)	職務遂 行の 迅速性 (2 点)	知識 及び 技術 (3 点)	理解・ 及び 判断力 (2 点)	企画 及び 創意力 (2 点)	管理 及び 指揮力 (3 点)	誠実性 及び規 律遵守 (3 点)	親切 及び 協調性 (3 点)	積極性 及び 責任性 (2 点)
消防長・ 地 方 消 防 長 以 下	職 務 の 量 (4 点)	職務遂 行の 正確性 (3 点)	職務遂 行の 迅速性 (3 点)	知識 及び 技術 (2 点)	理解 及び 判断力 (2 点)	企画 及び 創意力 (2 点)	執行力 (2 点)	誠実性 及び規 律遵守 (3 点)	親切 及び 協調性 (2 点)	積極性 及び責 任性 (2 点)

(資料:消防公務員昇進任用規定施行規則第 5 条及び別紙第 1 号書式、第 2 号書式)

(5) 消防公務員の定年

消防公務員法第20条は、消防公務員の定年を定めている。定年には、年齢定年と階級定年の2種類がある。年齢定年は60歳であり（消防公務員法第20条第1項第1号）、一般職公務員と同様である。

階級定年とは、その階級に在職することができる上限の年数であり、その年数内に上位の階級に昇進しない場合退職しなければならないこととなるもので、警察公務員や軍人にも同様の制度がある。階級定年は、消防監、地方消防監は4年、消防准監、地方消防准監は6年、消防正、地方消防正は11年、消防領、地方消防領は14年である（同条第1項第2号）。

〈消防公務員と警察公務員の階級定年の比較〉

消 防 公 務 員		警 察 公 務 員	
消 防 監	4 年	治 安 監	4 年
消防准監	6 年	警 務 官	6 年
消 防 正	11 年	総 警	11 年
消 防 領	14 年	警 正	14 年

なお、韓国の消防公務員（国家消防公務員及び地方消防公務員）を階級別・年齢別及び階級別・勤続年数別に見た現況は下表のとおりである。年齢別にみると、40歳未満の職員が全体の約50%、50歳以上の職員が全体の約14%である。この数値の基礎データの基準日となっている2012年12月31日の2年前である2010年12月31日を基準日とする数値（40歳未満の職員が全体の約68%、50歳以上は全体の約10%）と比べると、職員の高齢化が進んでいる状況にあると言える。

〈階級別・年齢別現況〉

(2012.12.31時点)〔単位：人〕

区 分	合 計	21 歳 未満	25 歳 未満	30 歳 未満	35 歳 未満	40 歳 未満	45 歳 未満	50 歳 未満	55 歳 未満	55 歳 以上
合 計	37,521	2	453	4,218	7,647	6,201	7,914	5,824	3,474	1,788
比率(%)	100%	0.08	1.21	11.24	20.38	16.53	21.09	15.52	9.26	4.77
消防総監	1									1
消防正監	1							1		
消 防 監	8							1	1	6
消防准監	32							4	8	20
消 防 正	267					1	8	31	81	146
消 防 領	849				1	9	72	112	290	365
消 防 警	2,109				7	59	247	623	740	433
消 防 尉	6,191		1	27	56	167	1,318	2,331	1,667	624
消 防 長	11,683			14	423	2,236	5,452	2,697	671	190
消 防 校	8,024		13	689	3,315	3,183	792	17	12	3
消 防 士	8,356	2	439	3,488	3,845	546	25	7	4	

(資料：2013年消防防災庁「消防行政資料及び統計」p78)

〈階級別・勤続年数別現況〉 (2012. 12. 31 時点)〔単位：人〕

区 分	合 計	5 年未満	10 年未満	15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	30 年以上
合 計	37,521	9,761	6,876	3,901	8,365	5,562	2,102	954
比率(%)	100%	26.01	18.33	10.40	22.29	14.82	5.60	2.54
消防総監	1							1
消防正監	1					1		
消 防 監	8					1	5	2
消防准監	32				2	8	17	5
消 防 正	267		4	1	32	54	92	84
消 防 領	849	2	3	56	78	92	319	299
消 防 警	2,109	8	100	52	208	792	665	284
消 防 尉	6,191	120	42	135	1,451	3,162	1,002	279
消 防 長	11,683	22	1,001	2,624	6,585	1,450	1	
消 防 校	8,024	1,373	5,609	1,030	9	2	1	
消 防 士	8,356	8,236	117	3				

(資料：2013 年消防防災庁「消防行政資料及び統計」 p 78)

3. 報酬、年金等

(1) 報酬

消防公務員を含む公務員の報酬については、国家公務員法第 5 章（第 46 条～49 条）及び地方公務員法 5 章（第 44 条～46 条）に根拠規定があり、具体的事項は大統領令である「公務員報酬規定」及び「地方公務員報酬規定」等により定められている。なお、報酬とは、俸給（基本給与）と各種の手当（付加給用）を合算した金額をいう（公務員報酬規定第 4 条第 1 号～第 3 号、地方公務員報酬規定第 3 条第 1 号～第 3 号）。

報酬体系については、「付加給（手当て）項目が多様で多く、基本給よりは手当ての調整に重点を置く傾向がある。現在の報酬体系は、基本給中心の報酬体系というよりは手当て中心の報酬体系で構成されている。しかし最近では、報酬体系で付加給（手当て）が統合される趨勢にある」という指摘があり（「消防行政学概論」P241）、統合の例として、2011 年に公務員報酬体系を簡素化するために、従来、毎月の手当てとして支給されていた家計支援費（基本級の 16.7%）と交通補助費（階級により 20 万ウォン～12 万ウォン）が基本給に統合されたことが挙げられている。

① 俸給

俸給の額については、国家公務員、地方公務員ともに同じ俸給表が適用され（地方公務員報酬規定第 4 条により、地方公務員の俸給についても、国家公務員の俸給を定める「公務員報酬規定」別表が準用されている。）、消防公務員は、国家消防公務員及び地方消防公務員ともに、「公務員報酬規定」別表 10 の「警察公務員・消防公務員及び戦闘警察巡警等

の俸給表」の適用を受ける（公務員報酬規定第5条、地方公務員報酬規定第4条第9項）。
2014年1月8日改定の同俸給表は下記の通りである。

〈警察公務員・消防公務員及び戦闘警察巡警等の俸給表〉 〔月支給額 単位：ウォン〕

階級 号俸	治安正監 消防正監	治安監 消防監	警務官 消防准監	総警 消防正	警正 消防領	警監 消防警	警衛 消防尉	警査 消防長	警長 消防校	巡警 消防士
1	3,361,700	3,026,400	2,730,300	2,451,600	2,204,500	1,904,300	1,701,400	1,540,100	1,432,100	1,327,400
2	3,479,500	3,138,700	2,831,400	2,547,200	2,289,000	1,986,100	1,781,600	1,610,800	1,499,100	1,390,300
3	3,600,400	3,252,300	2,935,400	2,644,300	2,376,600	2,069,800	1,862,900	1,685,500	1,569,800	1,457,000
4	3,723,900	3,367,400	3,040,200	2,743,700	2,467,700	2,155,700	1,946,300	1,764,100	1,641,800	1,527,700
5	3,850,400	3,483,600	3,146,700	2,844,400	2,561,300	2,243,000	2,031,800	1,845,400	1,717,000	1,599,000
6	3,978,500	3,600,300	3,254,300	2,946,100	2,656,800	2,332,500	2,118,300	1,928,800	1,793,800	1,672,000
7	4,108,500	3,718,400	3,363,000	3,048,700	2,753,900	2,423,900	2,205,400	2,012,900	1,871,100	1,741,800
8	4,239,700	3,836,500	3,472,100	3,152,000	2,852,000	2,516,200	2,292,700	2,097,200	1,945,000	1,809,200
9	4,372,400	3,955,200	3,582,100	3,255,400	2,950,400	2,609,200	2,380,400	2,177,500	2,015,800	1,873,700
10	4,506,200	4,074,000	3,692,100	3,358,800	3,049,700	2,696,200	2,463,200	2,254,200	2,082,600	1,935,600
11	4,639,700	4,193,200	3,802,100	3,463,100	3,142,100	2,778,500	2,541,000	2,326,500	2,147,400	1,994,800
12	4,777,500	4,316,500	3,916,400	3,561,200	3,231,400	2,858,600	2,617,400	2,397,500	2,210,700	2,053,500
13	4,916,200	4,440,700	4,022,500	3,653,100	3,316,300	2,934,400	2,690,100	2,464,900	2,271,600	2,109,800
14	5,055,300	4,552,900	4,120,900	3,738,800	3,395,400	3,006,800	2,758,700	2,529,500	2,329,700	2,164,500
15	5,176,800	4,656,600	4,211,600	3,819,400	3,470,000	3,074,700	2,824,400	2,591,000	2,385,500	2,216,800
16	5,284,600	4,751,600	4,296,300	3,895,400	3,540,400	3,139,800	2,886,100	2,649,400	2,439,300	2,267,500
17	5,380,300	4,839,000	4,374,900	3,966,000	3,606,500	3,200,400	2,945,200	2,705,400	2,489,600	2,316,900
18	5,465,600	4,918,700	4,448,000	4,032,100	3,669,000	3,258,700	3,001,000	2,758,900	2,538,500	2,363,100
19	5,541,900	4,992,500	4,515,700	4,093,700	3,727,800	3,313,300	3,054,000	2,809,100	2,585,300	2,408,300
20	5,610,300	5,059,900	4,578,900	4,151,300	3,782,900	3,365,200	3,104,300	2,857,200	2,630,000	2,451,400
21	5,673,300	5,121,300	4,637,500	4,205,200	3,834,700	3,414,000	3,152,200	2,903,000	2,672,700	2,492,100
22	5,729,500	5,177,900	4,691,800	4,255,700	3,883,400	3,461,100	3,197,500	2,946,200	2,713,600	2,531,300
23	5,776,800	5,229,600	4,742,000	4,303,100	3,929,500	3,504,400	3,240,300	2,988,000	2,752,600	2,568,500
24		5,271,800	4,788,700	4,347,600	3,972,400	3,546,200	3,281,300	3,027,700	2,790,200	2,604,300
25		5,312,200	4,827,300	4,388,500	4,013,000	3,585,500	3,320,500	3,065,200	2,825,800	2,638,400
26			4,863,800	4,423,100	4,051,300	3,622,700	3,356,400	3,101,200	2,860,500	2,669,200
27			4,898,000	4,455,100	4,083,100	3,657,600	3,387,100	3,131,700	2,889,300	2,695,800
28				4,485,600	4,113,600	3,687,500	3,416,700	3,160,100	2,917,200	2,721,400
29					4,141,600	3,715,100	3,444,500	3,187,700	2,943,400	2,746,100
30					4,168,800	3,742,300	3,471,000	3,213,700	2,968,900	2,770,000
31						3,767,400	3,496,000	3,238,500	2,993,600	2,793,600

32						3,791,300			
1. 治安総監及び消防総監:6,821,000 ウォン 2. 警察大学生:1 学年 264,900 ウォン、2 学年 297,700 ウォン、3 学年 323,700 ウォン、4 学年 414,100 ウォン 3. 幹部候補生及び消防幹部候補生 329,700 ウォン 4. 戦闘警察巡警:特警は志願によらず任用された下士俸給相当額、首警は兵長俸給相当額、上警は上等兵俸給相当額、一警は一等兵俸給相当額、二警は二等兵俸給相当額 5. 義務消防員:特防は、志願によらず任用された下士俸給相当額、首防は兵長俸給相当額、上防は上等兵俸給相当額、一防は一等兵俸給相当額、二防は二等兵俸給相当額									

注 1 本俸給表は、警察公務員、消防公務員、警察大学生、警察幹部候補生、消防幹部候補生、戦闘警察巡警及び義務消防員を対象とするものである。

注 2 例として消防警の 16 号報俸についてみると、俸給額は対前年で 2.0%上昇している。

② 手当

手当に関しては、国家消防公務員については、「公務員報酬規定」(2014 年 1 月 8 日に改定施行)及びその委任を受けた「公務員手当等に関する規定」(2014 年 1 月 8 日に改定施行:手当支給額等は、2014 年については引き上げは行われていない。)により、手当の種類、支給範囲、支給額、支給方法が定められている。また、地方消防公務員についても、「地方公務員報酬規定」及びその委任を受けた「地方公務員手当等に関する規定」が国家消防公務員と同内容の定めをしている。規定が定める手当は多種多様であるが、このうち消防公務員に適用があると考えられるものには次のようなものがある。なお、公務員報酬規定には、いわゆる退職金(退職手当)は規定されておらず、これに相当する給付は、後述する公務員年金法による「退職手当」として支給される。

ア. 俸給調整手当

俸給月額(別途算入額あり)の 21%を毎年 11 月に支給(公務員報酬規定第 32 条の 2、別表 30 の 3)

イ. 賞与手当

〈精勤手当〉

毎年 1 月及び 7 月に下表の区分に応じた金額を支給(公務員手当等に関する規定第 7 条第 1 項及び第 2 項、別表 2)

勤務年数	支給額	勤務年数	支給額
1 年未満	支給しない	7 年未満	俸給月額の 30%
2 年未満	俸給月額の 5%	8 年未満	俸給月額の 35%
3 年未満	俸給月額の 10%	9 年未満	俸給月額の 40%
4 年未満	俸給月額の 15%	10 年未満	俸給月額の 45%
5 年未満	俸給月額の 20%	10 年以上	俸給月額の 50%
6 年未満	俸給月額の 25%		

〈精勤手当加算金〉

毎月下表の区分に応じた金額を支給（同規定第7条第3項、別表2）

勤務年数	支給月額	備考
20年以上	100,000 ウォン	(追加加算額) 勤務年数20年以上25年未満である者には月額 10,000ウォンを、25年以上である者には月額 30,000ウォンを加算して支給する。
15年以上20年未満	80,000 ウォン	
10年以上15年未満	60,000 ウォン	
5年以上10年未満	50,000 ウォン	

〈成果賞与金〉

所属部処長官が、成果給審査委員会（成果賞与金支給対象者の上位の階級の者7人以上の委員で構成）の審査を経て、勤務成績、業務実績等が優秀な消防正監以下の者に、下表の基準に従い支給（同規定第7条の2 別表2の2、同2の3及び同2の4）

- ・成果賞与金支給基準額（各号俸の前年度の俸給月額）表

消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警	消防尉	消防長	消防校	消防士
20号俸	20号俸	20号俸	20号俸	18号俸	18号俸	17号俸	15号俸	12号俸	10号俸

- ・成果賞与金支給等級及び支給額表

支給等級		支給額
等級	支給人員	
S等級	評価結果上位20%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の172.5%以上に相当する金額
A等級	評価結果上位20%を超え60%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の125%に相当する金額
B等級	評価結果上位60%を超え90%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額の85%以下に相当する金額
C等級	その他の者	支給しない

ウ．家計補填手当

〈家族手当〉

扶養家族を有する者に支給（配偶者：月額40,000ウォン、配偶者を除いた扶養家族1名につき20,000ウォン。3人目以降の子女については月額80,000ウォンを加算）（同規定第10条、別表5）

〈子女学費補助手当〉

小学校、中学校、高等学校に就学する子女を有する公務員に2月、5月、8月、11月に支給。支給額は学校へ公納される学費（授業料、学校運営支援費の合算額）の全額（同規定第11条、別表6）

〈育児休職手当〉

満 8 歳以下（小学校 2 年生以下）の子女を養育するため又は女性公務員が妊娠若しくは出産のため 30 日以上休職する場合に俸給月額 の 40%（上限 100 万ウォン、下限 50 万ウォン）を支給（同規定第 11 条の 3）

エ. 特殊地勤務手当

〈特殊地勤務手当〉

交通不便・文化教育施設がない地域・勤務環境が特殊な機関に勤務する公務員に支給（地域により月額 60,000 ウォン～30,000 ウォン）（同規定第 12 条第 1 項、別表 7）

オ. 特殊勤務手当等

〈危険勤務手当〉

消防自動車の運転員及び消防作業に従事する消防公務員に支給（月額 50,000 ウォン）（同規定第 13 条、別表 8、別表 9）

〈特殊業務手当〉（同規定第 14 条、別表 11）

・技術情報手当

消防機関で有・無線操作に従事する消防公務員に支給（消防領以上：月額 50,000 ウォン以下、消防警・消防尉：同 30,000 ウォン以下、消防長以下：同 20,000 ウォン以下）

・研究業務手当

・公務員訓練機関で直接講義を担当する公務員に支給（消防領以上：月額 60,000 ウォン、消防警以下：同 40,000 ウォン）

・法令又は条例により設置された公務員教育訓練機関の教授等に支給（院長：月額 110,000 ウォン、教授・副教授・助教授：同 110,000 ウォン、部長：同 100,000 ウォン、教育研究官等：同 80,000 ウォン）

・船舶及び艦艇等勤務手当

艦艇において勤務する消防公務員に支給（消防領以上：月額 65,000 ウォン、消防警：同 50,000 ウォン、消防尉：同 37,000 ウォン、消防長：同 34,000 ウォン、消防校：同 30,000 ウォン、消防士：同 21,000 ウォン）

・特殊職務手当

消防防災庁所属公務員で火災現場において人命救助、火災鎮圧業務に直接従事する消防公務員に支給（119 安全センター、119 地域隊、中央 119 救助隊に勤務する者に限る。月額 80,000 ウォン）

カ. 超過勤務手当等

〈時間外勤務手当〉

1 時間につき、基準号俸（各階級の 10 号俸）俸給額の 55%（俸給基準額）の 209 分の

1 の 150% (同規定第 15 条第 2 項)

〈現業公務員等に対する夜間勤務手当〉

1 時間につき、俸給基準額の 209 分の 1 の 50% (同規定第 16 条第 2 項)

〈現業公務員等に対する休日勤務手当〉

1 日につき俸給基準額の 26 分の 1 の 150% (同規定第 17 条第 2 項)

〈管理業務手当〉

消防正以上の階級の者に対し、俸給月額額の 9% (同規定第 17 条の 2 第 1 項、別表 13)

キ. 実費弁償等

〈定額給食費〉

月額 130,000 ウォン (同規定第 18 条)

〈名節休暇費〉

元旦 (陰暦) 及び秋夕 (陰暦 8 月 15 日) に在職する公務員に俸給月額額の 60%を支給 (同規定第 18 条の 3)

〈連暇補償費〉

公務上、連続して休暇を取ることができなかった公務員に対し、その補償として補償日数 1 日につき俸給月額額の 86%を 30 で除した金額を支給。6 月と 12 月に分けて支給される (同規定第 18 条の 5)。

〈職級補助費〉

公務員に対し、毎月下表の区分に基づく職級補助費が支給される (同規定第 18 条の 6、別表 15)

[単位:ウォン]

消防総監	消防正監	消防監	消防准監	消防正	消防領	消防警 消防尉	消防長	消防校 消防士
950,000	750,000	650,000	500,000	400,000	250,000	155,000	140,000	105,000

(2) 年金・医療

公務員の年金及び医療に関する制度のうち、退職、死亡、公務による負傷・疾病・障害等を事由として公務員やその遺族に年金、一時金、療養費等を支給するものについては、国家公務員、地方公務員ともに「公務員年金法」(1982 年 1 月 1 日施行)により定められており(軍人及び選挙により選ばれる公務員を除く。)、消防公務員についても同法が適用される。この制度を運営するため、公務員年金公団が設立されており(公務員年金法第 2 章(第 4 条~第 22 条))、同公団は、給付の支給、掛金、負担金その他費用の徴収、公務員年金基金を増やすための事業、公務員厚生福祉事業、住宅の建設・供給・賃貸又は宅地の取得、その他安全行政部長官が委託する事業を行う(公務員年金法第 16 条)。

なお、本法律は「年金」法であるが、公務災害に係る補償としての医療費等の短期給付をも含んだものとなっている。公務災害によらない医療給付に関しては、公務員も、全国民を対象とした「国民健康保険法」の適用を受け(国民健康保険法第 5 条、第 6 条)、国民健康保

険公団が運営する健康保険による給付を受ける。

「公務員年金法」が定める公務員の年金等に係る制度の基本的な枠組みは次の通りである。

① 短期給付（第4章第2節（第34条～第41条））

ア. 公務上の療養費

- ・ 公務上の疾病、負傷により療養（診断・薬剤・治療材等支給、処置・手術等の治療、入院等療養、看護、移送等）する場合に支給（第35条第1項）
- ・ 支給金額＝国民健康保険法第45条により算定される療養費、産業災害補償保険法第40条により算定される療養費のいずれか（第39条）

イ. 災害扶助金

- ・ 水災、火災その他の災難により財産に損害を被ったとき支給（第41条）
 - ・ 支給金額＝公務員全体の基準所得月額の前平均額の4倍相当額の範囲内（第41条）
 - * 基準所得月額：掛金及び給付の算定の基準として、所得から非課税所得を除外した金額の前平均額を12ヶ月で平均した金額（第3条第1項第5号）
- 具体的には、「所得」＝公務員報酬関係法令等により支給される前年度の報酬（俸給及び手当）から「非課税所得」＝所得税法第12条第3号による前年度の非課税所得（消防公務員の場合、育児休業手当、艦艇勤務手当、航空手当、火災鎮火手当等が該当）を除外した金額を12ヶ月で割った額に毎年の公務員報酬の引き上げ率を乗じて得た金額である（公務員年金法施行令第3条の2、第3条の3）。

ウ. 死亡弔慰金

- (1) 公務員の配偶者、父母（配偶者の父母を含む。）、子女が死亡した場合その公務員に、
 - (2) 公務員が死亡した場合はその配偶者（配偶者がいない場合は葬儀及び祭祀を行う者）に支給
- ・ 支給金額＝上記(1)の場合、公務員全体の基準所得月額の前平均額の65/100相当額、上記(2)の場合、当該公務員の基準所得額の195/100相当額（第41条）

② 長期給付（第4章第3節（第42条～第61条））

長期給付には、以下に記述するような各種の年金又は年金に替わる一時金がある。なお、年金である給付については、物価調整（前々年度に対する前年度の全国消費者物価変動率により毎年支給額が調整される（同法第43条の2））や、併給調整（公務員年金法に基づく複数の年金等の間及び同法による遺族年金と「軍人年金法」又は「私立学校教職員年金法」による退役年金、退職年金の間で一定の併給調整が行われる（第45条、第45条の2））の制度がある。

ア. 退職給付

〈退職年金〉

- ・ 20 年以上在職して退職し、(1)65 歳となったとき、(2)階級定年となり退職してから 5 年が経過したとき又は(3)定員削減等により退職したときから 5 年が経過したとき、支給される (第 46 条第 1 項)。支給開始年齢等以前の年金支給については、「未達年数」に応じて割落とした金額が支給される「早期退職年金」の制度あり (第 46 条第 2 項)。
- ・ 支給金額＝在職期間 1 年につき平均基準所得月額の 19/1000 に相当する金額 (上限は 627/1000) (第 46 条第 4 項)

＊平均基準所得月額：在職期間中の毎年の基準所得月額を公務員報酬引き上げ率等を考慮して給付事由が発生した日の現在価値に換算して合算した額を、在職期間で除して得た金額 (但し、退職年金、早期退職年金、遺族年金の場合は給付事由が発生した当時の平均基準所得月額に公務員報酬引き上げ率等を考慮して支給が開始される日の現在価値に換算した金額)

〈退職年金一時金〉

- ・ 本人が望む場合、退職年金又は早期退職年金に替え、一時金で支給
- ・ 支給金額＝退職した日の前日が属する月の基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 975/1000 に相当する金額に、在職年数から 5 年を差し引いた年数の 1 年につき基準所得月額に在職年数を乗じた金額の 65/10000 に相当する金額を加算した金額 (上限在職年数は 33 年) (第 46 条第 3 項、第 5 項)

〈退職年金共済一時金〉

- ・ 20 年を超える在職期間のうち、本人が希望する期間 (13 年が上限) について、該当する退職年金又は早期退職年金に替え、一時金で支給 (第 46 条第 3 項、第 6 項)
- ・ 支給金額＝支給対象の期間について退職年金一時金と同様の考え方で算定

〈退職一時金〉

- ・ 在職期間が 20 年未満である場合に支給 (第 48 条第 1 項)
- ・ 支給金額 (第 48 条第 2 項)

在職期間 1 か月以上 5 年未満＝退職日前日の属する月の基準所得月額に在職年数を乗じた額の 78/100 に相当する金額

在職年 5 年以上 20 年未満＝退職年金一時金の計算方法に同じ

イ. 障害給付

公務員が、公務上の疾病若しくは負傷により障害の状態になったとき又は退職後その疾病若しくは負傷により障害の状態となったとき、本人の選択により、障害年金又は障害補償金が支給される (第 51 条)。障害給付と他の長期給付 (殉職遺族給付を除く。) は併給される (第 45 条第 1 項) ので、公務による疾病・傷害により退職した消防公務員に対しては、前述の退職年金と障害年金又は障害補償金を合算した金額が支給されることになる。障害の状態の程度 (障害等級) については、「公務員年金法施行令」別表 3 に定めがあり、1 級～14 級までに区分されている。

〈障害年金〉

障害年金の月額、基準所得月額に、下記の障害等級に応じた率を乗じた金額である（同法第 52 条第 1 項）。

第 1 級 5200/10000、第 2 級 4875/10000、第 3 級 4550/10000、第 4 級 4225/10000、
第 5 級 3900/10000、第 6 級 3575/10000、第 7 級 3250/10000、第 8 級 2925/10000、
第 9 級 2600/10000、第 10 級 2275/10000、第 11 級 1950/10000、第 12 級 1625/10000、
第 13 級 1300/10000、第 14 級 975/10000

〈障害補償金〉

障害補償金は、5 年分の障害年金の金額に相当する一時金である（同法第 52 条第 2 項）。

ウ．遺族給付

遺族の範囲は、公務員又は公務員であった者が死亡した当時、その者が扶養していた配偶者、子、父母、孫、祖父母である（第 3 条第 1 項第 3 号）。

〈遺族年金〉

- ・退職年金又は早期退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、在職中の公務により死亡し又は公務上の疾病・負傷により死亡した場合（在職中の公務上の疾病・負傷により退職後 3 年以内にその疾病・負傷により死亡した場合を含む。なお、殉職公務員には適用されない。）に支給される（第 56 条第 1 項）。

- ・支給金額（第 57 条第 1 項）

（退職年金又は早期退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合）

退職年金額又は早期退職年金額の 60/100 相当額

（障害年金を受ける権利を有する者が死亡した場合）

障害年金額の 60/100 相当額

（在職中の公務により死亡し又は公務上の疾病・負傷により死亡した場合）

在職年数 20 年未満＝死亡当時（退職後死亡の場合は退職当時）の基準所得月額の

2600/10000 相当額

在職年数 20 年以上＝死亡当時（退職後死亡の場合は退職当時）の基準所得月額の

3250/10000 相当額

〈遺族年金付加金〉

- ・20 年以上在職した公務員が在職中に死亡したとき、遺族年金に付加して支給（第 56 条第 1 項但書）
- ・支給金額＝退職年金一時金の 1/4 相当額（第 57 条第 2 項）

〈遺族年金特別付加金〉

- ・公務員であった者が年金の支給開始前に死亡し又は退職年金若しくは早期退職年金受給者が退職した日の前日が属する月の翌月から 3 年以内に死亡したとき、遺族年金に付加して支給（第 56 条第 1 項但書）
- ・支給金額＝退職当時の退職年金一時金の 1/4 相当額に下記の率を乗じた金額（第 57

条第3項)

率＝〔36－死亡時までの退職年金（早期退職年金）受給月数〕×1/36〕

〈遺族年金一時金〉

- ・20年以上在職した公務員が在職中に死亡した場合、遺族が希望するときは遺族年金及び遺族年金付加金に替え支給（第56条第2項）。
- ・支給金額＝退職年金一時金の支給金額を準用した金額（第57条第4項）

〈遺族一時金〉

- ・在職期間20年未満で死亡した公務員の遺族に支給（第60条第1項）
- ・支給金額＝退職一時金の算定方法準用（同条第2項）

〈遺族補償金〉

- ・在職中公務により死亡した場合、在職中公務上の疾病・負傷により死亡した場合又は退職後3年以内にその疾病・負傷により死亡した場合、その遺族に支給（第61条第1項）。
- ・支給金額＝基準所得月額額の234/10（同条第2項）

〈殉職遺族年金〉

- ・殉職公務員の遺族に支給（第56条第4項）。
- ＊「殉職公務員」＝公務員として生命、身体に対する高度の危険を顧みず職務を遂行して危害を蒙り、その危害が直接的原因となって死亡した公務員をいう（同法第3条第1項第2号）。消防公務員のほか警察公務員や他の危険を伴う業務を遂行する公務員についても適用される。消防公務員の場合、災難・災害現場において火災鎮圧、人命救助作業（出動、復帰及び付随活動を含む。）中の危害である（同条第1項第2号ウ）。

- ・支給金額

在職期間20年未満＝死亡当時の基準所得月額額の3575/10000相当額

在職期間20年以上＝死亡当時の基準所得月額額の4225/10000相当額

（第57条第5項）

〈殉職遺族補償金〉

- ・殉職公務員の遺族に対し、殉職遺族年金のほかに、一時金として支給される（第61条第3項）。
- ・支給金額＝公務員全体の基準所得月額額の平均額442/10相当金額（同条第4項）

エ. 退職手当

- ・1年以上在職して退職し又は死亡した場合支給（第60条第1項）。
- ・支給金額＝在職期間1年につき、基準所得月額額に下記の区分に応じた率を乗じた金額（同条第2項、公務員年金法施行令第52条の3）

在職期間1年以上5年未満：650/10000

在職期間5年以上10年未満：2275/10000

在職期間 10 年以上 15 年未満：2925/10000

在職期間 15 年以上 20 年未満：3250/10000

在職期間 20 年以上：3900/10000

*韓国の公務員制度では、韓国の民間企業にあるような退職金の制度がなく、その代わりに公務員年金制度による給付として「退職手当」が支給される。

③ 費用負担

ア. 原則

費用負担は、次のような原則に基づいて行われる（第 65 条）

- (1) 長期給付である退職給付及び遺族給付（障害年金受給権者が死亡したときの遺族年金、在職中の公務員が死亡又は公務上の疾病・負傷により死亡した場合の遺族年金、殉職遺族年金、遺族補償金、殉職遺族補償金を除く。）に要する費用＝公務員及び国家又は地方自治団体が負担（費用は少なくとも 5 年毎に再計算され、財政的均衡が維持されるようになっている。）
- (2) 短期給付（公務上の療養費、災害扶助金、死亡弔慰金）及び長期給付のうち公務による疾病・負傷・障害、死亡による給付、殉職遺族給付に関する費用＝国家又は地方自治団体が負担
- (3) 退職手当に要する費用＝国家又は地方自治団体が負担
- (4) 公務員年金公団の運営に要する費用＝国家が補助

イ. 掛金

掛金（韓国語では「寄付金」と表現されている。）は、長期給付に要する費用のうち公務員が負担する金額であり、公務員となった日の属する月から退職又は死亡した日の前日の属する月まで毎月支払う（但し、納付期間は 33 年が上限）。現在の掛金は、基準所得月額（公務員全体の基準所得月額の平均の 180/100 が上限）の 70/1000 に相当する金額であり（法第 66 条第 1 項、第 2 項）、毎月報酬から徴収される（法第 67 条）。

ウ. 年金負担金及び補填金

年金負担金は、長期給付に要する費用のうち国家又は地方自治団体が負担する金額であり、現在の負担金は、毎会計年度の報酬予算（公務員報酬関係法令による報酬、手当その他公務員に支給される給与に充当される予算の合計額）の 70/1000 に相当する金額である。但し、退職給付及び遺族給付に要する費用を掛金及び年金負担金で賄うことができない場合、国又は地方自治団体が、その不足する金額（補填金）を負担しなければならない（第 69 条第 1 項）。負担金は、1 月末、4 月末、7 月末、10 月末までの年 4 回に分け公務員年金公団に支払われる（同条第 2 項）。

エ. 責任準備金

国家及び地方自治団体は、公務員年金財政の安定のため、予算の範囲内で責任準備金を年金基金に積み立てなければならない（第 66 条の 2）。本基金は、公務員年金公団が管理・運用する（法第 74 条）。ちなみに、本基金の 2012 年度末の金額は、63,576 億ウォン（対前年度 5.8%増）である（2012 年「公務員年金主要統計資料」より）。

〈公務員年金基金変動推移（最近 10 年分）〉 [単位:億ウォン]

区 分	合 計	公共金融	住宅及び 施設運営等	投資有価 証券	支払準備金 等
2003	30,675	100	11,388	36,752	△17,565
2004	33,218	100	11,969	34,093	△12,944
2005	38,295	100	13,914	32,721	△8,440
2006	42,229	100	12,002	36,422	△6,295
2007	48,043	100	13,564	41,412	△7,033
2008	46,861	100	15,478	32,844	△1,561
2009	51,873	100	18,449	38,992	△5,668
2010	58,307	100	23,730	42,828	△8,351
2011	60,105	600	25,564	42,361	△8,420
2012	63,576	600	29,562	38,344	△4,930
注)「支払準備金等」の欄がマイナスの金額となっているのは、財政資金借入金及び負担金前受金等の負債を差し引きした金額であるため					

オ. その他の国家又は地方自治団体の負担金

- ・ 災害補償負担金（短期給付に係る負担金）（第 69 条の 3）
- ・ 退職手当負担金（退職手当に係る負担金）（第 69 条の 4）

IV 消防財政

1. 国家及び地方自治体の消防防災に係る歳出予算の大枠

国家から地方自治団体への補助金等の重複を控除した国家及び地方自治体の消防防災に係る歳出予算の大枠は下表の通りである。

〈国家及び地方自治体の歳出予算〉

〔単位：百万ウォン〕

区 分		2013 年			2012 年	増減率 (%)
		行政運営経費	事業費			
消防 防災 庁	消防政策局	6,593	18,466	25,059	24,634	1.7
	119 救助救急局	366	59,868	60,234	0	皆増
	中央消防学校	5,333	3,496	8,829	8,711	1.4
	中央救助団	9,486	20,511	29,997	26,728	12.2
	計	21,778	102,341	124,119	60,073	106.6
市・道	国 費	-	(63,038)	(63,038)	(43,608)	44.6
	地 方 費	2,294,311	731,784	3,026,095	2,511,532	20.5
	計	2,294,311	731,784	3,026,095	2,555,140	18.4
合 計		2,316,089	834,124	3,150,214	2,615,213	20.5

* 国庫補助金：63,038 百万ウォン（一般会計 31,149、応急医療基金 31,889）

- ・一般会計：119 市民水上救助隊 429、消防安全体験館建設 14,900、消防補助人力養成及び運営 13,470、対テロ装備及び特殊装備補強 1,850、第 9 回消防救助スポーツ大会 150、119 救助装備拡充（済州）350
- ・応急医療基金：119 応急医療体系支援 12,290、119 救急状況管理センター運営支援 3,906、忠清南道ヘリコプター購入 5,000、119 救助装備拡充 10,693
- 119 状況室指導医師配置補助 346、

* 消防政策局、119 救助救急局は消防公務員人件費別途、中央 119 救助団の事業費には応急医療基金を含む。

（消防防災庁「2013 年消防行政資料及び統計」p10 より）

2. 地方自治団体の消防予算

（1）現況

地方行政としての消防を所管する広域自治団体（市・道）全体の消防予算額（歳出）の合算額変遷は、次ページの表〈市・道全体での消防予算額（歳出）増減状況〉の通りである。1980 年には 280 億ウォンであったものが、1990 年には 1,998 億ウォン、2000 年には 9,779 億ウォン、2010 年には 2 兆 4,793 億ウォンと、特に 2010 年頃までは GDP の伸び率（名目）を超える大幅な増加を見せてきた。経済の成長のみならず、都市化、産業化等の進展に対応して消防へのニーズが高まってきたものと考えられる。

市・道別の歳出予算の状況は下表〈市・道別の消防予算地方費（2013 年 歳出）の状況〉の通りである。市・道の消防予算額は、各市・道の一般会計総予算額の 3～4%を占めている。また、「地域資源施設税」が消防予算の地方費の財源として相当な比率（平均で約 30%）を占めているのが特徴的である。地域資源施設税については、次項で述べる。

〈地方自治団体（市・道）全体での消防予算額（歳出）増減状況〉 [単位:百万ウォン]

年 度	市・道 の 消 防 予 算 総 額					消防総予算額の前年度比 増減〔()は増減率%〕
		国費	比率 (%)	地方費	比率(%)	
1980	28,025	4,112	14.7	23,905	85.3	8,950 (46.9)
1985	76,218	7,802	10.2	68,416	89.8	20,073 (35.8)
1990	199,809	14,598	7.3	185,211	92.7	42,862 (27.3)
1995	540,836	3,814	0.7	537,022	99.3	79,240 (17.2)
2000	977,882	14,707	1.5	963,175	98.5	99,408 (11.3)
2002	1,251,370	27,497	2.2	1,223,876	97.8	191,210 (18.0)
2003	1,482,909	39,070	2.6	1,443,839	97.4	231,539 (18.5)
2004	1,609,357	1,408	0.09	1,607,949	99.9	126,448 (8.5)
2005	1,762,731	37,900	2.2	1,724,831	97.8	153,374 (9.5)
2006	1,936,128	35,200	1.8	1,900,928	98.2	173,397 (9.8)
2007	2,103,680	35,000	1.7	2,068,680	98.3	167,552 (8.7)
2008	2,238,626	34,800	1.5	2,203,826	98.5	134,946 (6.4)
2009	2,342,865	27,500	1.2	2,315,365	98.8	104,239 (4.7)
2010	2,479,377	43,678	1.8	2,435,699	98.2	136,512 (5.8)
2011	2,606,891	47,301	1.8	2,559,590	98.2	127,514 (5.1)
2012	2,555,140	43,608	1.7	2,511,532	98.3	△51,751 (△2.0)
2013	3,026,095	63,038	2.1	2,963,057	97.9	470,955 (1.8)

(消防防災庁「2013 年消防行政資料及び統計」 p12 より)

〈市・道別の消防予算地方費（2013 年 歳出）の状況〉 [単位:百万ウォン]

市・道	市・道別一般会 計総予算額(A)	市・道 の 消 防 予 算 額 (B)				比率 (B/A)%	地域資源 施設税(C)	比率 (C/B)%
		行政運営 経費	政策 事業費	財務 活動				
ソウル市	15,611,600	432,490	97,927	81	530,498	3.6	180,497	34.1
釜山市	6,139,474	144,090	38,029		182,119	3.0	73,997	40.6
大邱市	4,220,000	112,636	29,469		142,105	3.4	35,214	24.8
仁川市	4,683,331	128,264	31,930	1,246	161,440	3.4	48,632	30.1
光州市	2,780,056	63,581	30,804	1,201	95,586	3.4	21,747	22.7

大田市	2,426,987	67,359	18,627	474	86,460	3.6	24,300	28.1
蔚山市	1,898,947	43,842	21,353	127	65,322	3.4	21,000	32.2
世宗市	414,421	8,801	6,898		15,699	3.8	1,635	10.4
京畿道	12,542,424	386,308	97,353		483,661	3.9	221,200	45.7
江原道	3,259,300	129,632	41,579		171,211	5.3	26,000	15.2
忠清北道	2,858,259	81,155	26,178	1,001	108,334	3.8	25,100	23.2
忠清南道	3,950,000	108,432	59,352		167,784	4.2	34,000	20.3
全羅北道	3,965,218	111,366	30,450		141,816	3.6	21,443	15.1
全羅南道	4,857,083	121,492	50,693		172,185	3.5	46,000	26.7
慶尚北道	5,528,000	170,318	61,525		231,843	4.2	59,342	25.6
慶尚南道	5,316,493	144,692	66,097		210,789	4.0	33,700	16.0
済州道	2,618,826	39,853	23,534	5,856	59,243	2.3	7,014	13.1
計	83,070,419	2,294,311	721,798	9,986	3,026,095	3.5	880,821	29.1

注：「行政運営経費」＝人件費（例：ソウル市の場合 408, 313 百万ウォン）及び基本経費

（消防防災庁「2013 年消防行政資料及び統計」p11 より）

（２）地域資源施設税

消防に係る財源に関連して注目されるものに、「地域資源施設税」（地方税法第 11 章（第 141 条～148 条））がある。「地下海底資源、観光資源、水資源・・・等の地域資源の保護及び開発、地域の特殊な災難予防等の安全管理事業及び環境保護・改善事業その他地域均衡開発事業に必要な財源を確保し、又は消防施設、汚物処理施設、水利施設その他の公共施設に必要な費用に充当するため」（地方税法第 141 条）の目的税であり、消防施設の整備等にも充当される。

「地域資源施設税」は、2011 年 1 月に従前の「地域開発税」と「共同施設税」が統合されたものであり、従前の「地域開発税」の課税対象を「特定資源」と、従前の「共同施設税」の課税対象を「特定不動産」と称する。「特定不動産」とは、消防施設、汚物処理施設、水利施設その他の公共施設を指し、そういった施設から利益を受ける土地、家屋、船舶等所有者に賦課される（なお、従来消防施設に限り賦課されていたため、「共同施設税」は「消防共同施設税」と呼ばれていた。）。

地域資源施設税のうち、消防に関わる部分の課税標準、税率は次ページの表とおりである（地方税法第 146 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）。なお、この税の税率構造から、消防共同施設税（2011 年以降は地域資源施設税のうち、消防に関わる部分）が消防財源に占める割合は、都市化の進んでいる地域（ソウル特別市、釜山広域市、京畿道等）と、そうでない地域（江原道、済州特別自治道等）の間では前掲の表が示すように相当な格差がある。

〈消防に係る地域資源施設税課税標準及び税率〉

課 税 標 準		税 率
建築物又は船舶の 価額	600 万ウォン以下	10,000 分の 4
	600 万ウォン超 1,300 万ウォン以下	2,400 ウォン+600 万ウォン超過金額の 10,000 分の 5
	1,300 万ウォン超 2,600 万ウォン以下	5,900 ウォン+1,300 万ウォン超過金額の 10,000 分の 6
	2,600 万ウォン超 3,900 万ウォン以下	13,700 ウォン+2,600 万ウォン超過金額の 10,000 分の 8
	3,900 万ウォン超 6,400 万ウォン以下	24,100 ウォン+3,900 万ウォン超過金額の 10,000 分の 10
	6,400 万ウォン超	49,100 ウォン+6,400 万ウォン超過金額の 10,000 分の 12
貯油場、給油所、精油所、百貨店、 ホテル、遊興場、劇場、4 階以上の 建築物など		上記税率の 200/100

消防共同施設税（2011 年以降は地域資源施設税のうち消防に係る部分）の額等の変遷は下表の通りである。かつては消防財源の半分ほどを占めていたが徐々に低下し、最近では 3 割程度にまで減少してきている。このことについては、「消防関連目的税の収入総額が消防サービスの供給費用に対して著しく不足し、特に広域自治団体の一般財源に大きく依存する構造であることを示している」（「消防行政学概論」p 290）という見解がある。

〈消防共同施設税の額等の変遷〉

〔単位：百万ウォン〕

年 度	消防共同施設税 (A)				消防予算 地方費 (B)	A/B (%)
		ソウル市	広域市	道		
1980	13,032	7,018			23,905	54.52
1985	37,716	14,180	7,906	15,630	68,416	55.13
1990	79,028	30,223	18,585	30,220	185,211	42.67
1995	203,205	55,716	49,338	90,733	537,022	37.84
2000	342,608	103,504	90,644	148,460	963,175	35.57
2002	362,427	101,296	9,4968	166,163	1,223,876	29.61
2003	393,905	110,827	101,764	181,314	1,443,839	27.28
2004	437,711	110,389	109,992	217,360	1,607,949	27.22
2005	506,672	126,707	125,417	25,4548	1,724,831	29.38
2006	502,229	122,607	117,912	261,710	1,900,928	26.42
2007	532,255	137,704	139,153	255,398	2,068,680	25.73
2008	558,379	144,489	140,409	273,481	2,203,826	25.34

2009	592, 142	151, 902	152, 127	288, 113	2, 315, 365	25. 57
2010	599, 205	141, 455	154, 782	302, 968	2, 435, 699	24. 60
2011	650, 616	141, 883	183, 899	324, 834	2, 559, 590	25. 42
2012	750, 301	164, 717	207, 390	378, 194	2, 511, 532	29. 87
2013	879, 186	180, 497	224, 890	473, 799	3, 026, 095	29. 05

(消防防災庁「2013 年消防行政資料及び統計」 p 13 より)

V 消防施設等及び火災予防に関する安全管理

火災予防に関する法律は、従前の「消防法」（1958 年の制定）が 2003 年 5 月の法律改正により、「消防基本法」、「消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律」、「消防施設工事業法」、「危険物安全管理法」の 4 つに分割された（消防法制定以降の多くの改正により体系や内容が複雑となっていたものを整備したもの）ため、関連規定がこれらの法律にまたがっている。また、救急救助に関しては、2011 年 3 月の法律改正により、実質的に「消防基本法」から分離され、別途「119 救助・救急に関する法律」が制定された。これら各法律の章立は次の通りである。

○ 消防基本法（2003. 05. 29 公布）

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 消防装備及び消防用水施設等（第 8 条～第 11 条）

第 3 章 火災の予防と警戒（第 12 条～第 15 条）

第 4 章 消防活動等（第 16 条～第 28 条）

第 5 章 火災の調査（第 29 条～第 33 条）

第 6 章 救助及び救急（第 34 条～第 36 条）

（第 34 条は救助隊及び救助隊の編成と運用に関しては別途法律に定める旨規定。第 35 条、第 36 条は削除。）

第 7 章 義勇消防隊（第 37 条～第 39 条の 2）

第 7 章の 2 消防産業の育成・振興及び支援等（第 39 条の 3～第 39 条の 7）

第 8 章 韓国消防安全協会（第 40 条～第 47 条）

第 9 章 補則（第 48 条、第 49 条）

第 10 章 罰則（第 50 条～第 57 条）

附則

○ 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律（2003. 05. 29 公布）

第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）

第 2 章 消防特別調査等（第 4 条～第 6 条）

第 3 章 消防施設設置及び維持・管理等

第 1 節 建設許可等の同意等（第 7 条、第 8 条）

第 2 節 特定消防対象物に設置する消防施設等の維持・管理等（第 9 条～第 11 条）

第 3 節 防災（第 12 条～第 19 条）

第 4 章 消防対象物の安全管理（第 20 条～第 25 条の 2）

第 5 章 消防施設管理士及び消防施設管理業

第 1 節 消防施設管理士（第 26 条～第 28 条）

第 2 節 消防施設管理業（第 29 条～第 35 条）

第 6 章 消防用品の品質管理（第 36 条～第 40 条）

第7章 補則（第41条～第47条）

第8章 罰則（第48条～第53条）

附則

○ 消防施設工事業法（2003.05.29 公布）

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 消防施設業（第4条～第10条）

第3章 消防施設工事

第1節 設計（第11条）

第2節 施工（第12条～第15条）

第3節 監理（第16条～第20条）

第4節 請負（第21条～第26条）

第4章 消防技術者（第27条～第29条）

第5章 消防技術審議委員会及び消防施設業者協会（第30条～第30条の4）

第6章 補則（第31条～第34条の2）

第7章 罰則（第35条～第40条）

附則

○ 危険物安全管理法（2003.05.29 公布）

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 危険物施設の設置及び変更（第6条～第13条）

第3章 危険物施設の安全管理（第14条～第19条）

第4章 危険物の運搬等（第20条、第21条）

第5章 監督及び措置命令（第22条～第27条）

第6章 補則（第28条～第32条）

第7章 罰則（第33条～第39条）

附則

1. 消防施設設置及び維持・管理等

（1）建築許可等の同意等

建築許可等（建築物等の新築、増築、改築、再築、移転の許可、協議及び使用承認）の権限を有する行政機関は、建築許可等を行う際に、管轄の消防本部長又は消防署長の事前同意を得なければならない（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律（以下、本稿において、「消防施設・安全管理法」という。）第7条）。

また、建築法に定める単独住宅、共同住宅は、市・道の条例が定める基準に従い、消火器具及び単独警報型感知器を設置しなければならない（消防施設・安全管理法第8条）。

（２）特定消防対象物に設置する消防施設等の維持・管理等

- ① 特定消防対象物の関係人は、特定消防対象物の規模、用途及び収容人員等を考慮して備えなければならない消防施設等を、消防防災庁長が定めて公示する火災安全基準に従い設置又は維持・管理しなければならない（消防施設・安全管理法第 9 条第 1 項）。

【特定消防対象物】

消防施設を設置しなければならない消防対象物（建築物、車両、船舶山林等）で、大統領令（消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行令（以下、本稿において、「消防施設・安全管理令」という。）で定めるものをいう（消防施設・安全管理法第 2 条第 1 項第 3 号、消防施設・安全管理令第 5 条）。具体的には、一定の要件（用途・面積等）に該当する共同住宅、近隣生活施設、文化・集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、医療施設、教育研究施設、老幼者施設、修練施設、運動施設、業務施設、宿泊施設、慰楽施設、工場、倉庫施設、危険物貯蔵・処理施設、航空機・自動車関連施設、動植物関連施設、屎尿・ゴミ処理施設、教場・軍事施設、放送通信施設、発電施設、墓地関連施設、観光休憩施設、葬儀場、地下街、地下区、文化財、複合建築物を指す（消防施設・安全管理令別表 2）。

【関係人】

消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう（消防施設・安全管理法第 2 条第 2 項及び消防基本法第 2 条第 3 号）。

【消防施設】

消火設備、警報設備、避難設備、消火用水設備その他消火活動設備で消防施設・安全管理令により定めるものをいう。同令には次のものが示されている（消防施設・安全管理法第 2 条第 1 項第 1 号、消防施設・安全管理令第 3 条及び別表 1）。

消 火 設 備	消火器具	消火器	
		自動消火装置	厨房用自動消火装置
			キャビネット型自動消火装置
			ガス自動消火装置
			粉末自動消火装置
			固体エアロゾル自動消火装置
			自動拡散消火装置
	簡易消火用具		
	屋内消火栓設備		
	スプリンクラー設備・簡易スプリンクラー設備及び火災早期鎮圧用スプリンクラー設備		
	水噴霧等消火設備	水噴霧消火設備	
		水微粒子消火設備	

		泡消火設備
		二酸化炭素消火設備
		ハロゲン化合物消火設備
		清浄消火薬剤消火設備
		粉末消火設備
		強化液消火設備
	屋外消火栓設備	
警 報 設 備	非常ベル設備及び自動式サイレン設備（以下「非常警報設備」という）	
	単独警報型感知器	
	非常放送設備	
	漏電警報器	
	自動火災探知設備及び視覚警報器	
	自動火災速報設備	
	ガス漏洩警報器	
	統合監視施設	
設 備 避 難	避難器具（滑り台、はしご、救助袋、緩降機、避難橋、避難ロープ、空気安全マット、多数 人避難装備その他の避難器具）	
	人命救助器具（防熱服・空気呼吸器及び人工蘇生器）	
	避難誘導線、誘導灯及び誘導標識	
	非常照明灯及び携帯用非常照明灯	
水 設 備	消 火 用	上水道消火用水設備
		消火水槽・貯水槽その他の消火用水設備
消 火 活 動 設 備	除煙設備	
	連結送水管設備	
	連結散水設備	
	非常コンセント設備	
	無線通信補助設備	
	延焼防止設備	

【消防施設等】

消防施設及び非常口その他消防関連施設で大統領令により定めるものをいう（消防施設・安全管理法第2条第1項第1号）（なお、消防施設・安全管理令には、これを定める規定が見いだされない。）。

【火災安全基準】

各消防施設について、消防防災庁公示の安全基準が定められている。各消防施設の設置維

持及び安全管理に必要な事項を定めるもので、一例として消火器具についてみると、「消火器具の火災安全基準 (NFSC 101)」において、その設置基準 (消火薬剤の設置場所別適応性、特定消防対象物別の能力単位、設置場所等) 等を詳細に定めている。同火災安全基準第 4 条 (設置基準) によれば、

ア. 特定消防対象物の設置場所に応じ、下表に適合する種類のものであること (第 1 項第 1 号、別表 1)。

消火薬剤区分 設置場所別適用対象		ガ ス			粉 末		液 体				そ の 他			
		二酸化炭素消火薬剤	ハロゲン化物消火薬剤	清浄消火薬剤	リン酸塩類消火薬剤	重炭酸塩類	酸アルカリ消火薬剤	強化液消火薬	泡消火薬剤	水・浸潤消火薬剤	固体エアロゾル化合物	乾燥砂	膨張質石・膨張真珠岩	その他のもの
建築物、その他工作物		-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-
電気室及び電算室		○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-
通信機器室		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
特殊可燃物	可燃性固体類又は合成樹脂類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	可燃性液体類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
	その他のもの	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	-	-
可燃性ガス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-

イ. 特定消防対象物に応じ、消火器具の能力単位は下表の基準によること (第 1 項第 2 号、別表 3)。

特定消防対象物	消火器具の能力単位
1. 慰楽施設	該当用途の床面積 30 m ² ごとに能力単位 1 単位以上
2. 公演場・集会場・観覧場・文化財・葬儀場及び医療施設	該当用途の床面積 50 m ² ごとに能力単位 1 単位以上
3. 近隣生活施設・販売施設・運輸施設・宿泊施設・老幼者施設・展示場・共同住宅・業務施設・放送通信施設・工場・倉庫施設・航空機及び自動車関連施設及び観光休憩施設	該当用途の床面積 100 m ² ごとに能力単位 1 単位以上
4. その他のもの	該当用途の床面積 200 m ² ごとに能力単位 1 単位以上

(注) 消火器具の能力単位の算出は、建築物の主要構造部が耐火構造であり、壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料・準不燃材料又は難燃材料でできた特定消防対象物にあつては、表の基準面積の 2 倍を当該特定消防対象物の基準面積とする。

ウ. 上記イ. 能力単位のほかに、付属用途別に使用される部分に対しては消火器具を追加して設置すること。ボイラー室、厨房、変電室、送電室、分電室、一定数量以上の危険物や特殊可燃物等の貯蔵・取り扱いをする施設等が該当する（第1項第3号、別表4）。

エ. 消火器具は次基準により設置すること（第1項第4号）

- (1) 各階ごとに設置し、特定消防対象物の各部分から1つの消火器までの歩行距離が小型消火器の場合は20m以内、大型消火器の場合は30m以内になるよう配置すること。ただし、可燃性物質がない作業場の場合は、作業場の実情に合わせ歩行距離を緩和して配置することができる。地下区の場合は、火災発生の恐れがあったり人の接近が容易な場所に限り設置することができる。
- (2) 特定消防対象物の各階が2以上の居室として区画された場合は、上記(1)の規定により各階ごとに設置するほか、床面積が33㎡以上に区画された各居室にも配置すること

オ. 能力単位が2単位以上になるよう消火器を設置しなければならない特定消防対象物又はその部分にあっては、簡易消火用具の能力単位が全体の能力単位の2分の1を超過しないようすること。ただし、老幼者施設の場合はその限りではない（第1項第5号）。

カ. 消火器具（自動消火装置を除く。）は、居住者等が容易に使用することができる場所に床から高さ1.5m以下のところに備え、消火器にあっては「消火器」、投擲用消火用具にあっては「投擲用消火用具」、乾燥砂にあっては「乾燥砂」、膨張質石及び膨張真珠岩にあっては「消火質石」と表示した標識を見易いところに付着すること（第1項第6号）

キ. 厨房用自動消火装置は、アパートの各世帯別厨房及びオフィステルの各室別厨房に、次の基準に従って設置すること（第1項第7号）

- (1) 消火薬剤発出口は、換気口の清掃部分と分離されていなければならない、型式承認を受けた有効設置高及び防護面積に従い設置すること
- (2) 感知部は、型式承認を受けた有効な高さ及び位置に設置すること
- (3) ガス遮断装置は、厨房配管の開閉バルブから2m以下の位置に設置し、常時確認及び点検が可能なように設置すること
- (4) 探知部は受信部と分離して設置し、空気より軽いガスを使用する場合には天井面より30cm以下の位置に設置し、空気より重いガスを使用する場所には床面から30cm以下の位置に設置すること
- (5) 受信部は、周囲の熱気流又は湿気等と周囲温度に影響されず、使用者が常時見ることができる場所に設置すること

ク. キャビネット型自動消火装置は、次の基準に従って設置しなければならない（第1項第8号）。

- (1) 噴射ヘッドの設置高は、防護区域の床から最小0.2m以上最大3.7m以下としなければならない。ただし、別途の高さとして型式承認を受けた場合は、その範囲内で設置することができる。
- (2) 火災感知器は、防護区域内の天井又は屋内に面する部分に設置され、「自動火災探知

設備の火災安全基準（NFSC203）」第7条に適合するよう設置すること

- (3) 防護区域内の火災感知器の感知により作動するようにすること
 - (4) 火災感知器の回路は交差回路方式により設置すること。ただし、火災感知器を「自動火災探知設備の火災安全基準（NFSC203）」第7条第1項但し書各号の感知器として設置する場合にはその限りではない。
 - (5) 交差回路内の各火災感知器回路別に設置された火災感知器1個が担当する床面積は、「自動火災探知設備の火災安全基準（NFSC203）」第7条第3項第5号、第8号及び第10号による床面積とすること
 - (6) 開口部及び通気口（換気装置を含む。以下同じ。）を設置した場合は、薬剤が放射される前に当該開口部及び通気口を自動で閉鎖できるようにすること。ただし、ガス圧により閉鎖されるものは、消火薬剤放出と同時に閉鎖するようにすることができる。
 - (7) 作動に支障がないよう、堅固に固定すること
 - (8) 区画された場所の防護体積以上を防護することができる消火性能があること
- ケ. ガス式、粉末式、固体エアロゾル式自動消火装置は、次の基準に従い設置しなければならない（第1項第9号）。

- (1) 消火薬剤の放出口は型式承認を受けた有効設置範囲内に設置すること
- (2) 自動消火装置は、防護区域内に型式承認された1個の製品を設置すること。この場合、連動方式で一つの型式を受けた場合は1個の製品と見なす。
- (3) 感知部は、型式承認された有効設置範囲内に設置しなければならない。設置場所の平常時の最高周囲温度により、下表による表示温度のものを設置すること。但し、熱感知線の感知部は型式承認を受けた最高周囲温度範囲内に設置すること。

設置場所の最高周囲温度	表示温度
39℃未満	79℃未満
39℃以上 64℃未満	79℃以上 121℃未満
64℃以上 106℃未満	121℃以上 162℃未満
106℃以上	162℃以上

- (4) 上記(3)にかかわらず、火災感知器の感知部を使用する場合は、上記ク. (2)から(5)の設置方法によること
- コ. 二酸化炭素又はハロゲン化合物（ハロン 1301 と清浄消火薬剤を除く。）を放射する消火器具（自動拡散消火装置を除く。）は、地下階や無窓階又は密閉された居室で床面積が20㎡未満の場所には設置することができない。但し、排気のための有効な開口部がある場所である場合はこの限りではない（第2項）。
- サ. また、同火災安全基準第5条（消火器具の減少）及び第6条（設置・維持基準の特例）によれば、
- (1) 小型消火器を設置しなければならない特定消防対象物又はその部分に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧等消火設備、屋外消火栓設備又は大型消火器を設置した場合は、当該設備の有効範囲の部分に対しては、上記イ. 及びウ. による消火器の

3分の2（大型消火器を置いた場合は2分の1）を減少することができる。但し、階数が11階以上である部分、近隣生活施設、慰楽施設、文化・集会施設、運動施設、販売施設、運輸施設、宿泊施設、老幼者施設、医療施設、アパート、業務施設（無人変電所を除く。）、放送通信施設、教育研究施設、航空機・自動車関連施設、観光休憩施設はその限りではない（第5条）。

(2) 消防本部長又は消防署長は、特定消防対象物の位置、構造、設備の状況により、類似する消防施設でもこの基準により該当特定消防対象物に設置しなければならない消火器具の機能を行うことができると認められる場合は、その効力範囲内でその類似する消防施設をこの基準による消防施設とみなし消火器具の設置・維持基準の一部を適用しないことができる（第6条）。

② 必要な措置の命令

消防本部長、消防署長は、消防施設等が火災安全基準に従い設置、維持・管理されていないときは当該特定消防対象物の関係人に必要な措置を命じることができる（消防施設・安全管理法第9条第2項）。

③ 消防施設の耐震設計基準

特定消防対象物に設置される消火設備、消火用水設備、消火活動設備については、地震に備えた耐震設計基準に合致したものでなければならない（消防施設・安全管理法第9条の2）。

④ 避難施設、防火区画及び防火施設の維持・管理

建築法に関連しては、建築法第49条による避難施設、防火区画及び同法第50条から第53条による防火壁等の閉鎖、毀損、用途への障害、支障等を及ぼす行為があった場合、これらの施設の維持・管理に必要な措置を命じることができることとされている（消防施設・安全管理法第10条）。

⑤ 消防施設基準の特例

ア. 上記の①に係る大統領令（消防施設・安全管理令）や「火災安全基準」が変更され、その基準が強化された場合、既存の特定消防対象物（新築、改築、再築、移転、大規模修繕中のものを含む。）の消防施設等については、変更前の基準が適用される。但し、以下の消防施設等の場合には、強化された変更後の基準が適用される（消防施設・安全管理法第11条第1項）

(1) 消火器具、非常警報設備、自動火災速報設備、避難設備

(2) 地下区のうち「国土の計画及び利用に関する法律」第2条第9号による共同溝に設置される消防施設等

(3) 老幼者施設、医療施設に設置しなければならない消防施設等のうち簡易スプリンクラ

ー及び自動火災探知設備

イ. 機能と性能が類似する消防施設等については、類似する消防施設の設置が免除される（例：水噴霧等消火設備が基準に従って設置されている場合、その有効範囲においてスプリンクラー設備の設置が免除される。）（消防施設・安全管理法第 11 条第 2 項、消防施設・安全管理令別表 6）

ウ. また、火災危険度が低い特定消防対象物、火災安全基準の適用が困難な特定消防対象物等で大統領令で定めるものについては、大統領令で定める消防施設を設置しないことができる（火災危険度が低い特定消防対象物の場合の例：石材、不燃性金属、不燃性建築材料等の加工工場、鋳物工場、不燃性物品貯蔵倉庫における屋外消火栓、連結散水設備 火災安全基準の適用が困難な特定消防対象物の例：パルプ工場の作業場、飲料水工場の洗浄又は充填を行う作業場等におけるスプリンクラー設備、連結散水設備）（消防施設・安全管理法第 11 条第 4 項、消防施設・安全管理令別表 7）

2. 防災

（１）防災性能基準以上の防災対象物品の設置義務のある特定消防対象物

① 次の特定消防対象物で使用する室内装飾物等（防災対象物品）は、防災性能基準以上のものを設置しなければならない（消防施設・安全管理法第 12 条第 1 項、消防施設・安全管理令第 19 条）。

ア. 近隣生活施設中あんま施術及び体力鍛練場、宿泊施設、放送通信施設中放送局及び撮影所

イ. 建築物の屋内にある次の各施設

（１）文化及び集会施設

（２）宗教施設

（３）運動施設（水泳場は除く）

ウ. 医療施設中総合病院と精神保健施設（入院室がない精神科医院は除く。）、老幼者施設及び宿泊が可能な修練施設

エ. 多重利用業の営業所

オ. 階数が 11 階以上であるもの（アパートを除く）

カ. 教育研究施設（学校、職業訓練所等）のうち合宿所

【防災対象物品】

防災対象物品は次のとおり（消防施設・安全管理令第 20 条第 1 項）。

ア. 窓に設置するカーテン類（ブラインドを含む。）

イ. カーペット、厚さが 2mm 未満の壁紙類（紙の壁紙を除く。）

ウ. 展示用合板又は繊維版、舞台用合板又は繊維版

エ. 暗幕、舞台幕（映画館等に設置するスクリーンを含む。）

【防災性能基準】

防災性能基準は次の基準による。防災対象物品の種類による具体的な防災性能基準は、この基準の範囲内で消防防災庁長が定めて告示するところによる（消防施設・安全管理法第 12 条第 3 項、消防施設・安全管理令第 20 条第 2 項）。

- ア. バーナーの火炎を除去した時から炎を上げて燃焼する状態が終わるまでの時間は 20 秒以内であること
- イ. バーナーの火炎を除去した時から炎を上げないで燃焼する状態が終わるまでの時間は 30 秒以内であること
- ウ. 炭化した面積は 50cm² 以内、炭化した長さは 20cm 以内であること
- エ. 炎により完全に溶けるときまで炎の接触回数は 3 回以上であること
- オ. 消防防災庁長が定めて告示した方法で発煙量を測定する場合、最大煙密度は 400 以下であること

- ② 消防本部長、消防署長は、防災対象物品が防災性能基準に満たない場合や防災性能検査（下記③）を受けていないものである場合、消防対象物の関係人に対し、防災対象物品を除去させたり防災性能検査を受けさせる等の必要な措置を命ずることができる（消防施設・安全管理法第 12 条第 2 項）。

- ③ ①の特定消防対象物で使用される防災対象物品は、消防防災庁長が実施する防災性能検査を受けたものでなければならない（消防施設・安全管理法第 13 条）。この検査は、韓国消防産業技術院（KFI）（p44 参照）がその業務を行い、また、検査に合格した防災対象物品には標示が貼付される。標示の図案は、後述する検査に合格した消防用品に付される合格標示（p121）と同じである。標示のサイズは、合板、繊維板等合格標示を直接貼付できるものの場合は縦径 8 ミリ、カーテン等加熱して合格標示を貼付するものの場合は縦径 5 ミリである（消防用品の品質管理に関する規則第 5 条、別表 2）。

（消防用品の品質管理に関する規則別表 2）

[별표 2]

방염성능검사 합격표시(제5조제1항 관련)

방염물품의 종별	표시의 양식(단위: mm)
합판, 섬유판 등 합격표시를 바로 붙일 수 있는 것	
커튼 등 합격표시를 가열하여 붙일 수 있는 것	

（2）防災処理業の登録等

① 防災処理業の登録

防災対象物品に対し防災処理をしようとする者は、市・道知事に防災処理業（防災業）の登録をしなければならない（消防施設・安全管理法第 14 条第 1 項）。防災業の種類、種類別営業の範囲、防災業の登録基準等は次のとおりである（消防施設・安全管理法第 14 条第 2 項、消防施設・安全管理令第 21 条第 1 項及び別表 8）。

【防災業の種類とその種類別営業の範囲】

繊維類防災業	カーテン、カーペット等繊維類を主な原料とする防災対象物品を、製造又は加工工程で防災処理
合成樹脂類防災業	合成樹脂類を主な原料とする防災対象物品を、製造又は加工工程で防災処理
合板・木材類防災業	合板又は木材類を製造、加工工程又は設置現場で防災処理

【防災業の登録基準】

ア. 共通基準

- (1) 次のいずれかに該当する者を 1 名以上置くこと
- ・加工分野国家技術資格（加工技術士、加工技士）取得者
 - ・繊維分野国家技術資格（繊維技術士、繊維技士、繊維産業技士、繊維デザイン産業技士、染色（捺染）技能士、染色（浸染）技能士）取得者
 - ・高等学校・高等技術学校において加工又は繊維分野の学科を卒業した者
 - ・大学において加工・化学又は繊維分野の学科を卒業した者
- (2) 実験室を 1 以上備えていること

イ. 防災処理施設及び試験機器の基準

	防災処理施設	試 験 機 器
繊維類 防災業	(1) カーテン等繊維類(壁包紙を含む。)を防災処理する施設：200℃以上の温度で 1 分以上熱処理が可能な加工機を備えていること	(1) 次のいずれかに該当する燃焼試験器 1 個以上 ・カーペット防災処理業：燃焼試験箱、エアミックスバーナー、加熱時間計、残炎時間計、ガス圧力計、電気火花発生装置が付着した燃焼試験器 ・その他の防災処理業：燃焼試験箱、マイクロバーナー、メッセルバーナー、加熱時間計、残炎時間計、残じん時間計、着炎後初加熱時間計、電気火花発生装置が付着した燃焼試験器
	(2) カーペットを防災処理する施設:次のいずれか 1 以上の設備を備えていること	(2) プレニメーター1 個以上(カーペットは除く)：横 25 cm、縦 15 cm の大きさの面積を測定することができ、最小目盛が 0.1 cm ² 以下であるもの (3) 恒温器 1 個以上：熱風循環式で常温から 107℃以上へ温度調節が可能で、最小目盛 1℃以下であるもの (4) デシケイター1 個以上：直径が 36 cm以上であるもの

	・カーペットのラテックスコーティング設備 ・カーペット製織設備 ・タイルカーペット加工設備	(5) 標準温度計 1 個以上：0℃から 200℃まで測定可能で、最小目盛が 0.1℃以下であるもの (6) 洗濯機 1 台以上(カーテンのみ該当)：カーテンの防災性能試験に適合するもの (7) 乾燥機 1 台以上(カーテンのみ該当)：カーテンの防災性能試験に適合するもの (8) カーペット洗濯機 1 台以上(カーペットのみ該当)：カーペットの防災性能試験に適合するもの
合成樹脂類 防災業	次のいずれか1以上の設備を備えていること ・製造設備 ・加工設備 ・成型設備	繊維類防災業に同じ
合板・木材類 防災業	(1) 繊維板以外の合板・木材類を防災処理する場合：次のいずれか1以上の設備を備えていること ・合板の製造設備 ・減圧設備(300 mm Hg 以下)及び加圧設備(7 kg/cm²以上) ・合板・木材塗装設備 (2) 繊維板を防災処理する場合：製造設備又は加工設備を備えていること	(1) 燃焼試験器：防災性能試験に適合するよう燃焼試験箱、マイクロバーナー、メッセルバーナー、加熱時間計、残炎時間計、残じん時間計、着炎後初加熱時間計、電気火花発生装置が付着したもの (2) プレニメーター：横 25 cm、縦 15 cmの大きさの面積を測定することができ、最小目盛が 0.1 cm ² 以下であるもの (3) 恒温器：熱風循環式で常温から 42℃以上へ温度調節が可能で、最小目盛 1℃以下であるもの (4) デシケイター：直径が 36 cm以上であるもの (5) 標準温度計：0℃から 200℃まで測定可能で、最小目盛が 0.1℃以下であるもの

② 防災業者の地位継承

ア. 次のいずれかに該当する者は防災業者の地位を継承する（消防施設・安全管理法第 17 条第 1 項）。

(1) 防災業者が死亡した場合、その相続人

(2) 防災業者がその営業を譲渡した場合、その譲受人

(3) 法人の防災業者が合併した場合、合併後存続する法人や合併により設立される法人

イ. 民事執行法による競売、「債務者回生および破産に関する法律」による換債、国税徴収法、関税法又は地方税基本法による差し押さえ財産の売却やその他にこれに準ずる手続きにより施設の全部を取得した者は、その防災業者の地位を継承する（同条第 2 項及び消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律施行規則（以下、本稿において「消防施設・安全管理則」という。）第 13 条第 1 項）。

ウ. 防災業者の地位を継承した者は、地位を継承した日から 30 日以内に市・道知事に申告しなければならない。

③ 登録の取り消しと営業停止等

市・道知事は、次に該当するときは、その登録を取消したり、6 か月以内の期間を定めてその是正や営業の停止を命じることができる。但し、(1)又は(3)に該当するときは、その登録を取り消さなければならない（消防施設・安全管理法第 19 条第 1 項）。

(1) 偽りその他の不正な方法で登録をしたとき

(2) 登録基準に達しなくなったとき

(3) 登録の欠格事由に該当することになったとき

(4) 他の者に登録証又は登録手帳を貸したとき

(5) 登録をした後正当な事由なく 1 年が過ぎるときまで営業を開始しなかったり継続して 1 年以上休業したとき

(6) 防災性能基準に違反して防災処理したとき

(7) 変更申告をしなかったり虚偽の申告した場合

(8) 地位継承申告をしなかったり虚偽の申告した場合

(9) 関係人に地位継承などの事実を知らせなかったり虚偽を知らせた場合

(10) 命令に違反して報告又は資料提出をしなかったり虚偽の報告又は資料提出をした場合

(11) 正当な事由なく関係公務員の立ち入り又は検査・調査を拒否、妨害又は忌避した場合

3. 消防対象物の安全管理

(1) 特定消防対象物

「特定消防対象物」の「関係人」は、その特定消防対象物に対して、「消防安全管理業務」を遂行しなければならない（消防施設・安全管理法第 20 条第 1 項）。なお、「消防安全管理」は、2011 年 11 月の消防施設・安全管理法改正以前は「防火管理」と称されていたものである。

【消防安全管理業務】

「消防安全管理業務」とは、次の業務をいう（消防施設・安全管理法第 20 条第 6 項）。

ア. 消防計画の作成

- イ. 自衛消防隊の組織
- ウ. 避難施設、防火区画及び防火施設の維持・管理
- エ. 消防訓練及び教育
- オ. 消防施設その他の消防関連施設の維持・管理
- カ. 火気取り扱いの監督
- キ. その他消防安全管理に必要な業務

(2) 消防安全管理対象物

- ① 「消防安全管理対象物」の関係人は、「消防安全管理業務」を遂行するため、「消防安全管理者」を選任しなければならない（公共機関の消防安全管理に関する規定の適用を受けるものは除く。）（消防施設・安全管理法第20条第2項）。「消防安全管理対象物」とは、特定消防対象物のうち規模が大きい等の一定の要件に該当するものをいい、次のように区分される。

【消防安全管理対象物】

区 分	特定消防対象物のうち、次のいずれかに該当すること
特級消防安全管理対象物	・ 階数が30階以上 ・ 高さ120m以上 ・ 延べ床面積200,000㎡以上 （アパート、動・植物園、鉄鋼等の不燃性物品を貯蔵・取扱う倉庫、危険物の貯蔵及び処理施設のうち危険物製造所等及び地下区を除く。）
1級消防安全管理対象物	・ 延べ床面積が15,000㎡以上 ・ 階数が11階以上 ・ 可燃性ガスを1,000トン以上貯蔵・取扱う施設 （アパート、動・植物園、鉄鋼等の不燃性物品を貯蔵・取扱う倉庫、危険物の貯蔵及び処理施設のうち危険物製造所等及び地下区を除く。）
2級消防安全管理対象物	・ スプリンクラー設備、簡易スプリンクラー設備又は水噴霧等 소화設備（ホースリール方式だけを設置する場合は除く。）を設置しなければならない特定消防対象物 ・ 屋内消火栓設備又は自動火災探知設備を設置しなければならない特定消防対象物 ・ ガス製造設備を備え、都市ガス事業許可を受けなければならない施設又は可燃性ガスを100トン以上1,000トン未満貯蔵・取扱う施設 ・ 地下区 ・ 共同住宅（300世帯以上（昇降機がある場合は150世帯以上）等） ・ 国宝又は宝物に指定された木造建築物

- ② なお、「消防安全管理対象物」の関係人は、上記①にかかわらず、次のいずれかに該当する者に消防安全管理業務を代行させることができ、この場合、消防安全管理業務を代行する者を監督できる者を「消防安全管理者」として選任することができる（消防施設・安全管理法第 20 条第 3 項）。

ア. 危険物安全管理法第 19 条による自衛消防隊を設置した場合、その自衛消防隊長

イ. 消防施設・安全管理法第 29 条第 1 項による消防施設管理業を登録した者

この場合、選任した日から 14 日以内に消防本部長又は消防署長に申告しなければならない（消防施設・安全管理法第 20 条第 4 項）。また、消防安全管理者を解任したときは、消防安全管理対象物の関係人又は解任された消防安全管理者は、消防本部長又は消防署長にその事実を知らせ解任した事実の確認を受けることができる（消防施設・安全管理法第 20 条第 5 項）。

（3）消防安全管理者

消防安全管理者の選任対象者は次の通りである（消防施設・安全管理令第 23 条）。

【特級消防安全管理者】

特級消防安全管理対象物の関係人は、次のいずれかに該当する者の中から消防安全管理者を選任しなければならない。

ア. 消防技術士又は消防施設管理士の資格を有する者

イ. 消防設備技士の資格を取得した後 5 年以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者

ウ. 消防設備産業技士の資格を取得した後 7 年以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者

エ. 消防公務員として 20 年以上勤務した経歴を有する者

オ. 5 年（消防設備技士の場合 2 年、消防設備産業技士の場合 3 年）以上 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有し、消防防災庁長が定め実施する特級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者

カ. 特級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する講習教育を修了し、消防防災庁長が実施する特級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者

【1 級消防安全管理者】

1 級消防安全管理対象物の関係人は、次のいずれかに該当する者の中から消防安全管理者を選任しなければならない。

ア. 消防設備技師又は消防設備産業技士の資格を有する者

イ. 産業安全技士又は産業安全産業技士の資格を取得した後 2 年以上 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者

ウ. 消防公務員として 7 年以上勤務した経歴を有する者

エ. 危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士の資格を有する者で危険物安全管理

者として選任された者

オ. 高圧ガス安全管理法第 15 条第 1 項、「液化石油ガスの安全管理及び事業法」第 16 条第

1 項又は都市ガス事業法第 29 条第 1 項の規定により安全管理者として選任された者

カ. 電気事業法第 72 条第 1 項及び第 2 項の規定により電気安全管理者として選任された者

キ. 次のいずれかに該当する者で、消防防災庁長が実施する 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者

(1) 大学（高等教育法第 2 条第 1 号ないし第 6 号のいずれかに該当する学校をいう。以下同じ。）で消防安全管理学科を専攻して卒業した者で 2 年以上 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者

(2) 大学で消防安全関連教科目（消防防災庁長が定めて告示する教科目をいう。以下同じ。）を 12 単位以上履修して卒業し、又は消防安全関連学科（消防防災庁長が定めて告示する学科をいう。以下同じ。）を専攻して卒業した者で 3 年以上 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理者として勤務した実務経歴を有する者

(3) 消防行政学又は消防安全工学分野で修士以上の学位を取得した者

(4) 1 級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する講習教育を修了した者

ク. 特級消防安全管理対象物の消防安全管理者の資格が認定された者

【2 級消防安全管理者】

2 級消防安全管理対象物の関係人は、次のいずれかに該当する者の中から消防安全管理者を選任しなければならない。

ア. 建築士、産業安全技士、産業安全産業技士、建築技士、建築産業技士、一般機械技士、電気技能長、電気技士、電気産業技士、電気工事技士又は電気工事産業技士の資格を有する者

イ. 危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士の資格を有する者

ウ. 鉱山保安技士又は鉱山保安産業技士の資格を有する者で鉱山保安法第 13 条の規定によって保安管理者又は保安監督者として選任された者

エ. 消防公務員として 3 年以上勤務した経歴を有する者

オ. 次のいずれかに該当する者で、消防防災庁長が実施する 2 級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する試験に合格した者

(1) 大学で消防安全管理学科を専攻して卒業した者

(2) 大学で消防安全関連教科目を 6 単位以上履修して卒業し、又は消防安全関連学科を専攻して卒業した者

(3) 消防本部又は消防署で 1 年以上火災鎮圧又はその補助業務に従事した経歴を有する者

(4) 義勇消防隊員として 3 年以上勤務した経歴を有する者

(5) 軍部隊（駐韓外国軍部隊を含む。）及び義務消防隊の消防隊員として 1 年以上勤務した経歴を有する者

(6) 危険物安全管理法第 19 条の規定による自衛消防隊（韓国語では「자체소방대（自体消

- 防隊)」と表記される。)の消防隊員として3年以上勤務した経歴を有する者
- (7) 大統領等の警護に関する法律による警護公務員又は別定職公務員として2年以上安全
検測業務に従事した経歴を有する者
- (8) 警察公務員として3年以上勤務した経歴を有する者
- (9) 2級消防安全管理対象物の消防安全管理に関する講習教育を修了した者
- カ. 特級又は1級消防安全管理対象物の消防安全管者の資格が認定された者

(4) 消防計画

- ① 特定消防対象物の関係人又は消防安全管理者が作成する消防計画に含めなければならない事項は次のとおりである(消防施設・安全管理令第24条第1項)。
- ア. 消防安全管理対象物の位置、構造、延面積、用途及び収容人員等の一般現況
- イ. 消防安全管理対象物に設置した消防施設、防火施設、電気施設、ガス施設及び危険物施設の現況
- ウ. 火災予防のための自主点検計画及び鎮圧対策
- エ. 消防施設、避難施設及び防火施設の点検・整備計画
- オ. 避難階及び避難施設の位置と避難経路の設定、障害者、老弱者の避難計画等を含む避難計画
- カ. 防火区画、除煙区画、建築物の内部の不燃材料、準不燃材料、難燃材料の使用、防災物品の使用現況その他の防火構造並びに設備の維持・管理計画
- キ. 消防訓練及び教育に関する計画
- ク. 特定消防対象物の勤務者及び居住者の自衛消防隊組織と隊員の任務に関する事項
- ケ. 増築、改築、再築、移転、大修繕中である特定消防対象物の工事現場の防火管理に関する事項
- コ. 共同及び分任消防安全管理に関する事項
- サ. 消火及び延焼防止に関する事項
- シ. 危険物の貯蔵及び取扱に関する事項
- ス. その他消防安全管理のために消防本部長又は消防署長が消防安全管理対象物の位置、構造、設備又は管理状況等を考慮し防火管理上必要なものとして要請する事項
- ② 消防本部長又は消防署長は、特定消防対象物の消防計画の作成及び実施に関して指導、監督する(消防施設・安全管理令第24条第2項)。

(5) 共同防火管理者選任対象特定消防対象物

- 次に掲げるいずれかの特定消防対象物で、その管理の権原が分離しているもののうち、消防本部長又は消防署長が指定する特定消防対象物の関係人は、共同防火管理者を選任しなければならない(消防施設・安全管理法第21条)。
- ア. 高層建築物(地階を除いた階数が11階以上である建築物に限る。)

イ. 地下街（地下の人工構造物中に設置された商店及び事務室、その他これと類似する施設が連続して地下道に接して設置されたものと、その地下道を合わせたものをいう。）

ウ. その他大統領令で定める特定消防対象物

- (1) 複合建築物で延面積が 5,000 m²以上であるもの又は階数が 5 階以上であるもの
- (2) 販売施設のうち卸売市場及び小売市場
- (3) 特定消防対象物のうち消防本部長又は消防署長が指定するもの

（６）特定消防対象物の勤務者及び居住者に対する消防訓練等

- ① 特定消防対象物（常時勤務又は居住する人員（宿泊施設については常時勤務する人員）が 10 人以下のものを除く。）の関係人は、その場所に常時勤務し又は居住する者に消火、通報、避難等の訓練（消防訓練）及び消防安全管理に必要な教育を実施しなければならない。この場合、避難訓練はその消防対象物に出入りする者を安全な場所に待避させ誘導する訓練を含まなければならない（消防施設・安全管理法第 22 条第 1 項）。

【消防訓練等の回数、方法】

消防訓練等の実施方法については、以下のような定めがある（消防施設・安全管理則第 15 条）。

ア. 消防訓練と教育を年 1 回以上実施しなければならない。ただし、消防署長が、火災予防のために必要であると認めて 2 回の範囲の中で追加で実施することを要請する場合には、追加して実施しなければならない。

イ. 消防署長は、特級及び 1 級防火管理対象物の関係人に、消防訓練を消防機関と合同で実施させることができる。

ウ. 消防訓練を実施しなければならない関係人は、消防訓練に必要な装備及び教材等を整えなければならない。

エ. 消防安全管理対象物の関係人は、消防訓練と教育を実施したときは、その実施結果を消防訓練・教育実施結果記録簿に記載し、2 年間保管しなければならない。

- ② 消防本部長又は消防署長は、特定消防対象物の関係人が実施する消防訓練を指導、監督することができる（消防施設・安全管理法第 22 条第 2 項）。

- ③ 消防本部長又は消防署長は、上記（５）の適用を受けない特定消防対象物の関係人に対して、特定消防対象物の火災予防と消防安全のために消防安全教育を実施しなければならない（消防施設・安全管理法第 23 条）。

【消防安全教育対象者等】（消防施設・安全管理則第 16 条）

ア. 消防本部長又は消防署長は、消防安全教育を実施しようとするときは、教育日時、場所等教育に必要な事項を明示し、教育日の 10 日前まで教育対象者に通知しなければならない。

イ. 消防安全教育受ける対象者は、次の特定消防対象物の関係人で管轄消防署長が教育を

必要と認めた者である。

- (1) 小規模の工場、作業場、店舗等が密集した地域内にあるもの
- (2) 住宅として使用する部分又は階があるもの
- (3) 木造又は軽量鉄骨造等火災に脆弱な構造のもの
- (4) その他火災に対し脆弱性が高いと消防本部長又は消防署長が認めるもの

(7) 消防施設等の自主点検

- ① 特定消防対象物の関係人は、その対象物に設置されている消防施設等に対し、定期的に自主点検を実施し又は管理業者若しくは技術資格者（消防安全管理者として選任された消防施設管理士及び消防技術士をいう。）に定期的に点検させなければならない（消防施設・安全管理法第 25 条第 1 項）。
- ② 上記①の点検を行ったときは、その点検結果を消防本部長又は消防署長に報告しなければならない（作動機能点検：点検結果を 2 年間自ら保管。総合精密点検：30 日以内にその結果を記載した消防施設等点検結果報告書（消防防災庁長が定めて告示する消防施設等点検票を添付）を消防本部長又は消防署長に提出）（消防施設・安全管理法第 25 条第 2 項、消防施設・安全管理則第 19 条）。
- ③ 上記①の点検の区分、対象、点検人力、配置基準、点検者の資格、点検装備、点検方法、回数等については、消防施設・安全管理則に詳細な定めがある。（消防施設・安全管理法第 25 条第 3 項、消防施設・安全管理則第 18 条及び別表 1、別表 2）。その主なものを整理すると次表の通りである。

【消防施設等の自主点検の区分、対象、点検者の資格、点検方法、点検回数・時期】

点検区分	対 象	点検者の 資格	点検 方法	点検回数・時期
作動機能点検 （消防施設等 を人為的に操 作して正常な 作動可否を点 検すること）	特定消防対象物（危 険物製造所等を除 く。）	当該特定消防対 象物の関係人、消 防安全管理者又 は消防施設管理 業者	放水圧力測 定計、電流電 圧測定計、熱 感知器試験 器、煙感知器 試験器等を 利用	（点検回数） 年 1 回以上 （時期） ・総合精密点検対象のも の：総合精密点検を受け た月から 6 月になる月 ・その他の対象：年中

総合精密点検 (消防施設等の作動機能点検を含む、消防施設、設備別主要構成部品の構造基準が火災安全基準に適合しているかを点検すること)	・スプリンクラー設備等が設置された延面積 5,000 m ² 以上の特定消防対象物（危険物製造所等を除く。アパートの場合には延面積が 5,000 m ² 以上で 16 階以上であるもの） ・多重利用業の営業場が設置された延べ面積 2,000 m ² 以上の特定消防対象物	・消防施設管理業者又は消防安全管理者に選任された消防施設管理士	消防施設別装備を利用	(点検回数) ・年 1 回以上 ・但し、消防安全管理が優秀であると消防防災庁長が認めたものについては、消防本部長又は消防署長は 3 年の範囲内で免除することができる。 (時期) 建築物の使用承認日が属する月までに実施
---	---	---------------------------------	------------	--

4. 消防施設管理士等

(1) 消防施設管理士

消防施設管理士とは、消防防災庁長が実施する消防施設管理士試験（管理士試験）に合格し、消防施設の点検や管理、防火管理者の業務等を行う国家資格であり、消防防災庁長より消防施設管理士証が与えられる。管理士試験については消防施設安全管理令に具体的な定めがあるが、このうち、受験資格、試験の施行方法、試験科目、試験委員等については、次のとおりである（消防施設・安全管理法第 26 条第 1 項～第 4 項、消防施設・安全管理令第 27 条～第 34 条）。 ＊消防に関連する国家資格については p114 参照

【受験資格】（消防施設・安全管理令第 27 条）

- ア. 消防技術士、危険物技能長、建築士、建築機械設備技術士、建築電気設備技術士又は空調冷凍機械技術士
- イ. 消防設備技士の資格を取得した後 2 年以上の消防実務経歴（消防防災庁長が定めて公示する消防に関する実務経歴）を有する者
- ウ. 消防設備産業技士の資格を取得した後 3 年以上の消防実務経歴を有する者
- エ. 大学で消防安全管理学科を専攻し卒業した後 3 年以上の消防実務経歴を有する者
- オ. 消防安全工学（消防防災工学、安全工学を含む。）分野の修士以上の学位を取得した後 2 年以上の消防実務経歴を有する者
- カ. 危険物産業技士又は危険物技能士の資格を取得した後 3 年以上の消防実務経歴を有する者
- キ. 消防公務員として 5 年以上勤務した経歴を有する者
- ク. 大学の消防安全関連学科を卒業した後 3 年以上の消防実務経歴を有する者
- ケ. 産業安全技士の資格を取得した後 3 年以上の消防実務経歴を有する者

コ. 10 年以上の消防実務経歴を有する者

【試験の施行方法】（消防施設・安全管理令第 28 条）

ア. 消防施設管理士試験は、第一次試験（原則的に選択型）と第二次試験（原則的に論文型。記入型を含む。）に区分される（消防防災庁長が必要と認める場合は、同じ日に行うことができる。）。

イ. 第一次試験に合格した者は、次の回の管理士試験に限り第一次試験が免除される。

【試験科目】（消防施設・安全管理令第 29 条）

第一次試験	ア. 消防安全管理論（燃烧及び消火、火災予防管理、建築物消防安全基準、人員収容及び避難計画に関する部分に限定）、火災力学（火災性状、火災荷重、熱伝達、火炎拡散、燃烧速度、区画火災、燃烧生成物及び煙の生成・移動に関する部分に限定）	
	イ. 消防水理学、薬剤化学及び消防電気（消防関連電気工事材料及び電気制御に関する部分に限定）	
	ウ. 消防 関連 法令	・ 消防基本法、同法施行令、同法施行規則 ・ 消防施設工事業法、同法施行令、同法施行規則 ・ 消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律、同法施行令、同法施行規則 ・ 危険物安全管理法、同法施行令、同法施行規則 ・ 多重利用業所の安全管理に関する特別法、同法施行令、同法施行規則
第二次試験	ア. 消防施設の点検実務行政（点検手続き及び点検器具使用法を含む。） イ. 消防施設の設計及び施工	

【試験委員等】（消防施設・安全管理令第 30 条）

ア. 消防施設管理士試験の受験資格審査、出題及び採点のため、次のいずれかに該当する者から受験資格審査委員及び試験委員が消防防災庁長により任命又は委嘱される。

- (1) 消防関係分野の博士号を有する者
- (2) 大学で消防安全関連学科の助教授以上に 2 年以上在職した者
- (3) 消防尉又は地方消防尉以上の消防公務員
- (4) 消防施設管理士
- (5) 消防技術士

イ. 委員数

- (1) 受験資格審査委員：3 名
- (2) 試験委員中の出題委員：3 名
- (3) 試験委員中の採点委員：試験科目別に 5 名（第二次試験の場合に限る。）

【試験科目の一部免除】（消防施設・安全管理令第 31 条）

消防技術士等が消防施設管理士試験を受ける場合、一部の科目が免除される（消防施設・安全管理法第 26 条第 3 項）が、その概要は次のとおり。

ア. 第一次試験

(1) 消防技術士資格を取得した後 15 年以上消防実務経歴を有する者：上記【試験科目】

中のイの科目

(2) 消防公務員として 15 年以上勤務した経歴を有する者で 5 年以上消防防災庁長が定め

て告示する消防関連業務の経歴を有する者：上記【試験科目】中のウの科目

イ. 第二次試験

(1) 上記【受験資格】中アに該当する者：上記【試験科目】中のイの科目

(2) 上記【受験資格】中キに該当する者：上記【試験科目】中のアの科目

【試験の施行及び公告】（消防施設・安全管理令第 32 条）

ア. 消防施設管理士試験は、2 年に 1 回実施することが原則（消防防災庁長が必要と認める場合は増減される。）

イ. 試験は、試験日の 90 日前までに、1 以上の日刊新聞に公告される。

【試験の合格者決定等】（消防施設・安全管理令第 34 条）

ア. 第一次試験：100 点満点中、すべての科目で 40 点以上、全科目平均 60 点以上

イ. 第二次試験：100 点満点中、試験委員の採点点数のうち最高点数と最低点数を除外した点数が、すべての科目で 40 点以上、全科目平均 60 点以上

ウ. 試験合格者は、日刊新聞又は消防機関の掲示板等に公告される。

エ. 第二次試験合格者に対しては、ウの公告日より 1 ヶ月以内に消防施設管理者証及び消防施設管理者手帳が消防防災庁長より発給される（消防施設管理者証は発給台帳に記録され、管理される。）

（2）消防施設管理業

① 消防施設管理業は、消防安全対象物に係る防火管理業務の代行（消防施設・安全管理法第 2 条第 3 項）や消防施設等の点検、維持管理の業務を行うもので、市・道知事への登録が必要である（消防施設・安全管理法第 29 条）。登録が認められると、市・道知事より消防施設管理業登録証及び消防施設管理業登録手帳が公布される（消防施設・安全管理法第 22 条第 1 項）。

【登録基準】（消防施設・安全管理令第 36 条第 1 項、別表 9）

ア. 人力基準

(1) 主たる人力基準：消防施設管理士 1 名以上

(2) 補助技術人力：次のいずれかに該当する者 2 名以上（ただし、b～d のいずれかに該当する者は、消防施設工事業法第 28 条第 2 項による消防技術認定資格手帳を発給された

者であること)

- a. 消防設備技士又は消防設備産業技士
- b. 消防公務員として3年以上勤務した者
- c. 大学の消防関連学科を卒業した者
- d. 消防防災庁長が定め告示した消防技術に関連した資格・経歴又は学力を有する者

イ. 装備基準

消 防 施 設	装 備	規 格
消火器具	消火器固定物、秤、内部照明器、反射鏡、メスシリンダー又はピーカー、キャップスパナ、加圧容器、スパナ	
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓バルブ圧力計、放水圧力測定計、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	
スプリンクラー設備 泡消火設備	泡コレクター（泡採集器）、ヘッド結合レンチ、泡コインテナ、放水圧力測定計、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	1,400 mm
二酸化炭素消火設備 粉末消火設備 ハロゲン化合物消火設備 清浄消化薬剤消火設備	入度計、検量計、トルクレンチ、起動管漏洩試験器、湿度計（水分計）、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	標準体 〔80, 100, 200, 325 メッシュ〕
自動火災探知設備 視覚警報器 統合監視施設	熱感知器試験器、煙感知器試験器、空気注入試験器、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	
漏電警報器	漏電計、絶縁抵抗器、電流電圧測定計	
無線通信補助設備	無線機、電流電圧測定計	通話試験用
除煙設備	風速風圧計、絶縁抵抗器、電流電圧測定計、閉鎖力測定器、遮圧計	
蓄電池設備	比重計、スポイト、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	
通路誘導灯 非常照明灯	照度計、絶縁抵抗計、電流電圧測定計	最小目盛が 0.1 ルクス以下のもの

② 消防施設管理業者の地位承継（消防施設・安全管理法第32条）

ア. 次のいずれに該当する者は、消防施設管理業者（管理業者）の地位を承継する。

- (1) 管理業者が希望した場合場合、その相続人
- (2) 管理業者がその営業を譲渡した場合、その譲受け人
- (3) 法人である管理業者が合併した場合、合併後存続する法人又は合併により設立された

法人

- イ. 民事執行法による競売又は債務者回生及び破産に関する法律による換価並びに国税徴収法、関税法又は地方税法による差押え財産の売却その他これに準ずる手続きにより、管理業の施設及び装備の全部を引き受けた者はその管理業者の位置を承継する。
- ウ. 上記ア又はイにより地位を承継した者は、市・道知事に申告しなければならない。

③ 点検実名制（消防施設・安全管理法第 32 条の 3）

消防施設管理業者が消防施設等の点検を終えた場合、点検日時、点検者、点検業者等点検に関連する事項を点検記録票に記録し、当該特定消防対象物に付着させなければならない。

④ 消防施設管理業の運営（消防施設・安全管理法第 33 条）

- ア. 消防施設管理業の登録証、登録手帳は、他の者に貸してはならない。
- イ. 消防施設管理業者が地位の承継をした場合、登録の取消や営業停止があった場合、休業や廃業した場合は、関係人に知らせなければならない。
- ウ. 消防施設管理業者が特定消防対象物の定期点検を行うときは、消防施設管理士が立ち会わなければならない。

⑤ 登録取消と営業停止等（消防施設・安全管理法第 34 条）

市・道知事は、消防施設管理業者が、次のいずれかに該当するときは、その登録を取消し又は 6 ヶ月以内の期間を定めて営業停止を命ずることができる。

- ア. 虚偽その他の不正な方法で登録をした場合
- イ. 点検に関し虚偽の報告をした場合
- ウ. 登録基準を満たさなくなった場合
- エ. 登録の欠格事由に該当した場合
- オ. 登録事項の変更申告をしなかったり虚偽の申告をした場合
- カ. 地位承継に関する申告をしなかったり虚偽の申告をした場合
- キ. 他の者に登録証や登録手帳を貸した場合
- ク. 関係人に地位承継等に関する事実を知らせなかったり虚偽を知らせた場合
- ケ. 法令に定める市・道知事等の命令に反し報告、資料提出をしなかったり虚偽の報告や資料提出をした場合
- コ. 正当な事由なく関係公務員の立ち入りや検査・調査を拒否、妨害、忌避した場合

（３）消防施設業

① 消防施設業とは、次の業をさす（消防施設工事業法第 2 条第 1 項）。

- ア. 消防施設設計業＝設計図書（消防施設工事の基本となる工事計画、設計図面書、技術計算書及びこれらに関連する書類）の作成（以下「設計」という。）

を行う営業

イ. 消防施設工事業＝設計図書に従い消防施設の新設、増設、改設、移転及び整備（以下「施工」という。）を行う営業

ウ. 消防工事監理業＝消防施設工事に関する発注者の権限を代行して消防施設工事が設計図書及び関係法令に従い適法に施工されているか確認し、品質、施工管理に対する技術指導（以下「監理」という。）を行う営業

消防施設工事業法は、消防施設工事及び消防技術の管理に必要な事項を定めることにより、消防施設業の発展と消防技術の振興を図ることを主旨とする法律である（消防施設工事業法第1条）。なお、同法は、消防施設設置・維持及び安全管理に関する法律及び危険物安全管理法の特別法という位置づけにあり、消防施設工事及び消防技術の管理に関し消防施設工事業法に定めがない事項については、上記の2つの法律が適用される（消防施設工事業法第3条）。

- ② 消防施設業者とは、消防施設業を営営するため、消防施設工事業法が定める消防施設業の登録をした者をいう（消防施設工事業法第2条第1項第2号）。特定消防対象物の消防施設を設計、施工、監理しようとする者は、業種別に、一定の資本金（個人である場合は資産評価額）及び技術人力を備え、市・道知事に消防施設業の登録をすることが義務づけられている（消防施設工事業法第4条）。

【登録基準、営業範囲等】（消防施設工事業法施行令第2条第1項、第2項、同別表1）

基本的には、下表のとおりである。

《消防施設設計業》

項目 業種別		技術人力	営業範囲
専門 消防施設 設計業		ア. 主たる技術人力：消防技術士1名以上 イ. 補助技術人力：1名以上	全ての特定消防対象物に設置される消防施設の設計
一般 消防 施設 設計 業	機械 分野	ア. 主たる技術人力：消防技術士又は機械分野の消防設備技士1名以上 イ. 補助技術人力：1名以上	ア. アパートに設置される機械分野の消防施設（除煙設備を除く。）の設計 イ. 延べ面積3万㎡（工場の場合は1万㎡）未満の特定消防対象物（除煙設備が設置される特定消防対象物は除く。）に設置される機械分野の消防施設の設計 ウ. 危険物製造所等に設置される機械分野の消防施設の設計

	電 気 分 野	ア. 主たる技術人力：消防技術士又は電気分野の消防設備技士 1 名以上 イ. 補助技術人力：1 名以上	ア. アパートに設置される電気分野の消防施設の設計 イ. 延べ面積 3 万㎡(工場の場合は 1 万㎡)未満の特定消防対象物(除煙設備が設置される特定消防対象物は除く。)に設置される電気分野の消防施設の設計 ウ. 危険物製造所等に設置される電気分野の消防施設の設計
--	------------------	--	---

*補助技術人力とは、次のいずれかに該当する者をいう。

1. 消防技術士、消防設備技士又は消防設備産業技士の資格を有する者
2. 消防公務員としての在職経験が 3 年以上の者として資格手帳を発給された者
3. 消防施設工事業法第 28 条により消防技術と関連する資格・経歴・学歴を備えた者として資格手帳を発給された者

《消防施設工事業》

項目 業種別		技術人力	資本金 (資産評価額)	営業範囲
専門 消防施設 工事業		ア. 主たる技術人力：消防技術士又は機械分野と電気分野の消防設備技士各 1 名(機械分野及び電気分野の資格を併せ持つ者 1 名)以上 イ. 補助技術人力：2 名以上	ア. 法人：1 億ウォン以上 イ. 個人資産評価額 2 億ウォン以上	特定消防対象物に設置される機械分野及び電気分野の消防施設の工事、改設、移転及び整備
一般 消防施設 工事業	機械 分野	ア. 主たる技術人力：消防技術士又は機械分野の消防設備技士 1 名以上 イ. 補助技術人力：1 名以上	ア. 法人：5 千万ウォン以上 イ. 個人資産評価額 1 億ウォン以上	ア. 延べ面積 1 万㎡未満の特定消防対象物に設置される機械分野の消防施設の工事、改設、移転及び整備 イ. 危険物製造所等に設置される機械分野の消防施設の工事、改設、移転及び整備
	電気 分野	ア. 主たる技術人力：消防技術士又は電気分野の消防設備技士 1 名以上 イ. 補助技術人力：1 名以上	ア. 法人：5 千万ウォン以上 イ. 個人資産評価額 1 億ウォン以上	ア. 延べ面積 1 万㎡未満の特定消防対象物に設置される電気分野の消防施設の工事、改設、移転及び整備 ウ. 危険物製造所等に設置される電気分野の消防施設の工事、改設、移転及び整備

*補助技術人力の意味は、消防施設工事業の場合に同じ。

《消防工事監理業》

項目 業種別	技術人力	営業範囲
専門 消防工事 監理業	ア. 消防技術士 1 名以上 イ. 機械分野及び電気分野の特級監理員 各 1 名 (機械分野及び電気分野の資格 を併せ持つ者がいる場合は、それに 該当する者 1 名。以下、ウ、エ、オ において同じ。) 以上 ウ. 機械分野及び電気分野の高級監理員 以上の監理員各 1 名以上 エ. 機械分野及び電気分野の中級監理員 以上の監理員各 1 名以上 オ. 機械分野及び電気分野の初級監理員 以上の監理員各 1 名以上	全ての特定消防対象物に設置される消防施設 工事の監理
一般 消防工 事監理 業	機械 分野	ア. 延べ面積 3 万㎡ (工場の場合は 1 万㎡) 未満 の特定消防対象物 (除煙設備が設置される 特定消防対象物は除く。) に設置される機械 分野の消防施設の監理 イ. アパートに設置される機械分野の消防施設 (除煙設備を除く。) の監理 ウ. 危険物製造所等に設置される機械分野の消 防施設の監理
	電気 分野	ア. 延べ面積 3 万㎡ (工場の場合は 1 万㎡) 未満 の特定消防対象物に設置される電気分野の 消防施設の監理 イ. アパートに設置される電気分野の消防施設 の監理 ウ. 危険物製造所等に設置される電気分野の消 防施設の監理

* 特級監理員：消防技術士の資格保有者、消防設備技士の資格を取得後 8 年以上消防関連業務を遂行した者、消防設備産業技士の資格を取得後 12 年以上消防関連業務を遂行した者

高級監理員：消防設備技士の資格を取得後 5 年以上消防関連業務を遂行した者、消防設備産業技士の資格を取得後 8 年以上消防関連業務を遂行した者

中級監理員：消防設備技士の資格を取得後 3 年以上消防関連業務を遂行した者、消防設備産業技士の資格を取得後 6 年以上消防関連業務を遂行した者

初級監理員：消防設備技士の資格を取得後 1 年以上消防関連業務を遂行した者、消防設備産業技士の

資格を取得後 2 年以上消防関連業務を遂行した者、消防関連学科の学士号を取得後 1 年以上消防関連業務を遂行した者、高等教育法第 2 条に規定する大学・産業大学・教育大学・専門大学・放送大学・技術大学の消防関連学科を卒業後 3 年以上消防関連業務を遂行した者、消防公務員として 3 年以上消防関連業務を遂行した者、前述の者以外の者で 5 年以上消防関連業務を遂行した者

なお、消防施設設計業、消防施設工事業、消防工事監理業を複数兼ねて営業する場合の技術人力については、消防施設工事業法施行令別表 1 の備考に詳細な定めがある。また、一般消防施設設計業、一般消防施設工事業、一般消防工事監理業それぞれにおいて対象となる消防施設の範囲は、次のとおりである（同別表 1 の備考）。

(1) 機械分野

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、簡易スプリンクラー設備、水噴霧等消火設備、屋外消火栓設備、避難器具、上水道消火用水設備、消火水槽、貯水槽、除煙設備、連結送水管設備、連結散水設備、延焼防止設備

なお、消防工事監理業の場合は、次のものも対象となる。

- ・機械分野の消防施設に付設された電気施設（ただし、非常電源、動力回路、制御回路、機械分野の消防施設を作動させるために設置される火災感知器による火災感知装置及び電気信号による消防施設の作動装置を除く。）
- ・室内装飾物、防災対象物品

(2) 電気分野

非常警報設備、非常放送設備、漏電警報設備、自動火災探知設備、視覚警報器、自動火災速報設備、ガス漏洩警報器、統合監視施設、誘導灯、誘導標識、非常照明灯、携帯用非常照明灯、非常コンセント設備、無線通信補助設備

なお、消防工事監理業の場合は、次のものも対象となる。

- ・機械分野の消防施設に付設された電気施設のうち、非常電源、動力回路、制御回路、機械分野の消防施設を作動させるために設置される火災感知器による火災感知装置及び電気信号による消防施設の作動装置

③ 消防施設業者協会

消防施設業者は、消防施設業者の権益保護と消防技術の開発等消防施設業の健全な発展のため、消防施設業者協会を設立することができる（消防施設工事業法第 30 条の 2）。本協会は、消防防災庁長の認可を受け、「韓国消防施設協会」という名称で 2012 年 2 月に設立された。

(4) 消防技術者

① 消防技術者とは、次の者をいう（消防施設工事業法第 2 条第 1 項第 4 号）。

ア. 消防施設工事業法第 28 条による消防技術の経歴等の認定を受けた者

イ. 次のいずれかに該当する者で消防施設業（根拠法：消防施設工事業法）及び消防施設管理業（根拠法：消防施設・安全管理法）の技術人力として登録された者

- (1) 消防施設・安全管理法による消防施設管理士
- (2) 国家技術資格法令による消防技術士、消防設備技士、消防設備産業技士、危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士

「消防施設工事業法第 28 条による消防技術の経歴等の認定」とは、消防技術の効率的な活用と消防技術の向上のため、消防技術と関連する資格、学力及び経歴を有する者を「消防技術者」として消防防災庁長が認定するものである（消防施設工事業法第 28 条第 1 項）。認定された者には、消防防災庁長から消防技術認定資格手帳（資格手帳）が発給される（同条第 2 項）。ここでいう「消防技術と関連する資格、学力及び経歴」の範囲は、下記の通りであり、それぞれ下記のいずれかに該当するものが認定される（同条第 3 項、同法施行規則第 24 条第 1 項、同別表 4 の 2）。

《資格》

- ア. 消防技術士、消防施設管理士、消防設備技士、消防設備産業技士、危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士
- イ. 化工技術士、化工技士、化工産業技士、
- ウ. 電気技士、電気産業技士、建築電気設備技術士、電気技能長、電気工事技士、電気工事産業技士
- エ. 建築士、建築技士、建築産業技士
- オ. 産業安全技士、産業安全産業技士
- カ. ガス技術士、ガス技能長、ガス技士、ガス産業技士
- キ. 建築機械設備技術士、建築設備技士、建築設備産業技士
- ク. 空調冷凍機械技術士、空調冷凍機械技士、空調冷凍機械産業技士、一般機械技士、鉱山保安技士、鉱山保安産業技士

《学力》

- ア. 消防安全管理学科（消防安全管理科、消防システム科、消防学科、消防環境管理科、消防工学科及び消防行政学科を含む。）
- イ. 電気工学科（電気科、電気設備科、電気工学科、電気電子科、電気及び電子工学科、電気制御工学科を含む。）
- ウ. 産業安全工学科（産業安全科、産業工学科、安全工学科、安全システム工学科を含む。）
- エ. 機械工学科（機械科、機械学科、機械設計学科、機械設計工学科を含む。）
- オ. 建築工学科（建築科、建築学科、建築設備学科、建築設計学科を含む。）
- カ. 化学工学科（工業化学科、化学工業科を含む。）
- キ. 高等学校・高等技術学校における化工又は繊維分野の学科、大学における化工・化

学又は繊維分野の学科（防災処理業に限定）

ク．学群又は学部制により運用される大学の場合は、アからキの学科に該当する学科

《経歴》

ア．消防施設工事業、消防施設設計業、消防工事監理業、消防施設管理業、危険物安全管理業務代行機関、国家、地方自治団体、公共機関、政府出資機関、地方公社又は地方公団において消防施設の設計・施工・監理又は消防施設の点検及び維持管理業務を遂行した経歴

イ．韓国消防安全協会、韓国消防産業技術院、韓国火災保険協会又は韓国消防施設協会において消防関連法令に従い消防と関連する政府委託業務を遂行した経歴

ウ．消防技術士、消防施設管理士、消防設備技士、消防設備産業技士の資格を取得した者が消防安全管理者として選任され消防安全管理業務を遂行した経歴

○ 消防に関連する主な国家資格

1．消防に関連する国家資格には様々なものがあるが、関係法令に登場する主なものとしては、消防施設管理士のほか、消防技術士、消防設備技士、消防設備産業技士、危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士などがある。

このうち、消防施設管理士（消防施設の点検・管理、防火管理者の業務を行う国家資格）は、「消防施設・安全管理法」に根拠が定められており、消防防災庁長が行う管理士試験に合格しなければならない（消防施設・安全管理法第 26 条～）。

他方、消防技術士等の国家資格は、「国家技術資格法」に根拠が定められている。同法は、各分野にわたる技術資格に関する基準と名称を統一し、適正な資格制度を確立することにより、技術人力の能力開発、社会的位置の向上と経済発展に寄与することを目的とする法律で、雇用労働部が所管する。1973 年に制定された。

2．国家技術資格法では、国家技術資格の等級（技術人力が保有する職務遂行能力の水準に応じて付与される国家技術資格の段階（国家技術資格法第 2 条第 2 号））が分類されており、技術・技能分野については、「技術士」、「技能長」、「技士」、「産業技士」、「技能士」の 5 段階がある（国家技術資格法第 9 条第 1 項）。資格取得のためには、主務官庁（主務部）の長官が行う国家技術資格検定に合格しなければならない（国家技術資格法第 10 条第 1 項）。消防防災分野についての主務部長官は安全行政部長官（消防防災庁長）である（国家技術資格法施行令別表 2）。

3．国家技術資格法令において、それぞれの資格について求められる能力の基準は次の通りである（国家技術資格法施行令別表 3）。

《技術士》

当該国家技術資格の種目に関する高度の専門知識と実務経験に立脚した計画・研究・設計・

分析・調査・試験・施工・監理・評価・診断・事業管理・技術管理等の業務を遂行することができる能力

《技能長》

当該国家技術資格の種目に関する最上級の熟練技能を有し、産業現場での作業管理、所属技能人力の指導及び監督、現場訓練、経営者と技能人力を有機的に連携させる現場管理等の業務を遂行することができる能力

《技士》

当該国家技術資格の種目に関する工学的技術理論知識を有し、設計・施工・分析等の業務を遂行することができる能力

《産業技士》

当該国家技術資格の種目に関する技術基礎理論知識又は熟練技能を基礎にして、複合的な基礎技術及び技能業務を遂行することができる能力

《技能士》

当該国家技術資格の種目に関する熟練技能を有し、製作・製造・操作・運転・補修・整備・採取・検査又は作業管理及びこれに関連する業務を遂行することができる能力

なお、求められる能力を、検定の応試（受検）資格の基準という点から見ると、概ね次のようである。

《技術士》

技士の資格取得後 4 年以上の実務従事経験

産業技士の資格取得後 5 年以上の実務従事経験

技能士の資格取得後 7 年以上の実務従事経験

《技能長》

産業技士以上の資格取得後 5 年以上の実務従事経験

技能士の資格取得後 7 年以上の実務従事経験

《技士》

産業技士の資格取得後 1 年以上の実務従事経験

技能士の資格取得後 3 年以上の実務従事経験

《産業技士》

技能士の資格取得後 1 年以上の実務従事経験

《技能士》

制限なし

② 消防技術者の義務

消防技術者は、同時に 2 以上の企業体に就業することが禁止されている（但し、消防技術者の業務に影響を及ぼさない範囲で勤務時間外に消防施設業以外の業種に就業する場合を除く。）（消防施設工事業法第 27 条第 3 項）。

③ 消防技術者の実務教育

消防施設業又は消防施設管理業の技術人力として登録された消防技術者は、2年に1回以上実務教育を受けなければならない（消防施設工事業法第29条第1項、同法施行規則第26条第1項）。この実務教育は、韓国消防安全協会（KFSA）が受託して実施している（消防施設工事業法第33条第2項、同法施行令第20条第1項）。

5. 消防用品の品質管理

（1）型式承認等

① 型式承認

下表の消防用品を製造又は輸入しようとする者は消防防災庁長の型式承認を受けなければならない。また、型式承認を受けようとする者は、型式承認のための試験施設を備え、消防防災庁長の審査を受けなければならない（消防施設・安全管理法第36条第1項、第2項、消防施設・安全管理令第6条、別表3）。型式承認を受けていない消防用品、製品検査を受けていない消防用品、合格標示をしていない消防用品を使用することはできず、違反した消防用品の製造者、輸入者、販売者、施工者に対し、消防防災庁長は当該消防用品の収去、廃棄、付け替え等必要な措置を命ずることができる（消防施設・安全管理法第36条第6項、第7項）。

なお、消防用品の作動、機能、製造方法、部品等が型式承認及び製品検査技術基準に定められている方法ではない新しい技術が適用された製品の場合は、関連専門家の評価を経て、消防用品の品質管理等に関する規則（以下本稿において「消防用品品質管理則」という。）で定めるところにより、別の方法及び手順により型式承認を行うことができる（消防施設・安全管理法第36条第6項）。

1. 消火設備を構成する製品又は器具	ア. 消火器具
	イ. 自動消火装置
	(1) 厨房用自動消火装置
	(2) キャビネット型自動消火装置
	(3) ガス自動消火装置
	(4) 粉末自動消火装置
	(5) 固体エアロゾル自動消火装置
	(6) 自動拡散消火装置
	ウ. 簡易消火用具
	エアロゾル式消火用具、投擲用消火用具及び消火薬剤以外のものを利用する簡易消火用具
	エ. 消火設備を構成する消火栓、送水口、管槍、消防ホース、スプリンクラーヘッド

	ド、起動用水圧開閉装置、流水制御バルブ及びガス管選択バルブ
2. 警報設備を構成する製品又は器具	ア. 漏電警報器及びガス漏洩警報器 イ. 警報設備を構成する発信器、受信機、中継器、感知器及び音響装置（警鐘のみ該当）
3. 避難設備を構成する製品又は器具	ア. 避難ばしご、救助台、緩降機（簡易緩降機及び支持台を含む。） イ. 空気呼吸器（充電器を含む。） ウ. 誘導灯及び予備電源が内蔵された非常照明灯
4. 消火用使用する製品又は器具	ア. 消火薬剤（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧等消火設備、屋外消火栓設備用のみ該当） イ. 防炎剤（防炎薬・防炎塗料及び防炎性物質をいう。）

【型式承認の基準】

- ア. 型式承認基準＝形状等（形状、構造、材質、成分、性能、部品等）の型式承認の技術基準等については消防防災庁長が定め告示する（消防施設・安全管理法第 36 条第 5 項）。
- イ. 試験施設基準＝試験施設に対する浸水防止措置、警報器具の感度を試験する場所の通風、日光、振動、衝撃等の影響防止、消火試験の場所の壁の耐火構造や他の建築物からの距離、消防用品毎の各試験室の面積等について定めている（消防用品品質管理則第 6 条第 2 項、別表 4）

【型式承認の区分】

型式承認は、次の二つに区分して実施される（消防用品品質管理則第 7 条第 1 項）。

- ア. 型式試験＝形状等が型式承認基準を満たしているか否かの審査
- イ. 試験施設審査＝試験施設が試験施設基準を満たしているか否かの審査

【型式承認の申請等】

- ア. 型式承認を受けようとする者は、申請書に消防用品の見本品、設計書、試験施設の明細書等を添えて、韓国消防産業技術院（KFI）へ提出する。提出された見本品に対し、同技術院が型式試験を実施する（消防用品品質管理則第 6 条第 1 項）。
- イ. 技術院は、提出を受けた見本品や試験施設が型式承認基準や試験施設基準に合致しない場合、60 日の範囲内で補完させることができる（見本品に対する補完回数と試験施設に対する補完回数を合わせて 5 回が上限）（消防用品品質管理則第 7 条第 3 項）。

② 製品検査

型式承認を受けた者は、その消防用品に対し、消防防災庁長が実施する製品検査を受けなければならない（消防施設・安全管理法第 36 条第 3 項）。

【製品検査の基準】

製品検査の技術基準等については消防防災庁長が定め告示する（消防施設・安全管理法第36条第5項）。

【製品検査の区分】

製品検査は、次の二つに区分される（消防用品品質管理則第21条第1項）。

- ア．生産製品検査＝生産された消防用品が出荷される前に、生産された消防用品の形状等が型式承認基準を満たしているか否かを検査
- イ．品質製品検査＝消防用品の製造過程等の品質管理体系を検査し、生産された消防用品の形状等が型式承認基準を満たしている否かを検査（「精密検査」）。一定の周期を定めて行われる。

消防用品に対する型式承認を受けた者は、生産製品検査又は品質製品検査のいずれかを選択して製品検査を受けることができる（消防用品品質管理則第21条第2項）。

【製品検査の申請等】

- ア．消防用品に対する製品検査を受けようとする者は、韓国消防産業技術院（KFI）又は専門機関（「製品検査機関」）のうちのいずれか1の機関に対し、製品検査の方法を定めて申請を行う（消防用品品質管理則第22条第1項）。
- イ．製品検査の具体的方法は、消防用品品質管理則別表9に定められている。

【合格標示】

- ア．生産製品検査に合格した消防用品及び品質製品検査適用対象消防用品には、次ページの図に示す製品検査合格標示が付される。標示の図案は、前述した検査に合格した防災対象物品に貼付される標示と同じである。標示のサイズは、消火器、厨房用自動消火装置、簡易消火用具、避難ばしご、緩降機、非常照明灯、感知器、発信器、中継器、受信器、警鐘、ガス漏洩器等については縦径8ミリ、スプリンクラーヘッド、消火栓等については縦径5ミリ、消防ホース等については縦径25ミリである（消防用品品質管理則第24条第1項、同別表11）。

(消防用品品質管理則別表 11)

[별표 11]

제품검사 합격표시(제24조제1항 관련)

1. 형식승인대상 소방용품

품명	표시의 양식 (단위: mm)
소화기, 주방용 자동소화장치, 자동확산 소화장치, 소공간 자동소화장치, 캐비닛형 자동소화장치, 간이소화용구(투척용소화용구, 에어졸식소화용구), 소화약제(포소화약제는 제외한다), 피난사다리, 완강기, 간이완강기, 유도등 및 비상조명등, 감지기, 발신기, 중계기, 수신기(간이형수신기를 포함한다), 경종, 가스누설경보기, 공기호흡기, 지지대, 기동용 수압개폐장치, 유수제어밸브, 누전경보기, 가스관선택밸브, 공기호흡기의 충전기, 방염제	
스프링클러헤드, 소화전(옥내소화전 방수구, 옥외소화전), 포소화약제, 송수구, 관창	
소방호스 구조대	

(別表 11 の以下は省略した。)

③ 型式承認の取り消し等

消防防災庁長は、次の場合には型式承認を取り消し、又は 6 ヶ月以内の期間を定めて製品検査の命じることができる(消防施設・安全管理法第 38 条)。

ア. 虚偽その他の不正な方法で型式承認を受けた場合

イ. 試験施設が施設基準に満たなくなった場合

ウ. 虚偽その他の不正な方法で製品検査を受けた場合

エ. 製品検査において技術基準に満たなくなった場合

オ. 型式承認を受けない消防用品を販売・陳列し又は消防施設工事に使用した場合

カ. 型式承認を受けない消防用品の収去命令に反した場合

キ. 型式承認の変更承認受けず、又は虚偽その他の不正な方法で変更承認を受けた場合

ク. 消防防災庁長、市・道知事、消防本部長、消防署長による監督に係る命令に従わなかった場合

ケ. 正当な事由なく関係公務員による立ち入り・検査・調査を拒否し又は忌避した場合

(2) 性能認証等

① 消防防災庁長は、製造者又は輸入者の要請がある場合、消防用品に対する性能認証を行うことができる(消防施設・安全管理法第 39 条第 1 項)。性能認証を受けた消防用品は、

消防防災庁長の製品検査を受けなければならない（同第 2 項）。ここでいう製品検査とは、型式承認等における製品検査と同じ検査（消防用品品質管理則第 21 条～）である。性能認証を受けることができなかった消防用品や製品検査に合格できなかった消防用品は性能認証標示や製品検査の合格標示をすることが禁止されている（同第 5 項）。

性能認証の対象となる消防用品は、次のとおりである（消防施設・安全管理法第 39 条第 3 項、消防用品品質管理則第 15 条第 1 項、同別表 7）

- (1) 蓄光標示（誘導標識及び位置標識）
- (2) 予備電源
- (3) 非常コンセント設備
- (4) 標示灯
- (5) 消火栓函
- (6) スプリンクラー設備伸縮配管
- (7) 消防用電線（耐火電線及び耐熱電線）
- (8) 探知部
- (9) 支持圧力計
- (10) 非火災報防止器
- (11) 空気安全マット
- (12) 消防用バルブ（開閉表示型バルブ、リリーフバルブ、フートバルブ）
- (13) 消防用ストレーナー
- (14) 消防用圧力スイッチ
- (15) 消防用合成樹脂配管
- (16) 非常警報設備の蓄電池
- (17) 自動火災速報設備の速報器
- (18) 消火設備用ヘッド（水噴霧ヘッド、粉末ヘッド、泡ヘッド、撒水ヘッド）
- (19) 放水具
- (20) 消火器加圧用ガス容器
- (21) 消防用給水管
- (22) その他消防防災庁長が公示する消防用品

【性能認証等の手続き等】

性能認証及び製品検査の基準、手続き、方法、合格標示、性能認証の変更・取消等については、型式承認等と同様に消防用品品質管理則で定めている（消防施設・安全管理法第 39 条第 2 項、消防用品品質管理則第 15 条～第 20 条）。主なものを示せば、

ア．性能認証の申請等

性能認証を受けようとする者は、申請書その他の書類及び見本品を韓国消防産業技術院（KFI）に提出しなければならない（消防用品品質管理則第 15 条第 3 項）。同技術院は提出された見本品が性能認証基準に適合するか否かの性能試験及び試験施設が試験施

設基準に適合しているか否かの試験施設審査を行う（消防用品品質管理則第 16 条第 1 項）。

イ．性能認証書

性能認証基準、試験施設基準に適合した消防用品には、韓国消防産業技術院（KFI）から性能認証番号が付与され、性能認証書が発給される（消防用品品質管理則第 17 条第 1 項、別紙第 12 号）

ウ．製品検査の申請等

製品検査を受けようとする者は、韓国消防産業技術院（KFI）又は専門機関（「製品検査機関」）のうちのいずれか 1 の機関に対し、製品検査の方法を定めて（生産製品検査、品質製品検査のいずれか）申請を行う（消防用品品質管理則第 22 条第 1 項）。

エ．製品検査の合格標示

製品検査に合格した消防用品に付される合格標示は、型式承認等に係る消防用品に付される合格標示と同じである（消防用品品質管理則第 24 条第 1 項、別表 11）。

（3）優秀品質製品に対する認証

消防防災庁長は、品質が優秀であると認定する消防用品に対し、優秀品質認証を行うことができる（消防施設・安全管理法第 40 条第 1 項）。優秀品質認証の対象となる消防用品は、型式承認の対象となる消防用品である（消防用品品質管理則第 25 条）。

【優秀品質製品に対する認証の手続き等】

優秀品質認証に関する製品の品質管理、評価、優秀品質認証標示等については、消防用品品質管理則で定められている（消防施設・安全管理法第 40 条第 2 項）。

ア．申請等

認証を受けようとする者は、必要書類に見本品を添えて韓国消防産業技術院（KFI）に申請する（消防用品品質管理則第 26 条）。優秀品質製品に対する認証とは、消防用品及び消防用品に対する品質管理体系の運用の優秀性を評価するものであり、韓国消防産業技術院（KFI）は、評価のために必要な技術的検討を行うため専門家で構成される評価委員会を置くことができる（消防用品品質管理則第 27 条）。

イ．優秀品質認定書

優秀であると認定されると優秀品質認定書が発給される。この認定書の有効期間は 3 年であり、延長しようとするときは再評価を申請しなければならない（消防用品品質管理則第 28 条）。

ウ．優秀品質認定標示及び使用

優秀品質認定書が発給された者は、認定を受けた製品及びその包装等に優秀品質認定標示を表示することができ、優秀品質認定を受けた製品として広報することができる（消防用品品質管理則第 30 条）。優秀品質認定標示の図案は下記の通りである（消防用品品質管理則別表 12）。標示のサイズは、認証を受けた者が標示の対象となるものに適合するように決めることができる。また、色は緑色又は黒色であるが、韓国消防産業技術院長が認める場合は色相を変更することができる。

(消防用品品質管理則別表 12)

[별표 12]

우수품질인증표시(제30조 관련)



(別表 12 の「備考」は省略した。)

(4) 収集検査

消防防災庁長は、消防用品の品質管理のために必要があると認めるときは、流通中の消防用品を収集し検査することができる。この場合、重大な欠陥があると認める消防用品に対しては、その製造者及び輸入者に対し、回収、交換、廃棄を命じ、型式承認又は性能認証を取り消し、消防防災庁のホームページ等へ公表することができる（消防施設・安全管理法第 40 条の 2）。2011 年に新設された制度である。

6. 危険物施設に対する安全管理

(1) 危険物の貯蔵及び取り扱いの制限

① 指定数量以上の危険物を、貯蔵所ではない場所で貯蔵してはならず、また、製造所等ではない場所で取り扱ってはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は例外とされ、その場合、臨時に貯蔵又は取り扱いをする場所に関する貯蔵又は取り扱いの基準並びに位置、構造及び設備の基準は、市・道の条例で定められる（危険物安全管理法（以下、本稿において「危険物法」という。）第 5 条第 1 項、第 2 項）。

ア. 市・道の条例が定めるところにより、管轄消防署長の承認を受け、指定数量以上の危険物を 90 日以内の期間臨時に貯蔵又は取り扱う場合

イ. 軍部隊が指定数量以上の危険物を軍事目的で臨時に貯蔵又は取り扱う場合

【危険物】

引火性又は発火性等の性質を持つもので、危険物安全管理法施行令（以下本稿において「危険物令」という。）で定めるものをいう（危険物法第 2 条第 1 項第 1 号、危険物令第 2 条、第 3 条）。

危険物及び指定数量（危険物令別表 1）

危険物			指定数量
類別	性質	品 名	
第 1 類	酸化性個体	1. 亜塩素酸塩類	50 kg
		2. 塩素酸塩類	50 kg
		3. 過塩素酸塩類	50 kg
		4. 無機過酸化物	50 kg
		5. ブロム酸塩類	300 kg
		6. 硝酸塩類	300 kg
		7. ヨード酸塩類	300 kg
		8. 過マンガン酸塩類	1,000 kg
		9. 重クロム酸塩類	1,000 kg
		10. その他安全行政部令で定めるもの	50 kg、300 kg 又は 1,000 kg
		11. 第 1 号から第 10 号の一に該当するいずれか一つ以上を含有するもの	
第 2 類	可燃性個体	1. 黄化リ	100 kg
		2. 赤りん	100 kg
		3. 硫黄	100 kg
		4. 鉄粉	500 kg
		5. 金属粉	500 kg
		6. マグネシウム	500 kg
		7. その他安全行政部令で定めるもの	100 kg 又は 500 kg
		8. 第 1 号から第 7 号の一に該当するいずれか一つ以上を含有するもの	
		9. 引火性固体	1,000 kg
第 3 類	自然発火性物質及び禁水性物質	1. カリウム	10 kg
		2. ナトリウム	10 kg
		3. アルキルアルミニウム	10 kg
		4. アルキリウム	10 kg
		5. 黄りん	20 kg
		6. アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。）及びアルカリ土金属	50 kg
		7. 有機金属化合物（アルカリアルミニウム及びアルキリウムを除く。）	50 kg
		8. 金属の水素化物	300 kg
		9. 金属の引火物	300 kg

		10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物	300 kg	
		11. その他安全行政部令で定めるもの	10 kg、20 kg、 50 kg又は 300 kg	
		12. 第 1 号から第 11 号の一に該当するいずれ か一つ以上を含有するもの		
第 4 類	引火性物質	1. 特殊引火物	50ℓ	
		2. 第 1 石油類	非水溶性液体	200ℓ
			水溶性液体	400ℓ
		3. アルコール類	400ℓ	
		4. 第 2 石油類	非水溶性液体	1, 000ℓ
			水溶性液体	2, 000ℓ
		5. 第 3 石油類	非水溶性液体	2, 000ℓ
			水溶性液体	4, 000ℓ
6. 第 4 石油類	6, 000ℓ			
7. 動植物油類	10, 000ℓ			
第 5 類	自己反応性 物質	1. 有機過酸化物	10 kg	
		2. 硝酸エステル類	10 kg	
		3. ニトロ化合物	200 kg	
		4. ニトロソ化合物	200 kg	
		5. アゾ化合物	200 kg	
		6. ジアゾ化合物	200 kg	
		7. ヒドラジン誘導体	200 kg	
		8. ヒドロキシルアミン	100 kg	
		9. ヒドロキシルアミン塩類	100 kg	
		10. その他安全行政部令で定めるもの	10 kg、100 kg 又は 200 kg	
11. 第 1 号から第 10 号の一に該当するいずれ か一つ以上を含有するもの				
第 6 類	酸化性液体	1. 過塩素酸	300 kg	
		2. 過酸化水素	300 kg	
		3. 硝酸	300 kg	
		4. その他安全行政部令で定めるもの	300 kg	
		5. 第 1 号から第 4 号の一に該当するいずれか 一つ以上を含有するもの	300 kg	

【製造所】

指定数量（危険物の種類別に危険性を考慮して危険物令により定める数量で、製造所等の設置許可において最低基準となる数量）以上の危険物を取り扱うため許可を受けた

場所（危険物法第2条第1項第3号）。

【貯蔵所】

指定数量以上の危険物を貯蔵する許可を受けた場所（危険物法第2条第1項第4号）。

【取扱所】

指定数量以上の危険物を取り扱う許可を受けた場所（危険物法第2条第1項第5号）。

【製造所等】

製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物法第2条第1項第6号）。

- ② 製造所等における危険物の貯蔵、取り扱いに関する基準（「重要基準」、「細部基準」）及び製造所等の位置、構造、設備の基準は、危険物安全管理法施行規則（以下、本稿において「危険物則」という。）で詳細に定められている（危険物法第5条第3項、第4項）。

具体的には、製造所等の位置、構造、設備の基準に関しては、例えば、「製造所」についての安全距離、保有空地、標識及び掲示板、建築物の構造、採光及び換気設備、排出設備、屋外設備の床、その他設備、危険物取り扱いタンク、配管等、「屋内貯蔵所」についての安全距離、空地の幅、標識及び掲示板、貯蔵倉庫の構造等、「屋内タンク貯蔵所」についての設置場所、容量、構造、外面の防錆塗装、バルブ、ポンプ設備、配管等、「屋外タンク貯蔵所」についての安全距離、保有空地、標識及び掲示板、基礎及び基盤、外部構造及び設備、特定屋外貯蔵タンクの構造等をはじめ、「地下タンク貯蔵所」、「簡易タンク貯蔵所」、「移動タンク貯蔵所」、「屋外貯蔵所」、「岩盤タンク貯蔵所」、「注油取扱所」、「販売取扱所」、「移送取扱所」、「一般取扱所」についての、位置、構造、設備等に関する詳細な基準がある（危険物則第28条～第40条、同別表4～別表16）。また、危険物の貯蔵、取り扱いに関する基準についても、危険物則に詳細な定めがある（危険物則第49条、同別表18）。

（2）危険物施設の設置及び変更等

- ① 危険物施設の設置変更の許可（危険物法第6条第1項）

ア. 製造所等を設置しようとする者は、その設置場所を管轄する市・道知事の許可を受けなければならない（製造所等の位置、構造又は設備を変更しようとするときも同様）。

なお、指定数量の3千倍以上の危険物を取り扱う製造所又は一般取扱所の構造、設備に関する事項、貯蔵容量50万ℓ以上の屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンク貯蔵所のタンクの基礎、地盤、タンク本体、消火設備に関する事項については、韓国消防安全技術院(KFI)による事前の技術検討を受けることが義務づけられている（危険物令第6条第3項）。

イ. 製造所等の位置、構造又は設備の変更がなく当該製造所等で貯蔵し又は取扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更しようとする者は、変更しようとする日の7日前までに市・道知事に申告しなければならない。

ウ. 上記①にかかわらず、次に該当する製造所等の場合は、許可を受けずに当該製造所等を設置し、その位置、構造又は設備を変更し、また、申告をすることなく危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更することができる。

- ・住宅の暖房施設（共同住宅の中央暖房施設を除く。）のための貯蔵所又は取扱所
- ・農芸用、畜産用若しくは水産用に必要な暖房施設又は乾燥施設のための指定数量 20 倍以下の貯蔵所

② 軍用危険物施設の設置及び変更に対する特例（危険物法第 7 条）

- ア. 軍事目的又は軍部隊施設のための製造所等を設置し又はその位置、構造若しくは設備を変更しようとする軍部隊の長は、あらかじめ製造所等の所在地を管轄する市・道知事と協議しなければならない。
- イ. 軍部隊の長が、上記ア. により製造所等の所在地を管轄する市・道知事と協議した場合には許可を受けたとみなす。
- ウ. 軍部隊の長は、上記ア. により協議した製造所等に対しは、下記③のタンク安全性能検査と完工検査を自ら実施することができる。この場合完工検査を自ら実施した軍部隊の長は遅滞なく市・道知事に通報しなければならない。

③ タンク安全性能検査（危険物法第 8 条）

危険物を貯蔵又は取り扱うタンクとして危険物令が定めるタンク（以下「危険物タンク」という。）がある製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更にに関して上記①の許可を受けた者が、危険物タンクの設置又はその位置、構造若しくは設備の変更工事を行うときは、完工検査を受ける前に、技術基準に適合しているか否について確認するため、市・道知事が実施するタンク安全性能検査を受けなければならない。この場合、市・道知事は、許可を受けた者が、タンク安全性能試験者（後述（2）③）又は韓国消防産業技術院（KFI）が実施するタンク安全性能試験を受けた場合には、当該タンク安全性能検査の全部又は一部を免除することができる。

【タンク安全性能検査の対象となるタンク等】（危険物令第 8 条第 1 項）

基礎・地盤検査	屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンクで、その容量が 1,000,000ℓ以上であるもの
充水・水圧検査	液体危険物を貯蔵、取り扱うタンク。ただし、次に該当するタンクを除く。 ・製造所又は一般取扱所に設置されたタンクで容量が指定数量未満であるもの ・高圧ガス安全管理法第 17 条第 1 項の規定による特定設備に関する検査に合格したタンク ・産業安全保健法第 34 条第 2 項の規定による性能検査に合格したタンク
溶接部検査	屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンクで、その容量が 1,000,000ℓ以上であるもの

④ 完工検査（危険物法第 9 条）

上記①許可を受けた者が、製造所等の設置を終えたり、その位置、構造又は設備の変更を終えたときには、当該製造所等ごとに市・道知事が行う完工検査を受け、技術基準に適合する旨の認定を受けた後でなければこれを使用してはならない。ただし、製造所等の位置、構造又は設備の変更において、変更許可を申請する際に火災予防に関する措置事項を記載した書類を提出した場合には、当該変更工事と関係がない部分は完工検査を受ける前にあらかじめ使用することができる。

⑤ 製造所等の設置者の地位承継（危険物法第 10 条）

- ア. 製造所等の設置者（上記①の許可を受けて製造所等を設置した者をいう。）が死亡し又はその製造所等を譲渡・引渡しをしたとき若しくは法人である製造所等の設置者の合併があったときは、その相続人、製造所等を譲受・引き受けをした者又は合併後存続する法人若しくは合併により設置される法人は、その設置者の地位を承継する。
- イ. 民事執行法による競売、「債務者回生及び破産に関する法律」による換価、国税徴収法、関税法又は地方税基本法による差押さえ財産の売却その他にこれに準ずる手続きにより製造所等の施設の全部を取得した者は、その設置者の地位を継承する。
- ウ. 製造所等の設置者の地位を継承した者は、継承した日から 30 日以内に市・道知事にその事実を申告しなければならない。

⑥ 製造所等の廃止（危険物法第 11 条）

製造所等の関係人（所有者、占有者又は管理者をいう。）は、当該製造所等の用途を廃止（将来にわたり危険物施設としての機能を完全に喪失させることをいう。）したときは、製造所等の用途を廃止した日から 14 日以内に市・道知事に申告しなければならない。

⑦ 製造所等の設置許可の取消しと使用停止等（危険物法第 12 条）

市・道知事は、製造所等の関係人が次に該当するときは許可を取消し、又は 6 月以内の期間を定めて製造所等の全部若しくは一部の使用停止を命じることができる。

- ア. 変更許可を受けないで製造所等の位置、構造又は設備を変更したとき
- イ. 完工検査を受けないで製造所等を使用したとき
- ウ. 修理、改造又は移転の命令に違反したとき
- エ. 危険物安全管理者を選任しないとき
- オ. 代理人を指定しないとき
- カ. 定期点検をしないとき
- キ. 定期検査を受けないとき
- ク. 貯蔵、取扱い基準遵守命令に違反したとき

⑧ 課徴金処分（危険物法第 13 条）

市・道知事は、上記⑦による製造所等の使用の停止がその利用者に甚大な不便を与えたり、その他公益を害する恐れがあるときは、使用停止処分に替えて 2 億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。

（3）危険物施設の安全管理

① 危険物施設の維持管理（危険物法第 14 条）

製造所等の関係人は、当該製造所等の位置、構造、設備が、上記（1）②の基準に適合するよう維持管理しなければならないが、市・道知事、消防本部長又は消防署長は、基準に不適合であると認めるときは、製造所等の位置、構造、設備の修理、改造、移転を命じることができる。

② 危険物安全管理者（危険物法第 15 条）

ア．製造所等（許可を受けない製造所等や移動タンク貯蔵所（車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵し又は取り扱う貯蔵所をいう。）を除く。）の関係人は、危険物の安全管理に関する職務を遂行させるため、製造所等ごとに危険物の取り扱いに関する資格を有する者（「危険物取扱資格者」）を危険物安全管理者（以下「安全管理者」という。）として選任しなければならない。ただし、製造所等で貯蔵、取り扱いをする危険物が有害化学物質管理法による有毒物に該当する場合等危険物令が定める場合には、当該製造所等を設置した者は、他の法律によって安全管理業務を行う者として選任された者の中から安全管理者を選任することができる。

【危険物取扱資格者の資格】（危険物令第 11 条第 1 項、同別表 5）

危険物取扱資格者の区分	取扱うことができる危険物
1. 「国家技術資格法」による危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士の資格を取得した者	全ての危険物
2. 安全管理者教育履修者（危険物法第 28 条第 1 項により消防防災庁長が実施（韓国消防安全技術院（KFI）が受託）する安全管理者教育を履修した者をいう。）	第 4 類危険物
3. 消防公務員の経歴を有する者（消防公務員として勤務した経歴が 3 年以上である者）	第 4 類危険物

【製造所等の種類及び規模により選任しなければならない安全管理者の資格】

（危険物令第 13 条、同別表 6）

製造所等の種類及び規模	安全管理者の資格
-------------	----------

製造所	1. 第 4 類危険物のみを取り扱い、指定数量 5 倍以下のもの		危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士、安全管理者教育履修者又は消防公務員経歴者
	2. 第 1 号に該当しないもの		
貯蔵所	1. 屋内貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの	危険物技能長、危険物産業技士、危険物技能士、安全管理者教育履修者又は消防公務員経歴者
		第 4 類危険物のうちアルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの	
	2. 屋外タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量 5 倍以下のもの	
		第 4 類危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの	
	3. 屋内タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの	
		第 4 類危険物のうち第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを貯蔵するもの	
	4. 地下タンク貯蔵所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの	
		第 4 類危険物のうち第 1 石油類、アルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを取り扱い、指定数量の 250 倍以下のもの	
	5. 簡易タンク貯蔵所で第 4 類危険物のみを貯蔵するもの		
	6. 屋外貯蔵所のうち第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 40 倍以下のもの		
7. ボイラー、バーナーその他これと類似する装置に供給するための危険物を貯蔵するタンク貯蔵所			
8. 船舶注油取扱所、鉄道注油取扱所又は航空機注油取扱所の固定注油設備に供給するための危険物を貯蔵するタンク貯蔵所で指定数量の 250 倍(第 1 石油類の場合には指定数量の 100 倍)以下のもの			
取扱	9. 第 1 号ないし第 8 号に該当しない貯蔵所		危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士
	1. 注油取扱所		
	2. 販売取扱所	第 4 類危険物のみを貯蔵し、指定数量の 5 倍以下のもの	
第 4 類危険物のうち第 1 石油類、アルコール類、第 2 石油類、第 3 石油類、第 4 石油類、動植物油類のみを取り扱うもの			

所	3. 第4類危険物のうち第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のみを指定数量50倍以下で取り扱う一般取扱所(第1石油類、アルコール類の取扱い量が指定数量の10倍以下の場合に限る。)で、次のいずれかに該当するもの ア. ボイラー、バーナーその他にこれと類似する装置により危険物を消費するもの イ. 危険物を容器又は車両に固定されたタンクに注入するもの	
	4. 第4類危険物のみを取一般取扱所で、指定数量の10倍以下のもの	
	5. 第4類危険物のうち第2石油類、第3石油類、第4石油類、動植物油類のみを取り扱う一般取扱所で、指定数量の20倍以下のもの	
	6. 農漁村電気供給事業促進法により設置された自家発電施設用危険物を移送する移送取扱所	
	7. 第1号ないし第6号に該当しない取扱所	危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士

イ. 安全管理者を選任した製造所等の関係人は、その安全管理者を解任したり安全管理者が退職したときには、解任し又は退職した日から30日以内に新たに安全管理者を選任しなければならない。

ウ. 安全管理者を選任若しくは解任したとき又は安全管理者が退職したときは14日以内に消防本部長又は消防署長に申告しなければならない。

エ. 安全管理者を選任した製造所等の関係人は、安全管理者が旅行、疾病その他の事由により一時的に職務を遂行できなかつたり、安全管理者の解任又は退職と同時に別の安全管理者を選任できない場合には、国家技術資格法による危険物の取扱いに関する資格取得者又は危険物の安全に関する基本知識と経験を有する者として危険物則が定める者を代理者に指定し、その職務を代行させなければならない。この場合、代理者が安全管理者の職務を代行する期間は30日を超えることはできない。

【安全管理者の代理者】(危険物則第54条)

- ・ 安全教育を受けた者で、製造所等で危険物安全管理に関する業務に1年以上従事した経歴がある者
- ・ 製造所等で危険物安全管理に関する業務に1年以上従事した経歴がある者で、安全教育を受けた者
- ・ 製造所等の危険物安全管理業務において安全管理者を指揮、監督する職位にある者

③ タンク試験者の登録等(危険物法第16条)

ア. 市・道知事又は製造所等の関係人は、安全管理業務を専門的で効率的に遂行するため、タンク安全性能試験者(「タンク試験者」)に、危険物法による検査又は点検の一部を実

施させることができる。

イ. タンク試験者になろうとする者は、危険物令が定める技術能力、施設及び装備を備え、市・道知事に登録しなければならない。

【タンク試験者の技術能力、施設及び装備】（危険物令第 14 条第 1 項、同別表 7）

ア. 技術能力

必須人力	・ 危険物技能長、危険物産業技士又は危険物技能士 1 人以上 ・ 非破壊検査技術士 1 人以上又は放射線非破壊検査、超音波非破壊検査、磁気非破壊検査及び浸透非破壊検査の技士又は産業技士 1 人以上
必要な場合に置く人力	・ 漏洩非破壊検査の技士、産業技士又は技能士 ・ 金属分野の非破壊検査技能士及び土木分野の測量・地形空間情報関連技術士・技士・産業技士又は技能士

イ. 施設：専用事務室

ウ. 装備

- ・ 放射線透過試験器、超音波探傷試験器、磁気探傷試験器、超音波厚さ測定器及び真空能力 53KPa 以上の真空漏洩試験器
- ・ 気密試験装置（安全装置が付着し、加圧能力 200KPa 以上、減圧能力 10KPa 以上、感度 10Pa 以下のもので、それぞれの圧力変化を自ら記録できるもの）
- ・ 垂直・水平度測定器（必要な場合に限る。）

エ. 登録した事項のうち、営業所所在地や技術能力等の重要な事項を変更した場合には、30 日以内に市・道知事に変更申告をしなければならない。

④ 予防規定（危険物法第 17 条）

危険物令で定める製造所等の関係人は、当該製造所等の火災予防と火災等の災害発生時の非常措置のために危険物則で定めるところにより予防規定を定め、当該製造所等の使用を開始する前に市・道知事に提出しなければならない。予防規定を変更したときも同様である。

【関係人が予防規定を定めなければならない製造所等】（危険物令第 15 条）

ア. 指定数量の 10 倍以上の危険物を取り扱う製造所

イ. 指定数量の 100 倍以上の危険物を貯蔵する屋外貯蔵所

ウ. 指定数量の 150 倍以上の危険物を貯蔵する屋内貯蔵所

エ. 指定数量の 200 倍以上の危険物を貯蔵する屋外タンク貯蔵所

オ. 岩盤タンク保存所

カ. 移送取扱所

キ. 指定数量の 10 倍以上の危険物を取扱う一般取扱所。ただし、第 4 類危険物（特殊引火物を除く。）のみを指定数量の 50 倍以下で取り扱う一般取扱所（第 1 石油類、アルコール類の取り扱い量が指定数量の 10 倍以下の場合に限る。）で次のいずれかに

該当するのを除く。

- (1) ボイラー、バーナー又はこれと類似する危険物を消費する装置で構成される一般取扱所
- (2) 危険物を容器に移しかえたり、車両に固定されたタンクに注入する一般取扱所

【予防規定の作成等】（危険物則第 63 条）

ア．製造所等の関係人は、次の事項を含む予防規定を作成しなければならない。

- (1) 危険物の安全管理業務を担当する者の職務及び組織に関する事項
- (2) 安全管理者が旅行、疾病などによってその職務を遂行できない場合、その職務の代理者に関する事項
- (3) 自衛消防隊を設置しなければならない場合には、自衛消防隊の編成と化学消防自動車の配置に関する事項
- (4) 危険物の安全に関係した作業に従事する者に対する安全教育に関する事項
- (5) 危険物施設及び作業場に対する安全巡察に関する事項
- (6) 危険物施設、消防施設その他の関連施設に対する点検及び整備に関する事項
- (7) 危険物施設の運転又は操作に関する事項
- (8) 危険物取扱い作業の基準に関する事項
- (9) 移送取扱所にあつては配管工事現場責任者の条件等配管工事現場に対する監督体制に関する事項及び配管周囲にある移送取扱所施設外の工事をする場合の配管の安全確保に関する事項
- (10) 災難その他の非常時の場合に取りなければならない措置に関する事項
- (11) 危険物の安全に関する記録に関する事項
- (12) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類と図面の整備に関する事項
- (13) その他危険物の安全管理に関して必要な事項

イ．予防規定は、産業安全保健法第 20 条による安全保健管理規定と統合して作成することができる。

⑤ 定期点検及び定期検査（危険物法第 18 条）

危険物の貯蔵、取り扱いに関する基準（危険物法第 5 条第 4 項）に適合しているかどうかについては、下記の製造所等の関係人は定期的な点検（その結果は記録して保存）を実施し、また、消防本部長又は消防署長による定期的な検査を受けなければならないこととされている。

定期点検	・関係人が予防規定を定めなければならない製造所等 ・地下タンク貯蔵所 ・移動タンク貯蔵所 ・危険物を取り扱うタンクで地下に埋設されたタンクがある製造所、注油取
------	--

	扱所又は一般取扱所
定期検査	液体危険物を貯蔵又は取り扱う 100 万ℓ以上の屋外タンク貯蔵所

⑥ 自衛消防隊（危険物法第 19 条）

多量の危険物を貯蔵・取り扱う製造所等で危険物令が定めるものがある同一の事業所において、危険物令で定める数量以上の危険物を貯蔵・取り扱う場合、当該事業所の関係人は危険物令の定めるところにより、当該事業所に自衛消防隊を設置しなければならない。

具体的には、第 4 類危険物を取り扱う製造所又は一般取扱所（ボイラーで危険物を消費する一般取扱所等を除く。）がある同一の事業所で、指定数量の 3,000 倍以上の第 4 類危険物を貯蔵・取り扱う事業所である（危険物令第 18 条第 1 項、第 2 項）。

【自衛消防隊に置く化学消防自動車及び人員】（危険物令第 18 条第 3 項、同別表 8）

事業所の区分	化学消防自動車	自衛消防隊員の数
1. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 12 万倍未満の事業所	1 台	5 人
2. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 12 万倍以上 24 万倍未満の事業所	2 台	10 人
3. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 24 万倍以上 48 万倍未満の事業所	3 台	15 人
4. 製造所又は一般取扱所で取り扱う第 4 類危険物の最大数量の合計が指定数量の 48 万倍以上の事業所	4 台	20 人

【自衛消防隊の設置除外対象である一般取扱所】（危険物則第 73 条）

- ア. ボイラー、バーナーその他これに類似する装置で危険物を消費する一般取扱所
- イ. 移動貯蔵タンクその他これに類似するものに危険物を注入する一般取扱所
- ウ. 容器に危険物を移しかえる一般取扱所
- エ. 油圧装置、潤滑油循環装置その他これに類似する装置で危険物を取り扱う一般取扱所
- オ. 鉱山保安法の適用を受ける製造所又は一般取扱所

【化学消防自動車に備えなければならない消火能力及び設備の基準】（危険物則第 75 条、同別表 23）

化学消防自動車の区分	消火能力及び設備の基準
------------	-------------

泡水溶液放射車	・ 泡水溶液の放射能力が毎分 2,000ℓ以上であること ・ 消火薬液タンク及び消火薬液混合装置を備えていること ・ 10 万ℓ以上の泡水溶液を放射できる量の消火薬剤を備えていること
粉末放射車	・ 粉末の放射能力が毎秒 35 kg以上であること ・ 粉末タンク及び加圧用ガス設備を備えていること ・ 1,400 kg以上の粉末を備えていること
ハロゲン化合物放射車	・ ハロゲン化合物の放射能力が毎秒 40 kg以上であること ・ ハロゲン化合物タンク及び加圧用ガス設備を備えていること ・ 1,000 kg以上ハロゲン化合物を備えていること
二酸化炭素放射車	・ 二酸化炭素の放射能力が毎秒 40 kg以上であること ・ 二酸化炭素貯蔵容器を備えていること ・ 3,000 kg以上の二酸化炭素を備えていること
除毒車	・ 苛性ソーダ及び珪藻土をそれぞれ 50 kg以上備えていること

(4) 危険物の運搬等

- ① 危険物の運搬は、容器、積載方法及び運搬方法に関する基準（「重要基準」、「細部基準」）に従い行わなければならない（危険物法第 20 条第 1 項）、具体的には、危険物則に詳細に示されている（危険物則第 50 条、同別表 19）。

また、消防防災庁長は、危険物の運搬容器を製作又は輸入した者の申告により、容器が基準に適合していることの検査を行うことができる。ただし、機械により荷役を行う構造の大型の運搬容器については、当該容器の使用・流通前に消防防災庁長が実施する検査を受けなければならない（危険物法第 20 条第 2 項）。なお、本検査の実施は、韓国消防産業技術院（KFI）に委託されている（危険物則第 51 条第 2 項～第 4 項）。

② 危険物の運送（危険物法第 21 条）

移動タンク貯蔵所により危険物を運送する者（運送責任者及び移動タンク貯蔵所運転者をいい、以下「危険物運送者」という。）は、当該危険物を取り扱うことができる国家技術資格者又は消防防災庁長が実施する安全教育を受けた者でなければならない。この安全教育の実施は、韓国消防安全協会（KFSA）に委託されている（危険物法第 28 条第 1 項、危険物則第 78 条第 3 項）。

また、危険物令が定める危険物の運送にあつては、運送責任者（危険物運送の監督又は支援をする者をいう。）の監督又は支援を受けてこれを運送しなければならない。

なお、危険物運送者は、移動タンク貯蔵所により危険物を運送するときは、該当する国家技術資格証又は教育修了証を携帯するとともに、当該危険物の安全確保のため細心の注意を払わなければならない。

【運送責任者の監督、支援を受けて運送しなければならない危険物】（危険物令第 19 条）

ア. アルキルアルミニウム

イ. アルキルリチウム

ウ. 上記ア又はイの物質を含有する危険物

【危険物運送責任者】（危険物則第 52 条第 1 項）

次のいずれかに該当する者

ア. 当該危険物の取り扱いに関する国家技術資格を取得し、関連業務に 1 年以上従事した経歴がある者

イ. 消防防災庁長が実施（韓国消防安全協会（KFSA）が受託）する危険物の運送に関する安全教育を修了し、関連業務に 2 年以上従事した経歴がある者

（５）監督及び措置命令

① 立入り検査等（危険物法第 22 条）

ア. 市・道知事、消防本部長又は消防署長は、危険物の貯蔵・取扱いにともなう火災の予防又は鎮圧対策のため必要なときは、危険物を貯蔵・取扱っていると認められる場所の関係人に対し必要な報告若しくは資料提出を命じ、又は関係公務員に当該場所に立ち入らせて位置、構造、設備及び危険物の貯蔵・取扱い状況の検査や関係人に対する質問をさせ、又は試験に必要な最小限の危険物若しくは危険物と疑われる物品を収去させることができる。ただし、個人の住居は、関係人の承諾を得た場合又は火災発生の恐れが大きく緊急の必要がある場合でなければ立ち入らせることができない（第 1 項）。

イ. 消防公務員又は国家警察公務員は、危険物の運送にともなう火災の予防のため必要であると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している者に対し、危険物の取り扱いに関する国家技術資格証又は教育修了証の提示を求めることができる。この職務を遂行する場合において消防公務員と警察公務員は緊密に協力しなければならない（第 2 項）。

ウ. 立入り検査等は、その場所の公開時間や勤務時間内又は陽が昇った後から陽が沈む前までの時間内に行わなければならない。ただし、建築物その他の工作物の関係人の承諾を得た場合又は火災発生の恐れが大きく緊急の必要がある場合はこの限りではない（第 3 項）。

エ. 立入り検査等を行う関係公務員は、関係人の正当な業務を妨げたり、立入り検査等を遂行しながら知った秘密を他の者に漏洩してはならない（第 4 項）。

オ. 市・道知事、消防本部長又は消防署長は、タンク試験者に対し必要な報告若しくは資料提出を命じ又は関係公務員に当該事務所に立ち入らせて業務の状況、試験器具、帳簿、書類その他の物の検査、関係人への質問をさせることができる（第 5 項）。

カ. 立入り検査等を行う関係公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、関係人にこれを示さなければならない（第 6 項）。

② タンク試験者に対する命令（危険物法第 23 条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、タンク試験者に対し、業務を適正に実施させ

るために必要であると認めるときには、監督上必要な命令をすることができる。

③ 無許可の場所の危険物に対する措置命令（危険物法第 24 条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、危険物による災害を防止するため、許可を受けないで指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをする者に対し、その危険物及び施設の除去等必要な措置を命じることができる。

④ 製造所等に対する緊急使用停止命令等（危険物法第 25 条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、公共の安全の維持や災害の発生防止のために緊急の必要があると認めるときは、製造所等の関係人に対し、当該製造所等の使用の一時停止や使用の制限を命じることができる。

⑤ 貯蔵、取扱い基準遵守命令等（危険物法第 26 条）

市・道知事、消防本部長又は消防署長は、製造所等や管轄区域にある移動タンク貯蔵所での危険物の貯蔵・取扱いが法令上の基準に違反していると認めるときは、当該関係人に対し、基準に従い危険物を貯蔵・取り扱うよう命じることができる。

⑥ 応急措置、通報及び措置命令（危険物法第 27 条）

ア. 製造所等の関係人は、当該製造所等で危険物の流出その他の事故が発生したときには、危険物流出及び拡散の即時かつ持続的な防止、流出した危険物の除去その他災害発生防止のための応急措置を講じなければならない。

イ. また、上記の事態を発見した者は、直ちにその事実を消防署、警察署又はその他の関係機関に通報しなければならない。

ウ. 消防本部長又は消防署長は、上記アの応急処置が講じられないと認めるときは、応急措置を講じるよう命じることができる。管轄区域にある移動タンク貯蔵所について生じた上記アの事態についても同様である。

VI 救助・救急

○ 119 救助・救急に関する法律 (2011. 03. 08 公布)

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 5 条)
- 第 2 章 救助・救急基本計画等 (第 6 条、第 7 条)
- 第 3 章 救助隊及び救急隊等の編成・運用 (第 8 条～第 12 条)
- 第 4 章 救助・救急活動等 (第 13 条～第 24 条)
- 第 5 章 補則 (第 25 条～第 27 条)
- 第 6 章 罰則 (第 28 条～第 30 条)
- 附則

1. 119 救助・救急に関する法律の制定

従来、救急救助に関しては、「消防基本法において救助隊及び救急隊の編成・運用に関してのみ規定が設けられていただけで、国家レベルでの救助・救急サービスの体系的・専門的な発展計画の樹立や財政投資に限界があり、複雑・多様で予測が困難な特殊災害現場で効果的に救助・救急活動を行えるよう対策が急がれる実情にあった。」(「119 救助・救急に関する法律」公布時の消防防災庁報道ブリーフィング資料より)

そこで、2011 年 3 月の法律改正により、「消防基本法」中の救助・救急に関する条文は 1 箇条のみ (第 34 条：救助隊及び救急隊の編成及び運用に関しては、別途法律で定めることを規定。改正前の消防基本法の救助・救急に関する条文は、第 34 条～第 36 条の 3 箇条) とすると同時に、新たに別途「119 救助・救急に関する法律」(条文数 30 箇条)を制定することにより (2011 年 3 月公布、同年 9 月施行)、救助・救急に関して大幅な規定の拡充が行われた。これにより、「救助・救急サービスを先進化し、各種の災害現場における迅速で円滑な救助・救急活動のための基盤の造成が可能」となり、「国家が一定の責任を有し、救助・救急サービスの品質向上及び専門性を強化することができる法的基盤整えられることになった。」(「119 救助・救急に関する法律」公布時の消防防災庁報道ブリーフィング資料より)

新設された「119 救急・救助に関する法律」(以下、本稿において「救助・救急法」という。)は、救助・救急業務に係る国家の力量を強化して国民の生命・身体・財産を保護し、生活の質の向上に寄与することを目的とし (救助・救急法第 1 条)、次のような事項が規定内容の柱となっている。

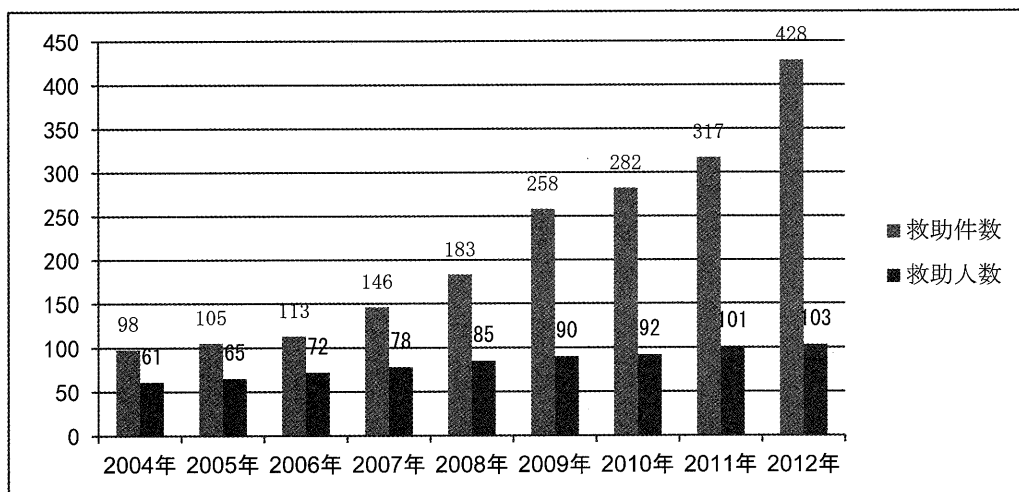
- ① 119 救急・救助サービスの質の向上を国家と地方自治団体の共通責務とし、国家の体系的で均衡ある支援を拡大することを通じてサービスの先進化を図ること
- ② このような国家の責務遂行のため救助・救急基本計画を樹立 (国会の常任委員会に提出される。)して中・長期的発展計画を推進すること
- ③ 従来 119 安全センターに所属していた 119 救急隊を救助隊と統合運用し、救助・救急サービスの専門性を高めること

- ④ 気候変動等により世界で大型災害が頻発していることに対応し、国外等で大型災害等が発生した場合に、在外国民の保護又は災害発生国の国民に対する人道主義的救助活動を行うための国際救助隊を編成・運用できるようにすること
- ⑤ 超高層建築物での人命救助、島嶼・僻地での応急患者の移送等のための航空救助隊の編成・運用ができるようにすること
- ⑥ 正当な理由なく救助・救急活動を妨げた場合 5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処すること
- ⑦ 危急でない場合の救助・救急の要請は、一定の場合には拒否することができること
- ⑧ 救助・救急隊員の安全管理のため、事故及び感染防止対策と健康管理対策を樹立し施行すること

○ 近年、韓国では火災等の人的災害の発生件数や人命被害等は概ね横ばい傾向にあるが、その中であって、下記グラフが示すように、救助・救急の件数、人数は毎年増加しており、この分野の重要性が増している。

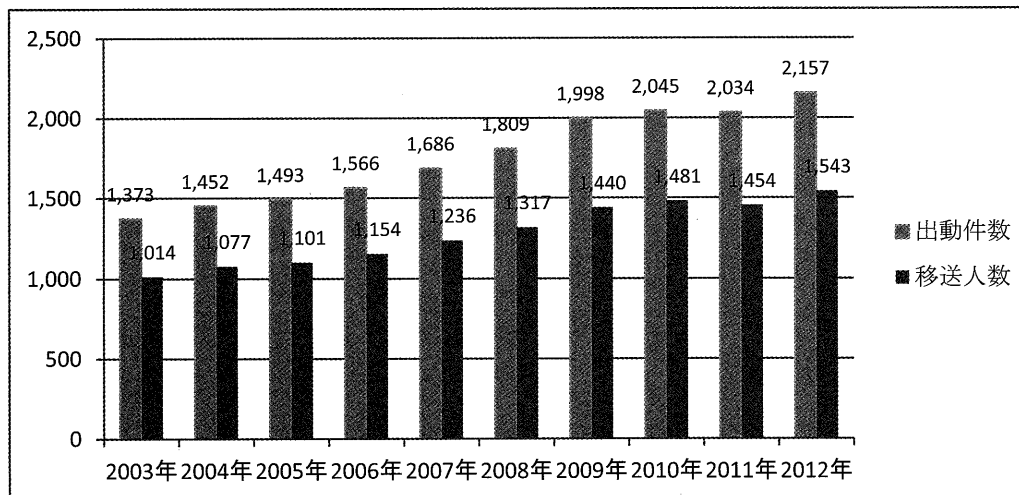
《救助件数・人数》

〔単位：千件、千人〕



《救急出動件数・移送人数》

〔単位：千件、千人〕



* 消防防災庁「2013 消防防災主要統計」及び「2013 消防行政資料及び統計」より作成

2. 救助・救急基本計画等

(1) 基本計画

救助・救急法は、その第3条において、国及び地方自治団体の責務として、「救助・救急に関連する新たな技術の研究・開発及び救助・救急サービスの質の向上を図るための施策の研究、推進」、「救助・救急業務を効率的に遂行するための体系の構築及び救助・救急装備の具備その他救助・救急活動に必要な基盤の整備」、「国民が危急の状況において自らの生命と身体を保護できる対応能力を向上させるための教育と広報の積極的な努力」を規定している。

「救助・救急基本計画」（基本計画）は、その業務を遂行するため、消防防災庁長が、関係中央行政機関の長との協議（「中央救助・救急政策協議会」（救助・救急法第27条第1項））を経て樹立・施行するもので、5年ごとに改定される（救助・救急法第6条第1項、119救助・救急に関する法律施行令（以下、本稿において「救助・救急令」という。）第2条第1項）。なお、基本計画（下記（2）執行計画についても同じ。）の策定に当たって、必要がある場合は、関係中央行政機関の長、市・道知事に関連資料の提出を要請することができる（救助・救急法第6条第5項）。

救助・救急基本計画には、次のような事項が記載される（救助・救急法第6条第2項）。

- ア. 救助・救急サービスの質の向上のための政策の基本方向に関する事項
- イ. 救助・救急に必要な体系の構築、技術の研究開発及び普及に関する事項
- ウ. 救助・救急に必要な装備の具備に関する事項
- エ. 救助・救急専門人力養成に関する事項
- オ. 救助・救急活動に必要な基盤に関する事項
- カ. 救助・救急の教育と広報に関する事項
- キ. その他救助・救急業務の効率的遂行に必要な事項

(2) 執行計画

消防防災庁長は、基本計画に従い、毎年、年度別に「救助・救急執行計画」（執行計画）を樹立・施行しなければならない（救助・救急法第6条第3項）。執行計画樹立に際しても、「中央救助・救急政策協議会」での協議が必要である（救助・救急令第3条第1項）。

救助・救急執行計画には、次のような事項が記載される（救助・救急令第3条第2項）。

- ア. 基本計画執行のために必要な事項
- イ. 救助・救急隊員の事故防止、感染防止及び健康管理のために必要な事項
- ウ. その他救助・救急活動と関連し、中央救助・救急政策協議会が必要と決定した事項

なお、策定された基本計画及び執行計画は、消防防災庁長より、関係中央行政機関の長、市・道知事に通知され、また、国会の常任委員会に提出される（救助・救急法第6条第4項）。

(3) 市・道執行計画

消防本部長は、「基本計画」及び「執行計画」に従い、管轄地域における迅速で円滑な救助・

救急活動のため、毎年、「市・道救助・救急執行計画」（市・道執行計画）を樹立し、消防防災庁長に提出しなければならない（救助・救急法第 7 条第 1 項）。市・道執行計画策定に当たっては、「市・道救助・救急政策協議会」（救助・救急法第 27 条第 2 項）での協議を経なければならない（救助・救急令第 4 条第 1 項）。

市・道執行計画には、次のような事項が記載される（救助・救急令第 4 条第 2 項）。

ア. 基本計画及び執行計画に対する市・道の細部執行計画

イ. 救助・救急隊員の事故防止、感染防止及び健康管理のために必要な細部執行計画

ウ. 消防防災庁長が毎年実施する市・道消防本部の救助・救急活動に対する総合評価（救助・救急法第 26 条）の評価結果に応じた措置計画

エ. その他救助・救急活動と関連し、市・道救助・救急政策協議会が必要と決定した事項

3. 救助隊・救急隊の編成・運用

(1) 119 救助隊（救助隊）

① 消防防災庁長、消防本部長又は消防署長（以下、消防防災庁長等）という。）は、危急の状況において要救助者の生命等を迅速活安全に救助する救助の業務を遂行するため、119 救助隊（救助隊）を編成・運用する（救助・救急法第 8 条第 1 項）。なお、救助隊と後述する救急隊を統合し、救助・救急隊として運用することも可能である（救助・救急法第 11 条）。

② 救助隊の種類、救助隊員の資格基準、装備は下記のとおりである（救助・救急法第 8 条第 2 項、第 3 項）。

【救助隊の種類】（救助救急令第 5 条第 1 項）

ア. 一般救助隊：市・道の規則で定めるところにより、消防署毎に 1 個隊以上設置（消防署のない市・郡・区の場合は、該当の市・郡・区の地域の中心地にある 119 安全センターに設置）

*広域自治団体である「市・道」（「市」は特別市、広域市、特別自治市）に対し、「市・郡・区」（「市」は一般の市）は基礎自治団体を指す。以下同じ。

イ. 特殊救助隊：消防対象物、地域特性、災難発生類型、発生頻度等を考慮し、市・道の規則で定めるところに従い、次の区分により地域を管轄する消防署に設置。但し、(4)の高速国道救助隊は、下記ウの直轄救助隊に設置

(1) 化学救助隊：化学工場に密接した地域

(2) 水難救助隊：内水面漁業法による内水面地域

(3) 山岳救助隊：自然公園法による自然公園等の山岳地域

(4) 高速国道救助隊：高速道路法による高速道路

(5) 地下鉄救助隊：都市鉄道法による都市鉄道の駅舎及び駅務施設

ウ. 直轄救助隊：大型・特殊災難事故の救助、現場指揮及び支援等のため消防防災庁又は消防本部に設置（消防本部に設置される場合は、市・道の規則で定めるところ

ろによる。)

エ. テロ対応救助隊：テロ及び特殊災難に専門的に対応するため必要がある場合、原則として消防防災庁又は消防本部に設置（救助隊の効率的運用のため必要がある場合は、化学救助隊及び直轄救助隊をテロ対応救助隊として指定可能）

＊ 2013 年 1 月 1 日現在の救助隊の設置現況は以下のとおりである。

- ・ 一般救助隊：202 隊 隊員数 2,734 人
- ・ 特殊救助隊：17 隊（水難救助隊 8 隊、山岳救助隊 5 隊、化学救助隊 4 隊） 隊員数 227 人
- ・ 直轄救助隊：5 隊（消防防災庁 1 隊、ソウル 1 隊、釜山 1 隊、仁川 1 隊、京機 1 隊）

隊員数 213 人

- ・ 航空救助・救急隊：15 隊（ヘリコプター 27 機） 隊員数 240 人

（高速国道救助隊は中央 119 救助団に置かれている。また、地下鉄救助隊はソウル消防災難本部がソウル市営地下鉄の主要乗り換え駅に配置している。地下鉄救助隊は 2003 年の大邱地下鉄火災等を教訓に、火災、毒ガス、テロ等地下鉄での大型特殊災難に備えるため 2005 年 3 月に設置された。）

＊ 上記の各救助隊の出動地域は、原則それぞれの管轄区域内であるが、地理的、地形的条件により迅速な出動が可能な場合、大型災難が発生した場合等には、消防防災庁長等の要請等により管轄区域外にも出動できる（救助・救急令第 5 条第 2 項、救助・救急則第 5 条）。

＊ 消防防災庁長等は、夏期の水難安全確保のため必要がある場合は民間ボランティアで構成される救助隊（119 市民水上救助隊：運用等については市・道の条例で規定）を支援することができる（救助・救急令第 5 条第 3 項）。

【救助隊員の資格基準】（救助・救急令第 6 条）

救助隊員は、消防隊員で、かつ、次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。

- ア. 消防防災庁長が実施する人命救助士教育を受けた者又は人命救助士試験に合格した者
- イ. 国家、地方自治団体及び「公共機関の運用に関する法律」による公共機関（政府出捐機関等のこと）の救助関連分野において勤務した経歴が 2 年以上である者
- ウ. 「応急医療に関する法律」による応急救助士の資格を有する者で、消防防災庁長が実施する救助業務に関する教育を受けた者

＊ 人命救助士の教育内容、人命救助士の試験科目、試験方法、救助業務に関する教育内容等については、消防防災庁長が定めることとされている。なお、これらの教育や試験は消防学校において行われる。

【装備】（救助・救急則第 3 条）

消防本部及び消防署に設置される救助隊が保有する装備の基本的事項については、「消防力基準に関する規則」及び「消防装備管理規則」で定められている。消防防災庁に設置さ

れる救助隊の装備についても、これに準じて扱われる。それ以外の詳細については、消防防災庁長が定めるところによる。

○ 救助隊の設置現況

〈市・道別救助隊設置状況〉

(2013. 1. 1 現在)

区 分	一般救助隊		特殊救助隊			直轄救助 隊の隊数	特殊救助隊及 び直轄救助隊 の隊員数合計
	隊数	隊員数	水難救助 隊の隊数	山岳救助 隊の隊数	化学救助隊 の隊数		
合 計	202	2,734	8	5	4	5	438
消防防災庁	－	－				1	85
ソウル特別市	23	449	1	1		1	113
釜山広域市	11	210				1	29
大邱広域市	7	163					
仁川広域市	8	155	1			1	34
光州広域市	5	90					
大田広域市	5	80					
蔚山広域市	4	66			2		24
世宗特別市	1	10					
京 畿 道	35	422	3			1	48
江 原 道	13	155	1	1			26
忠 清 北 道	12	151	1				10
忠 清 南 道	15	166			1		13
全 羅 北 道	10	107					
全 羅 南 道	12	120		1	1		35
慶 尚 北 道	19	197	1				4
慶 尚 南 道	18	150		2			17
済州特別自治道	4	43					

(「2013 消防行政資料及び統計」 p 209、210 より作成)

(2) 国際救助隊

- ① 消防防災庁長は、国外等において大型災難等が発生した場合、在外国民の保護又は災難発生国の国民に対する人道的救助活動のため、国際救助隊を編成・運用することができる(救助・救急法第9条第1項)。国際救助隊は6班(広報連絡班、救助班、探索班、医療班、施設管理班、安全評価班)41人で構成され(国際救助隊の設置の経緯、中央119救助団との関係等については本稿 p25 参照)、人命探索、先端救助装備等42種類142点の装備を保有している。同救助隊の海外派遣実績は次の通り(消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p268～)。

・第1回派遣(1997年9月4日～9月8日) カンボジア プノンペン

- ・第2回派遣（1999年8月20日～8月30日）トルコ イズミット
- ・第3回派遣（1999年9月22日～9月27日）台湾 ナンタウ県
- ・第4回派遣（2003年5月23日～5月31日）アルジェリア
- ・第5回派遣（2003年12月27日～2004年1月3日）イラン
- ・第6回派遣（2004年12月29日～2005年1月7日）タイ
- ・第7回派遣（2008年5月16日～5月23日）中国
- ・第8回派遣（2008年6月5日～6月15日）ミャンマー
- ・第9回派遣（2009年10月1日～10月7日）インドネシア
- ・第10回派遣（2010年1月15日～1月25日）ハイチ
- ・第11回派遣（2011年3月12日～3月23日）日本

② 消防防災庁長には、次の権能が与えられている（救助・救急法第9条第2項～第5項）。

- ア. 外交部長官との協議を経て、国際救助隊を災難発生国へ派遣すること
- イ. 海外派遣に備えて救助隊員に対する教育訓練を行うこと
- ウ. 国際救助隊の国外災難対応能力の向上を図るため、国際連合等関連国際機関との協力体系構築、海外災難情報の収集及び技術研究等のための施策を推進すること
- エ. 国際救助隊を災難発生国へ派遣するため必要がある場合は、関係行政機関の長又は市・道知事に対し職員の派遣及び装備の支援を要請すること

③ 国際救助隊の編成、派遣、教育訓練及び国際救助隊員の帰国後の健康管理等については、救助・救急令及び「119 救助・救急に関する法律施行規則」（以下、本稿本校ににおいて「救助・救急則」という。）に定めがある（救助・救急法第9条第6項、第7項）。

【編成・運用】（救助・救急令第7条）

- ア. 国際救助隊の編成は、人命探索及び救助、応急医療、安全評価、施設管理、広報連絡等の任務を遂行できるよう構成
- イ. 国際救助隊の効率的運用のため必要がある場合は、国際救助隊を、消防防災庁に設置する直轄救助隊に設置することができる。
- ウ. 国際救助隊の派遣規模及び期間は、災難類型と派遣地域の被害等を総合的に考慮し、外交部長官と協議して、消防防災庁長が決定する。
- エ. その他必要な事項は消防防災庁長が定める。

【教育・訓練】（救助・救急令第8条）

国際救助隊員に対する教育・訓練の内容として含まれる事項

- ア. 専門教育訓練：崩壊建物探索及び人命救助、放射能及び有害化学物質事故対応、国連災難評価調整要員教育等
- イ. 一般教育訓練：応急措置、基礎通信、救助関連英語、国際救助隊倫理等
- * 必要がある場合は、国外教育訓練実施可能

【隊員の健康管理】（救助・救急令第9条）

消防防災庁長は、国際救助隊員を派遣する前に、感染症等に備え適切な措置を講じるとともに、撤収してきた隊員に対し、負傷、感染症、外傷後ストレス障害等に対する検診を行わなければならない。

【装備】（救助・救急則第6条）

国際救助隊が保有すべき装備は次のとおりである。

- ア. 救助及び引揚げ等に必要な一般救助用装備
- イ. 事務通信及び指揮等に必要な指揮本部用装備
- ウ. 埋没者探知等に必要な探索用装備
- エ. 化学戦又は生物学戦に備える化学・生物・放射能対応用装備
- オ. 救急活動に必要な救急用装備
- カ. 救助活動中の救助隊員の安全及び宿食確保のために必要な個人用装備
- * 装備の具体的内容については、消防防災庁長が定めるところによる。

（3）119 救急隊（救急隊）

- ① 消防防災庁長、消防本部長又は消防署長（消防防災庁長等）は、危急の状況において発生した応急患者を応急処置し又は医療機関に緊急に移送する等の救急業務を遂行するため、119 救急隊（救急隊）を編成し運用する（救助・救急法第10条第1項）。なお、前述した救助隊と救急隊を統合し、救助・救急隊として運用することも可能である（救助・救急法第11条）。

- ② 救急隊の種類、区分、救急隊員の資格基準、移送対象者、装備は下記のとおりである（救助・救急法第10条第2項、第3項。）

【救急隊の種類・区分】（救助・救急令第10条第1項）

- ア. 一般救急隊：市・道の規則で定めるところにより、消防署毎に1個隊以上設置（消防署のない市・郡・区の場合は、該当の市・郡・区の地域の中心地にある119安全センターに設置）
- イ. 高速国道救急隊：交通事故の発生頻度等を考慮して消防防災庁、消防本部又は高速道路を管轄する消防署に設置（消防本部、消防署に設置する場合には、市・道の規則で定めるところによる。）

*上記の各救急隊の出動区域は、次の通りである。但し、地理的、地形的条件により迅速な出動が可能な場合、大型災難が発生した場合等には、消防防災庁長等の要請等により管轄区域外にも出動できる（救助・救急令第10条第2項、救助・救急則第8条第1項、第2項）。

- (1) 一般救急隊及び消防署に設置される高速国道救急隊：救急隊が設置されている地域のある市・道

- (2) 消防防災庁又は消防本部に設置される高速国道救急隊：高速道路に進入する道路及び近隣の救急隊の配置状況等を考慮して消防防災庁長又は消防本部長が関連する市・道の消防本部長及び韓国道路公社と協議して定める区域

【隊員の資格基準】（救助・救急令第 11 条）

- 救急隊員は、消防隊員で、かつ、次のいずれかに該当する資格を有しなければならない。
- ア. 医療法による医療員（保健福祉部長官の免許を受けた医師、歯科医師、漢医師、助産師及び看護師）
 - イ. 応急医療に関する法律による 1 級応急救助士（大学等で応急救助学を専攻し卒業した者で保健福祉部長官が実施する試験に合格して資格認定証を交付された者等）
 - ウ. 応急医療に関する法律による 2 級応急救助士（保健福祉部長官が指定する応急救助士養成機関で養成課程を修了した者等）
 - エ. 消防防災庁長が実施する救急業務に関する教育を受けた者

【応急患者の移送等】（救助・救急令第 12 条）

- ア. 救急隊員は、応急患者を医療機関へ移送する前又は移送する過程において応急処置が必要な場合には、可能な範囲で応急処置を行わなければならない。
- イ. 消防防災庁長は、救急隊員の資格別応急処置範囲等の現場応急処置標準指針を定め運用することができる。
- ウ. 救急隊員は、患者の疾病内容及び重症度、地域別特性等を考慮し、消防防災庁長又は消防本部長が作成した移送病院選定指針に従い、応急患者を医療機関に移送しなければならない。但し、患者の状態を見て移送する場合に、生命に危険又は患者の症状を悪化させると判断される場合で、医師の医療指導が可能な場合には、医師の医療指導に従う。
なお、移送病院選定指針が作成されていない場合は、患者の疾病内容及び重症度等を考慮し、患者の治療に適合し、最短時間で移送することができる医療機関に移送しなければならない。
- エ. 救急隊員は、移送しようとする応急患者が感染症、精神疾患に罹っていると判断される場合は、市・郡・区の保健所の関係公務員等に対し必要な協調を要請することができる。
- オ. 救急隊員は、移送しようとする応急患者が、自ら又は他の者の生命、身体、財産に危害を及ぼす恐れがあると認める場合には、患者の保護者又は関係機関の公務員等に対し同乗を求めることができる。
- カ. 消防防災庁長は、現場応急処置標準指針及び移送病院選定指針を作成する場合には、保健福祉部長官と協議しなければならない。

【装備】（救助・救急令第 7 条）

消防本部及び消防署に設置される救急隊が保有する装備の基本的事項については、「消防

力基準に関する規則」及び「消防装備管理規則」で定められている。消防防災庁に設置される救急隊の装備についても、これに準じて扱われる。それ以外の詳細については、消防防災庁長が定めるところによる。

(4) 航空救助・救急隊

- ① 消防防災庁長又は消防本部長は、超高層建築物等で要救助者の生命を安全に救助し又は島嶼、僻地において生じた応急患者を医療機関に緊急に移送するため、航空救助・救急隊を編成し、運用する（救助・救急法第12条第1項）。

〈配置状況〉

〔単位：機、人〕

区分	計	消防防災庁	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南
ヘリコプター機数	27	3	3	2	2	2	1	1	3	2	1	1	1	2	2	1
隊員数	240	28	24	18	15	16	11	11	20	29	11	6	7	15	16	13

（消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計 p212」）

- ② 航空救助・救急隊の編成、運用、業務、装備等については、救助・救急令、救助・救急規則に定めがある（救助・救急法第12条第1項、第2項、第3項）。

【編成・運用】（救助・救急令第15条第1項、第2項）

- ア. 消防防災庁長は、航空救助・救急隊を消防防災庁に設置される直轄救助隊に設置することができる。
- イ. 消防本部長は、市・道の規則で定めるところにより、航空救助・救急隊を編成・運用し、効率的な人力の運営のため必要な場合は消防本部に設置する直轄救助隊に設置することができる。

【業務】（救助・救急令第16条）

- ア. 人命救助及び応急患者の移送
- イ. 火災鎮圧
- ウ. 臓器移植患者及び臓器の移送
- エ. 航空捜索及び救助活動
- オ. 空中消防指揮統制及び消防に必要な人力、装備等の運搬
- カ. 防疫又は防災業の支援
- キ. その他災難管理のために必要な業務

【隊員の資格基準】（救助・救急令第17条）

航空救助・救急隊員は、救助隊員の資格基準又は救急隊員の資格基準を有し、消防防災

庁長が実施する航空救助・救急と関連する教育を了した者であること

【航空機の運用等】（救助・救急令第 18 条）

- ア. 航空救助・救急隊の航空機（航空機）は、操縦士 2 名が搭乗し、海上飛行、計器飛行及び緊急救助・救急活動のために必要な場合には、整備士 1 名を加えて搭乗させることができる。
- イ. 操縦士の飛行時間は、1 日 8 時間を超えてはならない。但し、救助・救急及び火災鎮圧等のために必要な場合で、消防防災庁長又は消防本部長が飛行時間の延長を承認した場合はこの限りではない。
- ウ. 操縦士は、航空機の安全確保のため、搭乗者の危険物所持の可否を点検しなければならない。搭乗者は、航空救助・救急隊員の指示に従わなければならない。
- エ. 航空機の検査等維持管理に必要な事項は、消防防災庁長が定める。
- オ. 消防防災庁長及び消防本部長は、航空機の安全運航のため、運航統制管を置く。

【119 航空機事故調査委員会】（救助・救急令第 19 条）

消防防災庁及び市・道に、それぞれ 119 航空機事故調査委員会が置かれる。

【装備】（救助・救急令第 9 条）

消防本部及び消防署に設置される航空救助・救急隊が保有する装備の基本的事項については、「消防力基準に関する規則」及び「消防装備管理規則」で定められている。消防防災庁に設置される救助隊の装備についても、これに準じて扱われる。それ以外の詳細については、消防防災庁長が定めるところによる。

4. 救助・救急活動

消防防災庁長等（消防防災庁長、消防本部長又は消防署長を指す。）は、危急の状況が発生したときは、救助・救急隊を現場に迅速に出動させ、人命救助及び応急処置その他必要な活動をさせなければならない（救助・救急法第 13 条第 1 項）。一方、何人も正当な事由なくその活動を妨げてはならず（同条第 2 項 違反した者には 5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金）、また、危急でない場合には、消防防災庁長等は救助・救急隊を出動させないことができる（同条第 3 項）。

このほか、救助・救急法には、救助・救急活動に関し次のような事項にわたる詳細な規定がある。

① 有権機関の協力（第 14 条）

消防防災庁長等は、救助・救急活動行うに当たり必要がある場合、市・道知事、市長・郡守・区庁長に対し協力要請することができる（市・道知事等は応じる義務あり。）。

② 救助・救急活動のための緊急処置（第 15 条）

消防防災庁長等は、救助・救急活動に必要と認める場合、他の者の土地、建物等の一時使用、使用制限、処分、立ち入りを行うことができる（損失に対しては補償が行われる）。

③ 救助された者等の家族等への引き渡し、保護等（第 16 条、第 17 条、第 18 条）

消防防災庁長等は、救助された者、身元が確認された遺体等を、その保護者、遺族に遅滞なく引き渡さなければならない。救助された者や死傷者の身元が確認できない場合や保護者・遺族がいない場合は、市長・郡守・区庁長に引き渡される。引き渡しを受けた市長・郡守・区庁長は、救助された者については宿所、給食、医療の提供や治療等の必要な保護措置を、また、死亡者については霊安室への安置等適切な措置をとらなければならない。

④ 家族等に得対する連絡（第 19 条）

救助・救急隊員は、救助・救急活動に当たり、現場に保護者がいない要救助者や応急患者を救助・応急処置をした後、その家族等に対し救助の経緯、要救助者や応急患者の状態等を直ちに伝えなければならない。家族等の連絡先が分からない場合は、危急状況が発生した地域の市長・郡守・区庁長にその事実を通報する。

⑤ 医療機関等に対する人力、装備の支援要請（第 20 条）

消防防災庁長等は、救助・救急活動を行うに当たり人力や装備が不足する場合は、管轄区域内の医療機関や救助・救急に関連する機関、団体に必要な人力及び装備の支援を要請することができる（費用は補償される。）。

⑥ 救助・救急隊員と警察公務員との協力（第 21 条）

救助・救急隊員は、犯罪事件に関連する危急状況等における救助・救急活動を行う場合には、警察公務員と相互協力しなければならない。また、要救助者や応急患者が犯罪事件に関連があるとの疑いを持つ状況がある場合は、救助・救急隊員は、直ちにその事実を警察官署に通報し、現場の証拠保全に留意しながら救助・救急活動を行わなければならない。

⑦ 救助・救急活動の記録管理（第 22 条）

消防防災庁長等は、救助・救急活動の状況等を記録し、保存しなければならない。具体的には、救助隊員が「救助活動日誌」に、救急隊員が「救急活動日誌」に記録し 3 年間所属の消防署で保管する（則第 17 条、第 18 条）。

⑧ 隊員の安全事故防止対策の樹立・施行（第 23 条）

消防防災庁長は、「安全事故防止対策等」（救助・救急隊員の事故防止対策、感染防止対策、健康管理対策等。具体的には、「安全管理標準指針」（救助活動と救急活動を区分た類型別安全管理基本規則及びマニュアル）（救助・救急令第 25 条）を策定し施行しなければ

ならない。

⑨ 救助・救急活動による場合の刑の減免（第 24 条）

救助・救急活動によって要救助者を死傷させた場合、その救助・救急活動等に不可避であり、救助・救急隊員に重大な過失がないときは、刑を軽減又は免除することができる。

○救助・救急活動の実績（消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」p212～より）

《救助活動実績》

〔単位：件、人〕

区 分	出動件数	救助件数	救助人数	未処理件数	1 日平均	
					救助件数	救助人数
2012 年	565,753	427,735	102,787	138,018	1,172	282
2011 年	431,912	316,776	100,660	115,136	868	276
増 減(%)	31.0	35.0	2.1	19.9	35.0	2.1

《事故種別救助人数》

〔単位：人、％〕

区 分		計	火災	交通 事故	水難 事故	爆発 事故	機械 事故	山岳 事故	自然 災難	その他
2012 年	救 助 人 数	102,787	5,409	24,239	7,628	92	1,298	7,655	246	56,220
	比率(%)	100.0	5.3	23.6	7.4	0.1	1.3	7.4	0.2	54.7
2011 年	救 助 人 数	100,660	4,160	23,996	5,061	69	1,527	8,049	403	57,395
	比率(%)	100.0	4.1	23.8	5.0	0.1	1.5	8.0	0.4	57.1
増 減(%)		2.1	1.2	△0.2	2.4	0	△0.2	△0.6	△0.2	0

《救急活動実績》

〔単位：件、人〕

区 分	出動件数	移送件数	移送人数	1 日平均 移送件数	救急隊当たり 移送人数
2012 年	2,156,548	1,494,085	1,543,379	4,093	1,203
2011 年	2,034,299	1,405,263	1,453,822	3,983	1,138
増 減(%)	6.0	6.3	6.1	6.1	5.7

《航空救助・救急隊活動実績》

〔単位：回、時間、人〕

区 分		運航 回数	運航 時間	救助 救急 人数	活 動 回 数							
					救助 救急	火災 出動	山火事 鎮火	航空 巡察	教育 訓練	業務 支援	整備 試験	その他
計	2012 年	4,669	4,608	2,357	2,728	51	176	152	921	187	307	177
	2011 年	3,508	3,754	1,655	1,675	30	239	147	839	95	300	183
増 減(%)		34.0	22.7	42.2	62.9	70.0	△26.4	3.4	9.8	96.8	2.3	△3.3

Ⅶ 災難管理制度

○ 災難及び安全管理基本法（2004. 3. 11 制定）

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 8 条）
- 第 2 章 安全管理機構及び機能（第 9 条～第 21 条）
- 第 3 章 安全管理計画（第 22 条～第 25 条）
- 第 4 章 予防及び対応（第 25 条の 2～第 34 条の 3）
- 第 5 章 応急対策（第 35 条～第 48 条）
- 第 6 章 緊急救助（第 49～第 57 条）
- 第 7 章 災難の復旧（第 59 条～第 61 条）
- 第 8 章 財政及び補償等（第 62 条～第 68 条）
- 第 9 章 補則（第 69 条第 1 項～第 78 条の 2）
- 第 10 章 罰則（第 79 条～第 82 条）
- 附則

1. 災難及び安全管理基本法の特徴

災難及び安全管理基本法（以下、本稿において「災難管理基本法」と記す。）は、韓国の防災に関する最も基本的な法律であり、2004 年 3 月に制定された。災難管理基本法が制定される以前の災難及び安全管理関連法体系は、自然災難（自然災害対策法等）、人為災難（災難管理法等）、社会災難に 3 元化されており、各法律間の連携不足等多数の問題点が指摘されていた。この問題を改善するために、本法律が制定されたものであり、その主要な特徴は、「재난관리론（災難管理論）（イ・ジェウン他）p197～）」によれば、次のようなものである。

① 自然災難、人為災難、社会的災難の 3 つの種類を包括する体系としていること（災難管理基本法第 3 条第 1 項。以下、本稿において条文を引用に当たっては「法」と記す。）

ア. 国民の生命・身体・財産と国家に被害を与えたり、与える恐れのある台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、落雷、干ばつ、地震、黄砂、赤潮その他これに準ずる自然現象により発生する災害（自然災難）

イ. 火災、崩壊、爆発、交通事故、化学生物放射能事故、環境汚染事故その他これに類似する事故で大統領令が定める規模以上の被害（人為災難）

ウ. エネルギー、通信、交通、金融、医療、水道等国家基盤体系の麻痺や、感染症・家畜伝染病の拡散による被害（社会的災難）

*なお、上記の 3 つの区分の他に、災難及び安全管理基本法では、場所的区分である「海外災難」（大韓民国の領域外で大韓民国国民の生命、身体、財産に被害を与えたり、与える恐れのある災難として政府の対処が必要な災難）が規定されている。

【注】上記三つの災難の区分は、現行の災難管理基本法第 3 条（定義）第 1 号に規定される三つの災害区分の概念に基づいている。この点、2010 年 6 月の改正（施行は 2014 年 2 月 7 日）後の災難管理基本法第 3 条（定義）第 1 号は、災害を次のように二つに区分している。

- (1) 自然災難：台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、落雷、干ばつ、地震、黄砂、藻類大発生、潮水その他これに準ずる自然現象により発生する災難
- (2) 社会災難：火災、崩壊、爆発、交通事故、化学・生物・放射能事故、環境汚染事故等により発生する災害管理基本令で定める規模以上の被害及びエネルギー、通信、交通、金融、医療、水道等国家基盤体系の麻痺と感染症、家畜伝染病の拡散等による被害

② 国家、地方自治団体及び関係団体の災難対応に係る組織機構について定めていること（法第9条、第10条、第14条等）。

- ・中央安全管理委員会（中央委員会）、市・道安全管理委員会（市・道委員会）、市・郡・区安全管理委員会（市・郡・区委員会）
- ・中央災難安全対策本部（中央対策本部）、市・道災難安全対策本部（市・道対策本部）、市・郡・区災難安全対策本部（市・郡・区対策本部）
- ・中央緊急救助統制団（中央統制団）、市・道緊急救助統制団、市・郡・区緊急救助統制団
- ・中央事故収集本部

③ 安全管理に関する諸計画の樹立について定めていること（法第22条～第25条）

- ア．国務総理は、中央行政機関の長が提出した安全管理業務に関する基本計画を総合し、国家安全管理基本計画を樹立する。
- イ．中央行政機関の長は、所管事項に関する執行計画を樹立する。
- ウ．市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、当該市・道及び市・郡・区の安全管理業務に関する計画を樹立する。

④ 特別災難地域の宣布について定めていること（法第59条～第61条）

- ア．大統領は、災難の発生により国家の安寧及び社会秩序維持に重大な影響が及んだり、災難による被害の收拾、復旧のために特別な措置が必要な地域を特別災難地域として宣布することができる。
- イ．国家及び地方自治団体は、特別災難地域として宣布された地域に対し、行政、財政、金融、医療上の特別支援を行うことができる。

⑤ 災難関連保険制度について定めていること（法第76条）

- 国家は、国民と地方自治団体が自らの責任と努力により災難に備えることができるよう、災難関連保険、共済の開発及び普及をするため努力することとしている。

⑥ 災難及び安全管理に関する法律を制定したり改定する場合には、この法の目的と基本理念に合致するようにしなければならない旨定めていること（災難管理基本法第8条）

2. 組織・機構

災難及び安全管理基本法が示す「災難管理」のための組織・機構の階層と機能は、概ね次ページの図(筆者作成)のように整理される。実に多くの組織が関わっているが、大別すると、(1) 災難管理を実行する組織、(2) 政策の審議・総括・調整を行う組織、(3) 対策の総括・調整・指示を行う組織、(4) 緊急救助活動の指揮・統制を行う組織に分けられ、そのそれぞれに中央政府レベルと地方自治団体レベルの階層があって連携、指揮命令の系統が構築されている。災難管理に関わる組織等の概要は、下記のとおりである。ここでいう「災難管理」の用語については、災難管理法は「災難の予防、対備、対応及び復旧のために行う全ての活動」と定義している(第3条第3号)。以下本稿において用いる「災難管理」とはこの意味である。

なお、災難管理基本法は、2010年6月及び2013年8月に条文の文言等の大幅な改正があり、2014年2月7日から施行されることとなっている。以下本稿では、改正前の法に従って記述し、法改正により実質的に変更があった事項については、改正後の内容を〔 〕書きとし、かつ、改正前後の関係部分にアンダーラインを付して記載した。

(1) 災難管理を実行する組織(災難管理責任機関等)

① 災難管理責任機関(法第3条第5号)

災難管理業務を行う次の機関を指す。

ア. 中央行政機関及び地方自治団体

イ. 地方行政機関、公共機関、公共団体及び災難管理の対象になる重要施設の管理機関等として災難及び安全管理基本法施行令(以下、本稿において「災難管理基本令」という。)で定める機関(在外公館、国の地方出先機関、鉄道・道路・港湾・空港・放送・電気・ガス・石油等のインフラを管理運営する国又は地方の公社・公団、株式会社等80の機関)(災難管理基本令(以下、本稿において条文を引用に当たっては「令」と記す。)別表1)

② 災難管理主管機関(改正後の法第3条第5号の2)

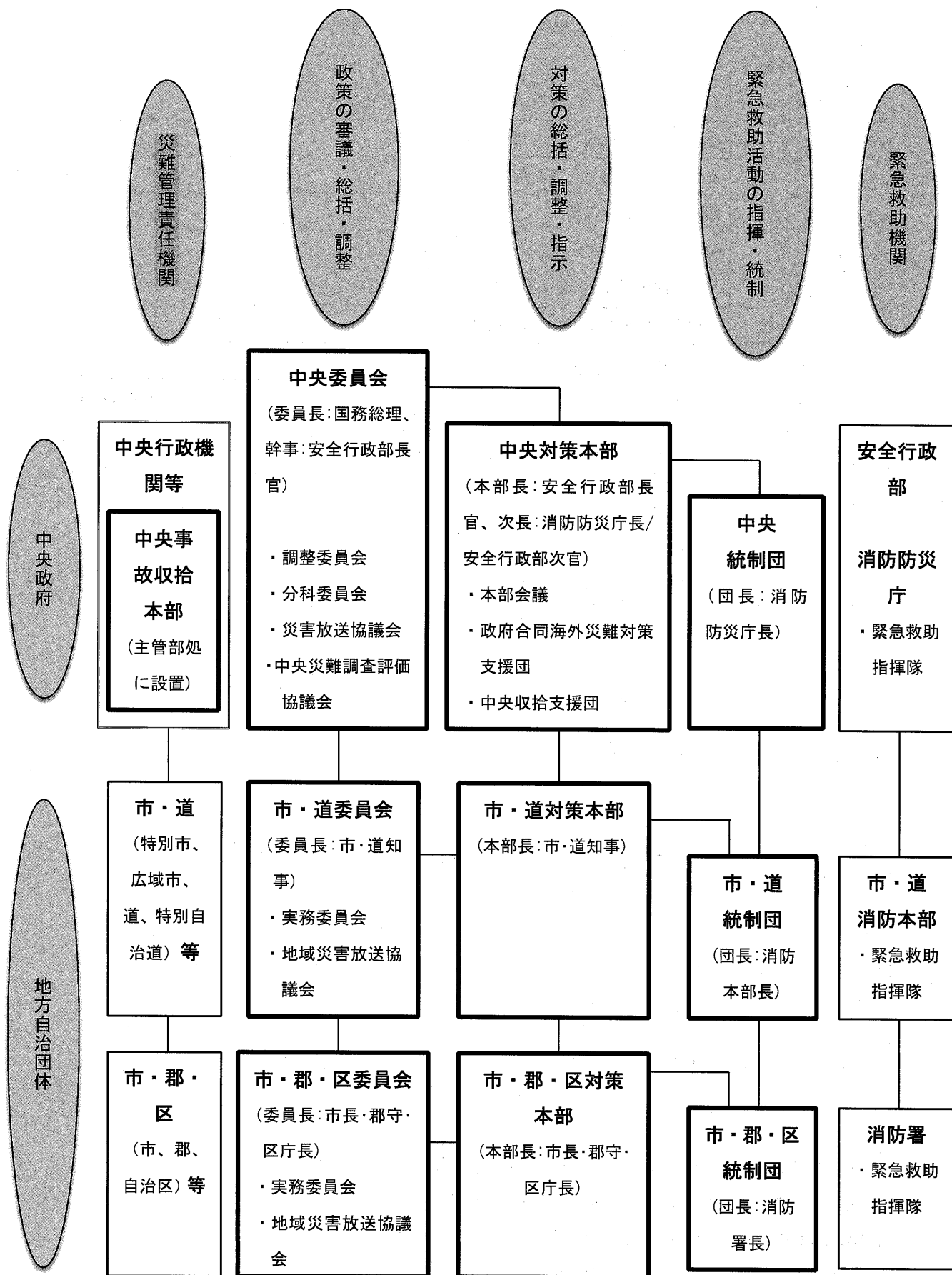
改正後の法により新たに規定された。災難及び各種の事故に対し、その類型別に予防、対備、対応及び復旧等の業務を主管し遂行する災難管理基本令で定める関係中央行政機関をいう。改正後の同令が定める災難管理主管機関は、p156の表〈災難及び事故類型別災難管理主管機関〉のとおりである(改正後の災難管理基本令第3条の2、同別表1の3)。

③ 緊急救助機関(法第3条第7号)

消防防災庁、消防本部及び消防署を指す(ただし海洋で発生した災難の場合は、海洋警察庁、地方海洋警察庁及び海洋警察署)。緊急救助を行う機関である。

【緊急救助】(法第3条第6号)

災難が発生する恐れが顕著なとき又は災難が発生したとき、国民の生命、身体及び財産を保護するため、緊急救助機関及び緊急救助支援機関が行う人命救助、応急処置、その他必要なすべての緊急措置をいう。



〈災難及び事故類型別災難管理主管機関〉

災難管理主管機関	災難及び事故の類型
未来創造科学部	1. 宇宙電波災難 2. 情報通信事故 3. 衛星航法装置(GPS)電波混信
教育部	学校及び学校施設において発生した事故
外交部	海外において発生した災難
法務部	矯正施設において発生した事故
国防部	国防施設において発生した事故
安全行政部	1. 共同溝災難(国土交通部が管掌する共同溝を除く。) 2. 政府重要施設事故
文化体育観光部	競技場及び公演場において発生した事故
農林畜産食品部	1. 家畜疾病 2. 貯水池事故
産業通商資源部	1. ガス需給及び漏出事故 2. 原油需給事故 3. 原子力安全事故(ストライキによる稼働中断を含む。) 4. 電力事故 5. 電力生産用ダム of 事故
保健福祉部	1. 感染病災難 2. 保健医療事故
環境部	1. 水質分野の大規模環境汚染事故 2. 食用水(地方上水道を含む。)事故 3. 有害化学物質流出事故 4. 藻類大発生(緑藻に限る。) 5. 黄砂
雇用労働部	事業場において発生した大規模な人的事故
国土交通部	1. 国土交通部が管掌する共同溝災難 2. 高速鉄道事故 3. 国土交通部が管掌するダムの事故 4. 道路トンネル事故 5. 食用水(広域上水道に限る。)事故 6. 陸上貨物運送事故 7. 地下鉄事故 8. 航空機事故 9. 航空運送麻痺及び航行安全施設障害
海洋水産部	1. 藻類大発生(赤潮に限る。) 2. 潮水 3. 海洋分野の環境汚染事故 4. 海洋船舶事故
金融委員会	金融電算及び施設事故
原子力安全委員会	1. 原子力安全事故 2. 隣接国家放射能漏出事故
文化財庁	文化財施設事故
山林庁	1. 山火事 2. 山崩れ
海洋警察庁	海洋において発生した遊渡船等の水難事故
消防防災庁	1. 火災・危険物事故、内陸において発生した遊渡船等の水難事故 2. 多重密集施設大型事故 3. 風水害(潮水を除く。)、地震、火山、落雷、干ばつによる災難及び事故で他の災難管理主管機関に属さない災難及び事故

【緊急救助機関による緊急救助指揮隊の構成等】(法第 55 条第 3 項、令第 65 条)

緊急救助機関(消防防災庁、消防本部、消防署)は緊急救助指揮隊を構成し、常時所属緊急救助要員及び装備の出動態勢を維持

ア. 緊急救助指揮隊は、次の者で構成される。

(1) 状況分析要員

- (2) 資源支援要員
- (3) 通信指揮要員
- (4) 安全担当要員
- (5) 国家警察官署から派遣された連絡官
- (6) 応急医療に関する法律第 26 条による圏域応急医療センターから派遣された連絡官

イ. 緊急救助指揮隊は、消防署現場指揮隊、方面現場指揮隊、消防本部現場指揮隊及び圏域現場指揮隊に区分され、各々の設置基準は次のとおり。

- (1) 消防署現場指揮隊：消防署別に設置・運営
- (2) 方面現場指揮隊：2 以上 4 以下の消防署別に消防本部長が 1 個を設置・運営
- (3) 消防本部現場指揮隊：消防本部別に設置・運営
- (4) 圏域現場指揮隊：2 以上 4 以下の消防本部別に消防防災庁長が 1 個を設置・運営

* 海上における緊急救助活動は、海洋警察庁長官が行う（法第 56 条）。また、航空機や船舶の遭難事故の場合は、国防部長官は、緊急救助を実施する緊急救助活動に対する軍の支援を迅速に行うための措置（探索救助本部の設置・運営、探索救助部隊の指定及び出動待機態勢の維持等）を取らなければならない（法第 57 条第 3 項）。

【緊急救助支援機関】（法第 3 条第 8 号、令第 4 条）

緊急救助に必要な人力、施設及び装備等を保有する機関又は団体で、災難管理基本令で定める以下の機関及び団体

- ア. 未来創造科学部、教育部、国防部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、国土交通部、海洋水産部、放送通信委員会、警察庁、気象庁、山林庁及び、洋警察庁
- イ. 探索救助部隊及び国防部長官が緊急救助支援機関として指定する軍部隊
- ウ. 大韓赤十字社
- エ. 総合病院、応急医療機関、応急医療情報センター及び救急車等の運用者
- オ. 全国災害救護協会
- カ. 緊急救助機関と緊急救助活動に関する応援協定を締結した機関及び団体
- キ. その他緊急救助に必要な人材と装備を備えた機関及び団体として災難及び安全管理基本法施行規則（以下、本稿において「災難管理基本則」という。）が定める機関及び団体

④ 総合状況室（法第 19 条、改正後の法第 18 条）

総合状況室とは、災難に関する情報の収集、伝達、迅速な指揮及び状況管理のために政府各機関や自治団体に置かれ 24 時間年中無休で運用される組織である。災難管理基本法第 19 条を法的根拠とし、それぞれの機関の「総合（統合）状況室設置規定」により編成や運用が定められている。

ア. 安全行政部長官、消防防災庁長、市・道知事、市長・郡守・区庁長及び消防署長は、
災難情報の収集、伝達、迅速な指揮及び状況管理のため、常時、総合状況室を設置運営
しなければならない。

イ. 災難管理責任機関の長は、総合状況室を設置することができる。

【総合状況室の設置・運営】（令第 23 条）

ア. 総合状況室が備えなければならない要件

- (1) 迅速な災難情報の収集、伝達と災難対備の管理、支援のための災害放送及び情報通信体系
- (2) 災難状況の効率的管理のための各種装備運営・管理体系
- (3) その他安全行政部長官又は消防防災庁長が定める事項

イ. 災難により総合状況室の機能の全部又は一部を遂行することができない場合に備え、代替状況室を運営することができる。

・ 改正後の法では、「災難安全状況室」という名称になり、設置主体の区分により規定が細分化されている（改正後の法第 18 条）

ア. 安全行政部長官、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時初動措置等の業務を遂行するため、次の区分により常時、災難安全状況室を設置・運用しなければならない。

(1) 安全行政部長官：中央災難安全状況室

(2) 市・道知事及び市長・郡守・区庁長：市・道別及び市・郡・区別災難安全状況室

イ. 消防防災庁長は、自然災難に関する情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時初動措置及び指揮等の業務を遂行するため、災難安全状況室を設置運用することができる。

ウ. 中央行政機関の長は、所管業務分野の災難状況を管理するため、災難安全状況室を設置・運用し又は災難状況を管理することのできる体系を備えなければならない。

エ. 災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長は、災難に関する状況管理のため、災難安全状況室を設置・運用することができる。

オ. 市・道別及び市・郡・区別の災難安全状況室、消防防災庁の災難安全状況室、中央行政機関の災難安全状況室及び災難管理責任機関の災難安全状況室は、安全行政部の中央災難安全状況室及び他の機関の災難安全状況室と有機的に協調体制を維持し災難管理情報を共有しなければならない。

【災難状況の報告】（法第 20 条、改正後の法第 20 条）

総合状況室等による関係機関間の災難状況等の連絡体制については、次のように定められている。

ア. 市長・郡守・区庁長は、災害が発生し又は発生のおそれがあれば、直ちにその災難状況と応急措置及び収拾の内容を市・道知事に報告し、市・道知事は、これを安全行政

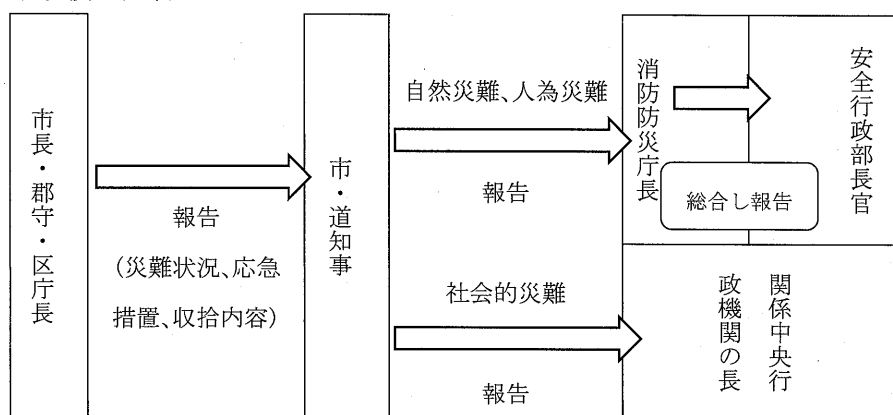
部長官及び関係中央行政機関の長に報告。この場合、自然災害又は人為災害に関するものであれば、まず消防防災庁長に報告し、消防防災庁長はこれを総合し、安全行政部長官に報告

イ。ただし、大規模災害、中央緊急救助統制団（中央統制団）の活動が必要であると予想される災害の発生状況等については、緊急救助機関の長又は市長・郡守・区庁長は、安全行政部長官及び消防防災庁長に直接報告し、緊急救助活動に関連する事項は、消防防災庁長にまず報告

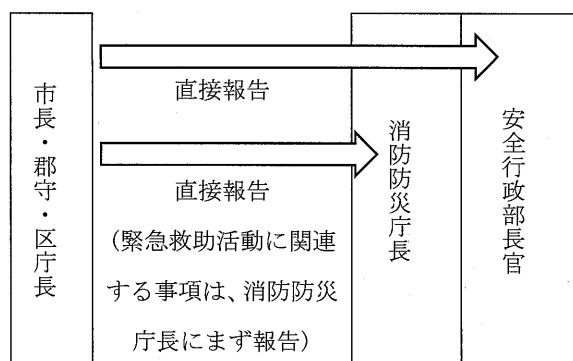
ウ。災害管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長及び国家基盤施設の長は、所管業務や施設に関連する災害が発生すれば、直ちにその災害状況及び応急措置、收拾内容を関係中央行政機関の長、管轄市・道知事、市長・郡守・区庁長へ報告又は通報。この場合、関係中央行政機関の長は、報告を受けた事項が国家基盤施設に対するものであるときは、直ちに安全行政部長官に通報。

上記の改正前の法による報告・連絡体制の主要なポイント図示すれば次のとおりである。

ア. 通常規模の災害



イ. 大規模災害、中央緊急救助統制団（中央統制団）の活動が必要であると予想される災害の場合



・ なお、改正後の法による報告・連絡体制は次のとおりである（改正後の法第 20 条（災害

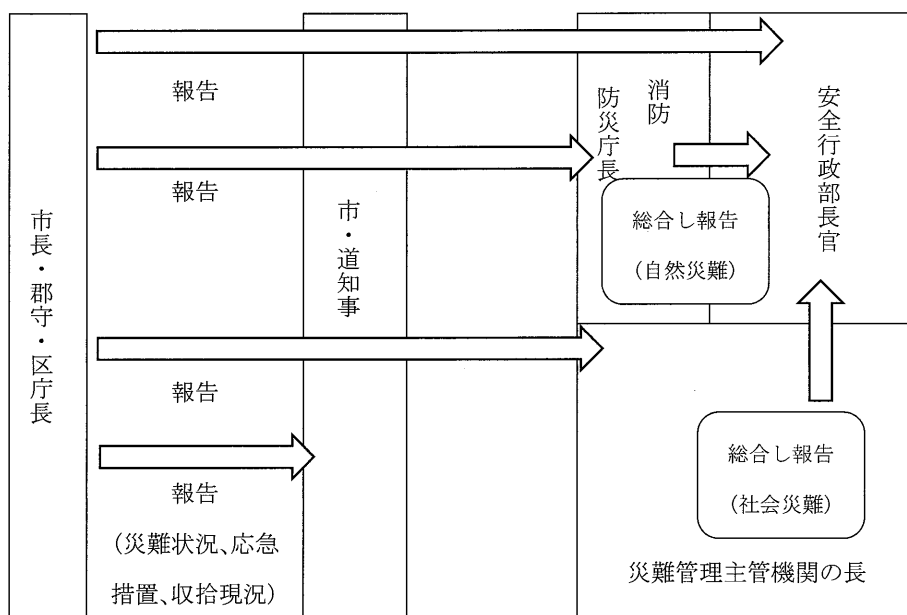
状況の報告))。

ア. 市長・郡守・区庁長は、災害が発生し又は発生の恐れがあれば、災難状況に対しては直ちに、応急措置及び収集現況については遅滞なく、それぞれ安全行政部長官、消防防災庁長、災難管理主管機関の長及び市・道知事に報告

イ. この場合、自然災難に対しては消防防災庁長が、社会災難に対しては災難管理主管機関の長がそれぞれ報告を受けた内容を総合し、安全行政部長官に報告

ウ. 災難管理責任機関の長及び国家基盤施設の長は、所管業務や施設に関連する災難が発生すれば、災難状況については直ちに、応急措置及び収集現況については遅滞なく、それぞれ災難管理主管機関の長、管轄市・道知事、市長・郡守・区庁長へ報告又は通報。この場合、関係中央行政機関の長は、報告を受けた事項が国家基盤施設に対するものであるときは、報告を受けた内容を総合し、直ちに安全行政部長官に通報

改正後の法による報告・連絡体制の主要なポイントを図示すれば、次のとおりである。



(2) 政策の審議・総括・調整を行う組織（中央安全管理委員会等）

① 中央安全管理委員会（中央委員会）（法第9条～第10条の3、改正後の法第9条、第10条、第12条第1項、第12条の2第1項）

- ・ 国務総理所属の下に設置し、国家災難管理を一元化
- ・ 委員長：国務総理（事故等で職務を遂行できないときは、安全行政部長官）
- ・ 委員：災難安全管理令が定める中央行政機関又は関係機関・団体の長
- ・ 幹事委員：安全行政部長官
- ・ 機能：安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、関係部処間の協議・調整等

【中央安全管理委員会の委員】（令 6 条）

- ア．企画財政部長官、未来創造科学部長官、教育部長官、統一部長官、外交部長官、法務部長官、国防部長官、安全行政部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、保健福祉部長官、環境部長官、雇用労働部長官、女性家族部長官、国土交通部長官、海洋水産部長官
- イ．国家情報院長、放送通信委員会委員長、国務調整室長、原子力安全委員会委員長
- ウ．消防防災庁長、警察庁長、気象庁長
- エ．国家安保室の国家危機管理業務を総括・指揮する公務員
- オ．その他中央委員会の委員長が指定する機関及び団体の長

【中央委員会の機能】（法第 10 条、改正後の法第 9 条第 1 項）

中央委員会は次の事務を行う。この場合、国家安全保障と関連した事務の場合には国家安全保障会議と協議しなければならない。

- ア．安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整
- イ．国家安全管理基本計画案及び執行計画案の審議
- ウ．中央行政機関が遂行する災難及び安全管理業務の協議・調整
- エ．国家基盤施設の指定事項の審議
- オ．災難事態宣布及び特別災難地域宣布に関する建議事項の審議と災難事態宣布に対する承認
- カ．他の法令によって中央委員会の権限に属する事項の処理
- キ．その他委員長が会議に付する事項の審議

- ・中央委員会に「調整委員会〔安全政策調整委員会（調整委員会）〕」を置く。また、必要に応じ、中央委員会に「分科委員会」、「災難放送協議会〔中央災難放送協議会〕」を置くことができる。また、委員長は、「中央災難調査評価協議会」を構成し運営することができる。

また、改正後の法では、調整委員会の委員長は、「中央安全管理民官協力委員会（中央民官協力委員会）」を構成し運用することができるとされた。

なお、改正後の法には、「中央災難調査評価協議会」は規定されていない。

《調整委員会》（法第 9 条第 4 項、第 5 項、令第 9 条、改正後の法第 10 条第 1 項）

- ・機能：中央委員会の議案の検討、関係部処間の協議・調整事項中軽微な事項の協議・調整等。調整委員会の協議・調整を経た事項は、中央委員会の協議・調整を経たものと看做される。

改正後の法第 10 条第 1 項は、安全政策調整委員会（調整委員会）は、中央委員会に上程された案件の事前の検討のほか、調整委員会が遂行する事務として、次の事項を列挙している。

- (1) 中央行政機関の長が樹立・施行する計画、点検・検査、教育・訓練、評価、安全基準等災難及び安全管理業務の調整に関する事項
- (2) 災難等が発生し又は発生する恐れがある場合、これを収拾するための関係機関間の協力に関する重要事項
- (3) 中央行政機関の長が施行する災難等の予防事業推進に関する事項
- (4) 執行計画の審議
- (5) 国家基盤施設の指定に関する事項の審議
- (6) 災難及び安全管理技術総合計画の審議
- (7) その他中央委員会が委任する事項

- ・委員長：安全行政部長官
- ・幹事委員：安全行政部の災害業務〔安全業務（改正後の法第 10 条第 2 項）〕を担当する担当次官
- ・委員：次の者で構成する（令第 9 条第 1 項、改正後の法第 10 条第 2 項）。
 - ア．中央委員会の委員になる中央行政機関の長が、当該中央行政機関の次官、高位公務員団に属する一般職公務員又はこれに相当する公務員（外交部、法務部及び国防部の場合には、各々これに相当する外務官、検事及び将官級将校を含む。）の中から指名する者
 - イ．災難及び安全管理に対する学識と経験が豊富な者の中から調整委員会の委員長が委嘱する者

*改正後の法第 10 条第 2 項は、調整委員会の委員に関し、「大統領令で定める中央行政機関の次官又は次官級公務員及び災難及び安全管理に関する知識・経験が豊富な者のうちから委員長が任命又は委嘱する者」と、委員となる者を法律事項として定めている。

《分科委員会》（法第 9 条第 6 項、令第 10 条）

- ・機能：中央委員会の業務の効率的運営を図る
- ・委員会の構成及び委員長：次の通り。括弧内は委員長。
 - ア．風水害対策委員会（安全行政部長官）
 - イ．交通安全対策委員会（国土交通部長官）
 - ウ．生活安全対策委員会（安全行政部長官）
 - エ．施設物災難対策委員会（国土交通部長官）
 - オ．火災・爆発事故対策委員会（安全行政部長官）
 - カ．電気・油類・ガス事故対策委員会（産業通商資源部長官）
 - ク．環境汚染事故対策委員会（環境部長官）
 - ケ．放射能事故対策委員会（原子力安全委員会委員長）

コ. 国家基盤体系保護対策委員会（安全行政部長官）

- ・ 委員：中央委員会の委員の中から、各分科委員会の委員長が選任する者
- ・ 分科委員会には、その効率的運営のため、分科委員会別に「実務委員会」を置くことができる。

〈実務委員会〉（令第10条第4項、第5項）

- ・ 委員：次のいずれかに該当する者から、該当分科委員会の委員長が任命又は委嘱した者で構成
 - ア. 関係中央行政機関の3級又は3級相当以上の高位公務員
 - イ. 災難及び安全管理に対する学識と経験が豊富な者

《災難放送協議会〔中央災難放送協議会〕》（法第9条第7項、令第10条の2、改正後の法第12条第1項）

- ・ 機能：災難に関する予報、警報、通知、応急措置及び災難管理のための災難放送の円滑な実施のための審議等
- ・ 委員長：委員の中から未来創造科学部長官が指名する者（副委員長は委員の互選）
- ・ 委員：次に掲げる者で構成（15名以内）
 - ア. 安全行政部、未来創造科学部、国務調整室、放送通信委員会、消防防災庁、気象庁の高位公務員団に属する一般職公務員又はこれに相当する公務員の中から該当機関の長が指名する者各1名
 - イ. 次に掲げる者の中から、未来創造科学部長官が委嘱する者（任期2年）
 - (1) 地上波テレビ放送事業者に所属する者で災難放送を総括する地位にある者
 - (2) テレビ放送チャンネル使用事業者のうち総合編成又は報道専門編成を行う放送チャンネル使用事業者に所属する者で災難放送を総括する地位にある者
 - (3) 大学等で災難又は放送と関連する学問を教える者で助教授以上の職位にある者
 - (4) 災難又は放送に関連する研究機関、団体等に従事する者で該当分野の経歴が5年以上ある者

《中央災難調査評価協議会（評価協議会）》（法第10条の2、令第12条の3）

- ・ 機能：災害の発生原因と災難発生時の災難管理過程の調査、分析、評価（災難調査評価）の効率的実施
- ・ 委員長：委員の中から安全行政部長官が指名する者（副委員長は安全行政部安全管理本部長）
- ・ 委員：次に掲げる者で構成（30名以内）
 - ア. 安全行政部安全管理本部長及び国立災難安全研究院長
 - イ. 災難調査評価分野の学識と経験が豊富な者で、災難調査評価関連研究機関、

法人等に所属する役職員等で安全行政部長官が委嘱する者（任期 2 年）

《中央安全管理民官協力委員会（中央民官協力委員会）》（改正後の法第 12 条の 2 第 1 項）

・機能：災難及び安全管理に関する民官協力関係の円滑化

構成、運用に必要な事項は、施行令で定める。（同条第 3 項）

② 地域委員会（法第 11 条～第 13 条、改正後の法第 11 条、第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 2 項）

ア. 市・道安全管理委員会（市・道委員会）

・市・道知事（ソウル特別市長、広域市長、世宗特別市長、道知事、済州特別自治道知事）の下に設置される。

・委員長：市・道知事

・機能：当該市・道の安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、地域別安全管理業務の協議・調整等

イ. 市・郡・区安全管理委員会（市・郡・区委員会）

・市長・郡守・区庁長の下に設置される。

・委員長：市長・郡守・区庁長

・機能：当該市・郡・区の安全管理に関する重要政策の審議及び総括・調整、地域別安全管理業務の協議・調整等

【地域委員会の機能】（法第 12 条）

ア. 該当地域における安全管理政策の審議及び総括・調整

イ. 該当地域における安全管理計画の審議

ウ. 該当地域を管轄する災難管理責任機関（中央行政機関及び上級地方自治団体を除く。）が遂行する安全管理業務の協議・調整

エ. 他の法令又は条例により当該地域委員会の権限に属する事項の処理

オ. その他地域委員会の委員長が会議に付す事項の審議

・地域委員会に、実務委員会〔安全政策実務調整委員会〕、地域災難放送協議会を置くことができる（構成と運営については当該地方自治団体の条例で規定）。

また、改正後の法では、地域委員会の委員長は、「市・道又は市・郡・区安全管理民官協力委員会（地域民官協力委員会）」を構成し運用することができることとされた。

《実務委員会〔安全政策実務調整委員会〕》（法第 11 条第 3 項、改正後の法第 11 条第 3 項）

機能：地域委員会の会議の議案検討、関係機関間の協力事項の整理等

《地域災難放送協議会》（法第 11 条第 4 項）

機能：災難発生時の効果的災害放送、広報のための協力体制を用意

《地域民官協力委員会》（改正後の法第 12 条の 2 第 2 項）

機能：災難及び安全管理に関する地域次元の民官協力関係の円滑化

構成、運用に必要な事項は、施行令で定める。（同条第 3 項）

- ・なお、安全行政部長官、消防防災庁長は、市・道委員会の運営と地方自治団体の安全管理業務に対し、市・道知事は管轄区域の市・郡・区委員会の安全管理業務に対し、必要な支援及び指導を行うことができる（法第 13 条）

（3）対策の総括・調整・指示を行う組織（中央災難安全対策本部等）

① 中央災難安全対策本部（中央対策本部）（法第 14 条、第 15 条、改正後の法第 14 条～第 15 条の 2）

- ・安全行政部に設置される。
- ・本部長（中央本部長）：

安全行政部長官（ただし、海外災難の場合は外交部長官が、放射能災難の場合は、中央放射能防災対策本部の長が、中央本部長の権限を行使）

* 中央放射能防災対策本部の長＝放射能防災に関する緊急対応措置を行うために原子力安全委員会に設置される「中央放射能防災対策本部」の長。本部長は、原子力安全委員会の委員長である（「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法（2013 年 3 月 23 日施行）」第 25 条）。

- ・機能：災難管理基本令が定める大規模災難の予防、対備、対応、復旧等に関する事項を総括、調整して必要な措置をとらせる。

* 災難管理基本令が定める大規模災難（令第 13 条）

- (1) 人命又は財産の被害が著しく大きいか災難の影響が社会的・経済的に広範囲であり、主務部処の長又は地域災難安全対策本部（地域対策本部）の長の建議を受け中央本部長が認定する災難
- (2) (1)に準ずる災難で中央本部長が中央対策本部の設置が必要であると判断したもの

【中央本部長の主な権限等】（法第 15 条等）

ア. 関係災難管理責任機関の長に対し、行政及び財政上の措置、所属職員の派遣、その他必要な支援を要請できること（要請を受けた関係災難管理責任機関の長は特別な事由がなければ要請に応じなければならない。また、派遣された職員は、災難が収拾するまで中央対策本部に常勤しなければならない。）

- イ. 災難の収拾に必要な範囲で地域本部長を指揮できること
- ウ. 災難の効率的収拾のため、中央収拾支援団を構成し、必要と認める場合は災難の現地へ派遣できること
- エ. 中央対策本部が設置されない災難の場合は、上記ア、イ、ウの権限は、主務部処の長が行行使する。
- オ. 中央災難安全対策本部会議を招集すること（法第 14 条第 2 項）
- カ. 海外で発生した災難で必要と認める場合、政府合同海外災難対策支援団（支援団）を構成し、災難発生国へ派遣できること（法第 14 条第 4 項）
- キ. その他（国内外の災難事例の収集分析、専門家のデータベース構築、物的資源の把握・データベースの構築、事故調査、企業・人力・装備の開発等）

【中央対策本部の構成等】

ア. 中央災難安全対策本部会議（中央対策本部会議）

中央本部長が必要と認める場合は、中央災難安全対策本部会議（中央対策本部会議）が招集される（法第 14 条第 2 項）。

〈中央対策本部会議の構成〉（令第 16 条）

中央対策本部会議は、次のいずれかに該当する機関の高位公務員団に属する一般職高位公務員（国防部の場合には、これに相当する将官級将校を、警察庁および海洋警察庁の場合には治安監以上の国家警察公務員を、消防防災庁の場合には高位公務員団に属する一般職公務員又は消防監以上の公務員をいう。）の中から所属機関の長の推薦を受け中央本部長が委嘱する者で構成

- (1) 企画財政部、未来創造科学部、教育部、統一部、外交部、法務部、国防部、安全行政部、文化体育観光部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、雇用労働部、国土交通部、海洋水産部
- (2) 調達庁、警察庁、消防防災庁、気象庁、文化財庁、山林庁、海洋警察庁
- (3) その他中央本部長が必要であると認める行政機関

〈中央対策本部会議の審議・協議事項〉（令第 17 条）

- (1) 災難の予防対策に関する事項
- (2) 災難の応急対策に関する事項
- (3) 国庫支援及び予備費使用に関する事項
- (4) その他中央本部長が付する事項

イ. 次長、総括調整官、統制官、担当官、実務班

災難の予防、対備、対応、復旧などを総括・調整するため、中央対策本部には、次長、総括調整官、統制官、担当官及び実務班を置く（令第 15 条第 1 項）。なお、改正後の法は、「実務班」について、その設置根拠を法（現行法においては施行令）におい

て明示するとともに、新たに「中央災難安全対策本部状況室」の設置を規定している
(改正後の法第14条第3項)。

(1) 次長等の職に当てられる者は次のとおり (令第15条第2項)。

- a. 台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、落雷、干ばつ、地震、黄砂、赤潮
その他これに準ずる自然現象により発生する災害（自然災難）及び火災、崩壊、
爆発、交通事故、化学・生物・放射能事故、環境汚染事故その他これに類似する
事故で大統領令が定める規模以上の被害に該当する災難（人為災難）の場合（令
第15条第2項）

次長・・・・・・・・消防防災庁長

総括調整官・・・消防防災庁次長

統制官及び担当官・・・各々消防防災庁所属公務員中該当する災難関連業務を
担当する部署の高位公務員団に属する一般職公務員及び課長

- b. エネルギー、通信、交通、金融、医療、水道等国家基盤体系の麻痺と感染症、家
畜伝染病拡散等による被害に該当する災難（社会的災難）の場合（令第15条第3
項）

次長・・・・・・・・安全行政部第2次官

総括調整官・・・安全行政部安全管理本部長

統制官及び担当官・・・各々安全行政部の災難及び安全政策業務を担当する高
位公務員団に属する一般職公務員及び国家基盤体系保護業務
を担当する課長

(2) 実務班は次の者で構成される (令第15条第4項)。

- a. 台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、落雷、干ばつ、地震、黄砂、赤潮
その他これに準ずる自然現象により発生する災難（自然災難）及び火災、崩壊、
爆発、交通事故、化学・生物・放射能事故、環境汚染事故その他これに類似する
事故で大統領令が定める規模以上の被害に該当する災難（人為災難）の場合

・・・消防防災庁所属の該当する災難関連業務を担当する公務員及び関係災難
管理責任機関から派遣された者で構成

- b. エネルギー、通信、交通、金融、医療、水道等国家基盤体系の麻痺と感染症、家
畜伝染病拡散等による被害に該当する災難の場合（社会的災難）の場合

・・・安全行政部所属公務員中当該業務を担当する公務員及び関係災難管理責
任機関から派遣された者で構成

* 上記(1)及び(2)の災害の区分は、改正前の法第3条第1号に規定される三つの災害区
分の概念（自然災難、人為災難、社会的災難）に基づいている。この点、改正後の
法第3条第1号は、災害を次の二つに区分している。

(1) 自然災難：台風、洪水、豪雨、強風、風浪、津波、大雪、落雷、干ばつ、地震、

黄砂、藻類大発生、潮水その他これに準ずる自然現象により発生する災難

(2) 社会災難：火災、崩壊、爆発、交通事故、化学・生物・放射能事故、環境汚染事故等により発生する災害管理基本令で定める規模以上の被害及びエネルギー、通信、交通、金融、医療、水道等国家基盤体系の麻痺と感染症、家畜伝染病の拡散等による被害

【政府合同海外災難対策支援団、中央收拾支援団】

中央本部長が必要と認める場合は、政府合同海外災難対策支援団、中央收拾支援団が構成され派遣される。なお、改正後の法では、「中央本部長は、国内又は海外で発生した大規模災難の收拾（対備・対応・復旧）のため必要であれば、関係中央行政機関及び関係機関・団体の役職員及び災難管理に関する専門家等で中央收拾支援団を構成し、現地へ派遣することができる」（改正後の法第 14 条第 4 項）と規定し、現行法における「政府合同海外災難対策支援団（支援団）」と「中央收拾支援団」の機能を併せ持つ機関として新たな「中央收拾支援団」を位置づけている。

《政府合同海外災難対策支援団（支援団）》（法第 14 条第 4 項、令第 18 条、第 19 条）

- ・海外災難が発生し、中央本部長が必要と認めるとき構成・派遣される。
- ・構成：中央本部長が派遣を要請する関係中央行政機関及び関係機関・団体の所属公務員、役職員及び専門家等で構成
- ・団長：支援団の団長（支援団長）は、中央本部長が指命する。
- ・指揮：支援団長は、中央本部長の指揮を受ける。

《中央收拾支援団》（法第 15 条第 4 項）

- ・中央本部長が必要と認めるとき構成、派遣される。
- ・構成：災難別の関係災難管理責任機関の専門家、民間の専門家で構成
- ・業務：地域本部長等に対する事態收拾に必要な技術諮問、勧告、助言
災難收拾のために行政的・財政的に措置すべき事項、災難現場状況、災難発生原因、爾後の見通し等に関する中央本部長への報告

【中央事故收拾本部（收拾本部）】

中央対策本部が設置されるとき、発生した災害を管掌する主務部処の長の下に（ただし、海外災難が発生した場合には外交部に）、中央事故收拾本部（收拾本部）が設置される（法第 14 条第 3 項、令第 14 条）。

なお、改正後の法では、中央事故收拾本部（收拾本部）に関する規定内容が次のように拡充されている（改正後の法第 15 条の 2）。

(1) 災難管理主管機関の長（收拾本部長）は、災難が発生し、又は発生の恐れがある場合は、災難状況を効率的に管理し、災難を收拾（対備・対応・復旧）するための收拾本部を迅速に設置・運用しなければならない。

- (2) 収拾本部長は、災難情報の収集・伝達、状況管理、災難発生時初動措置及び指揮等のための「収拾本部状況室」を設置・運用しなければならない。
- (3) 収拾本部長は、必要であれば、関係災難管理責任機関の長に行政及び財政上の措置、職員の派遣その他必要な支援を要請することができ、要請を受けた関係災難管理責任機関の長は、特別な理由がなければ要請に応じなければならない。
- (4) 収拾本部長は、災難の収拾に必要な範囲で市長・郡守・区庁長（市・郡・区対策本部長）を指揮することができる。
- (5) 収拾本部長は、災難の収拾のため必要であれば、中央収拾支援団を構成・運用することを中央対策本部長に要請することができる。

○ 2012 年の中央災難安全対策本部（中央対策本部）の運営状況〔単位：回数〕

災難類型	非常 1 段階	非常 2 段階	非常 3 段階	計
総 計	45	19	4	68
大 雪	17	－	－	17
台 風	8	5	4	17
豪 雨	20	3	－	23
旱 魃	－	11	－	11

（消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p190）

② 地域災難安全対策本部（地域対策本部）（法第 16 条、改正後の法第 16 条）

ア. 市・道災難安全対策本部（市・道対策本部）

- ・市・道知事は設置することができる（当該災難に関連して中央対策本部が設置されるときは、設置しなければならない。）
- ・本部長（地域本部長）：市・道知事
- ・機能：当該市・道の区域内での災難の予防、対備、対応、復旧等に関する事項を総括・調整し必要な措置をとる
- ・構成及び運用：当該市・道の条例で定める

イ. 市・郡・区災難安全対策本部（市・郡・区対策本部）

- ・市長・郡守・区庁長は設置することができる（当該災難に関連して中央対策本部が設置されるときは、設置しなければならない。）
- ・本部長（地域本部長）：市長・郡守・区庁長
- ・機能：当該市・郡・区の区域内での災難の予防、対備、対応、復旧等に関する事項を総括・調整して必要な措置をとる
- ・構成及び運用：当該市・郡・区の条例で定める
- ・改正後の法では、次のような規定内容の拡充が図られている（改正後の法第 16 条第 2 項～第 4 項）

- (1) 市・郡・区対策本部長は、災難現場統合指揮所（統合指揮所）を設置・運用できる。
この場合、統合指揮所の長は、緊急救助に関し、市・郡・区緊急救助統制団長（法第 52 条）の現場指揮に協力しなければならない。
- (2) 統合指揮所の長は管轄市・郡・区の副団体長。また、統合指揮所には現場指揮官を置き、現場指揮官は市・郡・区において災難及び安全管理業務を担当する公務員の中から統合指揮所の長が任命

【地域本部長の主な権限】（法第 17 条等）

- ア. 当該市・道又は市・郡・区を管轄区域とする災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長に対し、行政上及び財政上の措置その他の必要な業務協力を要請できること（要請を受けた関係災難管理責任機関の長は特別な事由がなければ要請に応じなければならない。）
- イ. 当該市・道又は市・郡・区の全部又は一部を管轄区域とする災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長に対し、所属職員の派遣を要請できること（要請を受けた関係災難管理責任機関の長は特別な事由がなければ要請に応じなければならない。また、派遣された職員は、地域本部長の指揮に従い、災難が収拾するまで地域対策本部で常勤しなければならない。）
- ウ. 地域災難安全対策本部会議を招集すること（改正後の法第 16 条第 2 項）
改正後の法では、地域本部長が必要と認める場合は、地域災難安全対策本部会議が招集されることが規定された。

（４）緊急救助活動の指揮・統制を行う組織（中央緊急救助統制団等）

① 中央緊急救助統制団（中央統制団）（法第 49 条）

- ・消防防災庁に設置される
- ・団長：消防防災庁長
- ・機能：緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関等の指揮・統制等

【中央統制団の機能】（令第 54 条）

- ア. 国家緊急救助対策の総括・調整
- イ. 緊急救助活動の指揮・統制
- ウ. 緊急救助支援機関間の役割分担等緊急救助のための現場活動計画の樹立
- エ. 緊急救助対応計画の執行
- オ. その他中央統制団長が必要と認める事項

② 地域緊急救助統制団（地域統制団）（法第 50 条～第 52 条）

- ア. 市・道緊急救助統制団
- ・市・道の消防本部に設置される

- ・団長：消防本部長
- ・機能：市・道内の緊急救助に関する事項の総括・調整、当該地域に所在する緊急救助機関及び緊急救助支援機関の役割の分担と災難現場での指揮・統制

イ. 市・郡・区緊急救助統制団

- ・市・郡・区の消防署に設置される
- ・団長：消防署長
- ・機能：市・郡・区内の緊急救助に関する事項の総括・調整、当該地域に所在する緊急救助機関及び緊急救助支援機関の役割の分担と災難現場での指揮・統制

【地域統制団による現場指揮等】

- ア. 地域統制団長は、災難発生時に所属緊急救助要員を災難現場に迅速に出動させ、必要な緊急救助活動を実施させる（法第 51 条第 1 項）。また、地域統制団長は、必要があれば、緊急救助支援機関の長に所属緊急救助支援要員を現場へ出動させる等緊急救助活動を支援することを要請することができる（同条第 2 項）。
- イ. 災難現場での緊急救助活動の指揮は、市・郡・区緊急救助統制団長（消防署長）が行う（治安活動と関連した事項に対しては管轄警察署長と協議しなければならない。）（法第 52 条第 1 項）。
- ウ. 上記イにかかわらず、市・道緊急救助統制団長（消防本部長）は、必要と認める場合は直接現場指揮を執ることができる（法第 52 条第 3 項）。また、災難管理基本令で定める大規模災難の場合等は、中央統制団長（消防防災庁長）が直接現場指揮を執ることができる（同条第 4 項）。
- エ. 中央統制団長及び地域統制団長は、現場指揮を効果的に行うため、災難現場に現場指揮所を設置運用することができる。この場合、緊急救助支援機関の現場指揮者は、現場指揮所に連絡官を派遣しなければならない（法第 52 条第 6 項）。

3. 災難及び安全管理基本法が定める活動

災難及び安全管理基本法は、上記 2. に掲げた組織・機構の活動として、安全管理計画、予防及び対備、応急対策、緊急救助、災難の復旧、財政及び補償の 6 つの項目を規定している。その概要は次のとおりである。

（1）安全管理計画

① 国家安全管理基本計画（法第 22 条、改正後の法第 22 条）

ア. 国家安全管理基本計画の意義

「国家の安全管理業務〔災難及び安全管理業務〕に関する基本計画（国家安全管理基本計画）」とは、災難管理基本法第 22 条に基づき策定される「各種災難及び事故から国民の生命・身体・財産を保護するため、国家の災難及び安全管理の基本方向を設定する最上位の計画」（「国家安全管理基本計画 [2010-2014]」 p3）である。

5年ごとに策定され（令第26条第1項）、総則のほか、(1)災害に関する対策、(2)生活安全、交通安全、産業安全、施設安全、犯罪安全、食品安全、その他これに準ずる安全管理に関する対策から構成される（令第26条第2項）。2005年に第1次計画が策定され、現在は2010年に策定された第2次計画（2010年～2014年）の期間中である。

＊前身としては、1977年から「防災計画」（自然災害中心の計画）が策定されており、1996年からは「国家災害管理計画」（火災、爆発等人的災害中心の計画）が策定され運用されている。2004年の災害管理基本法制定により、現在の「国家安全管理基本計画」となった。

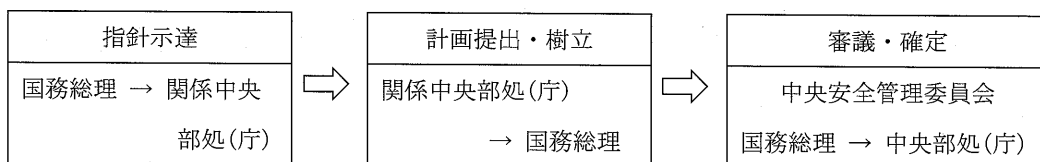
なお、本計画を策定する「背景」は次のように述べられている（「国家安全管理基本計画〔2010-2014〕」p3）。

- (1) 都市化、人口集中、高齢化、気候変動、新種の伝染病の猛威等災害環境の変化に対応し、国家が国民を災害及び事故から保護するため
- (2) 向後5年間、国家災害及び安全管理政策を統合的に運用することができる方案とこれを履行するための重点推進課題等を提示し、中央行政機関と地方自治団体を含む各種の災害管理責任機関が細部の対策を樹立・運用することができる指針を提供
- (3) 災害に対し復元力を持つ安全な共同体形成が求められているところ、政府及び公共機関、各種民間団体が連携した基本計画が必要
 - これを通じ、国家的安全管理のための資源の統合的運用及び予防・対備・対応・復旧の各段階別に国家的力量の統合・調整を可能としないといけないこと
 - 部処別、地域別に管轄と責任が分散し非効率的であった災害及び安全管理事務を総合的に統合・調整する必要があること

イ．策定手続き

- (1) 国務総理は、国家安全管理基本計画の樹立指針（部処別の、重点的に推進する安全管理業務に関する基本計画の樹立に関する事項及び国家災害管理体系の基本方向等）を作成し、関係中央行政機関の長に示達する（法第22条第1項、第2項）。
- (2) 関係中央行政機関の長は、上記指針に基づき、所管する安全管理業務に関する基本計画を作成した後国務総理に提出する（法第22条第3項）。国務総理は、提出に当たっては分科委員会の審議を経るようにならせることができる（令第26条第3項）。
- (3) 国務総理は、提出された各部処の基本計画を総合して国家安全管理基本計画を作成し、調整委員会の事前調整及び中央委員会の審議を経て〔中央委員会の審議を経て〕確定した後、これを関係中央行政機関の長に示達する（法第22条第4項）。
- (4) 中央行政機関の長は、確定した国家安全管理基本計画のうち、その所管事項を関係災害管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長に示達する（法第22条第5項）。

《策定手続き概要》（安全行政部資料より）



ウ. 第2次基本計画〔2010-2014〕の内容

本基本計画は、A4 サイズ 193 ページの冊子であり、内容は詳細で多岐にわたるが、目次の章立て等は、次のようになっている。

第1章 国家安全管理基本計画の概要

第2章 災難及び安全管理の与件展望

第3章 国家災難及び安全管理基本方向

1. ビジョンと目標

2. 推進戦略

第4章 重点推進課題

1. 安全意識高揚のための基盤構築

2. 教育・広報を通じた国民の安全意識強化

3. 民官協力を通じた資源の効率的活用

4. 社会各領域へ安全デザイン適用拡大

5. 災難及び安全管理の基盤拡充

6. 災難脆弱階層に対する生活安全強化

7. 総合的事故予防対策推進

8. 安全都市事業推進

9. 災難に対し安全な企業経済活動支援

10. 民間企業の災難安全管理事業参与活性化

11. 国家基盤施設保護と安全な管理

12. 統合的・包括的な状況管理体系構築

13. 災難対応及び復旧の実効性確保

14. 気候変動に備えた災難安全強化

15. 災難・安全評価を通じたフィードバック

第5章 災難及び安全管理対策

1. 災難管理対策

2. 国家基盤体系保護対策

3. 安全管理対策

4. 伝染病対策

第6章 財政投資計画

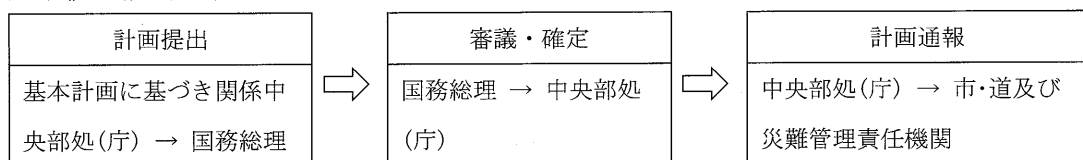
第7章 行政事項

② 執行計画（法第 23 条、改正後の法第 23 条）

ア．執行計画は、国家安全管理基本計画に基づき各中央行政機関がその所管業務に関して毎年策定する。毎年 11 月 30 日までに策定され、安全行政部長官に通報される（令第 27 条第 1 項）。策定手続きは、次のとおりである。

- (1) 関係中央行政機関の長は、国務総理から示達を受けた国家安全管理基本計画に従って所管業務に関する執行計画を作成し、安全行政部長官と協議した後〔調整委員会の審議を経た後〕、国務総理の承認を受け確定する（法第 23 条第 1 項）。
- (2) 関係中央行政機関の長は、確定した執行計画を安全行政部長官に通報し、市・道知事及び災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長に示達する（法第 23 条第 2 項）。
- (3) 災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長は、上記(2)による示達を受けた執行計画に従って細部執行計画を作成し、管轄市・道知事と協議した後、所属中央行政機関の長の承認を受け、細部執行計画を確定する。

《策定手続き概要》（安全行政部資料より）



イ．2013 年の安全行政部の「執行計画」

一例として、2013 年の安全行政部の「執行計画」をあげると、同計画は、A4 サイズで 128 ページの冊子であり、目次の章立て等は次のようである。

第 1 章 総括

1. 目標
2. 与件展望
3. 推進方向
4. 災難・安全管理体系

第 2 章 重点推進課題

1. 安全文化先進化
2. 災難安全脆弱分野実態点検・改善
3. 政府世宗庁舎工事現場及び入居機関管理

第 3 章 災難及び安全管理対策

1. 国家基盤体系保護対策
2. 安全管理対策

第 4 章 財政投資計画

第 5 章 行政事項

第 6 章 所属機関別安全管理対策

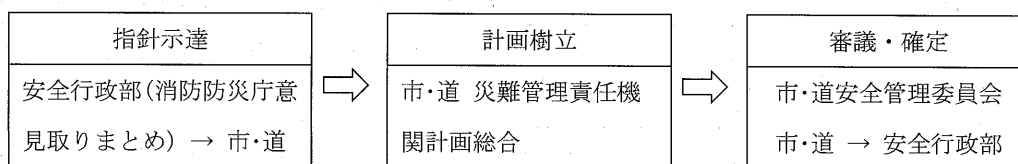
③ 自治団体安全管理計画

国家安全管理基本計画及び執行計画に基づき、地方自治団体の計画が策定される。策定手続きは次の通り。

ア. 市・道安全管理計画（法第 24 条）

- (1) 安全行政部長官は、消防防災庁長の意見を聞き、国家安全管理基本計画及び執行計画に基づき市・道の安全管理業務に関する計画（市・道安全管理計画）の樹立指針を作成し、これを市・道知事に示達する。
- (2) 市・道の全部又は一部を管轄区域とする災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長は、その所管安全管理業務に関する計画を作成し、管轄市・道知事に提出する。
- (3) 市・道知事は、示達を受けた樹立指針及び(2)により提出を受けた安全管理業務に関する計画を総合して市・道安全管理計画を作成し、市・道委員会の審議を経て確定する。
- (4) 市・道知事は、確定した市・道安全管理計画を安全行政部長官に報告し、災難管理責任機関の長に通報する。

《策定手続き概要》（安全行政部資料より）



イ. 市・郡・区安全管理計画（法第 25 条）

作成手順は、次の通り。

- (1) 市・道知事は、市・道安全管理計画に基づき市・郡・区の安全管理業務に関する計画（市・郡・区安全管理計画）の樹立指針を作成し、これを市長・郡守・区庁長に示達する。
- (2) 市・郡・区の全部又は一部を管轄区域とする災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長は、その所管安全管理業務に関する計画を作成し、市長・郡守・区庁長に提出する。
- (3) 市長・郡守・区庁長は、示達を受けた樹立指針及び(2)により提出を受けた安全管理業務に関する計画を総合して市・郡・区安全管理計画を作成し、市・郡・区委員会の審議を経て確定する。
- (4) 市長・郡守・区庁長は、確定した市・郡・区安全管理計画を市・道知事に報告し、災難管理責任機関の長に通報する。

（２）予防及び対備

- ① 中央行政機関の長による国家基盤施設の指定及び管理（法第 25 条の 2、第 25 条の 3、改正後の法第 26 条）

「国家基盤施設」とは、国家基盤体系を保護するために継続的に管理する必要があると認められる施設であり、災難が発生した場合の国家安全保障及び経済・社会へ及ぼす被害の規模及び範囲、災難発生の可能性、復旧の容易性等の基準に従い、中央委員会〔調整員会〕の審議を経て、関係中央行政機関の長が指定する。指定の基準は災難管理基本令に次のように示されている（令第 29 条の 2、同令別表 2）

【分野別国家基盤施設の指定基準】

分 野 別	指 定 基 準
エネルギー	電力、石油、ガスの供給に必要な生産・供給施設及び備蓄施設
情報通信	交換機等主要通信設備が集中する施設及び情報通信サービスの全国の状況を監視する施設 国家行政を運用・管理するのに必要な基幹網及び主要電算システム
交通輸送	人力輸送及び物流機能を担当する体系と実際に運用するのに必要な交通・運送施設及びこれを統制する施設
金 融	銀行及び投資売買業・投資仲介業を運用するのに必要な施設や体系
保健医療	応急医療サービスを提供する施設及びこれを支援する血液管理業務を担当する施設
原 子 力	原子力施設の安定的運用に必要な主制御装置が集中する施設及び放射性廃棄物を永久処分するための施設
環 境	「廃棄物管理法」による生活廃棄物処理のための収集から焼却、埋め立てまでの系統上の施設
政府主要施設	中央行政機関が入居している主要施設
食 用 水	食用水供給のための湛水から浄水までの系統上の施設

国家基盤施設を指定した中央行政機関の長は、指定結果を遅滞なく中央本部長に通報しなければならない。指定の通報を受けた中央本部長〔安全行政部長官〕は、それを基礎に国家基盤施設に関するデータベースの構築・運用等を行う。

② 災難管理責任機関の長の災難予防措置（法第 26 条、改正後の法第 25 条の 2）

災難管理責任機関の長は、所管管理対象業務の分野において災難の発生を事前に防止するため、次の処置をとらなければならない。

- (1) 災難に対応する組織の構成及び整備
- (2) 災難の予測と情報伝達体系の構築
- (3) 災難発生に備えた教育・訓練と災難管理予防に関する広報
- (4) 災難発生の危険性が高い分野に対する安全管理体系の構築及び安全管理規定の制定
- (5) 「特定管理対象施設等」（災難が発生する危険が高かったり災難予防のために継続的に管理する必要があると認められる施設及び地域）の指定・管理及び整備

- (6) 物資の備蓄、災難防止施設の整備並びに装備及び人力の指定
- (7) 国家基盤施設の管理
- (8) その他必要と認められる事項

＊改正後の法では、上記(1)～(8)に加え「災難防止施設の点検・管理」が追加されている。

③ 特定管理対象施設等の管理等（法第 27 条等、改正後の法第 27 条）

ア．「特定管理対象施設等」とは、「災難が発生する危険が高かったり災難予防のために継続的に管理する必要があると認められる施設及び地域」であり、災難管理責任機関の長が指定し、管理・整備しなければならない。指定の対象は災難管理基本令で次のように定められている（令第 32 条第 2 項第 2 号、同令別表 2 の 2）。

【特定管理対象施設及び地域の指定対象】

- (1) 「建築法」による建築物（共同住宅、近隣生活施設、文化及び集会施設、宗教施設、販売施設、運輸施設、医療施設、教育研究施設、老幼者施設、修練施設、運動施設、業務施設、宿泊施設、娯楽施設、工場等）及び工作物（敷地を造成するための擁壁、煙突、広告塔、高架水槽、地下待避壕等）
- (2) 「道路法」によるトンネル、橋梁、地下道又は陸橋
- (3) 「農漁村道路整備法施行令」によるトンネル、橋梁、地下道又は陸橋
- (4) 「体育施設の設置・利用に関する法律施行令」によるスキー場
- (5) 「軌道運送法」による軌道施設
- (6) 「観光振興法」による遊技施設又は遊技器具
- (7) 「建設産業基本法」による建設工事の現場
- (8) 「遊船及び渡船事業法」による遊船、渡船、遊船場又は渡船場
- (9) 「水上レジャー安全法」による水上レジャー器具
- (10) 「災難管理基本法」による危険区域(法第 41 条)
- (11) 「産業立地及び開発に関する法律」による公共施設が設置された地域
- (12) 「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」による産業施設区域

イ．災難管理責任機関の長は、特定管理対象施設等を指定したときは、次の処置をとらなければならない。

- (1) 特定管理対象施設等から災難発生時の危険性を除去するための長期・短期の計画樹立・施行
- (2) 特定管理対象施設等に対する安全点検又は精密安全診断

ウ．災難管理責任機関の長は、特定管理対象施設等の指定結果を消防防災庁長へ報告又は通報しなければならない（第 26 条第 5 項）。報告を受けた消防防災庁長は、定期又は随時、中央委員会委員長〔国務総理〕に報告しなければならない。また、その報告を受けた中央委員会委員長〔国務総理〕は、報告中の必要と認める事項について関係災難管理責任機関の長に是正措置や補完措置を求めることができる。

④ 災難管理体系等の整備・評価（法第 29 条、令第 37 条、改正後の法第 33 条の 2）

ア. 安全行政部長官及び消防防災庁長は、次の事項を定期的に評価することができる（安全行政部長官は、社会的災難に限る。改正後の法では、この限定なし。）。評価を受けるのは、災難管理責任機関（中央行政機関、地方自治団体等）である。

(1) 大規模災難の発生に備えた段階別予防・対応及び復旧過程（安全行政部長官は社会的災難について、消防防災庁長は自然災難及び人為災難について。改正後の法では、この限定なし。）

(2) 災難管理責任機関の災難対応組織の構成及び整備の実態

(3) 安全管理体系及び安全管理規定

イ. 上記アにかかわらず、管轄する公共機関に対しては中央行政機関の長が、市・郡・区に対しては市・道知事は評価を行う（ただし、優秀な機関（下記ウ）の選定のため必要な場合は安全行政部長官又は消防防災庁長が確認評価を行う。）。

ウ. 安全行政部長官又は消防防災庁長は、必要と認める場合は、該当災難管理責任機関の長に是正措置、補完を求めることができ、また、優秀な機関に対しては予算支援、褒賞等を行うことができる。

⑤ 災難管理実態公示等（法第 29 条の 2、令第 37 条の 2、改正後の法 33 条の 3）

ア. 市長・郡守・区庁長は、災難管理の実態を毎年 1 回 3 月 31 日までに管轄地域の住民に公示（市・郡・区の公報に掲載）しなければならない。公示する事項は次のようなものである。

(1) 前年度の災難の発生及び収拾の現況

(2) 災難予防措置の実績

(3) 災難管理基金積み立て現況

(4) 自然災害対策法に定める地域安全度診断結果

イ. 安全行政部長官、消防防災庁長又は市・道知事は、上記③の評価結果を公開することができる。

⑥ 災難予防のための緊急安全点検等（法第 30 条、令第 38 条、改正後の法第 30 条）

特定管理対象施設等の災難管理基本令で定める施設及び地域で災難が発生する恐れがある等緊急の事由があれば、消防防災庁長〔安全行政部長官、消防防災庁長〕及び災難管理責任機関の長は所属公務員に緊急安全点検をさせることができ、また、消防防災庁長〔安全行政部長官又は消防防災庁長〕は他の災難管理責任機関の長に緊急安全点検を行うよう要請することができる（要請を受けた災難管理責任機関の長は要請に応じなければならない。）。

⑦ 災難予防のための緊急安全措置（法第 31 条、改正後の法第 31 条）

ア. 消防防災庁長〔安全行政部長官、消防防災庁長〕及び災難管理責任機関の長は、上記

⑥の緊急安全点検の結果、災難発生の高危険性と認める施設又は地域に対し、その所有者、管理者又は占有者に対し、次の安全措置をとるよう命ずることができる。

- (1) 精密安全診断
- (2) 補修又は補強等の整備
- (3) 災難を発生させる危険要因の除去

イ. 命令を受けた所有者等は、履行計画を作成し災難管理責任機関の長に提出したのち安全措置を行い、結果を消防防災庁長〔安全行政部長官、消防防災庁長〕及び災難管理責任機関の長に通報しなければならない。命令を受けた所有者等が、命令を履行しない場合又は履行することができない場合、公衆の安全に危険を及ぼす恐れがあり災難予防のため緊急の状況であると判断すれば、当該施設、地域の使用を制限、禁止をすることができる。また、命令を受け履行しない又は履行できない者に代わり、消防防災庁長〔安全行政部長官、消防防災庁長〕及び災難管理責任機関の長は、必要な安全措置を行うことができる。

⑧ 安全管理専門機関に対する資料要求等（法第 33 条、改正後の法第 33 条）

消防防災庁長〔安全行政部長官又は消防防災庁長〕は、災難の予防を効率的に行うため、「安全管理専門機関」に安全点検結果、重要施設物の設計図書等必要な資料を要求することができる。

【安全管理専門機関】（令第 40 条）

- (1) 「消防産業の振興に関する法律」第 14 条による韓国消防産業技術院
- (2) 「韓国農漁村公社及び農地管理基金法」による韓国農漁村公社
- (3) 「高圧ガス安全管理法」による韓国ガス安全公社
- (4) 「電気事業法」による韓国電気安全公社
- (5) 「エネルギー利用合理化法」によるエネルギー管理公団
- (6) 「韓国産業安全保健公団法」による韓国産業安全保健公団
- (7) 「施設の安全管理に関する特別法」による韓国施設安全公団
- (8) 「交通安全公団法」による交通安全公団
- (9) 「道路交通法」による道路交通公団
- (10) 「自然災害対策法」による韓国防災協会
- (11) 「消防基本法」による韓国消防安全協会
- (12) 「昇降機製造及び管理に関する法律」による韓国昇降機安全管理院
- (13) その他消防防災庁長が安全管理に関する資料を要求することが必要であると認めて告示する機関

⑨ 災難予防教育・広報（第 34 条）

ア. 災難管理責任機関の長は、国民の安全意識高揚及び災難管理のための教育・広報計画を樹立し施行することができる。

- イ. 中央本部長は、災難管理のための広報計画（災難予防広報計画）の樹立指針を作成し、中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。
- ウ. 関係中央行政機関の長は、樹立指針に従って所管業務に関する災難予防広報計画（主務部処災難予防広報計画）を樹立し、中央本部長に通報し、市・道知事に示達しなければならない。
- エ. 市・道知事は、樹立指針及び主務部処災難予防広報計画を総合した市・道の災難類型別広報計画を樹立して管轄市長・郡守・区庁長に通報し、市長・郡守・区庁長は通報を受けた市・道の広報計画に従い、市・郡・区の災難類型別広報計画を樹立しなければならない。
- オ. 中央本部長は、災難管理のための教育・広報を行うため、災難放送及び広報プログラムを開発・制作し（放送事業者が開発・制作の代行可）、これを災難管理責任機関の長に提供することができる。

⑩ 災難対備活動指針の作成等（法第 34 条の 2）

- ア. 中央本部長は、災害又は被害の原因となる多様な形態の災難類型中、国家が管理する必要がある災難類型を調整委員会の審議を経て確定し、関係中央行政機関の長の意見を聞いて「災難対備活動指針」を作成し、関係災難管理責任機関の長に通報しなければならない。
- イ. 災難管理責任機関の長は、災難対備活動指針を基に具体的な実行方を整え災難対備活動を行う。
- ウ. 中央本部長は、上記イの災難対備活動を確認・点検し、必要があれば関係災難管理責任機関の長に是正を要請することができる（要請を受けた災難管理責任機関の長は、これに従う義務あり。）。

- ・上記の規定内容は、改正後の法では、第 34 条の 4（機能別災難対応活動計画の作成・活用）に引き継がれている。改正後の法第 34 条の 4 の規定内容は次のとおりである。

《改正後の法第 34 条の 4（機能別災難対応活動計画の作成・活用）》

- ア. 災難管理責任機関の長は、災難管理が効率的に成し遂げられるよう、「機能別災難対応活動計画」（災難対応活動計画）を作成し、活用しなければならない。
- イ. 安全行政部長官は、災難対応活動計画の作成に必要な作成指針を、災難管理責任機関の長に通報することができる。
- ウ. 安全行政部長官は、災難管理責任機関の長が作成した災難対応活動計画を確認・点検し、必要があれば関係災難管理責任機関の長に是正を要請することができる（関係災難管理責任機関の長は要請に従う義務あり。）。

⑪ 国家災難管理基準の制定・運用等（法第 34 条の 3）

- 安全行政部長官は、災難管理を効率的に遂行するため、「国家災難管理基準」を制定し、

運用する。この基準に含まれる事項は次のようなものである。

- (1) 災難分野の用語の定義及び標準体系定立
- (2) 国家災難対応体系に関する原則
- (3) 災難軽減、状況管理、資源管理、維持管理等に関する一般的基準
- (4) その他災難管理基本令で定める事項（予報・警報の発令基準、災難状況の伝達、効果的な指揮・統制体系の整備、関係機関間の相互協力量案、災難管理体系に対する評価基準・方案等）

⑫ 物資資材の備蓄等（法第 35 条）

ア．災難管理責任機関の長は、所管業務と関連する災難応急対策を樹立・施行し、災難復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、「災難防止施設」を整備しなければならない。

【災難防止施設】（令第 43 条第 1 項）

- (1) 「小河川整備法」による堤防、護岸、堰及び水門、
- (2) 「河川法」によるダム、河口堤、堤防、護岸、堰、閘門、水門、水路トンネル等
- (3) 「国土の計画及び利用に関する法律」による防災施設
- (4) 「下水道法」による下水道管渠及び公共下水処理施設
- (5) 「農漁村整備法」による貯水池、揚水場、地下水利用施設、排水場、用水路等
- (6) 「砂防法」による砂防施設
- (7) 「ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律」によるダム
- (8) 「漁村・漁港法」による遊覧船、釣り漁船、モーターボート等を収容するレジャー用基盤施設
- (9) 「道路法」によるトンネル、橋梁、土砂流出・落石防止施設、地下道、陸橋等
- (10) 「災難管理基本法」による災難予報・警報施設
- (11) 「港湾法」による港湾施設

【備蓄すべき物資・資財】（令第 43 条第 2 項）

次のものの中から、当該機関の災難管理業務に必要なもの

- (1) 布袋・縄等の水防資材
 - (2) セメント、鉄筋、下水管、鋼材等の建設資材
 - (3) 電気、通信、水道用機資材
 - (4) 資材・人力等運搬のための輸送装備及び燃料
 - (5) ブルドーザー、掘削機等建設装備
 - (6) 揚水機等浸水地域復旧装備
 - (7) 懐中電灯、蓄電池、小型発電機等災難応急対策に必要な小型装備
 - (8) その他災消防災庁長が災難応急対策及び災難復旧に必要と認める物資及び資財
- イ．市長・郡守・区庁長、災難管理責任機関の長は、災難発生に備え、関係機関、所有者又は指定・管理の対象となる者と協議し、応急措置に一時使用する装備及び人力の指定・

管理を行うことができる。

- ・上記の内容は、改正後の法では、法第 29 条（災害防止施設の管理）及び法第 34 条（災害管理資源の備蓄・管理）に引き継がれている。改正後のこれらの条文の規定内容は、次のとおりである。

《改正後の法第 29 条（災害防止施設の管理）》

災害管理責任機関の長は、関係法令及び安全管理基本計画に従い、災害管理基本令が定める「災害防止施設」の点検・管理をしなければならない。また、安全行政部長官又は消防防災庁長は、災害防止施設の実態を点検し、必要な場合は、補修、補強等の措置を災害管理責任機関の長に要請することができる。この場合、要請を受けた災害管理責任機関の長は迅速に措置を履行しなければならない。

《改正後の法第 34 条（災害管理資源の備蓄・管理）》

- ア. 災害管理責任機関の長は、「災害の収拾活動に必要な装備、物資及び資材」（災害管理資源）を備蓄・管理しなければならない。
- イ. 安全行政部長官、消防防災庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、災害発生に備え、民間機関・団体又は所有者と協議し、応急措置に使用する装備及び人力を指定・管理することができる。
- ウ. 安全行政部長官及び消防防災庁長は、各災害管理責任機関が保有する災害管理資源を体系的に管理・活用できるよう、災害管理資源共同活用システム（資源管理システム）を構築・運用することができる。また、資源管理システムを共同で活用するため、安全行政部長官及び消防防災庁長は、災害管理資源共同活用基準を定めることができる。この場合、災害管理責任機関の長は、災害管理資源共同活用基準に従い災害管理資源を管理しなければならない。

《予防及び対備に関し、改正後の法により新たに設けられた規定内容》

改正後の法では、上記の各事項のうち、⑨災害予防教育・広報、⑩災害対備活動指針の作成等、の規定がなくなり、一方新たに次の規定が設けられている。

① 災害安全分野の従事者教育（改正後の法第 29 条の 2）

災害管理責任機関で災害及び安全管理業務を担当する公務員又は職員は、「安全行政部長官又は消防防災庁長が実施する専門教育」（専門教育）を受けなければならない。この専門教育は、専門人力及び施設を持つ教育機関に代行させることができる。

② 災害現場緊急通信手段の整備（改正後の法第 34 条の 2）

- ア. 災害管理責任機関の長は、災害の発生により通信が途絶する状況に備え、あらかじめ有線、無線又は衛星通信網を活用できるよう、緊急通信手段を整備しなければならない。
- イ. 安全行政部長官及び消防防災庁長は、災害現場で上記アの緊急通信手段（緊急通信手

段) が共同で活用できるよう、災難管理責任機関及び緊急救助機関が保有している緊急通信手段の保有現況等を調査し、緊急通信手段を管理するための体系を構築・運用することができる。

③ 災難分野危機管理マニュアルの作成・運用（改正後の法第 34 条の 5）

ア. 災難管理責任機関の長は、災難を効率的に管理するため、災難類型に応じ、次の危機管理マニュアルを作成・運用しなければならない。

(1) 危機管理標準マニュアル：国家的次元で管理が必要な災難に対し、災難管理体系並びに関係機関の任務及び役割を定めた文書。下記(2)の危機対応実務マニュアル作成の基準となり、災難管理主管機関が作成する。

(2) 危機対応実務マニュアル：危機管理標準マニュアルに規定する機能及び役割に従い、実際に災難対応に必要な措置事項及び手順を定めた文書。災難管理機関の長が作成する。

(3) 現場措置行動マニュアル：災難現場で任務を直接遂行する機関の行動措置手順を具体的に収録する文書。危機対応実務マニュアルを作成した機関の長が指定する機関の長が作成する。但し、市長・郡守・区庁長は、災難類型別に現場措置行動マニュアルを統合して作成することができる。

イ. 安全行政部長官は、危機管理マニュアルに関し、次の業務を行うことができる。

(1) 災難類型別の危機管理マニュアルの作成及び運用基準を作成し、関係中央行政機関の長及び災難管理責任機関の長に通報すること

(2) 災難類型別の危機管理マニュアルの標準化及び実効性向上のため、「危機管理マニュアル協議会」を構成・運用すること

(3) 危機管理マニュアルの体系的運用のため、管理システムを構成・運用すること

ウ. 災難管理主管機関の長は、危機管理マニュアルに関し、次の業務を行わなければならない。

(1) 作成した危機管理標準マニュアルを、安全行政部長官と協議・調整して確定し、危機対応実務マニュアルと連携して運用すること

(2) 所管分野の災難類型の危機対応実務マニュアル及び現場措置行動マニュアルを調整・承認し、指導・管理すること

(3) 所管分野の危機対応マニュアルを新たに作成、変更したときは、これを安全行政部長官に通報すること

エ. 市・道知事、市長・郡守・区庁長は、次の業務を行わなければならない。

(1) 市長・郡守・区庁長は、作成した現場措置行動マニュアルに対し、市・道知事の承認を受けること

(2) 市・道知事は現場措置行動マニュアルを承認するときは、危機対応実務マニュアルと連携したものとなるようにし、また、承認結果を災難管理主管機関の長及び安全行政部長官に報告すること

④ 安全基準の登録及び審議（改正後の法第 34 条の 6）

ア. 安全行政部長官は、「安全基準」（各種施設及び物質等の製作、維持管理過程において安全を確保できるよう適用される技術基準を体系化したもの。分野や範囲は災難管理基本令で定められる（法第 3 条第 4 号の 2）。）を体系的に管理・運用するため、安全基準を統合的に管理することができる体系を整えなければならない。

イ. 中央行政機関の長は、安全基準を新設又は変更するときは、安全行政部長官に安全基準の登録を要請しなければならない。要請を受けた安全行政部長官は、「安全基準審議会」の審議を経て確定した後、関係行政機関の長に通報する。

ウ. 中央行政機関の長が新設又は変更する安全基準は、「国家災難管理基準」（法第 34 条の 3）と齟齬があってはならない。

（3）**応急対策**

① **災難事態の宣布（法第 36 条）**

ア. 中央本部長は、災害管理基本令が定める災難（激甚な人命又は財産の被害が発生し又は発生すると予想され、市・道知事が中央本部長に災難事態の宣布を建議し、又は中央本部長が災難事態の宣布が必要と認める災難（令第 44 条））が発生し又は発生する恐れがある場合、生命、身体及び財産に及ぼす重大な影響や被害を減少させるため緊急の措置が必要と認めれば、中央委員会の審議を経て、次の区分により国務総理に災難事態の宣布を建議し、又は直接宣布することができる（ただし、災難状況が緊急で中央委員会の審議を経る時間的余裕がないと中央本部長が認める場合は、中央委員会の審議を経ないことができる。この場合、中央委員会の事後承認が必要）。

(1) 災難事態宣布対象地域が 3 つの市・道以上の場合：国務総理に宣布を建議

(2) 災難事態宣布対象地域が 2 つの市・道以下の場合：中央本部長が宣布

なお、災難事態の宣布が行われた災難事態は、民防衛法による民防衛事態のひとつの類型である（p200【民防衛事態】参照）。

イ. 中央本部長及び地域本部長は、災難事態が宣布された地域に対し、次の措置をとることができる。

(1) 災難警報の発令、人力・装備・物資の動員、危険区域設定、待避命令、応急支援等の応急措置

(2) 該当地域に所在する行政機関所属公務員の非常招集

(3) 該当地域に対する旅行自制勧告

(4) その他災難予防に必要な措置

ウ. 災難が追加的に発生する恐れがなくなった場合は、災難事態宣布は直ちに解除しなければならない。

② **応急措置（法第 37 条）**

ア. 地域統制団長（市・道緊急救助統制団及び市・郡・区緊急救助統制団の団長）及び市

長・郡守・区庁長は、災難が発生する恐れがあり又は災難が発生したときは、直ちに関係法令及び市・道、市・郡・区の安全管理計画に定めるところに従い、次の応急措置をとらなければならない。

- (1) 警報の発令又は伝達、避難の勧告、指示
- (2) 鎮火、水防、地震防災その他応急措置と救護
- (3) 被害施設の応急復旧、防疫、防犯その他の秩序維持
- (4) 緊急輸送及び救助手段の確保
- (5) 給水手段の確保、緊急避難及び救護品の確保
- (6) 現場指揮通信体系の確保
- (7) その他災難発生を予防し減少させるために必要な事項

イ. 市・郡・区の管轄区域に所在する災難管理責任機関の長は、市長・郡守・区庁長又は地域統制団長の要請があれば、関係法令及び市・郡・区の安全管理計画に定めるところに従って市長・郡守・区庁長又は地域統制団長の指揮若しくは調整の下で応急措置を実施し、又は市長・郡守・区庁長若しくは地域統制団長が実施する応急措置に協力しなければならない。

③ 災難の予報・警報の発令（法第 38 条、法第 38 条の 2）

ア. 中央本部長及び地域本部長は災難（自然災難その他人命又は財産の被害の程度が非常に大きくその影響が広範囲に及ぶと予想される災難）の予報・警報を発することができる。

イ. 中央本部長又は地域本部長は、災難の予報・警報、通信、応急措置を実施するため、必要があれば次の措置を要請することができる。

- (1) 電気通信施設の所有者又は管理者に対する電気通信施設の優先使用
- (2) 主要な電気通信事業者（各種の電話サービス事業者、超高速インターネットサービス事業者等）に対する必要な情報の文字又は音声による送信、インターネットへの掲示
- (3) 放送事業者に対する必要な情報の迅速な放送
- (4) 主要な新聞事業者及びインターネット新聞事業者に対する必要な情報の掲載

ウ. 電気通信事業者、放送事業者、携帯電話又はナビゲーション製造事業者は、災難の予報・警報発令が携帯電話等の画面に常に表示されるよう、ソフトウェアや機械的装置を備えなければならない。

エ. 市長・郡守・区庁長は、「危険区域」及び「自然災害危険改善地区」（自然災害対策法第 12 条）等災難により生命、身体、財産に被害が予想される地域に対し、「市・郡・区災難予報・警報体系構築総合計画」を 5 年単位で樹立し、市・道知事に提出しなければならない。

また、市・道知事は、提出された総合計画を基礎に「市・道災難予報・警報体系構築総合計画」を樹立し、消防防災庁長に提出しなければならない。

オ. 市・道知事、市長・郡守・区庁長は、上記エの総合計画に関する事業執行計画を毎年

策定し、消防防災庁長に提出しなければならない。

④ 動員命令（法第 39 条）

中央本部長又は地域本部長は、災難が発生し又は発生する恐れがあると認めれば、次の措置をとることができる（要請を受けた機関の長は要請に応じる義務あり。）。

(1) 民防衛隊の動員

(2) 災難管理責任機関の長に対する関係職員の出動、物資・装備・人力の動員等の要請

(3) 動員可能な装備・人力等が不足する場合は、国防部長官に対する軍部隊の支援要請

⑤ 待避命令、危険区域の設定、強制待避措置（法第 40 条、法第 41 条、第 42 条）

市長・郡守・区庁長及び地域統制団長は、災難が発生し又は発生する恐れがある場合、生命又は身体に対する危害を防止するため必要であれば、次の措置をとることができる。

ア. 該当地域の住民や地域にいる者に対する待避命令

イ. 危険区域の設定及び応急措置に従事しない者の危険区域への立ち入りの禁止・制限、危険区域からの退去・待避の命令

ウ. 上記ア. 又はイ. の命令に従わない者に対する強制待避、強制退去（必要があれば管轄警察官署の支援を要請できる。警察官署は要請に応じる義務あり。）

⑥ 通行制限（法第 43 条）

市長・郡守・区庁長及び地域統制団長は、応急措置に必要な物資の緊急な輸送、鎮火、救助等に必要であれば、警察官署の長に、道路の区間を指定して当該緊急輸送等を行う車両以外の車両等の通行の禁止・制限を要請することができる（要請を受けた警察官署は要請に応じる義務あり。）。

⑦ 応援（法第 44 条）

市長・郡守・区庁長は、応援措置のため必要であれば、別の市・郡・区や管轄区域にある軍部隊及び関係行政機関の長に所属公務員の派遣等必要な応援を要請することができる（応援の要請を受けた軍部隊の長、関係行政機関の長は、要請に応ずる義務あり。）。

⑧ 応急負担（法第 45 条）

市長・郡守・区庁長及び地域統制団長は、災難が発生し又は発生する恐れがあり、応急措置をとらなければならない急迫した事情があれば、該当災難現場にいる者や近隣に居住する者に応急措置に従事させ、土地・建築物等を一時使用し又は障害物を変更・除去させることができる。

⑨ 市・道知事、災難管理責任機関、地域統制団長の応急措置（法第 46 条～第 48 条）

ア. 市・道知事は、次に掲げる場合には、上記④～⑧の応急措置（動員命令、待避命令、危険区域の設定、強制待避措置、通行制限、応援、応急負担）を行うことができる。ま

た、市・道知事は、応急措置を行う市長・郡守・区庁長に対し必要な指示をし又は他の市長・郡守・区庁長に応援を要請することができる。

(1) 管轄区域で発生し又は発生する恐れがある災難により、人命又は財産に非常に大きな被害が生じその影響が広範囲に及び又は及ぶと予想され、市・道知事が応急措置が必要と認める場合

(2) 2以上の市・郡・区にまたがって災難が発生し又は発生する恐れがある場合

イ。災難管理責任機関（中央行政機関及び地方自治団体を除く。）の長は、災難が発生し又は発生する恐れがあれば、直ちにその所管業務に関し必要な応急措置を行い、市・道知事、市長・郡守・区庁長又は地域統制団長が実施する応急措置の円滑な遂行に必要な協力をしなければならない。

ウ。地域統制団長は、緊急救助のために必要があれば、中央本部長、地域本部長又は市長・郡守・区庁長に応急対策（応急措置、災難予報・警報発令、動員命令、応援）を要請することができる（要請を受けた中央本部長等は要請に応じる義務あり。）。また、地域統制団長は、応急措置又は応急対策（待避命令・危険区域の設定、強制待避措置、通行制限、応急負担）を実施したときは、直ちに該当市長・郡守・区庁長に通報しなければならない。

（４）緊急救助

① 中央緊急救助統制団（法第 49 条）

緊急救助に関する事項の総括・調整、緊急救助機関及び緊急救助支援機関が行う緊急救助活動の役割分担、指揮・統制のため、消防防災庁に「中央緊急救助統制団」（中央統制団）が置かれる。団長（中央統制団長：1 名）は、消防防災庁長、副団長は、消防防災庁の緊急救助業務を担当する部署の局長である。

中央統制団長は、必要であれば緊急救助支援機関間の協力体制を維持するため、関係機関・団体の長に所属職員の派遣を要請することができる（要請を受けた機関等の長は要請に応じる義務あり。派遣された職員は中央統制団非常支援チーム常時連絡官として勤務）。

【中央統制団の構成・運用】（令第 55 条）

中央統制団の組織構成等は下図の図のとおりである（「緊急救助対応活動及び現場指揮に関する規則」第 12 条、同規則別表 3）。

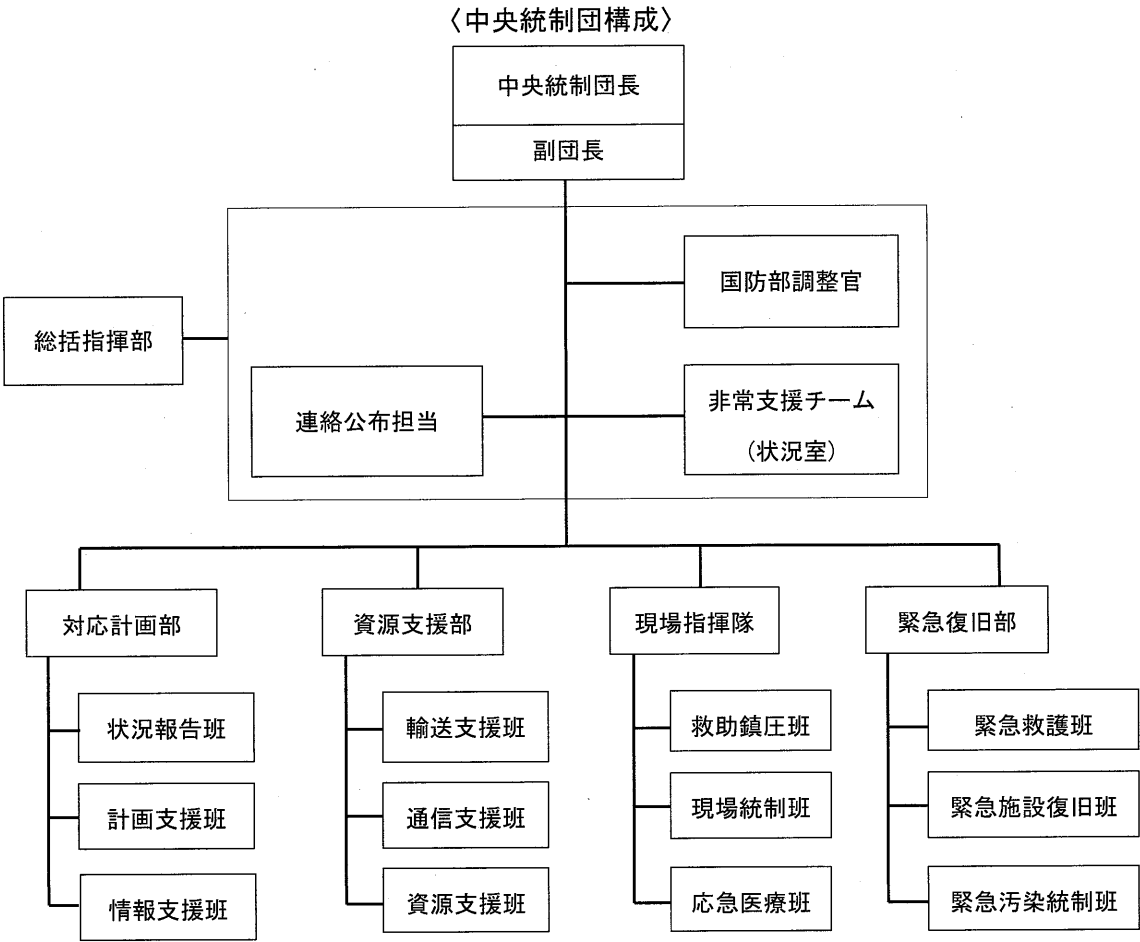
② 地域緊急救助統制団（法第 50 条）

地域別緊急救助に関する事項の総括・調整、該当地域に所在する緊急救助機関及び緊急救助支援機関間の役割分担と災難現場での指揮・統制のため、市・道の消防本部に「市・道緊急救助統制団」を、市・郡・区の消防署に「市・郡・区緊急救助統制団」が置かれる。

地域統制団（市・道緊急救助統制団、市・郡・区緊急救助統制団）の団長（それぞれ 1

名)は、市・道緊急救助統制団については消防本部長、市・郡・区緊急救助統制団については消防署長である。

地域統制団長は、必要であれば緊急救助支援機関間の協力体制を維持するため、関係機関・団体の長に、所属職員の派遣を要請することができる。地域統制団の構成・運用等については、中央統制団に準ずるとされる（令第57条）。



○緊急救助統制団の最近の運用実績（回数）は下表のとおりである。

2010 年度				2011 年度				2012 年度			
計	統制 団 中央	統制 団 市・道	統制 団 市・郡・区	計	統制 団 中央	統制 団 市・道	統制 団 市・郡・区	計	統制 団 中央	統制 団 市・道	統制 団 市・郡・区
58	8	3	47	98	5	16	77	116	6	22	88

（消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」p242 より作成）

③ 緊急救助（法第 51 条）

災難が発生したとき、地域統制団長は、所属の緊急救助要員を災難現場に迅速に出動させ必要な緊急救助活動を行わせなければならない、また、必要があれば、緊急救助支援機関

の長に所属の緊急救助支援要員を現場へ出動させる等、緊急救助活動の支援を要請することができる（要請を受けた機関の長は要請に応じる義務あり。）。なおこの場合、民間の緊急救助支援機関に対しては緊急救助活動に要した経費の全部又は一部が支給される（令第58条）。

④ 現場指揮（法第52条）

ア．災難現場における緊急救助活動の指揮は、市・郡・区緊急救助統制団長が行う（治安活動に関連する場合は、管轄警察官署の長との協議が必要）。なお、現場指揮とは、次の事項に関して行われるものである。

- (1) 災難現場での人命探索・救助
- (2) 緊急救助機関及び緊急救助支援機関の人力及び装備の配置・運用
- (3) 二次災害等防止のための応急措置
- (4) 緊急救助支援機関及びボランティア等に対する任務付与
- (5) 死傷者に対する応急処置及び医療機関への移送
- (6) 緊急救助に必要な物資の管理
- (7) 現場接近統制、現場周辺交通整理等緊急救助活動を効率的に行うために必要な事項

イ．市・道緊急救助統制団長は、必要と認めれば、上記アにかかわらず直接現場指揮を行うことができ、また、以上にかかわらず、中央統制団長は、大規模災難が発生した場合その他必要と認める場合は、直接現場指揮を行うことができる。この場合、現場の緊急救助要員は、現場指揮を行う上位の統制団長の指揮・統制に従う。

ウ．中央統制団長及び地域統制団長は、現場指揮を効果的に行うため、災難現場に現場指揮所を設置運用することができる。この場合、緊急救助活動に参加する緊急救助支援機関の現場指揮者は、現場指揮所に連絡官を派遣しなければならない。

⑤ 緊急救助支援機関の緊急救助活動に対する評価（法第53条）

緊急救助支援機関の活動に対して、災難状況が終了した後、中央統制団長及び地域統制団長による総合評価が行われる（活動に参加した人力・装備、緊急救助対応計画の履行実態、緊急救助要員の専門性、統合現場対応のための通信の適切性、緊急救助対応のための問題点、要改善事項等が評価対象）。評価結果は、市・郡・区統制団長からは市・道統制団長及び市長・郡守・区庁に対し、市・道統制団長からは消防防災庁長に対し報告・通報される。

⑥ 緊急救助支援機関の能力に対する評価（法第55条の2）

緊急救助支援機関は、緊急救助に必要な能力を維持しなければならない、緊急救助機関の長は、毎年、緊急救助支援機関の能力の評価を行うことができる（常時出動体系及び自主評価制度を有する機関並びに民間緊急救助支援機関に対しては評価を行わないことができる。）。なお、評価の結果は必要な改善事項等を含め当該緊急救助支援機関の長に通報され、

通報を受けた機関の長は、通報された内容に従った改善等を行わなければならない。

【緊急救助支援機関の緊急救助に必要な能力の構成要素】（令第 66 条の 2）

ア. 次のいずれかに該当する専門人力

- (1) 緊急救助に関する教育を 50 時間以上履修した者
- (2) 緊急救助に関連する業務に 5 年以上従事者した経歴を有する者
- (3) 当該機関の緊急救助分野と関連する国家資格又は民間資格を有する者

イ. 緊急救助活動に必要な次の施設又は装備

- (1) 緊急救助機関からの災難発生状況や支援要請を受け付け処理する常時運用施設
- (2) 災難発生が発生したとき等に緊急救助機関と連絡する情報通信施設・装備
- (3) 緊急救助支援機関の活動を遂行するために必要な施設・装備
- (4) 上記アの専門人力や必要な施設・設備を輸送する装備

ウ. 災難現場で緊急救助活動を持続的に遂行するために必要な次の物資

- (1) 上記アの専門人力の安全確保及び休息・待機のための物資
- (2) 上記イの施設・装備の運用・維持・補修・整備に必要な物資

エ. 災難現場で上記の専門人力、施設・装備、物資を緊急救助機関と連携して運用するための次の運用体系

- (1) 災難現場での医師の確保・調整の体系
- (2) 災難現場に投入される人力、施設・装備、物資等の状況を迅速に把握し効率的に配置・管理する資源管理体系
- (3) 緊急救助機関との協調体制を維持するための現場指揮体系

⑦ 海上での緊急救助（法第 56 条）

海上での船舶、航空機等の遭難事故に際しては、海洋警察庁長が「水難救護法」等の関係法令により緊急救助活動を行う。この場合、海洋警察庁長は、必要があると認めれば、中央行政機関の長、消防防災庁長に救助隊の支援その他必要な協力要請を行うことができる（要請を受けた機関の長等は要請に応じる義務あり。）。

⑧ 航空機等遭難事故時の緊急救助（法第 57 条）

ア. 航空機遭難事故が発生した場合、消防防災庁長は、搜索及び人命救助のための航空機搜索・救助計画を樹立し施行しなければならない（他の法令に航空機の搜索・救助に関する特別な規定がある場合は、当該規定に従う。）。

イ. また、国防部長官は、緊急救助業務に責任を有する機関の緊急救助活動に対する軍の迅速な支援を行えるよう、次の措置をとらなければならない。

- (1) 探索・救助本部の設置・運用
- (2) 探索・救助部隊の指定及び出動待機体制の維持
- (3) 遭難航空機に関する情報提供

(5) 災難の復旧

① 特別災難地域の宣布（法第 59 条、第 60 条、改正後の法第 60 条）

「特別災難地域」とは、「災難管理基本令に定める災難の発生により国家の安寧及び社会秩序の維持に重大な影響があったり、その災害による被害を効果的に收拾又は復旧するため特別な措置が必要である」地域である。中央対策本部長（安全行政部長官）が、そういう「重大な影響」や「特別な措置の必要性」を認めた場合又は地域対策本部長（市・道知事）からの宣布の建議の要請が妥当であると認めた場合、中央対策本部長が大統領に建議し、大統領が宣布する（中央本部長は、中央委員会の審議を経て大統領に建議）。

これまでに、実際に特別災難地域の宣布が行われたのは、自然災難については 2002 年の台風ルサ等 21 件、人的災難・社会的災難については 1995 年の三豊百貨店崩壊事故（人的災難）等 5 件である（2013 消防防災主要統計 p215）。

なお、特別災難地域の宣布が行われた災難事態は、民防衛法による民防衛事態のひとつの類型である（p200【民防衛事態】参照）。

【災難管理基本令に定める災難】（令第 68 条）

- (1) 自然災難（台風、洪水、津波、地震等）により「災難救護及び災難復旧費用負担基準等に関する規定」（以下、本稿において「災難費用負担基準規定」と記す。）第 5 条第 1 項による国家支援対象被害基準金額の 2.5 倍を超える被害が発生した災難

《国家支援対象被害基準金額》

- ・最近 3 年間の平均財政力指数が 0.1 未満の市・郡・区：18 億ウォン
- ・最近 3 年間の平均財政力指数が 0.1 以上 0.2 未満の市・郡・区：24 億ウォン
- ・最近 3 年間の平均財政力指数が 0.2 以上 0.4 未満の市・郡・区：30 億ウォン
- ・最近 3 年間の平均財政力指数が 0.4 以上 0.6 未満の市・郡・区：36 億ウォン
- ・最近 3 年間の平均財政力指数が 0.6 以上の市・郡・区：42 億ウォン

* 「災難救護及び災難復旧費用負担基準等に関する規定」

災難管理基本法第 66 条による災難復旧事業の財源等に対する国家及び地方自治団体の負担金及び災難支援金の負担基準を定める大統領令（消防防災庁所管）。自然現象により発生した災難（自然災難）に適用される。

* 「財政力指数」

地方交付税法による、基準財政収入額÷基準財政需要額（区の場合は、区の財政調整に関する条例による自治区別調整交付金算定のための基準財政収入額÷基準財政需要額）

- (2) 人為災難（火災、崩壊、爆発、化学生物放射能事故等）及び社会災難（エネルギー、通信、交通、金融等国家基盤体系の麻痺等）のうち、災害が発生した地方自治団体の行政能力や財政能力では災難の收拾が困難で国家的レベルの支援が必要と認められる災難

- (3) その他災難の発生による生活基盤の喪失等激甚な被害の効果的收拾及び復旧のため、

国家的レベルの特別な措置が必要と認められる災難

② 特別災難地域に対する支援（法第 61 条）

特別災難地域として宣布された地域に対しては、国家及び地方自治団体から、災難に対する通常の支援のほか応急対策及び災難救護・復旧に必要な行政上、財政上、金融上、医療上の特別支援が行われる。

ア．自然災難の場合の支援（令第 70 条第 1 項）

(1) 災難費用負担基準規定第 4 条による国家及び地方自治団体の支援

1. 支援の対象となる災難の種類（災難費用負担基準規定第 4 条第 1 項）

《罹災者救護のための支援》

- ・ 死亡者及び失踪者の遺族及び日常生活に支障が生じる程度の負傷を負った者への救護
- ・ 住宅が 50 パーセント以上破損又は流失した者の生計安定のための救護費支援、主たる生計手段である農業、漁業、林業、塩生産業に災害を受けた者の生計安定のための生計支援及び高校生の学資金免除
- ・ 農業経営、漁業経営、山林経営、家畜飼育、塩生産のための資金の融資支援及び償還延期・利子減免、住宅復旧資金の融資支援、地方税等の租税減免等の間接支援

《災難復旧事業のための支援》

- ・ 住宅復旧
- ・ 農耕地、塩田復旧
- ・ 農林施設、農作物、山林作物の復旧
- ・ 畜産物増殖施設の復旧、家畜等の入植
- ・ 漁船、漁網、漁具の復旧
- ・ 水産物の増殖及び養殖施設の復旧、水産生物の入植
- ・ 公共施設の復旧
- ・ 上記以外で中央災難安全対策本部の本部長（中央本部長）が必要と認める被害の復旧

《その他災難対策のための支援》

- ・ 干ばつ地域の各種用水供給等の干ばつ対策費用
- ・ 動員命令（法第 39 条）、応急負担（法第 45 条）の損失補償金
- ・ 中央本部長が災難の予防及び復旧のために必要と認めるゴミ等の処理費用
- ・ その他中央災難安全対策本部会議（本部会議）で決定した支援事項

2. 各種支援の負担額及び負担率（災難費用負担基準規定第 4 条第 2 項、別表 1）

原則、下表の通りである。なお、国庫支援の対象となる被害の規模は、原則として、同一の災難期間に発生した市・郡・区の被害金額（農作物、動産及び工場の被

害金額を除く。)が「国家支援対象被害基準金額」(上記①(1)) 以上の場合のみである(災難費用負担基準規定第5条第1項、第3項)。

《罹災者救護のための支援》

区分		負担額	負担率
死亡者・失踪者・負傷者救護	救護金	消防防災庁長が公示する金額	支援 100%
罹災者救護及び生計支援	応急救護	救護物品支援	支援 100%
	長期救護	消防防災庁長が公示する金額	支援 100%(最初の 70 日間の救護は市・道の災害救護基金から支援)
	生計支援	糧穀 5 かますに該当する金額	支援 100%
	高校生学資金(授業料)免除	6 ヶ月分	支援 100%

《災難復旧事業のための支援》

区分			負担額	負担率
住宅復旧	住宅破損・流失		国土交通部長官が公示する金額	・支援 30% ・融資(国民住宅基金)60% ・自己負担 10%
	住宅浸水		国土交通部長官が公示する金額	支援 100%
	借家人補助		消防防災庁長が公示する金額	支援 100%
	村落基盤造成		基盤造成工事費	・国庫 50% ・地方費 50%
農耕地(塩田を含む。この表において同じ。)復旧	農耕地流失・埋没		関係中央行政機関の長が公示する金額	・支援 60% ・融資 30% ・自己負担 10%
	農耕地買い入れ		買い入れ価格	・国庫 50% ・地方費 50%
農林施設・農作物及び山林作物復旧	農林施設破損・流失		関係中央行政機関の長が公示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	農作物及び山林作物復旧	再度の種播代金	関係中央行政機関の長が公示する金額	・支援 50% ・融資 30% ・自己負担 20%

		農業代金	関係中央行政機関の 長が公示する金額	支援 100%
畜産物増殖施設の 復旧及び家畜 等の入植	畜舎破損・流失		農林畜産食品部長官 が公示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	草地流失・埋没		農林畜産食品部長官 が公示する金額	・融資 70% ・自己負担 30%
	養蚕室破損・流失		農林畜産食品部長官 が公示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	家畜入植		農林畜産食品部長官 が公示する金額	・支援 50% ・融資 30% ・自己負担 20%
	蚕流失・廃死		農林畜産食品部長官 が公示する金額	・支援 50% ・融資 30% ・自己負担 20%
漁船・漁網・漁具 の復旧	40 トン未満の漁船の破損・ 流失		海洋水産部長官が公 示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	40 トン以上の漁船の破損・ 流失		海洋水産部長官が公 示する金額	・融資 70% ・自己負担 30%
	6 千万円未満の漁網・漁具 の破損・流失		海洋水産部長官が公 示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	6 千万円以上の漁網・漁具 の破損・流失		海洋水産部長官が公 示する金額	・融資 70% ・自己負担 30%
水産物増殖・養殖 施設の復旧及び 水産生物等の入 植	水産物増殖・養殖施設の破 損・流失		海洋水産部長官が公 示する金額	・支援 35% ・融資 55% ・自己負担 10%
	水産生物等の入植		海洋水産部長官が公 示する金額	・支援 50% ・融資 30% ・自己負担 20%
公共施設の復旧	国家管理施設(国道、鉄道、 河川、防潮堤等)		復旧に要する金額	国庫 100% 但し国家が 直接管理しない国家指 定文化財は国庫 70%、 地方費 30%

	地方公共施設(地方道、地方河川、公立学校施設等)		復旧に要する金額	・国庫 50% ・地方費 50%
	その他の公共施設	地方自治団体管理小規模施設、小規模漁港等	復旧に要する金額	地方費 100%
		韓国農漁村公社水利施設	復旧に要する金額	・国庫 70% ・地方費 30%
		私有林	復旧に要する金額	・国庫 50% ・地方費 50%
		水産施設(流通施・製造設等)	復旧に要する金額	・国庫 50% ・地方費 50%
		私立学校	復旧に要する金額	・国庫 50% ・地方費 50%

《その他災難対策のために必要な支援》

区分	負担額	負担率
干ばつ対策	水源確保及び供給のための事業に要する費用及び揚水・給水装備購入費	・国庫 50% ・地方費 50%
損失補償金	損失補償決定金額	・国庫 50% ・地方費 50%
特別災難地域の応急復旧	資材代及び装備費	・国庫 50% ・地方費 50%
ゴミ等の処理費用	処理に要する金額	国庫 100%

(2) 災難費用負担基準規定第7条による国家の超過支援

災難救護及び災難復旧に係る国庫負担率を基に算定された地方費負担総額が、上記① (1)の「国家支援対象被害基準金額」の金額の2.5倍を超える場合、次の基準により算定される金額が国庫より超過支援される(災難費用負担基準規定別表2及び別表3)。

1. 国庫の超過支援基準

判断基準	等級別区分	追加支援額基準
特別自治市・特別自治道・市・郡・区の最近3年間平均財政力指数	0.1未満	(特別自治市・特別自治道・市・郡・区の地方費総負担額－45億円)×国庫追加支援率
	0.1以上0.2未満	(特別自治市・特別自治道・市・郡・区の地方費総負担額－60億円)×国庫追加支援率

	0.2 以上 0.4 未満	(特別自治市・特別自治道・市・郡・区の地方費総負担額－75 億円) × 国庫追加支援率
	0.4 以上 0.6 未満	(特別自治市・特別自治道・市・郡・区の地方費総負担額－90 億円) × 国庫追加支援率
	0.6 以上	(特別自治市・特別自治道・市・郡・区の地方費総負担額－105 億円) × 国庫追加支援率

2. 国庫追加支援率算定方法

国庫追加支援率＝最近 3 年間平均財政力指数に応じた追加支援率（下記 a）×0.9
 ＋災害予防努力指数に応じた追加支援率（下記 b）×0.1
 ＋消防防災庁長が定める加減率（下記 c）

a. 財政力指数に応じた追加支援率

最近 3 年間平均財政力指数	追加支援率
0.1 未満	80 パーセント
0.1 以上 0.2 未満	77 パーセント
0.2 以上 0.3 未満	74 パーセント
0.3 以上 0.4 未満	71 パーセント
0.4 以上 0.5 未満	68 パーセント
0.5 以上 0.6 未満	65 パーセント
0.6 以上 0.7 未満	62 パーセント
0.7 以上 0.8 未満	59 パーセント
0.8 以上 0.9 未満	56 パーセント
0.9 以上 1.0 未満	53 パーセント
1.0 以上	50 パーセント

b. 災害予防努力指数に応じた追加支援率

災害予防努力指数	追加支援率
0.1 未満	50 パーセント
0.1 以上 0.2 未満	53 パーセント
0.2 以上 0.3 未満	56 パーセント
0.3 以上 0.4 未満	59 パーセント
0.4 以上 0.5 未満	62 パーセント
0.5 以上 0.6 未満	65 パーセント
0.6 以上 0.7 未満	68 パーセント
0.7 以上 0.8 未満	71 パーセント
0.8 以上 0.9 未満	74 パーセント

0.9 以上 1.0 未満	77 パーセント
1.0 以上	80 パーセント

* 災害予防努力指数は、最近 3 年間の平均災害予防事業投資率及び災難管理基金確保率等を反映し、次のように計算される。

・ 災害予防努力指数＝災害予防事業投資率×0.9＋災難管理基金確保率×0.1

・ 災害予防事業投資率＝災害予防事業投資費÷普通税

・ 災難管理基金確保率＝確保額÷法定積立額

・ 災害予防事業投資費は、河川関連事業費、下水道整備費、災害危険地区整備費、災害常習地改善事業費、貯水池改修及び補修費等をいう

c. 消防防災庁長が定める加減率：災難管理体系（法第 29 条第 1 項）等の評価結果、自然災害の予防・復旧及び対策に対する評価、中央本部長の指揮に対する市・郡・区災難安全対策本部の本部長の履行程度等を考慮して消防防災庁長が定める

(3) 医療、防疫、防除及びゴミ収去活動に対する支援

(4) 「災害救護法」による義援金品の支援

(5) 農漁業者の営農営漁施設・運転資金及び中小企業の施設・運転資金の優先融資、償還猶予、償還期間延長及び利子減免、中小企業に対する特例保証等の支援

(6) その他災難応急対策の実施と災難の救護、復旧のための支援

イ. 人為災難及び社会災難の場合の国家の支援（令 70 条第 3 項）

国家は、当該特別災難地域の災難を収拾する地方自治団体の財政能力及び被害の規模を考慮し、地方自治団体が行う行政、財政、金融、医療に関する次の支援に必要な費用の一部を支援することができる。

(1) 災難により死亡又は失踪した者の遺族及び負傷を負った者に対する支援

(2) 被害を受けた住民の生計安定のための支援

(3) 被害地域の復旧に必要な支援

(4) 医療、防疫、防除及びゴミ収去活動に対する支援

(5) 農漁業者の営農営漁施設・運転資金及び中小企業の施設・運転資金の優先融資、償還猶予、償還期間延長及び利子減免、中小企業に対する特例保証等の支援

(6) その他中央本部長が必要と認める支援

（6）財政及び補償等

① 費用負担の原則（法第 62 条、法第 63 条、改正後の法第 63 条）

災難管理に要する費用は、他の法律に特別の規定がある場合を除き、災難管理基本法及び同法に規定する「安全管理計画」に従い、その執行に責任を有する者が負担する（市・道知事、市長・郡守・区庁長が、他の災難管理責任機関が本来行うべき災難の応急措置を

行った場合（法第 46 条）は、本来応急措置を行うべき災難管理責任機関が費用を負担）。

また、他の市・郡・区からの応援（法第 44 条）、市・道知事や地域統制団長等による応急措置（法第 46 条、第 48 条）を受けた場合は、その応援等を受けた市・郡・区がそれに係る費用を負担する（但し、応援、応急措置により他の地方自治団体が利益を受けた場合は、受益の範囲内で当該利益を受けた地方自治団体が費用を負担）。

② 損失補償等（法第 64 条、法第 65 条）

国家又は地方自治団体は、動員命令（法第 39 条）、応急負担（法第 45 条）により生じた損失を補償しなければならない。

また、災難発生時に緊急救助活動又は応急対策・復旧等に参画したボランティア、応急措置従事命令（法第 45 条）を受けた者及び緊急救助活動（法第 51 条）に参画した民間緊急救助支援機関の緊急救助支援要員が、応急措置や緊急救助活動を行い負傷を負った場合は治療を行い、死亡又は身体に障害を負った場合は、その遺族又は障害を負った者に補償金が支給される。

これらの治療（現物又は治療費実費）や補償金の支給は、国家（災難が国家の業務又は施設に関係する場合）又は地方自治団体（災難が地方自治団体の業務又は施設に関係する場合）が負担する。その負担基準は、「義死傷者等礼遇及び支援に関する法律」が準用される。同法律（第 8 条及び同法施行令第 12 条）によれば、補償金は、統計庁が発表する「家計調査統計の全世帯家計消費支出額等を考慮し、義死傷者の義による犠牲と負傷の程度に相応する」水準とされ、死亡した場合の補償金額を毎年度保健福祉部長官が決定し公示する。負傷の場合は、その金額を基準として負傷の等級に応じて割り落としの率を乗じた金額とされる（1 級 [100/100] ～9 級 [5/100]）。

③ 国庫補助等（法第 66 条、改正後の法第 66 条）

費用負担の原則は、上記①及び②のとおりであるが、国家は、災難管理の円滑な実施のため、災難管理令の定めるところにより費用の全部若しくは一部を負担し又は地方自治団体その他の災難管理責任機関に対し補助することができる。

また、国家及び地方自治団体は、罹災者の生計安定のための次の支援を行うことができる。

- (1) 罹災者〔死亡者、失踪者、負傷者等被害住民〕の救護
- (2) 中学生及び高校生〔高校生〕の学資金免除
- (3) 農業、林業、漁業資金の〔融資、〕償還期間延長及び利子の減免〔、中小企業及び小商工業者資金融資〕
- (4) 政府糧穀の無償支給〔削除〕
- (5) 借家人補助等生計安定支援
- (6) 国税、地方税、健康保険料、年金保険料、通信料金、電気料金等の軽減又は納付猶予等の間接支援

(7) 主生計手段である農業、漁業、林業、塩生産業に被害を負った場合の該当施設の復旧のための支援

(8) 公共施設被害に対する復旧事業費支援

(9) その他中央災難安全対策本部会議が決定した事項

④ 災難管理基金の積み立て（法第 67 条）

地方自治団体は、災難管理に要する費用に充当するための、毎年、災難管理基金を積み立てなければならない。毎年度の最低積立額は、直近 3 年間の地方税法による普通税の収入決算額の平均年額の 100 分の 1 に相当する金額である。運用益は全額基金に組み入れられる。

基金の用途は、次の項目の範囲内で地方自治団体の条例で定められる（令第 74 条）。

ア．自然災害関連

- (1) 公共分野の災難予防活動
- (2) 自然災害対策法に定める災難の予報・警報施設の設置
- (3) 国家又は地方自治団体が所有又は管理する被災施設の応急復旧又は緊急措置
- (4) 地方自治団体の緊急救助能力拡充事業
- (5) 退避命令又は退去命令に従う住民に対する貸出住宅への移転支援及び住宅賃貸費用融資
- (6) 災難の原因分析及び被害軽減等のための調査・研究
- (7) 被災者に対する心理的安定及び社会適応のための相談活動

イ．社会的災難関連

- (1) 感染症又は家畜伝染病の拡散防止のための緊急対応及び応急復旧

⑤ 改正後の法では、新たに次の条文が設けられた。

- ・ 安全文化振興のための施策の推進（改正後の法第 66 条の 2）
- ・ 安全点検の日等（改正後の法第 66 条の 3）
- ・ 安全管理憲章（改正後の法第 66 条の 4）
- ・ 国民に対する安全教育の実施（改正後の法第 66 条の 5）
- ・ 安全教育専門人力の養成等（改正後の法第 66 条の 6）
- ・ 安全情報の構築・活用（改正後の法第 66 条の 7）
- ・ 安全指数の公布（改正後の法第 66 条の 8）
- ・ 地域祝祭開催時の安全管理措置（改正後の法第 66 条の 9）
- ・ 安全事業地区の指定及び支援（改正後の法第 66 条の 10）

Ⅷ 民防衛

1. 民防衛とは

「民防衛」とは、敵の侵攻や国又は一部の地域の安寧及び秩序が危機に瀕する災難（民防衛事態）から住民の生命、財産を守るため、政府の指導下で住民が遂行しなければならない防空、応急的防災・救助・復旧及び軍事作戦上必要な労力支援等のすべての自衛的活動をいう（民防衛基本法第2条第1項）。なお、民防衛の活動は非軍事的活動であり、非戦闘装備・器具を用いるものである（民防衛のために使用される装備等については p203～を、また、民防衛隊員の服制等については p213～を参照）。

民防衛基本法は、「戦時・事変又はこれに準ずる非常事態や国家的災難から住民の生命と財産を保護するために、民防衛に関する基本的な事項と民防衛隊の設置・組織・編成と動員等に関する事項を規定」（民防衛基本法第1条）する法律であり、安全行政部が所管している。

【民防衛事態】（民防衛基本法第2条第1項各号）

- ア. 戦時・事変又はこれに準ずる非常事態
- イ. 統合防衛法第2条第3号による統合防衛事態（敵の浸透、挑発やその脅威の度合いに対応して宣布する段階別（甲種～丙種）の危機事態）
- ウ. 「災難及び安全管理基本法」第36条第1項による災難事態宣布又は同法第60条第1項による特別災難地域宣布等の国家的災難その他安全行政部長官が定める災難事態

なお、本法律は、1975年7月に制定されたものであるが、「民防衛」という活動が始まったのは、韓国戦争中の1951年である（1951年1月に戒厳令司令部に民防衛総司令部創設、同月26日に民防空業務が内務部治安局へ移管等〔国家災難情報センターの「民防衛」のホームページ〕）。

国家災難情報センターの「民防衛」のホームページでは、次のように記載されている。

①「導入の背景」

安保的側面

- ・1975年4月、ベトナム敗亡、ラオス、カンボジアの共産化等インドシナ事態の教訓
- ・軍事的要因よりは、政治、経済、社会的分裂により敗亡

災害/災難対応側面

- ・都市化、産業化及び気象異変による災難の増加
- ・国民の安全に対する欲求増大及び経済的損失の最小化

②「民防衛制度の必要性」

- ・国家の存立を維持していく過程において多くの試練と挑戦に絶え間なくさらされるものであり、これを賢明に退け克服するときのみ生存が維持され繁栄を期することができること
- ・民防衛は、戦争の有無、すなわち戦時・平時に関係なく、人間が生存し集団を形成している限り、換言すれば、人間社会で諸般の災難が起きる可能性が存在する限り永遠に必要である無限性を有しており、従って、先進諸国もそれぞれに応じた民防衛制度を組織、

運用していること

2. 民防衛の活動

民防衛基本法（以下、本稿で「民防衛法」と記す。）は、41 箇条の条文から構成されている（章、節等の柱建はなされていない。）。同法は、まず民防衛に係る国家、地方自治団体及び国民の義務を規定する（民防衛法第 3 条）とともに、組織、計画、隊の編成、訓練、動員等について規定を設けている。

（1）運営組織

① 中央民防衛協議会（民防衛法第 6 条）

- ・機能：民防衛に関する国家の重要政策の審議
- ・委員長：国務総理（庶務は安全行政部が所管）
- ・副委員長：安全行政部長官
- ・委員：大統領令で定める者

ア．企画財政部長官、未来創造科学部長官、教育部長官、外交部長官、統一部長官、法務部長官、国防部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、産業通商資源部長官、保健福祉部長官、環境部長官、雇用労働部長官、女性家族部長官、国土交通部長官、海洋水産部長官

イ．国家情報院長

ウ．国家報勲処長、警察庁長、消防防災庁長、海洋警察庁長、原子力安全委員会委員長

エ．その他委員長が指定する機関及び団体の長

- ・必要により分科委員会が設置される。大統領令が定める分科委員会とその委員長は次のとおり。

民防衛企画委員会（消防防災庁長）

災難対策委員会（消防防災庁長）

災難救護対策委員会（保健福祉部長官）

農業災難対策委員会（農林畜産食品部長官）

放射能災難対策委員会（未来創造科学部長官）

② 地域民防衛協議会（民防衛法第 7 条）

- ・機能：民防衛業務に関する必要な事項の審議
- ・各級地域民防衛協議会には諮問委員若干名を置くことができる。

ア．特別市・広域市・道民防衛協議会（市・道協議会）

- ・委員長：市・道知事

- ・委員：市・道教育監、地方検察庁検事長、地域内軍部隊の地域司令官、国家情報院市・道支部長、地方兵務庁長、市・道議会議長が推薦する議会議員 1 名、市・

道在郷軍人会長、民防衛担当の 4 級以上の公務員中委員長が指名する者、地方警察庁長、国の地方機関の長又は民防衛に関する学識経験が豊富な者から委員長が指名又は委嘱する者

イ. 市・郡・区民防衛協議会（市・郡・区協議会）

- ・委員長：市長・郡守・区庁長
- ・委員：教育長、地方検察庁支庁長又は支庁長が指名する検事、国家情報院の担当要員、警察署長、市・郡・区議会議長が推薦する議会議員 1 名、市・郡・区在郷軍人会長、地域内の軍部隊長、民防衛担当の 5 級以上の公務員中委員長が指名する者、民防衛に関連する機関の長又は民防衛に関する学識経験が豊富な者から委員長が指名又は委嘱する者

ウ. 邑・面・洞民防衛協議会（邑・面・洞協議会）

- ・委員長：邑・面・洞長
- ・委員：警察署の支署又は派出所の長、予備軍指揮権を持つ軍部隊長が指定する予備軍中隊長 1 名、民防衛に関する学識経験が豊富な者から委員長が指名又は委嘱する者

③ 総括及び執行機関等

- ・国務総理は、安全行政部長官の補佐を受けて民防衛に関する事項を総括・調整し、各中央官署（中央行政機関）の長は、政府組織法上の所管業務を執行する（民防衛法第 8 条）。
- ・各機関間の協力（民防衛法第 9 条）
 1. 民防衛状況における各中央官署の長から消防防災庁長に対する民防衛隊の動員要請
 2. 緊急を要する場合の地方行政機関の長、軍部隊の長から管轄の市・道知事、市長・郡守・区庁長に対する直接の民防衛隊の動員要請
 3. 消防防災庁長から関係中央行政官署の長、公共団体等（公共団体、社会団体その他民間事業体）の長に対する協力要請
 4. 市・道知事、市長・郡守・区庁長から地方行政機関の長、公共団体等の長に対する協力要請

（２）民防衛計画

民防衛計画には、基本計画、執行計画、市・道計画、市・郡・区計画の 4 種類がある。

① 基本計画（民防衛法第 11 条）

- ア. 国務総理が民防衛に関する基本指針を作成して関係中央官署の長に示達し、中央官署の長はこの基本指針に従い、所管の民防衛業務に関する「基本計画案」を作成。これを安全行政部長官と協議したのち国務総理に提出
- イ. 国務総理は、提出を受けた基本計画案を総合し、中央民防衛協議会の審議を経て「基本計画」を作成する。同計画は、国務会議の審議を経た後、大統領の承認を受け確定する。確定した基本計画は関係中央官署の長に示達される。

② 執行計画（民防衛法第 12 条）

- ア. 中央官署の長は、基本計画に従い、所管の民防衛業務に関する「執行計画」を作成する。同計画は、安全行政部長官と協議した後、国務総理の承認を得て確定する。
- イ. 確定した執行計画は、中央官署の長から市・道知事及び指定行政機関の長（所属の地方行政機関の長、公共団体・社会団体の長、民防衛上重要な施設の管理者）に示達される。
- ウ. 指定行政機関の長は、執行計画に合わせ「細部執行計画」を作成する。同計画は、管轄の市・道知事と協議した後、所属中央官署の長の承認を得て確定する。

③ 市・道計画（民防衛法第 13 条）

- ア. 市・道知事は、執行計画に従い、「市・道計画」を作成する。同計画は市・道協議会の審議を経て確定され、安全行政部長官に報告される。
- イ. 確定した市・道計画は、市長・郡守・区庁長に示達される。

④ 市・郡・区計画（民防衛法第 14 条）

- 市長・郡守・区庁長は、市・道計画に従い「市・郡・区計画」を作成する。同計画は市・郡・区協議会の審議を経て確定され、市・道知事に報告される。

* 民防衛法による「民防衛計画」と災難管理基本法による「執行計画」、「市・道安全管理計画」、「市・郡・区安全管理計画」（災難管理基本法第 23 条、第 24 条、第 25 条）の関係については、災難管理基本法によるこれらの計画は、民防衛計画中の「災難管理分野の計画」とみなされる（災難管理基本法第 22 条第 7 項）。

（３）民防衛の準備

- ① 中央官署の長、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、民防衛計画に従い、次の民防衛準備を行わなければならない（民防衛法第 15 条第 1 項）。

ア. 待避壕等非常待避施設の設置（第 1 号）

待避壕については、地下室、地下階、地下駐車場等が近隣に構築されていない場合に限る（民防衛基本法施行規則（以下、本稿において「民防衛則」と記す。）第 9 条第 1 項第 1 号）。

イ. 消防及び防空設備の備置及び整備（第 2 号）

消防及び防空装備（民防衛則第 9 条第 1 項第 2 号）

1. 消防装備

消火器、水バケツ、消火水桶、乾燥砂、シャベル等消火及び鎮火に必要な装備

2. 警報装備

サイレン、屋内放送施設、拡声器、非常ベル、有線警報装備、優先警報装備、衛星警報装備、放送連結装備、主要機関連結装備その他民防空警報伝達に必要な施

設及び装備

3. 灯火管制施設

カーテン・灯屏風等の遮光装置、屋内外の消灯装置、公園等の消灯装置及び公衆電話ブース等の消灯装置)

ウ. その他必要な物資の備蓄、施設及び装備の設置・整備 (第 3 号、民防衛基本法施行令 (以下、本稿において「民防衛令」と記す。) 第 15 条)

(1) 応急復旧に必要な物資、施設、装備 (民防衛令第 15 条第 1 号、民防衛則第 9 条第 2 項第 1 号)

1. 物資

かます、布袋、縄、ビニールひも、木材、服、木杭その他応急復旧に必要な物資

2. 装備

手押し車、シャベル、つるはし、のこぎり、梃子台、金槌兼用釘抜き、ハンマー、ペンチその他工具

(2) 化学生物放射能対備並びに医療及び救護のために必要な物資、施設、装備 (民防衛令第 15 条第 2 号、民防衛則第 9 条第 2 項第 2 号)

1. 化学生物放射能対備

防毒マスク、探知装備 (探知キット等)、保護物資、解毒剤、皮膚解毒剤、汚染標板、地域除毒物資・装備その他化学生物放射能救護及び緊急除毒に必要な代替物資・装備等

2. 医療物資

非常救急嚢、担架、木製寝台

(3) 地下揚水施設又はこれに替わる施設 (民防衛令第 15 条第 3 号、民防衛則第 9 条第 2 項第 3 号)

地下揚水施設、給水タンク、簡易濾過槽、非常発電機等非常給水に必要な施設

(4) その他偽装施設・物資、防護施設等民防衛準備のために必要なもの (民防衛令第 15 条第 4 号、民防衛則第 9 条第 2 項第 3 号)

1. 偽装施設・物資

偽装網、偽装ペイント、偽装樹木、警戒照明

2. 防護施設

防護壁、砂袋

3. 退避用施設

懐中電燈、ろうそく、石油灯、マッチ、ライターその他照明に必要な物資

4. 四塩素酸カルシウム、塩素酸カルシウムその他消毒及び防毒物資

○民防衛の施設、装備の整備状況 (消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p21～)

《待避施設》

・総所要規模: 38,475 m² (邑以上居住 46,615 千人対象、4 人で 3.3 m²を基準)

・確保済み：23,755 箇所、103,789 ㎡（確保率：269.9%）

区 分	計	政 府 支 援	公 共 用 指 定
箇 所	23,755 箇所	322 箇所	23,433 箇所
規 模	103,789 千㎡	99 千㎡	103,690 千㎡

《主な装備》

〔単位：個〕

品 目	確 保 量			
	計	統・里民防衛隊	職場民防衛隊	技術支援隊
合 計	234,210	137,920	85,979	10,311
電子メガホン	47,865	34,374	11,624	1,867
指揮用アンプ	9,587	4,639	4,560	368
応急処置セット	34,282	20,213	12,637	1,432
患者用担架	27,863	16,436	10,222	1,205
携帯用照明灯	66,096	32,184	31,401	2,511
交通信号棒	48,517	30,074	15,535	2,908

② 中央官署の長、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、住居用戸建て住宅以外の次の建築物、施設物の所有者、占有者、管理者に対し、上記ア.の民防衛準備を命じることができる（民防衛法第15条第2項）。

(1) 地下階のある建築物

(2) 消防施設・安全管理法により消防施設を設置・維持・管理しなければならない特定消防対象物である建築物及び施設、消防基本法による火災警戒地区にあつて消防用水施設等を設置しなければならない建築物及び施設

(3) その他民防衛則で定める建築物及び施設

③ 中央官署の長、市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、上記①及び②の施設、装備、物資の位置及び活用方法を地域住民に知らせるための必要な措置を取らなければならない（民防衛法第15条第3項）。

また、市長・郡守・区庁長は、上記①及び②の施設、装備、物資を周期的に点検して市・道知事に報告し、市・道知事はこれを総合して消防防災庁長に報告しなければならない。報告を受けた消防防災庁長は、整備又は更新が必要と認める施設、装備等に対しては整備又は更新に必要な費用の全部又は一部を支援することができる（民防衛法第15条の2）。

（４）民防衛隊

① 民防衛隊の組織（民防衛法第18条）

民防衛隊は、20歳になる年の1月1日から40歳になる年の12月31日までの大韓民国国

民男性で下記の者以外の者で組織される（但し、志願すれば前記の者以外の男性及び女性も民防衛隊員となることができ、また、「戦時・事変又はこれに準ずる非常事態」が生じた場合、「20歳になる年の1月1日から50歳になる年の12月31日までの大韓民国国民男性」まで拡大され得る。）。

- (1) 国会議員
- (2) 地方議会議員
- (3) 教育委員会の教育委員
- (4) 警察公務員
- (5) 消防公務員
- (6) 矯正職公務員
- (7) 少年保護職公務員
- (8) 軍人
- (9) 軍務員
- (10) 郷土予備軍人
- (11) 灯台員
- (12) 請願警察
- (13) 義勇消防隊員
- (14) 駐韓外国軍部隊の雇用員
- (15) 遠洋漁船又は外航船の船員で年6か月以上乗船する者
- (16) 「島嶼・僻地教育振興法」による島嶼僻地で勤務する教員
- (17) 現役兵入営対象者（社会服務要員召集対象者を含む。）
- (18) その他次の者（具体的範囲は民防衛令で定められている。）

学生（大学生、高校生等）、公共職業能力開発訓練生（公共職業訓練施設で1年以上訓練を受ける者）、心身障害者、慢性虚弱者

② 民防衛隊編成（民防衛法第19条）

民防衛隊は、住所地を単位とする「地域民防衛隊」及び職場を単位とする「職場民防衛隊」で編成される（隊員が20人未満の小規模民防衛隊は、近隣等他の民防衛隊と統合して編成可能）。また、2以上の民防衛隊が共同で対処することが効率性の点などから必要な場合は、「連合民防衛隊」が編成されることがある。

なお、地域民防衛隊員及び職場民防衛隊員は、重複して編成されることはなく、隊員は地域民防衛隊（下記の統・里民防衛隊、民防衛技術支援隊）又は職場民防衛隊のいずれかに属することになる。

ア．地域民防衛隊

韓国の基礎自治体である市・郡・区の下部行政組織である「統」、「里」単位とする「統・里民防衛隊」と、市・郡・区を単位とする「市・郡・区民防衛技術支援隊（民防衛技術支援隊）」に区分される。

＊韓国の基礎自治体である市・郡・区の下部行政機構には、「邑」、「面」、「洞」と呼ばれるものがあるが、さらにその下部機構として、「邑」、「面」の下には「里」が、「洞」の下には「統」がある。最小の単位は「班」であるが、「20～40 世帯でひとつの班を構成し、6～8 の班でひとつの統を構成する」（「韓国の地方自治」（財団法人自治体国際化協会発行）p17）とされる。

(1) 統・里民防衛隊

- ・その統・里に居住する上記①の者で編成される。
- ・隊長は、統長、里長である（但し、民防衛事態発生時には、統長、里長が 65 歳以上の高齢、心身虚弱等の事由で現場指揮が困難と判断される場合は、邑、面、洞長が指定する者が隊長となる。）。

(2) 民防衛技術支援隊

- ・水防、防空、医療、電気、通信、土木、建築、化学生物放射能等の技術を有する民防衛隊員のなかから邑・面・洞長又は、職場民防衛隊長の推薦を受け、市長・郡守・区庁長が選抜した者で編成される。
- ・民防衛技術支援隊は、地域の民防衛事態を住民が自ら予防することができる適正な規模で編成することとされ、また、災難管理基本法による「市・郡・区災難安全対策本部」と相互に協調しなければならない（民防衛令第 20 条）。
- ・隊長は、市長・郡守・区庁長である。

イ．職場民防衛隊

- ・下記の職場は職場民防衛隊を置かなければならない。
 1. 国家及び地方自治団体の機関
 2. 公共機関及び企業体（小学校、中学校、高等学校、韓国銀行、「公共機関の運用に関する法律」に定める公共機関、政府出資機関、「地方公企業法」による地方公企業、防衛産業体、「非常対備資源管理法」による重点管理対象企業体等）
- ・隊長は、職場の長である（但し、国家機関、市・道、市・郡・区の場合、職場の長は、当該職場で民防衛の業務を総括する部署の長を職場民防衛隊の長に指定することができる。）。

○ 民防衛隊の編成現況（2013 年 1 月 1 日現在）は次の通りである（消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p12～）。民防衛隊の約 9 割が地域民防衛隊（統・里民防衛隊及び民防衛技術支援隊）であり、また、約 1 割に相当する職場民防衛隊中その約 8 割は国家機関、学校、地方公企業・政府投資機関等において組織されているものである。隊の規模別にみると 30 人以下の少人数の隊が全体の半分程であるが、数百人以上の隊も少数ながら存在している。構成員としては 30 歳～40 歳の青年・壮年層が大部分である。隊数及び隊員数の経年推移をみると、隊数は概ね横這い傾向であるが、隊員数はここ 10 年程で約 4 割減少している。

《隊数及び隊員数》

〔単位：人〕

区 分	人数総計 (A+B)	義務者 (A)	志願者 (B)		
			計 (C+D)	男性 (C)	女性 (D)
総 計 (84, 237 隊)	3, 752, 401	3, 623, 421	128, 980	72, 770	56, 210
隊 長	84, 171	2, 210	82, 027	42, 251	39, 776
隊 員	3, 668, 164	3, 621, 211	46, 953	30, 519	16, 434
統・里民防衛隊 (74, 817 隊)	3, 304, 873	3, 228, 975	75, 898	34, 041	41, 857
民防衛技術隊支援 (244 隊)	20, 584	15, 377	5, 207	196	5, 011
職場民防衛隊 (9, 106 隊)	426, 944	379, 069	47, 875	38, 533	9, 342

《規模別現況》

〔単位：隊〕

計	30 人以下	31～50 人	51～100 人	101～300 人	301～500 人	501～ 1000 人	1001 人 以上
84, 237 隊 (100%)	38, 903 (46. 18%)	19, 175 (22. 76%)	20, 567 (24. 42%)	5, 286 (6. 28%)	179 (0. 21%)	75 (0. 09%)	52 (0. 06%)

《年齢別現況》

〔単位：人〕

計	20 歳以下	21～25 歳	26～30 歳	31～35 歳	36～40 歳	40 歳以上
3, 752, 401 人 (100%)	21, 012 (0. 56%)	61, 954 (1. 65%)	97, 264 (2. 59%)	1, 623, 381 (43. 26%)	1, 831, 874 (48. 82%)	116, 916 (3. 12%)

《職場民防衛隊》

〔単位：隊、人〕

計	計	国家機関・ 学校等	地方公企業・政 府投資機関等	防衛産業体	公共組合	私企業
隊 数 (隊)	9, 001 (100%)	6, 269 (69. 6%)	866 (9. 6%)	59 (0. 7%)	171 (1. 9%)	1, 636 (18. 2%)
隊員数 (人)	426, 944 (100%)	123, 773 (29. 0%)	39, 123 (9. 2%)	6, 093 (1. 4%)	4, 786 (1. 1%)	253, 169 (59. 3%)

《隊数・隊員数の推移》

〔単位：隊、人〕

区 分	隊 数		隊員数		志願者
	隊数	増減	隊員数	増減	
2013 年	84, 237	66	3, 752, 401	△37, 722	128, 980
2012 年	84, 171	615	3, 790, 123	△87, 074	129, 566
2011 年	83, 556	398	3, 877, 197	△54, 538	129, 331
2010 年	83, 158	△2, 680	3, 931, 735	△58, 855	130, 641
2009 年	82, 248	△994	3, 990, 589	△101, 017	49, 782
2008 年	85, 242	△2, 322	4, 091, 606	△230, 618	53, 979
2007 年	87, 564	△1, 945	4, 322, 224	△2, 017, 521	53, 139
2006 年	89, 509	1, 471	6, 339, 745	△111, 278	40, 573

2005 年	88,038	△975	6,451,023	14,604	50,923
2004 年	89,013	△836	6,436,419	197,727	49,731
2003 年	89,849	221	6,238,692	△42,011	50,880
2002 年	89,623	△551	6,280,703	△27,428	51,248

③ 編成手続き等（民防衛法第 20 条）

ア. 民防衛隊は、邑・面・洞長及び職場民防衛隊長が、住民登録票その他民防衛隊編成対象者であることを確認することができる書類に基づき、職権により編成する。

なお、民防衛隊員から除外される事由がある者又はそのことが証明された者は、居住地の邑・面・洞長又は職場民防衛隊長に申告する。また、職場民防衛隊長は、所属の民防衛隊員が退職したときや新たに隊員として編入された者があるときは、邑・面・洞長に申告しなければならない。具体的には、

- (1) 邑・面・洞長は、民防衛隊に新たに編入される者に対しては、民防衛隊員の義務が発生する年の前年度の 12 月 31 日までに編入措置を終え、転入者、退職者に対しては住民登録転入申告又は職場民防衛隊長の申告により直ちに民防衛隊への編入措置を行う。
- (2) 民防衛隊員から除外される事由がある者又はそのことが証明された者は、その事由が発生し又は証明された日から 14 日以内に邑・面・洞長に申告しなければならない。
- (3) 職場民防衛隊長は、所属の隊員が退職したとき又は職場の民防衛隊に新たに編入された者があるときは、その事由が発生した日から 14 日以内に邑・面・洞長に申告しなければならない。

イ. 民防衛隊を編成した結果は、邑・面・洞長からは統・里民防衛隊長に通知され、また、職場民防衛隊長からは市長・郡守・区庁長に申告される。

ウ. 民防衛隊員に対しては、それぞれ居住する邑・面・洞長又は所属する職場民防衛隊長が、毎年、民防衛隊を編成した後、民防衛隊を編成した事実、所属及び任務等を知らせる。

エ. 民防衛技術支援隊員の選抜結果は、市長・郡守・区庁長から、遅滞なく邑・面・洞長又は職場民防衛隊長に通知される。

④ 民防衛隊の指揮・監督（民防衛法第 21 条）

ア. 民防衛隊は、それぞれの隊長が指揮する。

イ. 邑・面・洞長は、管内の統・里民防衛隊長を指揮・監督する。

ウ. 市長・郡守・区庁長は、管内の職場民防衛隊長を指揮・監督する。

エ. 連合民防衛隊が編成された場合において、民防衛事態が発生し又は発生する恐れがあるときの民防衛隊の活動に関しては、連合民防衛隊長が、邑・面・道長又は市長・郡守・区庁長の命令を受け、所属民防衛隊を指揮する。

オ. 民防衛隊の運用に関しては、市長・郡守・区庁長は、邑・面・道長を指揮・監督し、

市・道知事は市長・郡守・区庁長を指揮・監督し、消防防災庁長は市・道知事を指揮・監督する。

(5) 教育訓練

① 民防衛隊員に対する教育訓練（民防衛法第 23 条、第 24 条）

ア. 民防衛隊員は、年 10 日間、合計 50 時間の範囲で民防衛に関する教育及び訓練を受けなければならない。この場合、民防衛隊の幹部要員並びに技術及び技能要員（民防衛隊要員）に対しては、必要に応じ、教育及び訓練機関を延長することができ、また転地教育訓練を行うことができる。教育訓練の内容は次の通りである。

《教育訓練内容》（消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p15～）。

- ・ 1 年次隊員：年間 4 時間の集合教育（基本教育、安全保障教育、実戦訓練）
 - ・ 2 年～4 年次隊員：年間 4 時間の集合教育（安全保障教育、実戦訓練）又は民防衛訓練参加
 - ・ 5 年次以上の隊員：年 1 回非常招集訓練（1 時間）
- * 実戦訓練は、毎年全国 4 か所程度の実戦体験訓練場を設け実施される。

なお、以下の者は教育及び訓練を免除されることができる。免除されようとする者は、所属の民防衛隊長を経由して邑・面・洞長（職場民防衛隊員、技術支援隊員の場合は、市長・郡守・区庁長）の承認を得ることが必要である（但し(3)の場合は職権による免除も可）。

- (1) 禁固以上の刑に服している者
- (2) 3 ヶ月以上外国に旅行又は在留している者
- (3) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合、その災害の予防、応急対策又は復旧活動に参加している者で消防防災庁長が指定する者
- (4) 医療、電気、通信その他民防衛と関連する特殊技能所持者で消防防災庁長が指定する者（当該特殊技能に関する教育訓練のみ免除可）
- (5) 身体障害、冠婚葬祭、災害その他のやむを得ない事由があり、その事由が教育訓練終了時まで消滅しない者

上記の者は、免除される事由が消滅したときは、消滅した日から 7 日以内に所属民防衛隊長を経由して、邑・面・洞長（職場民防衛隊員、技術支援隊員の場合は、市長・郡守・区庁長）にその事実を申告しなければならない。

《2012 年度民防衛教育現況》

〔単位：人〕

区分	教育対象	参加実績				免除	不参加
		計	基本	1 次補充	2 次補充		
計	3, 215, 920	3, 181, 554	2, 233, 720	512, 226	435, 608	441, 458	34, 366

（消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p15）

イ. 教育訓練の実施は、隊員本人に対する通知書により伝達される（本人がいない場合は、地域民防衛隊のにあつては世帯主又は家族の中の成年の者に、職場民防衛隊にあつては職場の長に伝達）。この通知書は、邑・面・洞長（職場民防衛隊員又は民防衛隊の幹部要員に対する教育訓練、技術及び技能要員の委託教育、転地教育の場合は、市長・郡守・区庁長）から教育訓練の 7 日前までに所属民防衛隊長を経由して本人に直接交付される（本人の同意がある場合は、電子文書又は登記郵便による伝達可）。通知書を受け取った者が教育訓練に参加しなかった場合は、別に消防防災庁長が定めるところにより補充教育訓練を受けなければならない。この場合の通知書は、訓練開始 48 時間前までに交付される。

なお、教育訓練の実施時期については、選挙（大統領、国会議員、地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙）期間中は実施されない。

ウ. 教育及び訓練の命令を受けた者は、これに従わなければならない、教育訓練中の民防衛隊員は、民防衛隊長及び訓練担当教官の教育訓練上の命令に服さなければならない。教育訓練の内容は、消防防災庁長が定めるところにより実施される。

エ. 民防衛隊員に対する教育訓練を担当した教官に対しては、手当又はその他の実費を支給することができる。

② 住民に対する民防衛訓練（民防衛法第 25 条）

消防防災庁長は、毎月 15 日を民防衛の日と定め、住民が民防衛事態に対する対処能力を習得するための民防衛訓練を行うことができる（必要に応じ、日程や実施するか否かを調整可）。住民は民防衛訓練に参加しなければならない、中央官署の長、市・道知事、市長・郡守・区庁長は、参加した公共団体等に対し必要な経費を支援することができる。訓練内容等は以下の通りである（消防防災庁「2013 消防防災主要統計」p17）

《訓練内容》

ア. 全国単位の訓練

- ・民防空待避訓練：年 1 回（8 月）

乙地練習と連携、空襲状況、化学生物放射能状況対備訓練

- ・災難対備訓練：年 2 回（1 月、5 月）

テロ、風水害、地震、停電等災難発生対備訓練

イ. 地域単位の訓練

- ・市・道単位模範訓練：年 1 回（市・道別）

- ・市・郡・区単位模範訓練：年 1 回（市・郡・区別）

市・道、市・郡・区主管のテロ、戦時対備、複合災難対備訓練

《2013 年度民防衛訓練計画》

訓練種目	訓練内容	地域	時期	警報 発令	交通 統制	住民 待避
災難対備訓練	停電対備行動要領 習得	全国	1 月 10 日	○	×	×
災難対備訓練(災難対応 安全韓国訓練と連携)	地震対備訓練	全国	5 月 7 日	○	○	○
民防空訓練 (乙地練習と連携)	戦時国民行動要領 習得	全国	8 月 21 日	○	○	○
市・道単位模範訓練	テロ及び戦時対備、化 学生物放射能状況	市・道別	適正時期	△	×	×
市・郡・区単位模範訓練	戦時複合災難対備	市・郡・区別	適正時期	△	×	×

(6) 動員

- ① 消防防災庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、民防衛事態が発生し又は発生の恐れがあり民防衛隊の動員が必要と認めるときは、民防衛隊の動員を命ずることができる。この場合、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、遅滞なくその事実を消防防災庁長に報告しなければならない(民防衛法第 26 条第 1 項)。

また、邑・面・洞長は、民防衛事態が発生し又は発生が確実にで応急措置をとらなければならない急迫した事情がある場合、民防衛隊の動員を命ずることができる。この場合、遅滞なくその事実を市長・郡守・区庁長に報告しなければならない(民防衛法第 26 条第 2 項)。

【動員の手続き及び方法】(民防衛令第 35 条)

- (1) 動員の時期、地域、対象、事由及び動員中の行動要領等を明確に示し、動員対象の民防衛隊長に動員を下命
- (2) 放送、日刊新聞、市・郡・区、邑・面・洞の掲示板、情報通信網その他の効果的方法で公告(但し、国家安全保障のため特に必要がある場合又は時間的余裕がないときは公告しないことができる。)
- (3) 動員命令を受けた民防衛隊長は、次の方法のうちから状況に適合するもの使って所属民防衛隊員を定められた時間内に動員
 - ・サイレン、打鐘、警笛、信号器
 - ・非常連絡網を通じた口頭伝達
 - ・拡声器を利用した放送及び公告
 - ・書面による個別通知
 - ・情報通信網を利用した通知
- (4) 民防衛事態が広域化又は長期化して収拾が困難な場合は、市・道知事又は市長・郡守・

区庁長、邑・面・洞長は、動員されていなかった民防衛隊員に参加を勧奨（自発的民防衛事態参加）

② 上記①の場合において、次の事由がある者に対しては、職権又は申請により動員を猶予することができる（民防衛法第 26 条第 3 項）。

- (1) 身体障害により動員に応じることができないこと
- (2) 冠婚葬祭、災害その他のやむを得ない事由があること

③ 動員を命令した者は、動員の事由が解消したときは、遅滞なく動員を解除しなければならない（民防衛法第 26 条第 5 項）。

④ 服制等（民防衛令第 36 条、第 37 条）

教育訓練中及び民防衛業務遂行中の民防衛隊員は、民防衛則の定める服装（民防衛帽、民防衛服、民防衛靴、民防衛腕章）を着用し、標識章を着けることができる（次ページの図参照（民防衛則別表 2～別表 6 これらの表中に記されている仕様等の記述は省略）。また、民防衛隊は、民防衛則の定める民防衛隊旗を有することができる。

*次ページ図の帽子の表面の色はライム色で、民防衛の標識章（次ページ右下図）が帽子正面に着けられている。服及びズボンはライム色で、図示した服の他に冬用のジャンパーがある。靴は合成皮革製で色は緑豆色である。腕章（左下図）の材質はビニールで生地は黄色、文字は青色、階級を示す筋は緑色である。腕章は図の上から 3 本筋が隊長用、2 本筋が部隊長以下の幹部用、1 本筋が隊員用である。民防衛の標識（右下図）の生地は白色で、黄色の円形縁取りの中に、黒色で縁取りされた黄色、青色、緑色の 3 つの三角形がデザインされている。

（7）補償等

① 災害等に対する補償（民防衛法第 28 条）

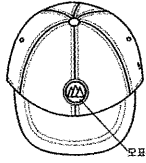
ア. 民防衛隊員として動員され任務を遂行中又は教育訓練の通知書を受けての教育訓練中に負傷した者及び死亡（負傷により死亡した場合を含む。）した者には補償金（「死亡補償金」又は「障害補償金」）が支給され、治療により生業に従事することができない者には「休業補償金」が支給される。補償に要する費用は、国家又は地方自治団体が負担する（消防防災庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長が動員命令を発した場合の業務遂行中の死傷＝国家又は当該地方自治団体が負担、教育訓練中又は邑・面・洞長が動員命令を発した場合の業務遂行中の死傷＝当該市・郡・区が負担。市・郡・区が負担する場合は、市・道がその費用の全部又は一部を補助（民防衛令第 39 条））。

(民防衛則別表 2～別表 6)

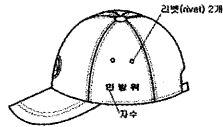
[별표 2]

민방위 모자의 제식(제46조제1호 관련)

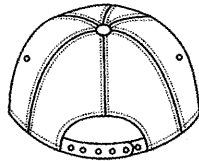
가. 앞면



나. 옆면



다. 뒷면



[별표 4]

민방위 신발의 제식(제46조제3호 관련)



[별표 5]

민방위 완장의 제식(제46조제4호 관련)

○대장

(단위 : cm)



○부대장 이하 간부



○대원

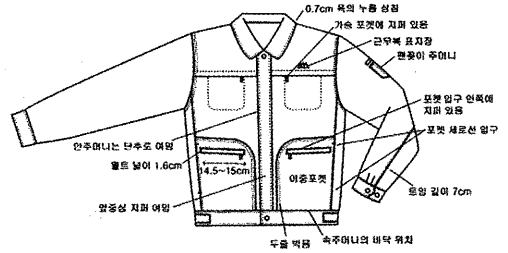


[별표 3]

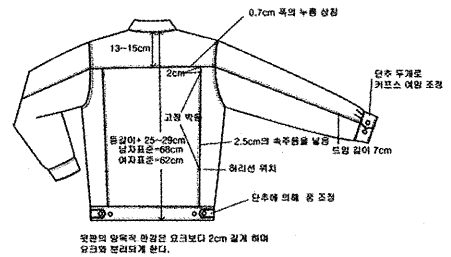
민방위복의 제식(제46조제2호 관련)

1. 근무복 상의

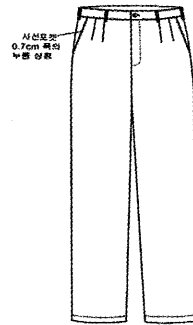
가. 앞면



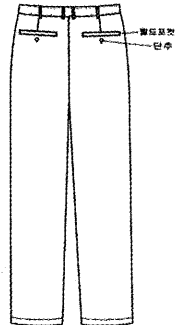
나. 뒷면



가. 앞면



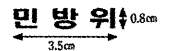
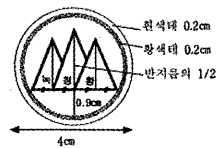
나. 뒷면



[별표 6]

민방위 표지장의 제식(제46조제5호 관련)

가. 모자 표지장



イ. 補償金額は次のとおり（民防衛令第 38 条、第 40 条）。

(1) 死亡補償金

雇用労働部が調査・公表する全産業月平均賃金総額（死亡した年の前年度を基準）の 36 倍に相当する金額

(2) 障害補償金

障害等級（1 級～6 級）に応じ、死亡補償金の 12/12～6/12 の金額

(3) 休業補償金

統計庁が毎年調査・公表する「都市家計費及び農家家計費」を平均した金額の 60/100 相当額を日割り計算した金額に治療のため休業した日数を乗じた金額（支給期間は 2 年以内）

② 補償及び治療（民防衛法第 29 条）

民防衛隊員として動員され任務を遂行中又は教育訓練の通知書を受けての教育訓練中に負傷した者及び死亡（負傷により死亡した場合を含む。）した者の遺族に対して、「国家有功者等礼遇及び支援に関する法律」又は「報勲補償対象者支援に関する法律」が適用される。具体的には、戦傷軍人若しくは公傷軍人又は戦没軍人若しくは殉職軍人の遺族とみなされ、同様の補償・治療が行われる（民防衛令第 42 条）。

③ 実費弁償等（民防衛法第 30 条）

転地教育訓練を受けた民防衛隊要員に対しては、給食を提供し又はその他の実費（食費、宿泊費、交通費）を支給しなければならない。

動員された民防衛隊員に対しては、給食を提供し又はその他の実費（食費、宿泊費、交通費）を支給することができる（動員はされなかったが民防衛事態の収拾に参加（自発的民防衛事態参加）した者も同様）。

動員された民防衛隊員が重装備等の機械・器具を使用した場合、その使用料を支給することができる。

④ 応急措置と補償（民防衛法第 32 条）

ア. 消防防災庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、民防衛事態が発生し又は発生することが確実で民防衛のための応急措置をとるべき急迫した事由があるときは、民防衛に必要な範囲で以下の措置を取ることができる。但し、応急措置を求める時間的余裕がない場合は、必要な措置を直接行うことができ、また、応急措置命令に従わない場合は代執行を行うことができる。

(1) 住民の避難、人馬の通行、鉄道、軌道、車両その他交通手段による人又は物の移動並びに灯火及び音響の制限又は禁止命令

(2) 民防衛上支障がある施設、物及び事業の管理者、所有者又は事業者に対し、施設等の改善、移転、分散、疎開又は転換の命令

(3) 民防衛上支障がある営業その他業務の禁止、制限及び民防衛上どうしても必要な営業
その他業務の継続・再開の命令

(4) 他の者の土地、建物、工作物、施設、装備その他物品の一時使用又は任務遂行に支障
がある障害物の変更、除去の命令若しくは措置

イ. 上記ア(2)～(4)の措置により損失を被った者は、その処分を行った行政機関の長に対し
補償を求めることができる。この場合、処分を行った行政機関の長が損失を被った者と
協議するが、協議が成立しない場合は、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関す
る法律」による管轄土地収用委員会に裁決を求めることができる。

(8) 收拾及び復旧

消防防災庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、民防衛事態が発生した場合は、次
の措置を取らなければならない（民防衛法第 32 条の 2）。

(1) 人命救助

(2) 鎮火、水防その他の応急措置

(3) 被害施設の応急復旧、防疫、防犯

(4) 臨時住居施設、生活必需品の提供その他の救護措置

(5) その他收拾及び復旧と関連し、中央民防衛協議会及び地域民防衛協議会において審議・決
定された事項

(9) 民防衛の警報

消防防災庁長、市・道知事、市長・郡守・区庁長又は接堺地域（北朝鮮との間の非武装地
帯等にある市・郡）の邑長、面長、洞長は、民防衛事態が発生し若しくは発生する恐れがあ
るとき又は民防衛訓練を実施するときは民防衛警報を発することができる。また、消防防災
庁長、市・道知事は、迅速な民防衛警報の発令と伝達のため、民防衛警報統制所を設置・運
用しなければならない（民防衛法第 33 条）。

民防衛警報には、「民防空警報」と、その他の災難時に発令される「災難警報」の 2 種類が
ある。民防衛警報の発令は、具体的には以下のように行われる（民防衛令第 55 条）。

(1) 市・道知事：2 以上の市・郡・区にまたがって民防衛事態が発生し又は発生する恐れがあ
る場合

(2) 市長・郡守・区庁長：当該市・郡・区においてのみ民防衛事態が発生し又は発生する恐れ
がある場合

(3) 接堺地域の邑長、面長、洞長：当該邑・面・洞においてのみ民防衛事態が発生し又は発生
する恐れがある場合

なお、このほか、洪水の際の災難警報は地方国土管理庁長が、ダム等の水門開放に係る災
難警報はダム等の設置者（管理者）が発することができる。

○ 参考文献等

- ・「재난관리론 (災難管理論)」 이재은 (イ・ジェウン) 他 [대영문화사發行]
- ・「소방행정학개론 (消防行政學概論)」 著者: 양기근 (ヤン・キグン)、류상일 (ユ・ソンイル)、송윤석 (ソン・ユンソク)、이주호 (イ・ジュホ)、박정민 (パク・ジョンミン) [대영문화사發行]
- ・「소방학개론 (消防學概論)」 정경문 (チョン・ギョンムン)、김선진 (キム・ソンジン)、박형주 (パク・ヒョンジュ)、백은선 (ペク・ウンソン)、우상철 (ウ・サンチョル)、정성균 (チョン・ソンギョン)、정용태 (チョン・ヨン테) 著 [동화기술發行]
- ・「소방학개론 (消防學概論)」 조동훈 (チョ・ドンフン)、강찬석 (カン・チャンソク)、김선진 (キム・ソンジン)、백민호 (ペク・ミノ)、서병택 (ソ・ビョンテク)、우성천 (ウ・ソンチョン)、최규철 (チェ・キュチュル)、한상철 (ハン・サンチョル)、황재호 (ファン・ジェ호) 共著 [신광문화사發行]
- ・「재난관리론 (災難管理論)」 김태환 (キム・テファン) 著 [백산출판사發行]
- ・「방재학개론 (防災學概論)」 이재준 (イ・ジェジュン)、심재현 (심・ジェヒョン)、김지태 (キム・ジ테) 共著 [동화기술發行]
- ・「韓國의 地方自治」 [財自治體國際化協會發行]
- ・「클레아레포트 No. 349 消防体制の日韓比較と韓國中央 119 救助隊の紹介」 [財自治體國際化協會發行]
- ・消防防災庁「2013 消防行政資料及び統計」、「2011 消防行政資料及び統計」
- ・消防防災庁「2013 消防防災主要統計」、「2012 消防防災主要統計」
- ・消防防災庁「2013 業務報告 安全韓國 國民幸福」
- ・消防防災庁「2013 年業務推進計画」、「2012 年業務推進計画」
- ・消防防災庁「2014 年度予算概要」、「2013 年度予算概要」「2012 年度予算概要」
- ・中央消防学校「2013 年度教育訓練計画」、「2012 年度教育訓練計画」
- ・中央民防衛防災教育院「2014 年課程別教育日程」
- ・中央 119 救助団「2013 主要業務推進計画」、「2012 主要業務推進計画」
- ・中央 119 救助団「2012 年度中央 119 救助団教育訓練計画」、
- ・ソウル市消防災難本部「2013 主要業務計画」、「2012 主要業務計画」
- ・江原道消防本部「2013 消防行政統計年報」
- ・安全行政部「公務員年金主要統計資料」
- ・国家安全管理基本計画 (第 2 次基本計画 [2010-2014])
- ・韓國政府法制處法令情報センター法令検索
<http://www.law.go.kr/lsAstSc.do?menuId=9&dataCls=lsAstSc&tabNo=1&cptOfiCd=1312000#cpt0fi1312000>
- ・關係各機關ホームページ

概 刊

海外消防情報シリーズ 1	イギリスの消防事情（新版）	A 4 版	本文	1 5 4 頁
海外消防情報シリーズ 2	ドイツの消防事情（新版）	A 4 版	本文	1 0 8 頁
海外消防情報シリーズ 3	フランスの消防事情（新版）	A 4 版	本文	9 5 頁
海外消防情報シリーズ 4	アメリカの消防事情（改訂版）	A 4 版	本文	9 1 頁
海外消防情報シリーズ 5	韓国の消防事情（新版）	A 4 版	本文	2 1 7 頁
海外消防情報シリーズ 6	中国の消防事情	A 4 版	本文	4 2 頁
海外消防情報シリーズ 7	フィリピンの消防事情	A 4 版	本文	4 8 頁
海外消防情報シリーズ 8	マレーシアの消防事情	A 4 版	本文	5 2 頁
海外消防情報シリーズ 9	インドネシアの消防事情	A 4 版	本文	6 6 頁
海外消防情報シリーズ 1 0	ベトナムの消防事情	A 4 版	本文	6 1 頁
海外消防情報シリーズ 1 1	オーストラリアの消防事情	A 4 版	本文	6 1 頁
海外消防情報シリーズ 1 2	タイの消防事情	A 4 版	本文	4 7 頁
海外消防情報シリーズ 1 3	シンガポールの消防事情	A 4 版	本文	4 5 頁

海外消防情報シリーズ 5

韓国の消防事情（新版）

発 行 平成 26 年 3 月

著 者 田中 健

企画・発行 海外消防情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

（一財）日本消防設備安全センター内

電 話（03）3501-7925

F A X（03）3501-7903

無断転載禁ずる